

いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと
～いっしょに育む「希望郷いわて」～

(案)

第 2 期アクションプラン [政策編]
平成 23 年度 (2011 年度) ～平成 26 年度 (2014 年度)

岩 手 県

目次

はじめに

1	プランの策定趣旨	1
2	プランの期間	1
3	プランの構成	2
4	プランの推進	3

政策編

政策推進目標

1	これまでの成果と課題（政策推進目標の評価）	7
2	政策推進目標	8
3	岩手の未来をつくる7つの政策の基本的考え方	11
4	政策編の構成	12
	ー 各政策項目の記載イメージ（様式）	14

I 産業・雇用 ～「産業創造県いわて」の実現～

◆	これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	18
◆	今後の方向性	19
1	国際競争力の高いものづくり産業の振興	20
2	食産業の振興	22
3	観光産業の振興	25
4	地場産業の振興	28
5	次代につながる新たな産業の育成	30
6	商業、サービス業の振興	33
6-2	中小企業の経営力の向上	36
7	海外市場への展開	39
8	雇用・労働環境の整備	41

II 農林水産業 ～「食と緑の創造県いわて」の実現～

◆これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	46
◆今後の方向性	47
9 農林水産業の未来を拓く経営体の育成	48
10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	53
11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大	59
12 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立	63
13 環境保全対策と環境ビジネスの推進	67

III 医療・子育て・福祉 ～「共に生きるいわて」の実現～

◆これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	72
◆今後の方向性	73
14 地域の保健医療体制の確立	74
15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備	79
16 福祉コミュニティの確立	83

IV 安全・安心 ～「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現～

◆これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	90
◆今後の方向性	91
17 地域防災力の強化	92
18 安全・安心なまちづくりの推進	94
19 食の安全・安心の確保	97
20 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化	99
21 多様な市民活動の促進	101
22 青少年の健全育成	103
23 男女協働参画の推進	105

V 教育・文化 ～「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現～

◆これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	108
◆今後の方向性	109
24 家庭・地域との協働による学校経営の推進	110

25	児童生徒の学力向上	113
26	豊かな心を育む教育の推進	116
27	健やかな体を育む教育の推進	119
28	特別支援教育の充実	122
29	生涯を通じた学びの環境づくり	125
30	高等教育の連携促進と機能の充実	127
31	文化芸術の振興	130
32	多様な文化の理解と交流	133
33	豊かなスポーツライフの振興	136

VI 環境 ～「環境王国いわて」の実現～

◆	これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	140
◆	今後の方向性	141
34	地球温暖化対策の推進	142
35	循環型地域社会の形成	145
36	多様で豊かな環境の保全	148

VII 社会資本・公共交通・情報基盤 ～「いわてを支える基盤」の実現～

◆	これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	154
◆	今後の方向性	155
37	産業を支える社会資本の整備	156
38	安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備	160
39	豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	164
40	社会資本の維持管理と担い手の育成・確保	168
41	公共交通の維持・確保と利用促進	171
42	情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進	173

— 巻末資料 —

	目指す姿指標一覧表	176
--	-----------	-----



はじめに

1 プランの策定趣旨

県では、これまで、いわて県民計画に掲げた「希望郷いわて」の実現を目指して、重点的・優先的に取り組む政策などを具体的に示した第1期アクションプランを定め、プランに基づいた施策の着実な実施を図ってきました。

第2期アクションプランは、第1期アクションプランの取組の成果を検証し、そこで明らかになった課題や、本県を取り巻く社会・経済情勢の変化などに的確に対応するため策定したものです。政策評価において十分な成果に結びついていない施策等については、その要因や課題の分析を行うとともに、第2期アクションプランにおいて県民みんなの目指す姿や目標値を明確にしながらか、「その実現のために何をすべきか」という課題解決型の政策体系を構築して、今後4年間に行うべき施策等を選択・集中して推進します。

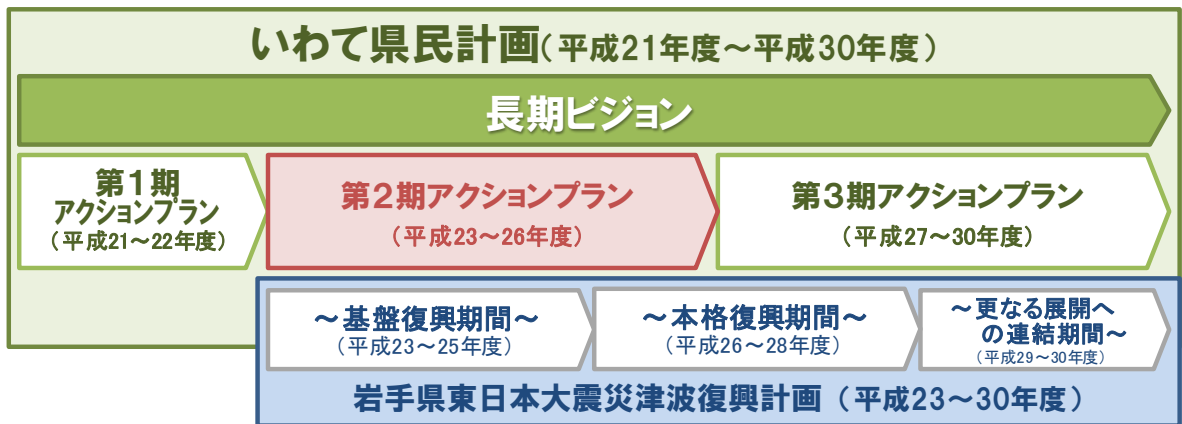
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波からの復興に向け、同年8月に「岩手県東日本大震災津波復興計画」（以下「復興計画」という。）を策定したところですが、第2期アクションプランをこの復興計画と軌を一にしながら推進することにより、歴史や文化、伝統などに育まれた地域社会に根ざした復興、多様な主体の参画による開かれた復興をなし遂げていくものです。

なお、復興計画は、東日本大震災津波を踏まえ、復興に関し、優先的に取り組む施策を盛り込んでいる計画であるのに対し、いわて県民計画は、復興施策も含めた県行政の全般にわたる政策や施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めている計画です。第2期アクションプランの策定に際して、東日本大震災津波の発生に伴い、長期ビジョンを見直す必要がないか岩手県総合計画審議会のご意見も伺いながら点検を行ったところですが、長期ビジョンは、長期的な視点に立ち、東日本大震災津波以降も変わることのない地域資源を活用した岩手のあるべき姿を示しているものであり、東日本大震災津波からの復興、さらにはその先にある「希望郷いわて」の実現に向けて、両計画を着実に推進していくものです。

2 プランの期間

いわて県民計画第2期アクションプランの対象期間は、平成23年度（2011年度）から平成26年度（2014年度）の4年間です。

なお、復興計画においては、平成23年度から平成25年度までを第1期（復興基盤期間）、平成26年度から平成28年度までを第2期（本格復興期間）と計画期間を定めており、第2期アクションプランにおける復興関連施策についても、復興計画に掲げた短期的な取組をはじめ、中期的な取組とも整合性を図りながら、復興が着実に達成されるよう進めていきます。



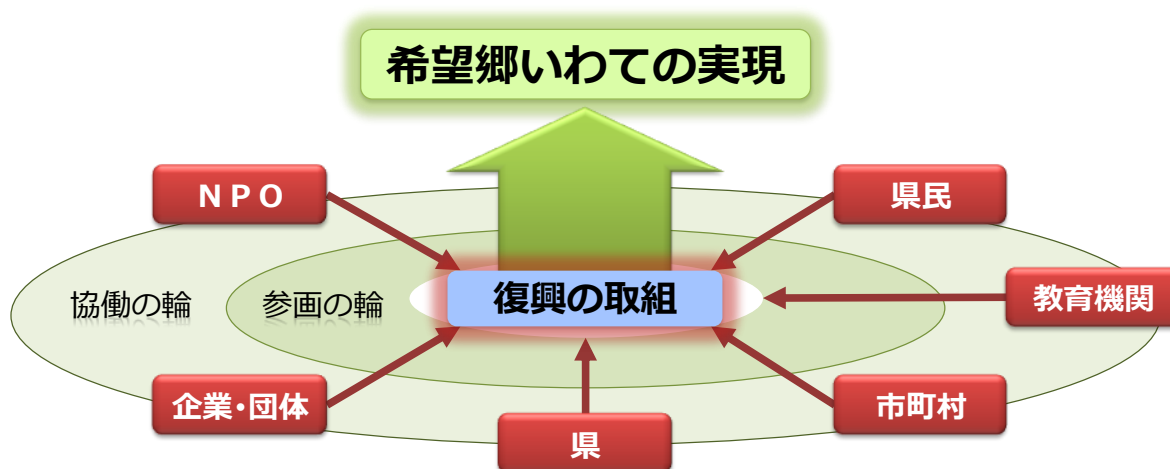
3 プランの構成

第2期アクションプランは、東日本大震災津波からの復旧・復興を進め、さらには、その先にある「希望郷いわて」の実現に向けて、次の3編の中で具体的取組等を示すものであり、新しい公共など多様な主体との協働による推進を図りながら、復興の取組を地域の振興へとつなげていきます。

政 策 編	<p>長期ビジョンに示した7つの政策に基づき、優先的・重点的に取り組む42の政策項目について、地域社会の構成主体が一体となって取り組む「みんなで目指す姿」や「目指す姿を実現するための取組」のほか、「取組に当たっての協働と役割分担」、「県の具体的な推進方策(工程表)」により示します。</p> <p>政策項目には、復興計画の「復興に向けた具体的取組」の内容を盛り込んでおり、特に甚大な被害を受けた沿岸地域の復興を最重要課題として取り組むとともに、内陸地域の活力が沿岸地域の復興を支えていくことにも十分配慮し、個々の施策については、復興との関連性や優先度を考慮しながら推進していきます。</p>
地 域 編	<p>4広域振興圏の目指す将来像の実現に向けて取り組む重点施策について、地域社会の構成主体が一体となって取り組む「みんなで目指す姿」や「目指す姿を実現するための取組」のほか、「取組に当たっての協働と役割分担」、「県の具体的な推進方策(工程表)」により示します。</p> <p>計画を推進するに当たっては、地域社会を構成するあらゆる主体が総力を結集し地域の価値を高めていくという「地域経営」の考え方にに基づき、各地域の主体性や創意が十分に発揮される取組を推進していきます。</p>

「希望郷いわて」を支える県政の運営に当たっての基本姿勢について、長期ビジョン第7章に掲げた4つの基本方針ごとに「取組の方向性」と「推進方策」により示します。

なお、東日本大震災津波に伴う状況変化を踏まえ、復興を支える人材育成、限られた財源や人的資源の効果的活用、新しい公共の推進、市町村との連携強化など、震災からの復興を支える「財政運営と人・組織・仕組みづくり」に重点を置いた取組を推進します。



4 プランの推進

(1) 県民をはじめ多様な主体と一体となった取組の推進

第2期アクションプランの推進に当たっては、県はもとより、「いわて県民計画」に掲げた「地域経営」の考え方を踏まえ、県民、企業、NPO、市町村など、地域社会を構成する多様な主体が、共に支え合いながら、総力を結集していくことが重要です。

このため、県においては、東日本大震災津波の被災者支援におけるNPOやボランティア等が果たした重要な役割や「新しい公共」に対する意識の醸成などを踏まえ、協働を拡大する取組や民間力、地域力が発揮できる取組を推進していきます。

このような取組を通じて、多様な主体の参画によるプランの推進を図り、復興の取組を地域の振興へとつなげながら、「希望郷いわて」の実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 第2期アクションプランの進行管理と弾力的な見直し

厳しい財政状況の中で、財源の確保に努めるとともに、計画の実効性を高めていくためには、立案した計画に基づき、施策を着実に実施し、その評価を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

このため、プランの進行管理に当たっては、別図に示した政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

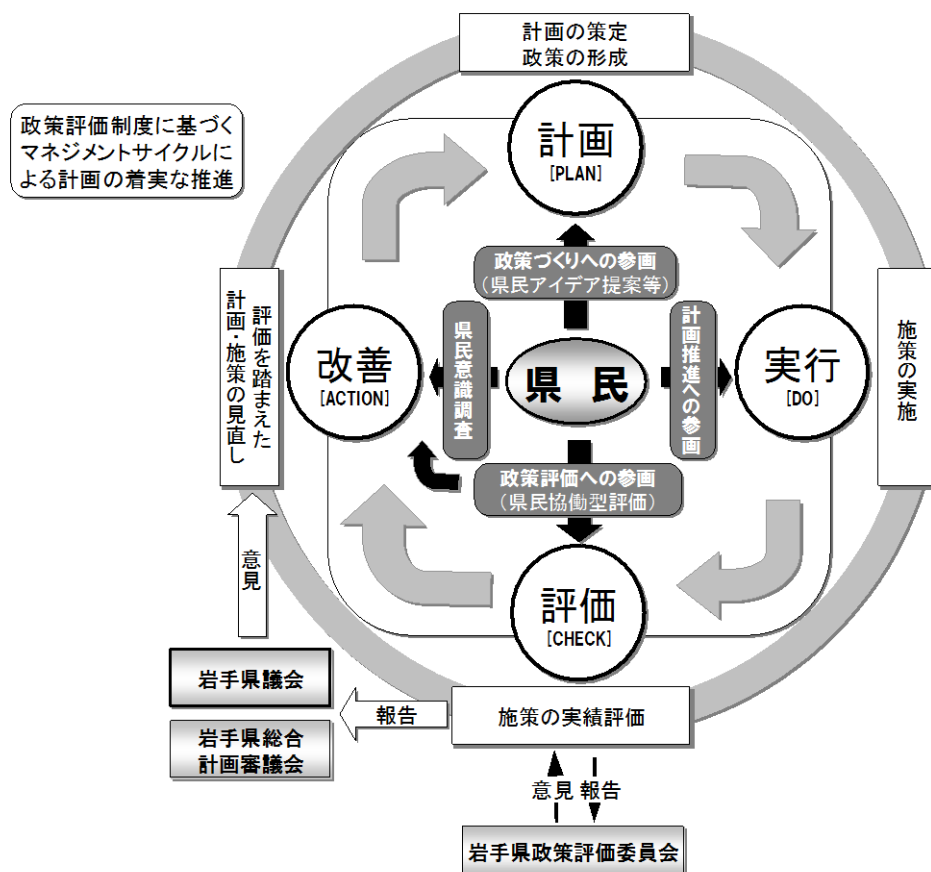
県民みんなが一緒に行動し、実現させていく計画とするため、具体的な取組、事業の企画・立案に当たって、県民の皆さんからアイデアを募集するなど、県民の皆さんの政策づくりへの参画を進めていきます。

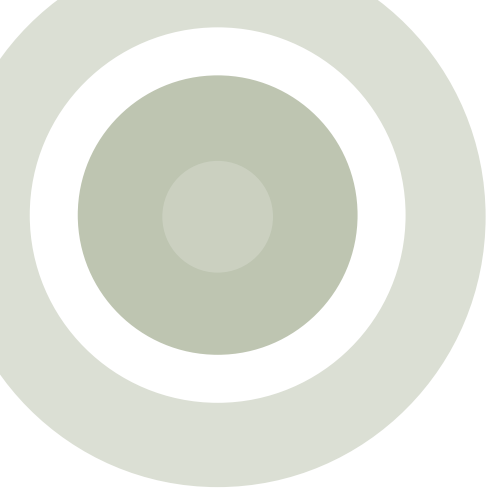
また、県民視点に立った計画の進行管理とするため、毎年度実施する「県の施策に関する県民意識調査」を活用し、計画に掲げる政策項目ごとに県民の皆さんが考える「重要度」、「満足度」及び「ニーズ度」を把握し、その結果を施策の見直しに反映させます。

さらに、県が自ら行う内部評価とは異なる視点と仕組みで、NPO等の民間の方々が、より県民の実感に近い視点で県施策の評価、政策提言を行う「県民協働型評価」を進めていきます。

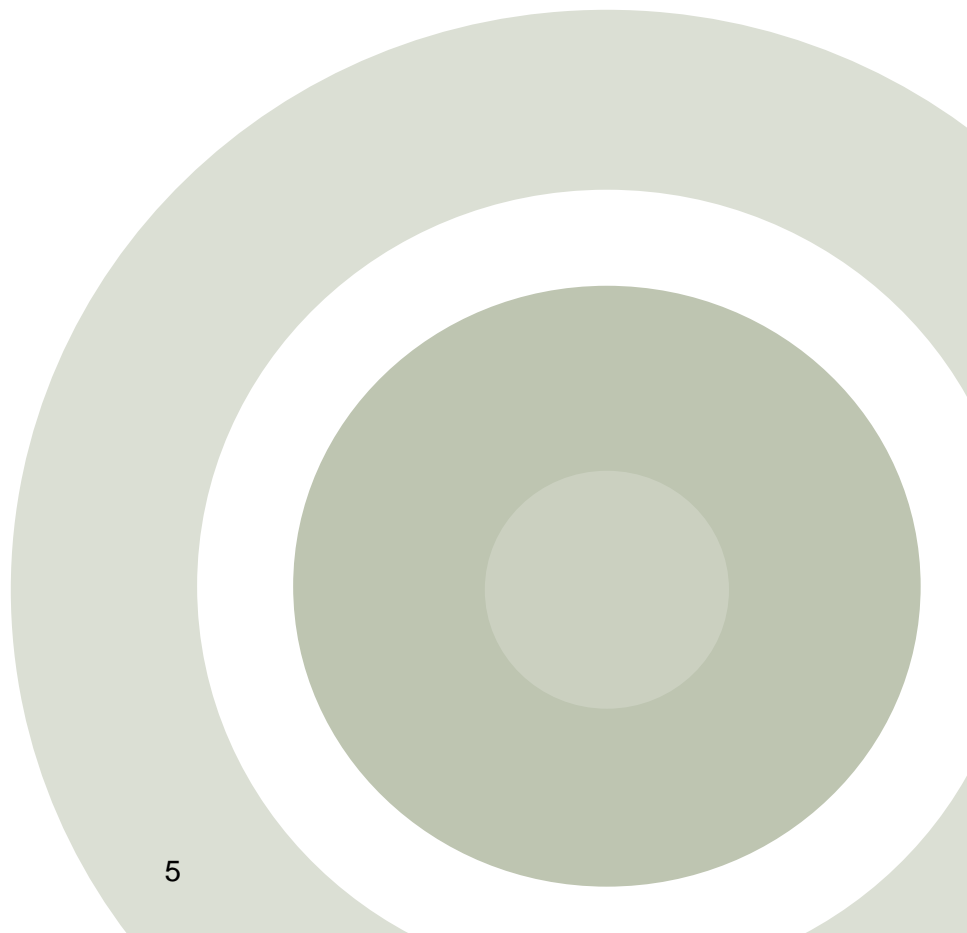
政策評価の結果については、外部の有識者で構成する岩手県政策評価委員会の意見を伺うとともに、県議会や岩手県総合計画審議会に報告し、政策評価等を踏まえた課題やその解決方向などについて、幅広く意見を伺います。

プランについては、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、内容を見直すなど、弾力的に対応していきます。





政策編





政策推進目標

1 これまでの成果と課題（政策推進目標の評価）

第1期アクションプランでは、計画期間である2年間を長期ビジョンで岩手の未来を拓く3つの視点として掲げた「ゆたかさ」「つながり」「ひと」を育むための基盤づくりの期間と位置付け、特に重点的に取り組む政策推進目標とそれを具体的に示す5つの目標を掲げ、「希望郷いわて」の実現に向けた政策等を推進してきたところです。

（政策推進目標）

**県民の「仕事」と「暮らし」を守るとともに、
「ゆたかさ」「つながり」「ひと」を育むための基盤をつくる**

- 雇用環境：求人不足数を改善する。
- 県民所得：国民所得に対する県民所得水準の乖離を縮小する。
- 地域医療：病院勤務医師数の減少傾向に歯止めをかけるとともに、救急患者における軽症患者の割合を減らす。
- 人口：地域活力の低下をもたらす人口の社会減に歯止めをかける。
- 岩手の未来を拓く「ゆたかさ」「つながり」「ひと」の基盤形成
：あらゆる分野で“ゆたかさ”、“つながり”、“ひと”をはぐくむための「きっかけ」「仕掛け」づくりに取り組む。

また、県では、政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号）第8条の規定に基づき、いわて県民計画アクションプラン（政策編）を対象として、政策評価を実施しています。

平成23年11月に実施した政策推進目標に係る評価の結果は、次のとおりです。

5つの目標のうち「雇用環境」については、緊急雇用創出事業等の推進により雇用創出に取り組んだ結果、求人不足数は改善の傾向がみられます。しかし、震災の影響により雇用環境の悪化がみられるなど、引き続き雇用労働環境の改善に取り組む必要があります。

「県民所得」については、経済・雇用の悪化が続いているため、平成21年度の県民所得は減少しましたが、国民所得の減少幅より小幅にとどまっていることから、県民所得と国民所得との乖離は縮小しています。平成22年度の県民所得もこうした経済の低迷の影響を受け、厳しい状況となることが見込まれることから、厳しい経済環境に十分配慮した機動的な対策を講ずるとともに、本県の特性を生かした産業振興等に取り組む必要があります。

「地域医療」については、平成 22 年度の医師養成・招聘等による医師確保数が目標を達成し、人口 10 万人当たりの病院勤務医師数の増加が見込まれますが、医師の地域偏在・診療科偏在の解消には至っていないことから、引き続き医師確保対策や勤務医の離職防止に向けた勤務環境改善などに取り組む必要があります。また、救急患者における軽症患者の割合が減少していることから、県民の適正な受診に関する意識は高まっていると考えられますが、今後も更に県民が症状や医療機関の役割に応じた受診行動を行うよう促していく必要があります。

「人口」については、社会減の減少幅が縮小していますが、依然として高い水準にあることから、引き続き、活力ある地域産業の振興、子育て環境の充実や県内求人数の増加を促進するための雇用の場の確保、地域を支える人材の育成などに取り組む必要があります。

「岩手の未来を拓く『ゆたかさ』『つながり』『ひと』の基盤形成」については、「元気なコミュニティ 100 選」による活動事例の情報発信、「岩手県 I 援隊運動」の推進、地域医療や温暖化防止等に係る県民運動の推進、地域や産業を担う人材の育成などの取組により、「希望郷いわて」に向けた基盤形成が図られつつあります。

2 政策推進目標

いわて県民計画では、岩手の可能性としての「強み」や、課題としての「弱み」を把握した上で、「ゆたかさ」、「つながり」、「ひと」を岩手の未来を拓く 3 つの視点として掲げ、「私たちが実現していきたい岩手の未来」に向け、様々な取組を展開してきたところですが、東日本大震災津波の発災により、雇用環境の厳しさなどの「弱み」が更に顕在化しています。一方で、被災地支援による交流の拡大や復興道路の整備、平泉の文化遺産の世界遺産登録をはじめとして、本県の新たな「強み」が創造される可能性も出てきています。

こうしたことから、第 2 期アクションプランの計画期間の 4 年間は、東日本大震災津波からの復興を進め、第 1 期アクションプランにおいて緊急かつ重要な課題と位置付けた「雇用の維持・創出」、「地域経済の活性化」、「地域医療の確保」に引き続き注力しながら、県民の「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」を守っていくとともに、多様な主体の協働と参画による「希望郷いわて」を実現するため、復興の取組を地域の振興につなげていく期間と位置付けます。

また、政策評価結果から導き出されたこれまでの成果と課題も踏まえつつ、この4年間で特に重点的に取り組む政策推進目標と、それを具体的に示す6つの目標を掲げます。

この目標については、関連する個別の政策の推進はもとより、アクションプラン全体を推進していくことにより達成していくものです。

(政策推進目標)

**東日本大震災津波からの復興を進め、本県の地域資源を生かし、
県民の「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」を守る**

■人 口【継続】：地域活力の低下をもたらす人口の社会減に歯止めをかける。

県外からの転入者数と県外への転出者数の差（社会増減）は、平成22年には△4,175人となっており、平成20年の△6,673人、平成21年の△5,982人と比較して、3年連続で減少幅が縮小しています。しかし、依然として社会減は高い水準にあることや、東日本大震災津波により沿岸部の転出者の増加が懸念される状況にあることから、引き続き、人口の社会減に歯止めをかけます。

■県民所得【継続】：国民所得に対する県民所得水準の乖離を縮小する。

本県の一人当たり県民所得の水準は、一人当たり国民所得に対し、平成21年度には83.2%となっており、平成19年度の80.5%、平成20年度の81.6%と比較して、乖離は縮小しているものの、経済の低迷の影響を受け、県民所得は減少している状況にあることから、引き続き、産業振興に向けた取組などを強化することにより、国民所得に対する県民所得水準の乖離の縮小を目指します。

※ 一人当たり県民所得

雇用人報酬と企業所得等を合計し、県の総人口で割って算出するものであり、地域全体の経済力を示す指標として広く使われています。

■雇用環境【継続】：求人不足数を改善する。

緊急雇用創出事業等の推進により雇用創出に取り組んだ結果、平成22年度の求人不足数は18,934人と、前年度に比較して6,189人減少し、改善の傾向が見られます。しかし、平成23年度第1四半期の求人不足数は23,730人と、前年同期に比較して増加しており、東日本大震災津波の影響により沿岸部を中心に雇用情勢は、依然、厳しい状況にあることから、引き続き、求人不足数の改善に取り組めます。

■地域医療【継続】：病院勤務医師数の減少傾向に歯止めをかけるとともに、医療機関の診療時間外において適正な受診行動を実践する県民が増えるようにする。

- ・平成 20 年度の人口 10 万人当たりの医師総数は 191.9 人、同じく人口 10 万人当たりの病院勤務医師数は 114.3 人と、いずれも平成 18 年度に比較して増加しています。しかし、医師の地域偏在や診療科偏在など、依然として地域医療は深刻な状況にあることから、引き続き、医師確保対策や病院勤務医の定着に向けて取り組みます。
- ・平成 22 年度の県立病院における救急患者総数は 150,921 人、同じく救急患者総数のうち当日帰宅措置患者の割合は 78.3%となっており、いずれも前年度に比較して減少していますが、病院勤務医師の負担軽減を図るため、地域医療を支える県民運動の取組などにより、引き続き、医療機関の診療時間外における適正な受診を促進していきます。

■再生可能エネルギー【新規】：県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合を増やす。

県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合は、平成 21 年度には 12.3%と、平成 20 年度に比較して増加しています。原子力発電所事故の影響により、今後も、電力需給のひっ迫が予想されており、地域における省エネルギー活動や節電の取組を進めるとともに、地域が一定のエネルギーを賄えるような自立・分散型の電力供給の仕組みを構築していく必要があります。そのため、本県に豊富に賦存する地域資源を活用し、住宅・事業所等への太陽光発電の導入や、大規模発電施設の立地促進など、県民や事業者、行政等が一体となって、県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合の増加を目指します。

■防 災【新規】：安全・安心な社会基盤の整備を進め、地域の防災力を高めるとともに、防災文化を醸成する。

東日本大震災津波からの復興を進めるとともに、防災施設等のハード整備と地域防災力の向上等のソフト施策を効果的に組み合わせ、災害に強い県土づくりを全県的に進めることが重要です。このため、復興道路や防潮堤等の整備をはじめ、土砂災害対策施設の整備、住宅・学校施設等の耐震化などを進めるとともに、地域の安全を守る自主防災組織の組織率を高めます。また、災害が発生した際のこころのケア対策や、安心して学べる環境づくりを進めます。さらに、全ての学校で「いわての復興教育」を実施し、県民が自らの身を自ら守る防災意識の向上や避難行動を促す取組を防災文化として醸成します。

3 岩手の未来をつくる7つの政策の基本的考え方（長期ビジョンからの再掲）

I 産業・雇用

岩手の多彩な資源と知恵を生かした産業、地域や分野を越えた産業が展開されるとともに、一人ひとりの能力や、やる気を生かした雇用が確保されるなど「産業創造県いわて」の実現を目指します。

II 農林水産業

本県の地域経済社会を支え、持続的に発展できる農林水産業と、いきいきとした農山漁村を確立し、生産者や消費者がその豊かさ・恵みを実感できる「食と緑の創造県いわて」の実現を目指します。

III 医療・子育て・福祉

子どもから高齢者まで、また、病気や障がい等の有無に関わらず、それぞれの力を生かし、共に助け合いながら、いきいきと暮らすことができる「共に生きるいわて」の実現を目指します。

IV 安全・安心

多発する自然災害に対する防災力の強化や犯罪のないまちづくりの推進、食の安全の確保などに取り組むとともに、地域コミュニティの活性化や市民活動の促進、次代を担う青少年の育成、男女共同参画の推進など、「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現を目指します。

V 教育・文化

学校教育の充実、社会教育、生涯学習、スポーツの振興や国際交流の推進などにより、将来の岩手を担う人材を育成するとともに、多彩な本県の文化芸術をはぐくみ、創造・継承することで、「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現を目指します。

VI 環境

全国有数の森林資源を有するなど、岩手の地域特性を踏まえた低炭素社会や、3Rを基調とした循環型地域社会が形成されるとともに、良好な環境の保全や自然との共生の取組が活発に行われ、将来にわたって豊かさを実感できるよう、「環境王国いわて」の実現を目指します。

Ⅶ 社会資本・公共交通・情報基盤

人口減少・少子高齢化が進行し、投資余力も限られる中で、社会資本の整備、利活用を効果的に進めるとともに、持続可能な公共交通体系の構築や、県民だれもがその恩恵を同じように享受できる情報通信基盤の整備など、「いわてを支える基盤」の実現を目指します。

4 政策編の構成

長期ビジョンに示した「希望郷いわて」の実現を目指し、岩手の未来をつくる7つの政策のもとに、42の政策項目を設定しています。

また、各政策項目の内容は、県民はもとより、NPOや企業、市町村、県など地域社会のあらゆる構成主体が一体となって実現する「みんなで目指す姿」や、その姿を表す「目標数値」を掲げた上で、その実現に向けて構成主体が取り組む「目指す姿を実現するための取組」と「役割分担」とともに、県が中心となって行う取組を「県の具体的な推進方策(工程表)」により示します。(14ページの様式(イメージ)を参照。)

各政策項目の記載イメージ（様式）

■政策項目 No.

21

■政策項目の名称

多様な市民活動の促進

■ビジョンにおける7つの分野

IV 安全・安心

1 みんなで目指す姿

■みんなで目指す姿：ビジョンの「政策推進の基本方向」を踏まえ、平成26年度までの当該政策項目の目指す姿を記載しています。

■目指す姿指標

平成26年度までの姿を表す「目標数値（指標）」、さらには目標値設定の考え方を記載しています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎NPO法人数（累計）	349 法人	365 法人	383 法人	401 法人	419 法人

【目標値の考え方】

平成20～22年度のNPO法人数の伸び率が、目標年次ま

現状値(H23)の欄の「◎」等の標記は、基準年度以外の年度の実績値を示しています。

現状

- 東日本大震災の被災地におけるNPO、企業などの多様な主体による自発的な救援・復興活動が盛んに行われています。

目指す姿をより体現する指標を「主たる指標」として定め、これを「◎」印で示しています。

- 復興活動をはじめ、保健・福祉活動やまちづくりなど、地域における諸課題の解決に向けて、多様な主体が協働して取り組んでいます。

- 平成22年度以降、被災地におけるNPO、企業などの多様な主体による自発的な救援・復興活動が盛んに行われています。関係するアンケート調査において、活動資金の不足が課題として挙げられており、運営基盤が不安定なNPOが多く見受けられます。

■現状：当該政策項目を取り巻く現状として、強み・可能性、弱み、課題について、統計データなども用いながら具体的に記載しています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

多様な主体が地域課題を解決するために協働して取り組む「新しい公共」の拡大と定着に向け、県民等に対する情報提供の充実を図るとともに、「新しい公共」の取組を支援する仕組みを構築します。

また、市民活動を促進する人材の育成や運営基盤強化に向けた取組など、NPOの持続的な活動を支援します。

■目指す姿を実現するための取組：目指す姿の実現に向けて、地域社会の構成主体が一体となって取り組む内容について、「基本方向」と「主な取組内容」により示しています。

主な取組内容

- ① 「新しい公共」の拡大と定着に向けた普及啓発
 - ・復興活動をはじめとした市民活動についての情報収集、情報発信などにより、県民の市民活動への参加を促進します。
 - ・「新しい公共」の取組を支援する仕組みを作り、多様な主体による復興活動等を推進するとともに、各種団体間の連携を強化します。
- ② 「新しい公共」を担うNPOへの支援機能の充実
 - ・NPOが持続的に活動できるよう、市民活動のリーダー・サポートする人材を育成するとともに、安定した活動資金を確保するためのノウハウの提供や、寄附金等によるNPOへの助成の仕組みの構築等、組織運営力向上に向けた支援を行います。

・長期ビジョンの「岩手の未来を切り拓く6つの構想」と関連がある取組については、構想の頭文字「海 次 環 元 安 心」を付しています。

・岩手県東日本大震災津波復興計画「復興基本計画」と関連がある取組については「☆」を付しています。

■取組に当たっての協働と役割分担：「主な取組内容」を実施するに当たっての、各主体（県民・NPO、企業、市町村、県など）との協働と役割について、「考え方」と「主体ごとの役割の内容」について記載しています。

3 取組に当たっての協働と役割分担

県民一人ひとりが主体的に市民活動に参画するとともに、「新しい公共」の担い手の中心となるNPOは、多様な市民活動の推進や、他の主体との連携を踏まえた取組を行います。また、企業は市民活動への参画や支援を行うとともに、従業員が参加しやすい環境整備を行います。

市町村は市民活動への支援に加え、地域社会を構成する多様な主体と共に支え合いながら行う、地域の課題解決に向けた取組を行います。

県においては、市民活動を促進するための情報提供を行うとともに、NPOの自立的活動を後押しし、市民活動が促進されるよう支援します。

県以外の主体	（県民） ・ 市民活動への参画	（NPO） ・ 多様な市民活動の実践 ・ 他団体との連携や、県民や企業に対する参画の呼びかけ ・ 人材の育成 ・ 信頼性向上のための情報開示
	（企業） ・ 地域社会の一員としての市民活動への参画 ・ 市民活動を行う県民、NPOへの支援 ・ 従業員が市民活動に参加しやすい環境づくり	（市町村） ・ 多様な主体と協働して実施する「新しい公共」の推進 ・ 市民活動への支援
県	（県） ・ 「新しい公共」の拡大と定着に向けた普及・啓発 ・ 多様な主体と協働して実施する「新しい公共」の推進 ・ 市町村が行う官民協働の取組への支援 ・ NPOの持続的な活動に向けた支援 ・ 専門的な人材の育成	

具体的な推進方策に関連する県の分野別、部門別の計画を記載しています。

関連する計画

- ・ 社会貢献活動の支援に関する指針（計画期間 平成10年度～）

※1 新しい公共

「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

難解な表現、専門用語には、用語解説を付しています。

Ⅰ 産業・雇用

～「産業創造県いわて」の実現～

政策項目No.1	国際競争力の高いものづくり産業の振興
政策項目No.2	食産業の振興
政策項目No.3	観光産業の振興
政策項目No.4	地場産業の振興
政策項目No.5	次代につながる新たな産業の育成
政策項目No.6	商業、サービス業の振興
政策項目No.6-2	中小企業の経営力の向上
政策項目No.7	海外市場への展開
政策項目No.8	雇用・労働環境の整備



これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

政策等の評価に関する条例に基づき、平成23年11月に実施した「7つの政策」の「産業・雇用」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 東日本大震災津波により被災した水産加工業の設備整備支援を進めているほか、食産業の振興、海外市場への展開については、中核企業等への重点密着支援等により食産業出荷額は堅調に推移し、また、海外での商談会や県産品の輸出促進に向けた取組により輸出額が増加しており、概ね順調に進んでいます。
また、次代につながる新たな産業の育成についても、平成22年に設置した「岩手県イノベーション創出会議」により、産学官の各機関で方向性が共有されるなど、概ね順調に進捗しています。
- ものづくり産業の振興、雇用・労働環境の整備については、県内企業のネットワーク構築や競争力強化、緊急雇用創出事業等による雇用の場の創出やジョブカフェ等による就業支援に取り組んだものの、平成20年秋以降の世界同時不況の影響により依然として県内経済は低調のまま推移しており、やや遅れている状況です。
- 観光産業の振興については、担い手の育成、国内外への情報発信や観光キャンペーンなどに取り組んだものの、世界的な不況及び円高の影響などによりやや遅れている状況です。
- 地場産業の振興については、事業者の販売機会確保、販路開拓に対する支援に取り組みましたが、景気悪化の影響などによりやや遅れている状況です。
- 商業、サービス業の振興については、商店街活性化への支援等を進めていますが、県内経済の低迷や消費者の多様化等の影響によって、遅れている状況です。
- 今後は、被災した企業の早期事業再開や地域のけん引役となる産業の早期回復に向けた支援、足腰の強い産業構造の確立と各産業を担う人材の育成の取組、いわてデスティネーションキャンペーンを通じた宣伝誘客の取組等により、本県産業の活性化に向けた取組を展開するとともに、引き続き雇用の場の創出と就業に向けた総合的な支援により、依然として厳しい雇用環境の改善に向けた取組を推進していく必要があります。



今後の方向性

「産業・雇用」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「産業創造県いわて」の実現を目指していきます。

- 国際競争力の高いものづくり産業の振興については、高度な技術と優れた人材が強みとなるよう、総合的な取組を進めるとともに、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化を図り、本県の産業のけん引役であるものづくり産業の復興、更なる発展を図ります。
- 次代につながる新たな産業の育成については、産学官金の連携による研究開発や新技術導入に戦略的に取り組むとともに、震災からの復興に向け、新たな研究機能の集積を積極的に進め、国際的な研究拠点の形成に取り組みます。
- 地域資源型産業については、フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）岩手ブランチを活用したネットワーク構築による食産業振興の加速化やライフスタイルの変化に対応した地場産業の振興に取り組むとともに、大きな被害を受けた水産加工業については早期の復旧・復興に積極的に取り組み、産地で高い収益を生む構造へ変革するよう支援します。
- 観光産業の振興については、大規模キャンペーンを通じた観光客誘致に努めるとともに、平泉の世界文化遺産や豊かな自然、食の恵みなどの観光資源を活用した「滞在型・交流型観光」を推進します。
- 商業、サービス業の振興については、地域の商業機能の回復・強化に努めるとともに商業者の育成を支援し、被災地域にあってはまちづくりと連動した新たな商店街の構築に向けて取り組みます。
- これら各産業を担う中小企業の経営力の向上については、特にも被災した中小企業の早期再建を積極的に支援するとともに、県内各地域の中小企業の更なる成長・発展に向けた経営の改善や向上を推進します。
- 海外市場への展開については、特に成長の著しい東アジア地域を中心に、人的ネットワークを活用しながら県内企業の海外ビジネス展開を支援するとともに、海外からの観光客の誘致を図ります。
- 雇用・労働環境の整備については、緊急的な雇用創出の取組や産業振興施策の推進による雇用の創出を行うとともに、ジョブカフェ等による相談対応や職業訓練の実施などの就業支援の取組を推進します。

1

国際競争力の高いものづくり産業の振興

1 みんなで目指す姿

高度な技術と優れた人材を強みとして、自動車・半導体・医療機器関連などの中核産業が相互に協調し、国際競争力の高いものづくり産業が地域経済をけん引しています。

また、沿岸地域のものづくり産業が東日本大震災津波から早期に復旧し、内陸地域とのつながりにより、県全体の経済活動が活発になっています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス※ ¹ 等）の製造品出荷額	㉑11,779 億円	㉒13,500 億円	㉓13,000 億円	㉔14,000 億円	㉕15,300 億円
【目標値の考え方】 平成30年までに過去最高の17,500億円を超えることを目指し、東日本大震災津波の影響を考慮しつつ、着実な推進を目指すもの。					

現状

- 平成22年における製造品出荷額（食料品なども含む、速報値）は20,673億円（従業者4人以上の事業所）と、全国34位となっています。
- このうち、ものづくり関連分野の製造品出荷額は、13,123億円（63.5%）となっています。
- 本県ものづくり産業は、北上川流域を中心とした自動車・半導体関連が県全体をけん引しており、近年は医療機器関連産業を第3の柱として位置付けています。
- 平成22年に実施した県民意識調査において、「新しい工場や事業所ができ、地域経済が活性化していること」を重要と回答した割合は、約75%となっています。
- 東日本大震災津波により沿岸地域のものづくり企業も大きな被害を受けましたが、内陸地域との連携により、早期の復旧に向けた新たな動きが生まれています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

自動車・半導体・医療機器関連など中核産業を中心とするものづくり産業分野において、地場企業強化と企業誘致の両面から、「育てる・創る・誘致する・人材育成」の視点による総合的な支援を推進し、早期の復興をはじめ、地場企業の技術力・競争力を高め、強固なものづくり基盤の形成と世界に展開する足腰の強い産業集積を促進します。

主な取組内容

- ① 自動車関連産業の集積促進
 - ・ 自動車産業における国内第3拠点形成を支える関連産業の更なる集積と技術開発支援等に取り組み、県内企業の取引拡大や参入を促進します。
 - ・ PHV※²等の次世代自動車に対応した研究開発の支援等に取り組み、競争力のある車づくりの提案や開発を促進します。

② 半導体関連産業の集積促進

- ・ 構築してきた産学官ネットワークを生かした企業間連携の強化や技術力向上支援等の取組を推進します。
- ・ 新エネルギーなど成長分野への参入や、技術を応用できる他分野との横断的な取組を推進します。

③ 医療機器関連産業の創出

- ・ 医工連携を進め、オリジナル医療機器の開発と参入支援を促進します。
- ・ 大手医療機器メーカーや業界団体との連携を進め、OEM生産^{※3}受注等の取引拡大を促進します。

④ 基盤技術の競争力強化

- ・ 情報関連産業の取引拡大や組込みシステム開発技術支援等の取組を推進します。
- ・ 高品質・高機能部品の開発・供給を支える金型、鋳造、三次元設計開発、組込みソフトウェアなど、ものづくり基盤の強化に向けた総合的な支援体制を構築します。

⑤ 企業誘致の推進☆

- ・ 地域特性や企業ニーズに応じた優遇制度の拡充整備、既立地企業に対するフォローアップの強化等の取組を通じて、自動車や半導体関連等の中核産業を中心に、地域に根ざし、世界に展開する足腰の強い産業集積を促進します。

⑥ ものづくり産業人材の育成☆

- ・ 各地域のものづくりネットワークの活動や連携を強化し、ものづくり産業人材育成の底上げを図るための基盤を構築します。
- ・ 各世代を通して、ものづくり産業への理解増進を図るとともに、企業の要請に的確に対応できるものづくり産業人材や高度技術者の育成を推進します。
- ・ 被災した沿岸ものづくり企業の再建を担う人材の育成を図るため、内陸企業と連携した企業技術者の育成を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

強固なものづくり基盤の形成と世界に展開する足腰の強い産業集積を促進するためには、産学官金が連携し、オール岩手でものづくりに取り組む必要があります。

このため、企業においては、中長期視点での技術力や競争力の強化による取引拡大を一層進めるとともに、県においては、教育機関や産業支援機関、市町村等と連携しながら、企業の技術力を高める技術開発や人材育成の支援を積極的に行うほか、産学官のネットワークをより強化し、企業間交流から協業への支援など、総合力を発揮できる環境づくりを進めます。

県以外の主体	(企業等)	(教育機関・産業支援機関等)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術力、競争力の強化による取引拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術力、経営力の向上支援 ・ 技術開発・取引拡大支援 ・ 産学官連携による人材育成 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の産業振興施策の企画・調整 ・ 企業誘致
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な産業振興施策の企画・調整 ・ 産学官ネットワークの構築 ・ 企業誘致 ・ 技術開発支援 ・ 人材育成とその基盤整備 など 		

※1 デバイス

IC(集積回路)、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。

2 PHV

プラグインハイブリッドの略。直接コンセントから充電できるタイプのハイブリッドカー。

3 OEM生産

Original Equipment Manufacturer の略で、相手先(顧客)ブランドの製品を委託によって他社が生産する方式。

食産業の振興

1 みんなで目指す姿

本県の特徴ある地域資源（食材や技術）を活用し、「安全・安心な食」を核として、1次産業から2次、3次産業までの緊密な連携により、新しいビジネス展開や販路開拓が活発に行われ、付加価値の高い総合産業として成長しています。

また、東日本大震災津波により被災した水産加工関連企業が復興し、域内で高い収益を生む産業として沿岸地域の経済活動を支えています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①食料品製造出荷額	㉑3,594億円	㉒3,313億円	㉓2,874億円	㉔3,195億円	㉕3,426億円
②水産加工品製造出荷額	㉑741億円	㉒683億円	㉓36億円	㉔296億円	㉕467億円

【目標値の考え方】

① 本県食料品製造業の生産性の向上を目標として、これまでの増加傾向を今後も維持することにより、平成30年に4,000億円を目指すこととし、平成25年（H26目標値）について3,426億円とするもの。なお、平成23年から26年に関しては、水産加工品の復旧、復興を考慮している。

② 水産加工品製造出荷額については、平成24年（H25目標値）までに震災前の約4割、平成25年（H26目標値）までに約6割、平成26年には約9割の水準である689億円まで回復することを目指すもの。

現状

- 平成22年の食料品製造出荷額（速報）は3,313億円で、輸入食品の増加などの影響により前年比7.8%の減少となり、平成19年並となりました。
- 平成23年に実施した県民意識調査では、「地域資源を生かした製品が開発・販売されていること」に、7割強が重要（「重要」＋「やや重要」）と回答しています。
- 本県は、多彩で豊富な農林水産物に恵まれています。これらの資源を活用し、地域内で付加価値を高める活動が充分とはいえない状況にあります。
- 平成22年に実施した食品加工業者へのアンケート調査では、「新商品開発」、「販路・新規得意先の開拓」、「人材の確保・社員教育」が、多くの事業者において課題となっています。
- 震災直後には、漁船の流失や加工工場の被災、流通の分断等の影響により、水産加工品の出荷額が激減しています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

事業者等の経営基盤や商品開発力の強化、流通改善、販路開拓、地域連携等を総合的に支援し、ビジネスモデルの創出や県産品のシェア拡大を図ります。

さらに、取組の一層の加速化を図るため、フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）※¹岩手ランチを活用して「食の安全・安心」を基本とした事業展開や人材育成に向けた取組を強化します。

また、水産加工業の復興支援に当たっては、産地で高い収益を生む構造へと変革していくた

め、域内の生産から加工、流通までの一貫したシステム形成を促進します。

主な取組内容

① 中核企業等の重点密着支援

- ・ 地域の雇用を支える中核的な地場企業や意欲的な生産者、食をテーマとする研究会等に対し岩手県産業創造アドバイザー等を活用し、品質管理や工程改善、経営指導など総合的な支援を行います。
- ・ いわて農商工連携ファンド等の活用や地域の研究会等での食品開発関連セミナーの開催等により企業の商品開発力の強化を支援するとともに、地域の特色ある資源を活用した研究開発や企業間連携などを促進し、産業クラスター^{※2}の拡大を図ります。
- ・ 商談会や首都圏量販店等でのフェアなどを活用して、企業のマーケットイン^{※3}重視の取組の浸透を図るとともに、産地内企業連携による物流コスト軽減など流通改善を支援します。
- ・ 地域特有の食材に着目した地域内連携を進め、観光も含めた地域活性化のための取組を支援します。

② 食産業人材の発掘、育成

- ・ 地域のキーパーソンを地域連携アドバイザーとして委嘱し、企業間連携、商品開発、流通改善などの支援を進めます。
- ・ 取引先の高い要求に応えられる人材を育成するため、商品開発、衛生管理、工程管理等の研修を行い、能力向上を図ります。

③ FCPによる総合協働体制の構築^元

- ・ 企業、生産者、産業支援機関、金融機関、行政等が「食の安全・安心」を基本理念として協働で食産業振興を推進するプラットフォーム「FCP岩手ランチ」を普及拡大します。
- ・ FCP岩手ランチのワンストップ窓口機能と情報発信機能を強化します。

④ 水産加工業の復興支援☆

- ・ 中小企業グループや個別企業の復興・生産回復に不可欠な施設・設備等の整備への助成に加え、更なる高付加価値化や高生産性に向けた設備等整備や工程改善支援のほか、新規事業に取り組む事業者への支援を進めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

食産業の総合産業としての成長とともに、震災からの早期復興を図っていくためには、地域が有する資源や人材など様々な力を結集していくことが重要です。

このため、企業においては、消費者ニーズを捉えた新商品開発や販路開拓等を一層進めるとともに、県においては、「食の安全・安心」を基本理念として広域的なコーディネートを積極的に行うほか、市町村、産業支援機関、金融機関等とのネットワークをより強化し、商品開発力や加工技術の向上、販路拡大、人材育成などの総合的な支援を進めます。

県以外の主体	<p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者ニーズを捉えた新商品開発 ・ 販路の開拓 ・ 他の事業者、異業種との連携 ・ FCP の協働の取組への積極的な参画 ・ 生産能力の早期回復（水産加工業） 	<p>(産業支援機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発力、経営力の向上支援 ・ 加工技術開発、販路拡大支援 ・ 産学官連携による人材育成 ・ FCP の協働の取組への積極的な参画 ・ 被災事業者への経営支援 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の食産業振興施策の企画・調整 ・ 県及び産業支援機関との連携・協働による食産業振興、復興支援への取組強化
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な産業振興施策の企画・コーディネート ・ 岩手県産業創造アドバイザー等を活用による経営指導 ・ 農商工連携ファンド等各種支援制度の活用による商品開発力向上等企業や生産団体等への支援 ・ 首都圏等での商談会やフェアの開催 		

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ F C P岩手ランチを活用した産学官によるネットワークの構築と総合支援・ 水産加工業に対する施設・設備等の整備への助成、工程改善支援や販路開拓支援 |
|--|

※1 フード・コミュニケーション・プロジェクト（F C P）

農林水産省が提唱しているもので、食品事業者が主体的に行う「食の安全・安心」の活動を“見える化”することにより、食に対する消費者の信頼向上や、企業業績の向上につなげようとする取組。

2 産業クラスター

特定地域の特定の産業分野で、企業、大学、産業活動の支援機関などが地理的に集中し、様々な連携と競争を行って、そこから次々と新製品・新技術が生まれ、企業が創出・成長する状態。クラスターとは「ブドウの房」の意。

3 マーケットイン

消費者、ユーザーの視点でマーケティング戦略を立て、消費者のニーズや動向に応える商品開発・販売をしようとする経営姿勢、またはそれを実行・実践すること。

観光産業の振興

1 みんなで目指す姿

本県の豊かな自然、食のめぐみ、祭り、催事などの観光資源を地域自らが磨き上げるとともに、国内外の観光客をおもてなしの心でお迎えすることにより、満足度の高い「滞在型・交流型観光」が展開されています。

また、東日本大震災津波で被災した観光関連事業者が復興し、沿岸地域経済の活性化に貢献しています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①宿泊客数	533.6万人	480.2万人	497.5万人	515.4万人	540.0万人
②観光客入込数	2,895.6万人	1,737.4万人	2,060.5万人	2,443.8万人	2,898.3万人
③外国人宿泊客数	8.3万人	1.3万人	2.4万人	4.4万人	8.3万人

【目標値の考え方】（※平成22年度数値が確定していないこと等から、目標値を見直す場合があります）

① 平成22年を基準年（533.6万人）として、平成23年を震災の影響により前年比10%減と推計。平成26年までに平成22年水準への回復（平均上昇率3.6%増）を目指すもの。

② 平成22年度を基準年（2,895.6万人）として、平成23年度を震災の影響により前年比40%減と推計。平成26年度までに平成22年度水準への回復（平均上昇率18.6%増）を目指すもの。

③ 平成22年を基準年（8.3万人）として、平成23年を震災の影響により前年比85%減と推計。平成26年までに平成22年水準への回復（平均上昇率88.2%増）を目指すもの。

注）指標数値は、いずれも暦年集計。

現状

- 平成22年の宿泊客数は533.6万人（全国27位）、外国人宿泊客数は8.3万人（全国30位）となっています。
- 平成22年の観光客入込数は2,895.6万人（全国順位未確定）となっています。
- 東日本大震災津波により、沿岸部を中心に多くの観光施設が被災し、その早期の復旧が課題となっています。
- 東日本大震災津波や原子力発電所事故による風評や本県訪問に係る自粛・遠慮ムードにより減少した国内外からの観光需要の回復が急務となっています。
- 特に被災した沿岸地域では、観光復興の中心的役割を果たす人材の育成や施設の経営改善が課題となっています。
- 平成23年に実施した県民意識調査において「県内の観光地の魅力が重要」と考えている人は38.0%である一方、魅力ある観光地作りへの取組に対し、不満（37.7%）が満足（15.3%）を上回っています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域の特色や資源を更に磨き上げ、魅力的な観光地づくりや人材育成などの受入れ態勢の整

備、効果的な情報発信により、滞在型・交流型観光を推進します。

また、沿岸地域の観光産業の早期復旧・復興を支援するとともに、大きく落ち込んだ観光需要の回復に取り組みます。

さらに、多様化する観光ニーズに的確に対応するため、県境を越えた広域連携を進めます。

主な取組内容

① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり☆

- ・ 被災した観光事業者の早期事業再開及び観光資源の復旧に向けた取組を支援します。
- ・ 地域の歴史、文化、芸術、偉人、自然、食、イベントなどの地域資源を生かした着地型の新たな旅行商品づくりを進めます。
- ・ 農林水産業や地場産業と宿泊施設等が連携しながら、農山漁村の食文化や暮らし・地場産業体験を新たな観光資源として活用し、グリーン・ツーリズム（G T）^{※1}など体験型観光を推進します。
- ・ 平泉の世界文化遺産など本県の歴史や文化、多様な自然体験メニューを生かした教育旅行を提案していきます。
- ・ 被災遺構、被災体験の語り部など、震災の遺産の継承を支援していきます。
- ・ 津波・防災等の研究拠点やジオパークなどの新たな魅力づくりに取り組みます。

② 観光人材の育成や二次交通などの受入れ態勢の整備☆

- ・ 地域の観光施策の企画・実施を担う観光リーダーを育成するなど、観光産業を支えるマネジメント層の人材育成に取り組みます。
- ・ 観光施設・宿泊施設等の従業員を対象とした講習会の開催等により、旅行者がまた訪れたいと思うおもてなしの心と態度（ホスピタリティ）を身に付けた人材を育成します。
- ・ 一人ひとりの県民が、日本一のおもてなしの心で観光客を迎え入れる機運の醸成を図ります。
- ・ 観光客が快適に県内を移動するための交通ネットワークの整備や二次交通の確保に向けた取組を促進します。
- ・ 県内を移動する観光客が必要とする観光情報を現地において適切に提供するため、観光案内表示の整備を進めます。
- ・ 誰もが安全・安心に旅行を楽しむことができるよう、ハード・ソフト両面でのユニバーサルデザイン化に向けた取組を促進します。
- ・ 地域の復興の動きと連動した観光地づくりプラットフォームの構築を促進します。

③ 効果的な情報発信と誘客活動☆

- ・ リピーターを確保・拡大していく観点から、観光客の旅行形態、発地、旅行目的、年代層等に応じたニーズ把握などを踏まえたマーケティング活動を進めます。
- ・ 「平泉の文化遺産」を観光復興のシンボルとして掲げ、世界遺産登録効果の維持・継続を図り、その効果を全県下に波及させ、観光客の増加を通じて地域経済の活性化を促進します。
- ・ 国・市町村・観光事業者・関係機関と連携した、大型観光キャンペーンなどによる情報発信や誘客活動を促進します。
- ・ 県外のアンテナショップや物産展など県産品と観光を組み合わせた情報発信やインターネット、携帯電話などITを活用した直接的な情報発信に取り組みます。
- ・ 県外の旅行会社等に対して、様々なツアー企画を提案するとともに、県内観光関係事業者とのマッチングの場を設けるなど、旅行商品の造成を促進します。
- ・ 産学官が連携し、大型コンベンション等の誘致に取り組みます。
- ・ 本県訪問に係る安全性を丁寧に説明し、教育旅行の誘致に取り組みます。
- ・ 北東北三県をはじめ、東北各県との連携を更に強めながら、スケールメリットを生かした観光情報・旅行商品情報の提供や広域旅行商品の造成促進などにより、国内外からの誘客を推進します。
- ・ 市町村や団体等が取り組む地域資源を活用した農林漁業体験プログラムの開発を支援するとともに観光団体と連携し誘客活動や情報発信を行います。

④ 国際観光の振興☆

- ・ 震災後の本県の正確な情報を発信し風評被害の払拭を図り、旅行需要の回復に努めます。
- ・ 東北各県と連携し、広域観光情報の発信や旅行商品の造成を進めるとともに、ソウル、大連の各海外事務所を有効活用しながら、東アジア圏等（特に、韓国、中国、台湾、香港、シンガポール、豪州）を重点地域として、対象エリアや階層、旅行形態に応じた誘客を推進します。
- ・ 地域限定通訳案内士を活用した外国人観光客の受入れ態勢を整備します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域資源を生かした「滞在型・交流型観光」を推進するためには、各地域での魅力的な観光地づくりや受入れ態勢の整備が重要となります。

このため、観光に携わる企業・NPO・県民が互いに連携し、地域資源を生かした着地型商品の開発やおもてなしの実践に取り組みます。

また、市町村・観光協会は、地域における各取組主体相互の連携・協働をコーディネートするなど、観光地づくりプラットフォームの構築を推進します。

県はこれらの取組を支援し、市町村等の広域的な連携を進めるとともに全県的な情報発信や国内外からの誘客に取り組みます。

県以外の主体	<p>（企業・NPO・県民）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光素材の掘り起こし、旅行商品の提案、情報発信、受入れ態勢の整備 ・ 県・市町村・他産業等との連携・協働による観光振興 ・ おもてなしの実践 ・ 被災した観光施設の復旧 ・ 観光地づくりプラットフォームの構築 	<p>（市町村・観光協会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の観光施策の企画・コーディネート・実施 ・ 地域内の魅力ある観光地づくり、観光情報の収集・発信 ・ 地域内の民間事業者間の連絡調整・取引支援 ・ 被災した観光資源の復旧 ・ 観光地づくりプラットフォームの構築
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な観光施策の企画・コーディネート・実施 ・ 市町村・民間事業者・地域のリーダーへの協力・支援 ・ 全県的な情報発信と国内外からの誘客 ・ 被災した観光資源の復旧支援 ・ 観光地域づくりプラットフォームの構築支援 	

関連する計画

- ・ みちのく岩手観光立県基本計画（計画期間 平成 21 年～25 年）

※1 グリーン・ツーリズム（GT）

農山漁村と都市との交流等による農山漁村の活性化を目的に、農山漁村において、農地や森林、海洋などの生産基盤、農林水産物、景観、歴史、伝統文化、地域固有の産業、その他地域資源を介して行われる交流活動。

地場産業の振興

1 みんなで目指す姿

本県の地域資源と文化に育まれた地場産業^{※1}が継承され、生産された製品の良さが県内外の多くの人々に受け入れられるとともに、海外にも販路が拡大し、伝統と時代のニーズが融合した新たな製品が生活の様々な場面に取り入れられ、広く次世代に引き継がれています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎伝統産業 ^{※2} に係る製造品出荷額	㉑24.4 億円	㉒25.0 億円	㉓25.5 億円	㉔26.0 億円	㉕26.5 億円
【目標値の考え方】 伝統産業の製造品出荷額は、平成9年の66億3千万円をピークに毎年減少し、平成21年には24億4千万円まで減少している。国内の需要は依然として厳しい状況ではあるものの、一方で輸出が増加している伝統工芸品もあることから、長期的には上昇傾向に転じていくことを目標とし、年5千万円の増加を目指すもの。					

現状

- 経済産業大臣指定の伝統的工芸品4品目（南部鉄器、岩谷堂箆筒、秀衡塗、浄法寺塗）をはじめとする本県の伝統産業は、地域の歴史と文化に培われた貴重な財産ですが、製造品出荷額は生活様式の変化に伴い長期的には減少傾向にあり、従事者の高齢化や販売額の低迷等に伴う担い手不足等の課題を抱えています。このような課題は伝統産業のみならず、県内の多くの地場産業に共通するものとなっていることから、その解決に向けた売上の確保や販路の拡大が最も重要な課題となっています。
- 一方、平成22年度の上海万博への出展を契機として、中国における南部鉄器の知名度が向上し輸出量が急激に増加しています。
- 漆（生漆）は、本県伝統的工芸品4品目などの工芸品のほか国宝や文化財建造物の修理修復にも欠かせないものであり、なかでも高品質な国産漆については本県が全国一の生産量となっています。
- 復興支援による販売機会が増えており、こうした機会を今後の販路拡大に生かしていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

首都圏等における物産展等の開催や海外市場への展開促進により、販売機会の創出や販路の拡大を支援します。

また、ニーズが多様化する消費者に向けて、暮らしの中で生きる伝統工芸品の魅力の発信に取り組むとともに、産業支援機関等と連携しライフスタイルの変化に対応した新商品の開発等を支援します。

主な取組内容

① 地場産業事業者の販売拡大に向けた支援☆

- ・ 首都圏等における物産展や展示販売会、復興支援のつながりを活かした販売機会への事業者の出展を促すとともに、東京、大阪、福岡に開設しているアンテナショップも活用しながら、消費者ニーズの把握や新たな販路の開拓に主体的に取り組むよう支援します。

② 県産品の新規需要開拓への支援

- ・ 消費者の年齢層やライフスタイルに対応した、暮らしを彩る県産品の魅力を提供する展示販売会等やアンテナショップを基点としたきめ細かな情報発信を事業者と連携して行い、新たな購買層の開拓に取り組みます。
- ・ 中国市場をはじめとした海外での需要が伸びている南部鉄器に関わる人的ネットワークを有効に活用し、伝統工芸品事業者の輸出拡大に向けた取組を支援します。

③ 新商品の企画・開発等に対する支援

- ・ いわて希望ファンドやいわて農商工連携ファンド等の支援制度を活用し、ライフスタイルの変化や消費者ニーズに対応した新商品の開発等を支援します。
- ・ 他の事業者等と交流する機会の確保に努め、それぞれが持つ強みを生かした新商品開発を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地場産業振興のためには、販売拡大等を図ることにより事業者の経営基盤を強化するとともに、時代のニーズやライフスタイルの変化に的確に対応することが必要です。

このため、事業者等は、他の事業者や異業種と連携し、消費者ニーズに適合した新商品開発や販路開拓に取り組みます。また、産業支援機関等は事業者等を指導・支援するとともに、市町村及び県は、首都圏等における物産展の開催やアンテナショップの運営により、販路機会の創出や販路開拓の支援、情報発信を行います。

	(事業者、企業等)	(産業支援機関等)	(市町村)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者ニーズ、生活様式に適合した新商品開発 ・ 販路の開拓 ・ 他の事業者、異業種との連携による新商品開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品開発への支援 ・ デザイン開発への指導等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売機会の創出 ・ 販路開拓の支援 ・ 情報発信 ・ 支援制度を活用した販路開拓、新商品開発等の促進 ・ 後継者の確保、育成等の担い手対策 ・ 生産者グループに対する支援など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売機会の創出 ・ 販路開拓の支援 ・ 情報発信 ・ 支援制度を活用した販路開拓、新商品開発等の促進 ・ 後継者の確保、育成等の担い手対策 ・ 生産者グループに対する支援など 		

※1 地場産業

本来、地場産業とは、主に本県の資本、資源、技術、労働力を活用する産業のうち、食料品製造業、木材木製品製造業、家具・装備品製造業、銃鉄鋳物製造業、繊維工業・その他繊維製品製造業、その他製造業を対象（「いわてブランド確立基本方針」（平成8年））に用いているが、本プランにおいては、食料品製造業及び木材木製品製造業が他の政策項目で対象となっていることから、それらを除いた産業の総称。

2 伝統産業

長年にわたり受け継がれている技術や技が用いられた民工芸品を製造する産業をいう。その中でも「伝統的工芸品産業の振興に基づく法律」の指定を受けている品目を伝統的工芸品といい、本県では、南部鉄器、岩谷堂筆筒、秀衡塗、浄法寺塗の4品目が指定。

5

次代につながる新たな産業の育成

1 みんなで目指す姿

自動車・半導体関連産業などに続く新たなものづくり産業や地域資源活用型産業などの創出に向け、産(企業)・学(大学等)・官(公設試験研究機関、県・市町村)・金(金融機関)が目標を共有して研究開発や新技術導入に戦略的に取り組み、その成果に基づく時代のニーズを捉えた新たな産業が展開されるなど、持続的なイノベーションが創出されています。

また、海洋・防災・素粒子・エネルギーなど研究基盤の整備が進められ、地域の特性を生かした研究拠点が形成されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎製造業の従業員一人当たり粗生産付加価値額	㉑720万円	㉒748万円	㉓776万円	㉔804万円	㉕832万円
【目標値の考え方】 平成20年以降世界同時不況により落ち込んだ一人当たりの粗生産付加価値額を、概ね10年間で平成19年の東北平均まで伸ばすことを目指すもの。(平成22年3月策定「科学技術による地域イノベーション指針」の目標値に基づき算定：H31年度1,000万円)					

現状

- 平成22年に実施した県民意識調査において、「新しい工場や事業所ができ、地域経済が活性化していること」を重要と回答した割合は、約76%となっており、高い付加価値や雇用を生み出す新たな産業の創出が期待されています。
- 平成21年度における岩手大学の共同研究数が全国公私立大学等1,107校中32位であることを始めとして、多様な産学官連携が強みとなっています。これを生かし、独創的・先端的な研究開発の推進やベンチャー企業の創出・育成、産業人材の育成などが進められています。
- 震災により、沿岸地域の大学、研究機関、産業支援機関等も被災し、その早急な復旧が求められているとともに、地域産業の復興、更には世界に誇る新しい三陸地域の創造のため、科学技術や学術研究の推進が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

研究シーズの創出と育成に加えて、出口を見据えたプロジェクトを推進するために次代の産業のニーズを産学官金で共有しながら、新たな産業の「芽」を起こし、産業を創出する研究開発に取り組むとともに、研究開発機能の充実や、人材育成、知的財産支援の強化等、研究開発推進の基盤となる体制の整備に取り組めます。

また、震災からの復興へ向け、地域特性を生かした科学技術や学術研究の推進により、地域産業の再生支援や国際的な研究拠点の形成に取り組めます。

主な取組内容

① 研究シーズの創出と育成☆ 海次環元

- ・ 大学等と連携し、次世代産業創出や震災復興に向けた有望な研究シーズの創出、育成に取り

組みます。

② 新たな産業の「芽」の育成☆ **海次環元**

- ・ 次世代自動車、海洋エネルギー産業などの次世代産業や、震災復興へ向けたニーズについて、産学官が方向性を共有しながら、それぞれの強みを生かした有力研究シーズの応用化研究開発を推進します。

③ 次世代産業創出プロジェクトの推進☆ **海次環元**

- ・ 「いわて発」高付加価値コバルト合金を活用した医療機器分野や、成長が見込まれる「低炭素」関連産業の創出へ向けたエネルギー分野等において、事業化へ向けた研究開発を推進します。

④ 研究基盤の整備☆ **海次**

- ・ オープン・イノベーション^{*1}へ向け、コーディネータの配置など産学官金連携体制の更なる強化を進めます。
- ・ 大学等における企業人材の受入など、研究開発人材の育成を推進します。
- ・ 岩手県知財総合支援窓口を中心として、知的財産の創造・保護・活用に係る取組を支援します。
- ・ 公設試験研究機関等において計画的な設備整備を進めるなど、研究開発機能の拡充を図ります。

⑤ 国際科学技術研究拠点の形成☆ **海次環**

- ・ 震災からの復興に向け、いわて海洋研究コンソーシアムをはじめ、県内外、あるいは海外の研究機関との連携強化や新しい研究機能の誘致活動等を推進し、海洋、防災等国际的研究拠点の形成に取り組みます。
- ・ 東北加速器基礎科学研究会を中心として、大学や研究機関等と連携を図りながら、東北が一体となった国際リニアコライダー（ILC）誘致に向けて、条件整備等の取組を進めるとともに、県内においては、民間や地元大学との連携を深め、広範な普及啓発活動を行います。

3 取組に当たっての協働と役割分担

次世代産業の創出のためには、産学官金が目標や戦略を共有しながら、大学等、公設試験研究機関、県内企業が、それぞれの強みを最大限に生かしながら技術開発等を進めていくことが必要です。

企業、大学等は、多様な技術シーズの創出や実用化、製品化へ向けた研究開発を推進するとともに、技術レベルの向上や研究開発人材の育成に取り組みます。

産業支援機関等は、企業のニーズと大学等が持つ研究開発支援機能とのコーディネートや、国等の研究開発資金獲得を支援します。

市町村は、産業支援機関等と連携して、地域企業の支援に取り組みます。

県は、大学、市町村、産業支援機関等と連携し、研究シーズの育成や事業化開発の支援、知的財産に係る取組支援体制を始めとした研究基盤の整備に取り組みとともに、新たな科学技術研究の拠点化促進に取り組みます。

	(企業、大学等)	(産業支援機関等)	(市町村)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用化・製品化へ向けた研究開発 ・ 多様なシーズの創出へ向けた研究開発 ・ 技術レベル向上への取組 ・ 研究開発人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官金連携のコーディネート活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域企業の支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官金の連携推進 ・ 研究開発及び事業の支援 ・ 研究開発基盤の整備 ・ 科学技術研究拠点化の促進 		

関連する計画

- ・ 科学技術による地域イノベーション指針（計画期間 平成 22 年～31 年）

※1 オープン・イノベーション

組織や技術分野の枠を越えた外部との協業により技術の高度化や多様な技術の組み合わせを実現させ、新たな技術を創造していく取組。

商業・サービス業の振興

1 みんなで目指す姿

まちづくりの一担い手である商店街が、地域住民に対して、魅力ある商品の販売やサービスを提供し、地域住民の生活利便向上や交流促進に資する役割を果たすことなどにより、商業・サービス業が活性化しています。

また、東日本大震災津波で大きな被害を受けた沿岸部において、地域の商業機能が回復し、新たな商店街の構築に向け取り組んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
現在検討中					
②沿岸市町村 被災商業・サービス業者の営業再開率	—	51.8%	70%	75%	80%
【目標値の考え方】					
①					
② 沿岸市町村における商工会議所、商工会の商業部会の被災会員の営業再開率を、現状の51.8%から目標年次に80%まで向上させることを目指すもの。					

現状

- 平成23年県民意識調査によると、「商店街のにぎわい」は、「重要」・「やや重要」と回答した割合が78.5%である一方、「不満」・「やや不満」と回答した割合は63.0%であり、満足度は全調査項目45のうち44位と低くなっています。このことから、県民の関心は高いものの、商店街が消費者ニーズに十分応えきれていない現状にあると考えられます。
- 沿岸部の市町村では、東日本大震災津波により、壊滅的な被害を受けた商店街も多く、住民生活に不可欠な商業機能が低下し、地域住民の生活利便が大きく損なわれている現状にあり、商業機能の早急な回復と新たな商店街の構築が大きな課題となっています。
- 高齢化の進展や身近な商店の減少に伴って生じている買い物弱者^{*1}への関心が高まっており、身近な場所で買い物ができる環境を整えることが地域商業の課題になっているとともに、東日本大震災津波による商業機能の低下により、買い物が不便になった住民も存在すると考えられます。
- 小売業の県内総生産額（名目）は平成20年度には2,568億円となっており、10年前の平成10年度の3,371億円と比べて807億円、24%の減少となっています。また、サービス業（公共サービス業除く）の県内総生産額（名目）は平成20年度には6,728億円となっており、平成10年度の6,430億円と比べて325億円、4.6%の増加となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波で大きく低下した沿岸部の商業機能の回復に向け、まちづくりの主体である市町村や商工団体等と連携して、新たな商店街の構築に向けたコンセンサス形成、商業振興に向けたビジョンの策定に対する支援を行います。

また、県内の商店街が行う活性化を目指した取組に対して、市町村や商工団体と連携して、

専門家派遣を行う等により支援します。

さらに、商業者やサービス業者が行う売上高向上、被災地の仮設店舗の魅力向上等の取組に対しても専門家派遣、取組事例の普及等の支援を行います。

主な取組内容

① 市町村と連携した沿岸部の新たな商店街の構築☆

- ・ 魅力ある新たな商店街の構築に向けた商業者など関係者の合意形成を図るための取組を、専門家派遣やワークショップの開催などを通じて市町村等と連携しながら支援します。
- ・ 仮設店舗での営業が軌道に乗り、本店舗への円滑な移行ができるよう、仮設店舗の魅力向上に向けた取組への専門家派遣や、商工会議所、商工会による経営指導、資金繰り相談などにより支援します。
- ・ 新たな商店街の整備に向けた取組について、国・県等の各種支援制度の活用を促すなどにより支援します。

② 商店街活性化やまちづくりの支援☆

- ・ 商店街が担っている地域の商業機能の強化を目指して、不足業種の導入や個店への来店者の増加に向けて取り組む意欲的な商店街や商工団体を、モデルケースとして市町村と連携して支援し、そこで得られた取組事例の普及を図り、他の地域での取組を促進します。
- ・ 社会的な課題である低炭素社会の実現や商店街の経費削減につながる街路灯のLED化に取り組む商店街を支援します。
- ・ 買い物弱者問題に象徴されるような経済社会環境の変化に伴って生じる幅広い住民ニーズに対応して、商店街への来訪者を増やそうと取り組む商店街やソーシャルビジネスにつながる取組へ専門家派遣等により支援します。
- ・ 商店街活性化やまちづくりに向けて取り組む市町村や商工団体、商店街等に対し、いわて希望ファンドや国等の各種支援制度の活用を促すなどにより支援します。
- ・ 商店街へのきめ細かい指導・助言を行う商工団体等の活動を支援します。
- ・ 特定大規模集客施設立地誘導条例や大規模小売店舗立地法の運用により、大規模な商業施設の適正な立地を促し、持続可能なまちづくりや小売業の健全な発展に必要な環境づくりを進めます。

③ 売上高向上の取組や人材育成の支援☆

- ・ 売上高向上を目指して経営力の向上や魅力ある店づくりに取り組む事業者をモデルケースとして、専門家を継続的に派遣するなどにより商工団体等と連携して支援し、そこで得られた店づくりに関する取組事例の普及を図ります。
- ・ 買い物弱者問題の顕在化や電子商取引の進展など経済状況や住民ニーズの変化をとらえた新しい商品やサービスの提供などに取り組む事業者を商工団体と連携して支援します。
- ・ 創業に必要な知識・ノウハウ等を提供するセミナー、創業のための事業計画作成支援などにより創業者を支援します。
- ・ 新しい商品やサービスの提供等の新事業展開を目指す中小商業、サービス業者を掘り起こし、経営革新計画の策定から承認、目標達成までを一貫して支援します。
- ・ 商店街の運営やまちづくりを担う人材の育成に取り組む商工団体を支援するとともに、高校生や大学生などこれからの商業を担う人材を育成するために店舗体験機会の提供などを実施します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

商業・サービス業の振興に向けては、主体である商業・サービス業者が経営力を向上させ個店の魅力を高めるとともに、商店街全体としての魅力を高めていくことが重要です。

また、沿岸部の商業機能の回復、新たな商店街の構築については、まちづくりの主体である市町村を中心に、商業・サービス業者など関係者が合意形成し、更に商工団体等と一体となって進めることが必要です。

このため、県においては、市町村と支援機関などとの連携を強化し、意欲ある事業者の取組や商店街の活性化、構築に向けた市町村の取組を総合的に支援します。

<p>県以外の主体</p>	<p>(商業・サービス業者・企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街活性化に向けた主体的な取組の実施 ・ 顧客のニーズにきめ細かく応じた事業活動の実施 など 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりに関するビジョンの明確化と主体的な取組の実施 <p>(産業支援機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街や事業者へのきめ細かな支援 など
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な支援施策の立案・実施 ・ 事業者の商店街活性化に向けた主体的な取組への支援 ・ 支援事業によるモデル的取組の創出と成果の全県への波及 ・ 国、市町村等と連携して新たな商店街の構築に向けた整備等を支援 	

※1 買い物弱者

高齢化や人口減少などの影響で、住んでいる地域で日常の買い物をしたり生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる人たちのこと。高齢者が多く暮らす過疎地や高度成長期に建てられた大規模団地等で増加の兆候が現れ始めており、経済産業省では、その数を 600 万人程度と推計している。

6-2

中小企業の経営力の向上

1 みんなで目指す姿

地域経済の担い手として重要な役割を果たしている中小企業が、その経営の基盤となる資源を確立・強化して経営の安定化を図り、更なる成長・発展に向けて経営の改善や向上に取り組む、収益性を高めることにより、地域経済の活性化に貢献しています。

また、東日本大震災津波により被災した中小企業等が事業を再開し、協業化や企業間連携に取り組むことによって高効率化、高付加価値化経営が図られるとともに、新規創業が活発に行われることによって、沿岸地域の産業が高度に再生されています。

指標	現状値 (H22)	目標値 (H23)	目標値 (H24)	目標値 (H25)	目標値 (H26)
◎①法人県民税における法人税納付事業者（黒字企業）の割合	30%	30%	30%	31%	32%
②沿岸地域における被災企業の事業再開率	—	61%	65%	71%	80%
【目標値の考え方】					
① 現状で約30%の法人税における黒字企業割合を、震災等の影響を踏まえて平成24年度まで当面維持することとし、平成30年度には平成18・19年度ベースの36%となるよう平成25年度からは毎年1%ずつ回復させることを目指すもの。					
② 被災企業の事業再開率を、現状の57%から目標年次に80%まで向上させることを目指すもの。					

現状

- 本県の中小企業は、企業数で99.8%、常用雇用者・従業員数で89.0%、製造品出荷額で65.5%、年間商品販売額では79.8%を占め、全国の割合より高くなっており、本県の経済活動や地域経済を支える重要な役割を担っています。
- 県内の中小企業数は、平成16年の47,935社から平成18年の46,501社に、常用雇用者・従業員数は平成16年の297,189人から平成18年の286,944人に、それぞれ減少しています。また、県内中小企業の製造品出荷額、年間商品販売額も、それぞれ平成19年の15,817億円から平成21年の13,118億円、平成16年の28,303億円から平成19年の26,957億円へと、減少しており、厳しい事業環境のもと、法人税における利益計上法人数（黒字法人）も平成16年度の7,066法人から平成20年度の4,980法人へと減少しています。
- 商工団体等の産業支援機関に寄せられた相談内容は、資金繰り、新事業展開、創業支援、商品開発、農商工連携、販路開拓、事業承継などが多くなっており、これらが中小企業の抱えている主な課題と考えられます。
- 沿岸地域の商工業者13,299社のうち、7,395社（推計）が被災しており、平成23年10月現在4,199社（57%）が事業を再開しています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

中小企業に身近な商工団体による総合的・継続的な経営支援、人材育成支援、起業・新事業展開支援、円滑な資金繰り支援など、関係機関との密接な連携により中小企業の立場からの経営支援を充実強化します。

また、被災した中小企業等の再建支援や復興に向けた取組を積極的に推進します。

主な取組内容

- ① 中小企業に身近な商工団体による総合的・継続的な経営支援
 - ・ 中小企業の資金繰りや経営改善など、日常的な経営課題について、中小企業に身近な商工団体が巡回指導、窓口相談などにより支援します。
 - ・ 創業や新商品開発、新事業展開、販路開拓、農商工連携、事業承継のほか、経済社会環境の変化に伴う新たな経営課題など、中小企業が抱えている高度・専門的な課題について、専門家派遣などにより継続的に支援します。
 - ・ 支援機関の支援能力の向上を図るため、中小企業の課題解決に必要な支援をコーディネートするプロジェクトマネージャー^{※1}の養成を図ります。
- ② 人材の育成支援
 - ・ 中小企業が抱える様々な経営課題の解決に対応したセミナーの開催などにより、企業人材の育成を支援します。
 - ・ ものづくり産業への理解増進を図り、企業が必要とするものの見方・考え方のできるものづくり産業人材の育成を推進します。
 - ・ 中小企業経営者の意識改革を促し、更なる成長に向けた取組を促進するため、企業活動におけるカイゼン^{※2}の考え方、現場カイゼンの進め方などを提供する「カイゼン道場」を実施します。
- ③ 起業・新事業展開への支援
 - ・ 創業に必要な知識・ノウハウ等を提供するセミナー、創業のための事業計画作成支援などにより創業者を支援します。
 - ・ 地域資源を活用した商品の事業化やソーシャルビジネスなど新事業展開を目指す中小企業を掘り起こし、経営革新計画の策定から承認、目標達成までを一貫して支援します。
- ④ 円滑な資金繰り支援
 - ・ 創業や事業の拡大等に伴い新たな設備投資を行うなど、意欲的に事業活動に取り組む中小企業者に対して、県の商工観光振興資金やいわて起業家育成資金、中小企業高度化資金等の融資制度や(財)いわて産業振興センターが行う設備資金貸付・設備貸与制度、いわて希望ファンドや農商工連携ファンドの助成金などにより、円滑な資金繰りを支援します。
 - ・ 景気低迷等の影響を受け経営の安定に支障を来している中小企業者に対して、県の経営安定資金による融資制度などにより、円滑な資金繰りを支援します。
- ⑤ 中小企業等への再建支援☆
 - ・ 被災した中小企業等の早期再開を図るため、商工団体が再建に向けた事業計画の策定を支援するとともに、企業等の実状に応じた支援策をコーディネートします。
 - ・ 商工団体と連携して、施設の共同化や販路の共有化など、被災した中小企業等の協業化や企業間連携を促進します。
 - ・ 被災した中小企業等の再生を図るため、産業復興機構^{※3}等による二重債務問題の解消を進めるとともに、中小企業東日本大震災復興資金等の融資制度の利用を促進するなど、経営の安定化に向けた金融支援等を継続的に推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

中小企業者が経営環境の変化に対応して更なる成長・発展を図るためには、企業自らが自主的に、人材や技術力、商品、サービスなどの持てる力を最大限に発揮する努力をし、商工団体等の産業支援機関は、企業自らが持つ個性や可能性を存分に伸ばして力を発揮できるよう、主体的に支援することが重要です。

このため、県では、企業及び支援人材の育成、円滑な資金繰り支援、関係機関と連携した経営支援等により、このような中小企業者、支援機関の取組を促し、支援していきます。市町村は、県、産業支援機関と連携した経営・金融支援を行います。

県以外 の主体	(企業) ・ 従業員の人材育成 ・ 財務基盤の強化 ・ 自らが持つ人材、技術力、商品、サービスなどの強みを高めるための取組 ・ 新事業、経営革新への取組	(市町村) ・ 支援施策の立案、調整、実施 ・ 県、産業支援機関と連携した経営・金融支援
	(産業支援機関) ◆商工団体、産業振興センター ・ 中小企業者の経営向上改善に向けた自主的な努力を促進するための主体的な支援 ・ 県、市町村等と連携した経営・金融支援 ◆産業復興相談センター ・ 被災事業者の相談へのワンストップ対応 ◆産業復興機構 ・ 産業復興相談センターとの連携による被災事業者の既存債権の買取等 ◆金融機関、信用保証協会 ・ 県、市町村、商工団体等と連携した融資、信用保証、経営指導	
県	・ 支援施策の立案、調整、実施 ・ 市町村、産業支援機関と連携した経営・金融支援 ・ 支援機関が主体的に中小企業者の経営改善努力を促進できるよう支援	

※1 プロジェクトマネージャー

地域の中小企業の相談に対し、コーディネートする人材。対象企業の課題を明確化し、課題解決に必要な支援を計画し、実行する。自ら直接支援にあたるか、外部人材を起用するかによらず、支援の進捗や企業側の満足度等を把握し、必要に応じて軌道修正を行う。

2 カイゼン

工場の作業者が中心となっていく作業効率の向上や作業安全性の確保などの生産に関するボトムアップ活動のこと。「カイゼン道場」は中小企業の経営幹部の意識改革を進め、企業内カイゼンを促進する取組。

3 産業復興機構

東日本大震災津波により甚大な被害を受け、再生意欲のある中小企業者等が早期の事業再生を図るに当たり、大きな障害となる二重債務問題（震災前の債務が過大となり新規融資の調達が困難な状態）を解決するため、国、県、地元金融機関等が出資し金融機関から被災企業の既存債権を買い取る企業再生支援ファンド（基金）。

海外市場への展開

1 みんなで目指す姿

東アジア地域をはじめとする海外市場において、県内企業が活発にビジネスを展開し、県産品輸出に係る多様な流通経路（流通チャネル）が構築され、被災地域の特産品をはじめとする県産品の販路が拡大しているとともに、海外からの旅行商品が造成されることにより、本県への外国人観光客数も回復して、地域経済が活性化しています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①東アジア地域への県産品（地場産品）輸出額	13.4 億円	5.7 億円	6.9 億円	10.2 億円	13.5 億円
②外国人宿泊客数〔再掲〕	8.3 万人	1.3 万人	2.4 万人	4.4 万人	8.3 万人
【目標値の考え方】					
① 東アジア地域への地場産品（注：農林水産物、加工食品及び工芸品等を指す。以下、同じ。）の輸出額は、東日本大震災津波の影響により農林水産物については平成 23 年は対前年で 8 割程度減少するものと見込まれるが、加工等施設の復旧により平成 24 年以降は段階的回復を目指す。加工食品及び工芸品については、今後の販売拡大策の強化により、年率 10%の輸出増を目指すもの。					
② 平成 22 年を基準年（8.3 万人）として、平成 23 年を震災の影響により前年比 85%減と推計。平成 26 年までに平成 22 年水準への回復（平均上昇率 88.2%増）を目指すもの。					

現状

- 本県から東アジア地域への県産品（地場産品）の輸出額は、過去最高の平成 19 年の 3,037 百万円から、リーマンショック等による世界同時不況の影響などにより、平成 20 年は 2,001 百万円（対前年△34%）、平成 21 年は 1,682 百万円（同△16%）、平成 22 年は 1,356 百万円（同△19%）と減少しています。平成 23 年も東日本大震災津波の影響により落ち込むものと見込まれます。さらに、円高基調が続いていること、中国が水産物以外の日本食品の輸入を事実上停止するなど、極めて厳しい環境にあります。
- その一方、平成 22 年の上海万博への出展等により、中国はじめ海外顧客からの本県特産品への関心が高まり、南部鉄器等の取引・売上増につながっています。
- 外国人観光客数については、平成 22 年度の外国人宿泊客数は 8.3 万人（全国 30 位）となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

経済活動のグローバル化が益々進展する中、特に成長の著しい東アジア地域を本県産業の成長のチャンスと捉え、県内企業の海外ビジネスの展開に対する支援や、安全・安心な県産品の PR に努めながら、海外物産展（復興支援フェア）の開催などによる県産品の販路拡大、民間との協働による海外からの観光客の誘致を進めます。

主な取組内容

① 中小企業等の海外ビジネス展開支援^ソ

- 海外事務所を活用しながら、中国主要都市での商談会やバイヤー招聘などを通じた海外のビジネスパートナーとのマッチングや、専門家による個別相談、セミナーの開催などにより中小企業等の海外ビジネス展開を支援します。

② 県産品（地場産品）の販路拡大^ソ

- 大連及びソウルの海外事務所、さらには新たに上海アンテナプラザを開設し、これらを有効に活用して、安全・安心な県産品を海外バイヤーや消費者にPRするなど、県産品の海外輸出促進を図ります。
- 中国・香港、マレーシア、シンガポールなどの東アジア各地域において、物産展（復興支援フェア）の開催などによる販路拡大を図るほか、現地で構築した人的ネットワークや商社等民間のノウハウなどを有効に活用し、商品取引の継続化・定番化を図るとともに、現地のニーズに対応した商品づくりを進めます。
- 特に、南部鉄器、日本酒や菓子等の加工食品など、本県の特徴ある県産品について、重点的に海外販路の拡大に取り組むとともに、海外観光客への販売促進に取り組みます。

③ 国際観光の振興（政策項目 No. 3 の再掲）

- 震災後の本県の正確な情報を発信し風評被害の払拭を図り、旅行需要の回復に努めます。
- 東北各県と連携し、広域観光情報の発信や旅行商品の造成を進めるとともに、ソウル、大連の各海外事務所を有効活用しながら、東アジア圏等（特に、韓国、中国、台湾、香港、シンガポール、豪州）を重点地域として、対象エリアや階層、旅行形態に応じた誘客を推進します。
- 地域限定通訳案内士を活用した外国人観光客の受入れ態勢を整備します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

グローバル化の進展は、地方が世界に直結していく大きな好機とも言えます。地方の発意により、本県と東アジア各地域との経済的な連携を強化することが、県内企業のビジネス展開や県産品の輸出増加、さらには震災からの早期復興にもつながっていくと考えられます。

このような認識に立って、県は、市町村や各産業支援機関等と連携し、生産者・団体・企業等の海外市場進出及び海外客誘致を促進するため、海外事務所を積極的かつ有効に活用しながら、海外ビジネス支援など各分野において多面的な取組を強化します。

県以外の主体	<p>（生産者・団体・企業等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外市場進出、海外客誘致への積極的対応 貿易・誘客ノウハウの習得・実践 海外向け製品の研究・開発 いわて農林水産物輸出促進協議会などを通じた取組 	<p>（産業支援機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【(社)岩手県産業貿易振興協会】 （財）いわて産業振興センター） 大連経済事務所の運営及び企業支援 【日本貿易振興機構盛岡貿易情報センター】 貿易相談への対応、貿易情報の提供など 【(財)岩手県観光協会】 北東北三県・北海道ソウル事務所の運営及び企業支援 【岩手大学】 東アジアとの学術交流 	<p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村内企業の海外展開等意欲の喚起 特産品、観光資源の発掘と磨き上げ 海外客受入れ態勢の整備・改善・充実 住民等に対する啓発活動
県	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業の海外ビジネス支援 物産展、商談会開催など販路開拓に係る事業の企画・実施 県内企業の海外見本市出展等への支援 県産品、観光資源の海外へのPR活動 国際観光見本市出展などの企画・実施及び旅行商品造成支援 互恵的かつ多面的な連携に向けた人的交流や学術・技術交流の実施・支援 		

雇用・労働環境の整備

1 みんなで目指す姿

一人ひとりが、それぞれの選択に応じて、能力を十分に発揮できる仕事に就き、安心して働くことができる雇用・労働環境の整備が進んでいます。

また、沿岸被災地域においては、産業振興施策により安定した雇用が創出され、若年者や求職者が希望する仕事に就き、地域の産業を支える人材として能力を発揮しています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①求人不足数	18,934人	20,250人	18,500人	16,750人	15,000人
②離職者等の職業訓練受講者の就職率	61.9%	65.0%	66.0%	66.0%	67.0%
【目標値の考え方】					
① 雇用情勢の悪化に伴い増加した求人不足数（＝月当たり有効求職者数一月当たり有効求人数）を、平成26年度までに、過去10年間（平成12年度から平成21年度まで）の平均（15,345人）に近付けることを目指すもの。					
② 離職者等再就職訓練事業、日本版デュアルシステム訓練 ^{*1} 事業、母子家庭の母等の職業的自立支援事業、女性就業援助事業の合計就職率が、最終目標年度において、国が実施している職業訓練事業の就職率の目標（65.0%）を超え、現状を5%上回ることを目指すもの。					

現状

- 県民意識調査では、就職環境に関する項目の満足度が低く、ニーズ度が平成15年調査以降連続して第1位となっています。
- 平成20年度後半からの世界的な金融危機の影響を受けた企業業績の悪化等により、求人不足数（H19：8,921人、H20：16,143人、H21：25,123人）が大幅に増加しましたが、平成22年度後半には改善傾向が見られはじめました。しかしながら、東日本大震災津波の影響により、平成23年4月から9月までの月平均の求人不足数は、21,769人と、再び増加しています。
- 離職者等を対象とした職業訓練については、離職者等の状況や、産業政策の方向、企業ニーズを踏まえた職業能力開発を実施することにより、就職率（H22 61.8%）を高めていくことが課題となっています。
- 新規高等学校卒業予定者の求人数は、県全体で前年同月（平成22年9月）比で12.5%増加しています。
- 仕事と家庭・社会生活の両立について、両立していると感じている者の割合はおよそ2割（H21）にとどまっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

一人ひとりが能力を生かして希望する職に就き、安心して働き続けることができるよう、各分野における雇用機会の拡大、職業訓練等の就業支援及び雇用の維持や待遇の改善等に係る企業の雇用・労働環境の整備を進めます。

また、将来の岩手を担う若年者等の県内就職を促進するため、高校生の早期内定・定着の支援や、既卒若年者等に対する就業支援サービス等の提供を行います。

主な取組内容

- ① 雇用機会の拡大☆
 - ・ 企業誘致や、農林水産業への新規参入の促進、医療・福祉分野における人材確保など、各分野での取組を推進し、安心して働ける雇用機会の拡大を図ります。
 - ・ 沿岸被災地域においては、中小企業等の事業再開が進み、産業の復旧・復興による本格的な雇用が回復する間、雇用対策基金^{*2}を活用した事業の実施により、当面の雇用の場の創出を図ります。
- ② 離職者等への就業支援☆
 - ・ 離職者に対して、その状況や産業政策の方向、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就業支援を実施します。沿岸被災地域においては、雇用の需要が見込まれる建設関連分野や産業の回復に伴う復興需要に対応した新たな産業分野の職業訓練を機動的に実施します。
 - ・ 長期失業者に対し、就業支援と生活支援の一体的なサポート体制を確立します。
 - ・ 就業を希望する障がい者、中高年齢者、女性に対し、相談や情報提供、職業訓練等の就業支援を実施します。
- ③ 若年者の就業支援及び職業能力開発
 - ・ 学校・ハローワーク・企業等と連携しながら就職希望の高校生が早期に内定を獲得できるよう取り組むとともに、新卒者を雇用した企業を訪問して定着を支援します。
 - ・ 大学等と連携して、卒業予定者及び卒業後3年間までの者に対し、就職に役立つ情報の提供を行うとともに、(財)ふるさといわて定住財団の就職面接会などを活用して、大学生等の県内就職を支援します。
 - ・ ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、職業の適性把握や就職に役立つ技能・能力の向上支援等の就業支援サービスを提供します。
 - ・ 県立職業能力開発施設においては、時代の変化や地域社会のニーズに対応した職業能力開発を推進し、産業人材を育成します。
- ④ 企業における雇用・労働環境整備への支援
 - ・ 雇用の維持や待遇の改善等について、産業関係団体への要請活動や国の助成制度等の情報を提供します。
 - ・ 県内企業の好事例や関連情報を提供するなど、企業における働きやすい職場づくりを促進します。
 - ・ 職業能力開発関連情報の提供や在職者訓練を実施し、企業による労働者の職業能力開発を支援し、在職者の技能向上を促進します。
 - ・ 高度な技能を継承する技能者を育成するため、全国レベルの競技大会への参加促進を図るとともに、技能検定制度等の職業能力評価制度を普及促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

企業等は雇用の維持・確保や労働環境の改善、企業内の人材の育成に努めていきます。県は、国や市町村と緊密に連携し、産業振興施策等による雇用機会を拡大するとともに、若年者の就業については、早期に職に就けるようきめ細かな支援を行います。

	(企業・労働団体等)	(国)	(市町村)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の維持・拡大 ・ 労働環境の改善 ・ 企業内人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制度の整備・監督指導 ・ 助成制度等による支援 ・ 若年者の就業支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各分野における雇用創出 ・ 緊急雇用創出事業等の推進 ・ 企業への要請、意識啓発 ・ 離職者等の生活支援 ・ 若年者の就業支援成
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各分野における雇用創出 		

政策項目 No. 8 雇用・労働環境の整備

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 緊急雇用創出事業等の推進・ 離職者等への就業・生活支援・ 企業への要請、意識啓発・ 若年者の就業支援 |
|--|---|

- ※1 日本版デュアルシステム訓練
求職者を対象に、座学訓練と企業等における実習を一貫して行う、4 か月間の職業訓練。
- 2 雇用対策基金
国の交付金を活用し、県が造成した「緊急雇用創出事業臨時特例基金」及び「ふるさと雇用再生特別基金」を指す。



II 農林水産業

～「食と緑の創造県いわて」の実現～

政策項目No.9 農林水産業の未来を拓く経営体の育成

政策項目No.10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立

政策項目No.11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大

政策項目No.12 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立

政策項目No.13 環境保全対策と環境ビジネスの推進



これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

政策等の評価に関する条例に基づき、平成23年11月に実施した「7つの政策」の「農林水産業」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立については、グリーン・ツーリズム受入体制の強化やアグリビジネス経営体の育成に取り組んでおり、概ね順調です。また、農林水産物の高付加価値化については、民間ノウハウを活用した6次産業化や農商工連携、多様な販売チャネルの確立に取り組み、概ね順調に進んでいるほか、環境保全対策と環境ビジネスの推進については、環境保全型農業の普及や木質バイオマスエネルギー利用の普及啓発などに取り組み、概ね順調に推移しています。
- 経営体の育成については、関係機関・団体等と一体となった経営指導・支援による認定農業者及び集落営農組織の育成に取り組んでいますが、高齢化による経営規模の縮小や農地集積の合意形成に時間を要していることなどから、認定農業者数等が伸び悩んでおり、やや遅れている状況です。
- 「食料・木材供給基地」の確立については、県版GAP（農業生産工程管理）の普及・定着や、しいたけ生産新規参入者へのほだ木造成支援、産地魚市場の衛生管理の高度化等に取り組んだものの、生産物価格の下落などの影響により産出額等が伸び悩んでおり、遅れている状況です。
- 今後は、農林漁業経営の高度化や生産の効率化を進め、高い所得を安定的に確保できる経営体の育成を図るとともに、生産性・市場性の高い産地づくりを進め、安全・安心で高品質な農林水産物の生産の拡大を図ります。また、県産農林水産物の高付加価値化と販路拡大を実現するため、6次産業化等に取り組む生産者等への指導・支援や、プレミアム商品等の開発・販売によるブランド化の推進、安全性や東日本大震災津波からの復興状況等の情報発信などに取り組む必要があります。

さらには、岩手県東日本大震災津波復興計画の着実な推進により、農林水産業の生産基盤等の復旧・整備に取り組む必要があります。



今後の方向性

「農林水産業」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「食と緑の創造県いわて」の実現を目指していきます。

- 経営体の育成については、農林漁業経営の高度化や生産の効率化、生産基盤の整備等により経営体質の強化を進め、高い所得を安定的に確保できる経営体の育成を図るとともに、新たな担い手の確保・育成に取り組みます。
- 「食料・木材供給基地」の確立については、生産性・市場性の高い産地づくりの推進や、高品質・安定生産のための高度な生産技術の開発・普及、生産基盤の整備等に取り組みます。
- 農林水産物の高付加価値化については、6次産業化や安全・安心で高品質な商品の開発促進等に取り組むとともに、販路の拡大に向け、多様な販売チャネルの確立と商品情報の発信等に取り組みます。
- 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立については、本県の多彩な農林水産物や食文化等の地域資源を活用した農山漁村ビジネスや都市との交流活動に取り組むとともに、地域協働による環境保全活動等の促進や生活環境の向上、自然災害等への防災対策に取り組みます。
- 環境保全対策と環境ビジネスの推進については、環境への負荷を低減する生産技術の導入や再生可能エネルギーを活用した生産施設等の整備、森林の再生などに取り組みます。

また、森林資源を活用した排出量取引等による二酸化炭素削減や本県の農山漁村に豊富に存在する未利用資源を活用した再生可能エネルギーの利活用の促進に取り組みます。
- 東日本大震災津波で被災した農林水産業の復興に向けては、農林水産物の生産等に必要な生産基盤等の復旧・整備や生産体制の再構築等に取り組みます。

また、本県農林水産物の安全性等の情報を国内外に発信し、原子力発電所事故を起因とする風評被害の防止などに取り組むとともに、水産加工施設等の復旧・整備と併せ、水産加工品の生産性や付加価値の向上に取り組みます。

農林水産業の未来を拓く経営体の育成

1 みんなで目指す姿

意欲と能力のある経営体が、経営資源と地域特性を生かした効率的で安定した経営を展開し、本県農林漁業生産の大宗を担うとともに、新規就業者などの新たな担い手が参入・定着できる環境が整備されています。

また、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた沿岸地域等では、漁船・養殖施設・漁港・漁場や農地等の生産基盤の復旧・整備が進み、農林水産業の再生を担う生産者の確保・育成が進んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①認定農業者等への農地集積面積	81,735ha	83,000ha	85,000ha	87,000ha	89,000ha
◎②地域けん引型林業経営体等により 施業が集約化された森林経営面積	80,812ha	84,000ha	140,000ha	195,000ha	235,000ha
◎③養殖ワカメ経営体当たりの養殖施設数	7.8台	4.4台	6.8台	8.7台	8.7台

【目標値の考え方】

- ① 認定農業者^{*1}及び集落営農組織^{*2}等の担い手が、平成30年までに6割以上の農地を経営する農業構造を目指すもの。「岩手県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」に掲げる平成30年度の集積目標98,500haから各年度の増加面積を約2,000haと見込んだもの。
- ② 地域けん引型林業経営体^{*3}等が、森林経営計画^{*4}の作成等を通じて、平成26年度までに民有林面積の30%において森林施業を集約化することを目指すもの。
- ③ ワカメ養殖作業の共同化や省力化等により、経営体当たりの養殖施設数（標準的なワカメ養殖施設1台当たりの幹縄の長さ：200m）を被災前の状況から約1割増加させることを目指すもの。

現状

- 基幹的農業従事者数（平成22年）は、66,676人と平成12年と比べ約16%減少し、高齢化も進んでいることから、認定農業者等の農地の利用集積等による経営規模の拡大、経営管理能力の向上など、経営の質的向上を図る必要があります。
- 林業就業者数（平成21年）は、2,068人と平成11年と比べ約26%減少する中、国が平成21年12月に策定した「森林・林業再生プラン」に基づき、平成24年度から本格実施される新たな森林計画制度や間伐補助制度に対応していくため、地域単位で大規模な集約化を実施する地域けん引型林業経営体の森林経営能力の向上や、搬出間伐を実践する現場技術者の育成に取り組む必要があります。
- 漁業就業者数（平成20年）は、9,948人と平成10年と比べ20%減少する中、東日本大震災津波により多くの漁業者が被災し、また、生産基盤等に壊滅的な被害が生じています。
- 農林漁業従事者の減少、高齢化が進んでいることから、地域の農林水産業を支え、次代を担う若年層の確保・育成や企業の農業参入など、新たな担い手を確保していく必要があります。
- 東日本大震災津波により壊滅的な被害が生じた漁業をはじめとする農林水産業に従事する全ての生産者が、再び意欲と希望を持って生産活動を行うことができるよう、生産基盤等の速やかな復旧・整備を進めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

農林漁業経営の高度化や生産の効率化、生産基盤の整備等により経営体質の強化を進めるなど、高い所得を安定的に確保できる経営体の育成に重点的に取り組むとともに、新たな担い手の確保・育成に向けた相談活動や生産技術、経営ノウハウ等の習得支援などに取り組みます。

また、東日本大震災津波で被災した農林漁業の再生を担う生産者の確保・育成のため、共同利用漁船等を活用した生産体制の構築や漁船・養殖施設・漁港・漁場などの生産基盤の早期復旧、農地の復旧と一体となったほ場整備による農地の利用集積等に取り組みます。

主な取組内容

① 地域農業の核となる経営体の育成

農業者戸別所得補償制度を有効に活用し、一定の所得を確保しながら、地域の人材、農地、機械・施設等の地域資源を高度に活用する「いわて型集落営農」の確立に向け、集落での話し合いにより担い手や地域農業のあり方を明確にする「地域農業マスタープラン」^{*5}の作成を支援するとともに、その実践活動を支援します。

(7) 認定農業者、集落営農組織の経営の規模拡大・多角化の促進

- ・ 集落での話し合いを基本に、農地利用集積円滑化団体^{*6}による農地の利用調整、農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算等を活用した農地の利用集積やほ場整備と農地の利用集積の一体的な実施により経営規模の拡大を促進するとともに、施設・機械の整備を支援します。
- ・ 認定農業者については、年間3千万円（所得1千万円）以上の販売額を実現する先導的な経営体の育成を進めるため、単年度計画の作成と実現に向けた経営管理・技術指導の実施や大学等の高等教育機関と連携した経営力向上講座の開設等に取り組みます。
- ・ 集落営農組織に対しては、園芸作物等の新作目や加工・販売部門の導入による経営の多角化を支援するとともに、経理等研修会の開催により法人化に向けた取組を進めます。
- ・ 耕作放棄地等の農地情報の共有化や利用調整を進め、認定農業者等による再生利用を促進します。

(4) 新規就農者等の新たな担い手の確保・育成

- ・ 新規学卒者等を対象とした県内外での就農相談活動に、農業関係機関・団体と連携して取り組みます。また、新規就農者に対し、就農前から経営が自立できるまでの発展段階に応じ、生産技術・経営ノウハウの習得研修会の開催、農業法人等における実践研修や雇用就農の促進、機械・施設等の整備を支援します。
- ・ 新規就農者の研修期間や就農直後の所得を確保するため、国の就農給付金制度を活用するとともに、JA生産部会等が自ら行う、新規就農者向け研修農場の設置や研修期間中・就農後の農地・施設等の仲介など、地域の後継者育成の仕組みづくりを支援します。
- ・ 農業参入企業に対し、いわて農業参入支援センターによる農地の利用調整や地域の加工事業者とのマッチング、生産技術の向上に向けた指導を行うとともに、機械・施設等の整備を支援します。

② 地域の森林経営を担う経営体の育成

(7) 地域けん引型林業経営体による森林施業の集約化の促進等

- ・ 平成24年度から制度が開始される森林経営計画の作成を早急に進めるため、地域けん引型林業経営体等の森林施業集約化能力の向上を支援します。
- ・ 効率的で生産性の高い森林経営を促進するため、地域けん引型林業経営体と連携する林業事業体を対象とした技術向上研修会を開催するなど、地域の森林経営を担う林業事業体の育成・強化に取り組みます。
- ・ 市町村森林整備計画や森林経営計画の策定に対し、高度で専門的な指導等を行うフォレストター^{*7}の確保を通じ、地域けん引型林業経営体等による森林施業の集約化を支援します。

(4) 林業就業者の確保・育成

- ・ 林業への新規就業を促進するため、林業事業体における就労条件の改善や就業前のトライ

アル研修等により、円滑な就業を支援します。

- ・ OJT研修の実施等により、新規就業者を林業作業士（フォレストワーカー）^{※8}として育成するほか、技術や経験に応じたキャリアアップ研修により作業現場の核となる現場管理責任者（フォレストマネージャー）^{※9}を育成します。

③ 地域の漁業の再生を担う経営体の育成☆

- ・ 漁船等共同利用システムの構築等により、漁業生産活動の早期再開を図るとともに、養殖業の経営安定化に向けた国の支援制度の導入等により、被災した漁業経営体の経営再建を支援します。
- ・ 共同利用漁船の導入等を契機とした養殖作業の共同化や省力化、経営規模の拡大等により、生産性・収益性の高い漁業経営体の育成に取り組みます。
- ・ 漁業現場での長期研修や漁業就業支援フェアの開催など、後継者の育成や新規就業者の受入れ環境の整備に向けた取組を推進します。

④ 経営資源（生産基盤）の有効かつ効率的な活用

(7) 農地の再生利用・有効活用の促進☆

- ・ 地図情報と農地等に関する情報を集約化した水土里情報システムの活用により、耕作放棄地等の農地情報の共有化や利用調整を進めるとともに、耕作放棄地等の再生利用に向けた基盤整備を推進します。
- ・ 生産コストの低減や畑作物等の生産拡大による持続的な農家経営を確保するため、水田の大区画化や排水対策など、生産基盤の計画的な整備を推進します。
- ・ 被災した沿岸地域において、農地の復旧と一体となったほ場整備を推進し、低利用農地の再生利用と農地の利用集積を促進します。

(イ) 農業用水の安定供給機能の維持

- ・ 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断に基づく予防保全対策や適時適切な補修、更新など、ストックマネジメントの強化に取り組みます。
- ・ 基幹的農業水利施設の適正管理を促進するとともに、施設管理を担う土地改良区の運営基盤の強化を図るため、土地改良区の合併促進や維持管理計画の策定などを支援します。

(ウ) 効率的かつ安定的な林業経営基盤の構築

- ・ 効率的で生産性の高い森林経営を実現するため、森林経営計画の作成支援を通じ、森林施業の集約化と計画的な路網整備を促進します。
- ・ 持続的な森林経営を促進するため、森林管理・環境保全直接支払制度^{※10}を活用し、搬出間伐や伐採跡地への再造林等の森林整備を支援します。

(イ) 漁港施設等生産基盤の復旧・整備☆

- ・ 地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場施設の復旧・整備を推進します。
- ・ 地域に根ざした水産業の再生を図るため、漁船や養殖施設、共同利用施設等の生産基盤を早期に復旧・整備し、養殖漁場等の有効かつ効率的な活用を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域の生産者・団体等は、地域の農林漁業経営の方向性や生産基盤等の有効活用などに向けた話し合いを行いながら、地域の实情に即した担い手の確保・育成対策や新規就業者確保対策などに取り組みます。

市町村は、地域の生産者・団体等と連携しながら、地域の核となる担い手の確保・育成や生産基盤等の有効活用に向けた調整・支援、新規就業者確保対策への支援などに取り組みます。

県においては、市町村等と連携しながら、地域の農林漁業経営の方向性などを定める計画等の策定や経営の規模拡大・多角化に向けた支援、経営管理・生産技術の向上に向けた指導などに取り組みむとともに、生産基盤の有効活用に向けた広域的な利用調整や生産基盤の整備に取り組みます。

また、県は、東日本大震災津波からの復興に向けて、市町村等と連携し、漁船等の生産手段の整備への支援や漁港・漁場、農地等の生産基盤の復旧・整備に取り組みます。

(農業)

県以外の主体	<p>(生産者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業マスタープランの実践 ・ 担い手等の相談窓口の設置 ・ 認定農業者、集落営農組織等への経営・生産技術指導、法人化支援 ・ 農地利用集積円滑化団体の設置・運営 ・ 耕作放棄地等の仲介 ・ 小規模な農業生産基盤の整備、農業水利施設等の維持・管理・更新等 ・ 土地改良区支援、水土里情報システムの運営・管理 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業マスタープランの作成と実践 ・ 担い手等の相談窓口の設置 ・ 農業経営改善計画等の作成支援、認定 ・ 先導的な経営体の育成 ・ 農地利用集積円滑化団体の設置・運営 ・ 耕作放棄地の調査・解消計画の策定 ・ 農業水利施設等の維持・管理・更新等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業マスタープランの作成・実践の支援 ・ 市町村域を越えた広域的な農地の利用調整 ・ 担い手の確保・育成対策の総合企画・調整 ・ 新規就農者、企業の農業参入支援 ・ 耕作放棄地解消の支援 ・ 農業生産基盤の整備、農業水利施設の補修・更新 	

(林業)

県以外の主体	<p>(林業事業者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業の集約化と森林経営計画の作成 ・ 搬出間伐や再造林等の森林整備の実施 ・ 林業作業士など経験や技術レベルに応じた現場技術者の育成 ・ 新規就業者等の受入体制整備、待遇改善 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者に対する補助事業等の普及啓発 ・ 再造林や間伐等の森林整備の支援 ・ 市町村森林整備計画の策定 ・ 担い手の育成支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域けん引型林業経営体を核とした森林施業の集約化の支援 ・ 再造林や間伐等の森林整備の支援 ・ 市町村森林整備計画や森林経営計画の作成支援 ・ フォレスターの確保 	

(水産業)

県以外の主体	<p>(生産者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船等共同利用システムの構築 ・ 養殖業の経営安定化支援制度の導入 ・ 後継者の育成、新規就業者の受入れ ・ グループ化、協業体育成の推進 ・ 養殖作業の省力化、経営規模拡大の推進 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した漁業者の事業再開、経営再建の支援 ・ 新規就業者受入れ環境の整備 ・ 漁港施設の復旧工事の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した漁業者の事業再開、経営再建の支援 ・ 就業希望者とのマッチング、漁業現場での長期研修など新規就業者の確保対策の推進 ・ グループ化、協業体育成の促進 ・ 養殖作業省力化技術の開発・普及、経営規模拡大の促進 ・ 養殖漁場等の有効かつ効率的な活用の促進 ・ 漁港・漁場施設の復旧工事の実施 	

関連する計画

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（計画期間 平成 23 年度～平成 32 年度）
- ・希望郷いわての農業農村整備計画（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）
- ・岩手県林業労働力確保基本計画（計画期間 平成 23 年度～平成 28 年度）

- ※1 認定農業者
「農業経営改善計画」を市町村に提出し、市町村長から「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定を受けた農業者。
- 2 集落営農組織
集落を構成する農家が参加し、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下で営農に取り組む組織。
- 3 地域けん引型林業経営体
森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を実践している林業経営体（※「地域けん引型林業経営体」は本県独自の名称）。
- 4 森林経営計画、市町村森林整備計画
森林経営計画とは、森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が、単独または共同で、自らが所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として作成する5年間の計画（森林法第11条）。市町村森林整備計画とは、市町村長が市町村の区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林について、5年ごとに策定する10年を1期とする計画（森林法第10条の5）。
- 5 地域農業マスタープラン
集落段階での話し合いに基づき、地域の中心となる戸別経営体、集落営農組織への農地集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方等を記載した計画で、市町村等が策定。なお、東日本大震災津波被災市町村では、同様の内容で「経営再開マスタープラン」を策定。
- 6 農地利用集積円滑化団体
農業経営基盤強化促進法に基づき、農地利用集積円滑化事業規程を定め、農地利用集積円滑化事業を行う市町村及び農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程を定め、市町村の承認を受けて農地利用集積円滑化事業を行う者。
- 7 フォレスター
「市町村森林整備計画」の策定支援など、長期的視点に立った森林づくりの計画・指導を行う者（H25から認定開始）。
- 8 林業作業士（フォレストワーカー）
森林施業の実践に必要な知識・技能を習得した現場技術者。
- 9 現場管理責任者（フォレストマネジャー）
複数の間伐等森林施業の現場を統括して管理する高度な現場技術者（経験年数10年以上）。
- 10 森林管理・環境保全直接支払制度
集約化により持続的な森林経営に取り組む者が行う搬出間伐等の実施に対して助成する制度。

消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立

1 みんなで目指す姿

消費者や市場のニーズに的確に対応した、安全・安心で高品質な農林水産物の生産が拡大し、消費者から信頼・支持される全国トップレベルの「安全・安心産地」が形成されています。

また、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた水産業では、「つくり育てる漁業」の基盤となる種苗生産施設や養殖施設等の復旧・整備等により漁業生産機能が回復するなど、農林水産業の再生が進んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①農業産出額	②1,395 億円	2,425 億円	2,450 億円	2,475 億円	2,500 億円
◎②林業産出額	②195 億円	167 億円	180 億円	195 億円	198 億円
◎③漁業生産額	②399 億円	140 億円	250 億円	310 億円	330 億円

【目標値の考え方】（※平成 22 年度数値が確定していないこと等から、目標値を見直す場合があります）

① 単位面積当たり収穫量（単収）の向上等による園芸の生産拡大と家畜飼養規模の拡大等により、約 100 億円の増加を目指すもの。

② 東日本大震災津波で被災した合板工場等の復旧による県産材大口需要の回復と復興住宅等への県産材利用の促進により、平成 25 年度までに震災前の水準までの回復を目指すとともに、公共施設等への県産材利用の促進を図ることによって、更なる増加を目指すもの。

③ 東日本大震災津波の影響で大きく減少した状況から、平成 26 年度までに被災前の約 8 割の水準までの回復を目指す上で、平成 30 年度までには被災前の水準まで回復させることを目標とするもの。

現状

- 平成 21 年の本県の農林水産物の産出額等は、生産物価格の下落等もあって、ピーク時（農業：3,595 億円（昭和 60 年）、林業：419 億円（昭和 55 年）、漁業：822 億円（昭和 57 年））と比較して大きく減少していることから、安全・安心で高品質な農林水産物の生産・供給体制の構築や需要に即した産地づくりを進めていく必要があります。
- 本県は、農産物（麦、大豆、園芸作物等）の単収が低く、また、年次変動が大きいことから、単収の向上・安定化、生産コストの低減など、地域課題に対応した技術開発と迅速な普及、生産基盤の整備などにより生産性の向上に取り組んでいく必要があります。
- 東日本大震災津波により、沿岸部の農地 725ha が浸水したことから、被災した農地等の復旧・整備を進め、冬季温暖な気象条件などの地域特性を生かした産地づくりを進めていく必要があります。
- 林業就業者の減少・高齢化や採算性の悪化などから、本県の広葉樹素材生産量は減少が続いており、上質紙の原料となるパルプ原木等の確保が課題となっていることから、豊富な広葉樹資源の生産体制強化に取り組んでいく必要があります。
- 東日本大震災津波により、県産材の主要な供給先である合板工場等に壊滅的な被害が生じ、県産材の流通が停滞するなどの間接的な被害も発生していることから、被災した合板工場等の施設や機械設備の復旧・再整備と原木等の流通の早期回復を進めていく必要があります。
- 水産業は、東日本大震災津波により、生産施設等に壊滅的な被害が生じていることから、漁船、養

殖施設等の生産基盤や産地魚市場、サケふ化場等の種苗生産施設の復旧・整備を進め、生産活動の早期再開を図る必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

安全・安心で高品質な農林水産物の生産を拡大していくため、生産性・市場性の高い産地づくりの推進や、高品質・安定生産のための高度な生産技術の開発・普及、生産基盤の整備等に重点的に取り組めます。

また、東日本大震災津波で被災した産地の再生を進めるため、サケ、ワカメなどの水産物の生産等に必要な生産基盤等の復旧・整備や生産体制の再構築に取り組むとともに、地域特性を生かした園芸産地の形成や木材加工施設の復旧・整備に取り組めます。

主な取組内容

① 全国トップレベルの「安全・安心産地」の形成☆

- ・ 県内主要産地における県版GAP（県版農業生産工程管理）※¹の普及・定着を推進するとともに、JGAP※¹などより高度なGAPへのレベルアップに向け、現地指導を行うGAP指導員の養成に取り組めます。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病の侵入防止のため、全農場に対する巡回指導により、家畜飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図ります。
- ・ 全ての乾しいたけ出荷団体へのトレーサビリティシステム※²導入に向け、生産者への適切な記帳指導の実施など、しいたけ栽培履歴の記帳の取組を促進します。
- ・ 生産から加工・流通まで一貫した安全・安心な水産物の供給体制を再構築するため、加工・流通関連施設の復旧・整備を支援するとともに、生産者・魚市場・水産加工業者の鮮度・衛生管理の高度化や貝毒等の監視体制の強化を図るほか、全国トップレベルの高度衛生管理に対応した産地魚市場の整備等を推進します。
- ・ 原子力発電所事故による放射性物質の影響を踏まえ、県産農林水産物の放射性物質濃度の検査を計画的に実施し、その結果を公表するとともに、農地土壌中の放射性物質濃度を測定し、適切な生産管理指導を行うなど、農林漁業者が安全・安心な生産環境を確保し、生産を継続できるように、必要な取組を実施します。

② 生産性・市場性の高い産地づくりの推進

(7) 農産物の戦略的な産地形成と生産性向上の推進☆

(戦略的な産地形成と地域ニーズに対応した技術普及)

- ・ 消費者・実需者ニーズを踏まえながら、本県の地域特性等に合った品目の作付けや新品目の導入を進めるなど、戦略性を持った産地形成を推進します。
- ・ 地域ごとに設置した「地域希望農業技術サポート会議」を活用し、行政・普及・試験研究機関の連携の下、地域課題に即した技術の開発・普及に取り組めます。

(生産基盤の整備)

- ・ 麦、大豆等の戦略作物や畑作物の生産拡大を図るため、水田の排水対策や畑地かんがい施設の整備を進めるとともに、農産物の効率的な生産・流通に必要な農道の整備を推進します。

(水田農業)

- ・ 農業者戸別所得補償制度を活用しながら、生産性の高い米づくりや麦・大豆等の戦略作物の作付けを推進するなど、米の需給調整の動向を踏まえた水田の有効活用に取り組めます。
- ・ 水稻は、「いわて純情米」の新たな戦略（平成 23 年 2 月策定）に基づき、品種配置の見直しや補給型施肥・隔年防除など新技術の導入による高品質・良食味米の低コスト生産と、直播栽培技術の普及による経営規模の拡大や飼料用米等の導入を促進します。
- ・ 麦・大豆は、湿害軽減効果の高い小畦立て播種の導入・普及、雑草防除や施肥技術等に関する地域課題の解決に向けた実証ほの設置、栽培チェックリストによる作業工程毎の技術改

善等を通じて、収量・品質の向上に取り組みます。

(園芸)

- ・ 園芸産地力の強化を図るため、JA生産部会等が自ら策定する「産地拡大実践プラン」に即した生産・販売力強化や担い手対策などの取組を促進します。
- ・ 野菜については、生産者の経営管理能力の向上や雇用労働力の確保、省力低コスト技術の導入等により経営規模の拡大を進めるとともに、新品目・新作型の導入や単収の向上等を進め、生産力の高い野菜産地づくりを推進します。
- ・ 果樹については、りんご老齢樹の改植による生産力の維持・向上や、りんご、ぶどうの優良品種の導入等を進め、競争力のある果樹産地を形成します。
- ・ 花きについては、県オリジナルのりんどう優良品種の生産拡大や小ぎくの新たな産地化等を進め、需要期的確に出荷できる花き産地づくりを推進します。
- ・ 葉たばこの廃・減作に対応し、小ぎくやねぎなどの新たな園芸品目の導入による産地化を図ります。
- ・ 高収益施設園芸生産団地の整備等により、沿岸地域の夏季冷涼な気象特性を生かした産地形成を推進します。

(畜産)

- ・ 公共牧場の整備や飼料作物の生産拡大などによる自給飼料基盤の強化、飼料生産や飼養管理を省力化する外部支援組織の育成、畜産農家の技術や経営をサポートする人材の養成、粗飼料多給肥育による日本短角種の生産コストの低減に取り組みます。
- ・ 養鶏や養豚のコスト低減、生産拡大に向け、食品残渣など地域の未利用資源を活用した飼養方式の導入や畜舎等の整備を支援します。
- ・ 原発事故に伴う放射性物質被害への緊急対策として、粗飼料検査や牧草地の更新等による畜産物の安全確保の取組を推進するとともに、生産者団体等の損害賠償請求の活動を支援します。

(イ) 豊富な森林資源を生かした全国屈指の木材産地等の形成☆

- ・ 森林・林業再生プランを踏まえた森林施業の大規模な集約化を推進するとともに、路網と高性能林業機械の組み合わせによる木材生産の低コスト化を促進し、合板や集成材等の大口需要者への県産材の安定的な供給体制の構築に取り組みます。
- ・ 本県の豊富な広葉樹資源を、上質紙の原料となるパルプ原木、高品質な乾しいたけや木炭の生産に必要なナラ原木として安定的に供給する体制を構築するため、事業者等により組織される研究会の取組を支援します。
- ・ しいたけの単収アップに向け、関係機関・団体と連携して栽培管理研修会や技術指導を行うとともに、農業や水産業との複合経営を目指す後継者の確保と育成に取り組みます。
- ・ 合板工場等の本格復旧や停滞している木材流通の早期回復を進めるとともに、製材や集成材等の木材加工流通体制の更なる整備など、木材産地の形成に向けた取組を支援します。
- ・ 被災したしいたけ生産者の生産基盤を早期に復旧するため、流失したほだ木や乾燥機の再整備を支援します。

(ウ) 水産物の生産体制の再構築と生産拡大☆海

- ・ 漁業、養殖業の生産基盤の復旧・整備に加え、サケふ化場やアワビ等種苗生産施設、増殖場など「つくり育てる漁業」の基盤となる施設を早期に復旧・整備し、効率的な種苗生産体制の構築等による安定した資源造成に取り組みます。
- ・ 養殖業の早期再開を支援するとともに、経営の安定化と生産拡大を図るため、養殖作業の省力化や協業体の育成等を促進します。
- ・ 関係機関や団体等と連携し、海洋生物資源の持続的な利用やアワビ等の密漁対策を強化するとともに、外来魚や野鳥の食害から内水面漁業資源の保護を図るなど、水産資源の適正な保存と管理を推進します。

③ 高度な技術開発の推進☆海

- ・ (財)岩手生物工学研究センターや県内外の大学、試験研究機関、民間企業等との積極的な共同研究を通じ、安全・安心、高品質な農林水産物を効率的・安定的に生産するための技術や優れた品種の開発に取り組みます。

政策項目 No.10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立

- ・ 漁業活動の再開や安定的な漁業生産、生産物の高付加価値化等に資する調査研究を通じて水産業の再生を支援するとともに、海洋研究機関と地域水産関係者とのネットワークの強化を図るなど、地域資源を生かす新たな海洋産業の創出に向けた取組を推進します。

(主な技術開発例)

- ・ DNAマーカー^{※3}を活用した育種法の確立
- ・ 「コシヒカリ」を超える主食用うるち品種（良食味、耐病性強、多収）や、大吟醸酒向けの酒造好適米品種の開発
- ・ 市場性の高い「りんどう品種」の開発や超低温種子保存等による種子の安定生産・供給技術の確立
- ・ DNAマーカーを活用した黒毛和種種雄牛（肉質や発育に優れた牛）の造成
- ・ 植栽密度を変えた省保育による低コスト育林技術の開発・普及
- ・ 長期優良住宅に対応した地域材活用技術の開発
- ・ 再成熟制御^{※4}による効率的なアワビ種苗生産技術の開発
- ・ 養殖ワカメの大規模・省力化システムの開発
- ・ LED技術^{※5}を活用した省エネ漁法の開発
- ・ 通電加熱技術^{※6}を用いた高付加価値食品の開発

3 取組に当たっての協働と役割分担

生産者・団体等は、気象特性などの地域特性を生かした農林水産物の生産や地域に即した技術の導入などに取り組むほか、団体等においては、生産性・収益性の向上に向けた指導などにも取り組めます。

市町村は、地域特性を生かした産地形成や生産基盤整備に向けた地域内調整や地域に即した技術導入の支援などに取り組めます。

県においては、市町村等と連携しながら、産地づくり戦略等の策定や地域課題に即した技術・新品種等の開発・普及、生産性向上などを目指した技術指導などに取り組むとともに、生産基盤の整備などに取り組めます。

また、県は、東日本大震災津波からの復興に向けて、市町村等と連携し、共同利用施設や高度衛生管理型産地魚市場等の整備支援、生産基盤等の復旧・整備に取り組むほか、原子力発電所事故による放射性物質の影響を踏まえ、県産農林水産物の放射性物質濃度の検査の実施などに取り組めます。

(共通)

県以外の主体	(生産者・団体等)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産基盤整備の合意形成支援、地元調整 ・ 農協等の合併・経営改善の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産基盤整備事業の事業化支援、合意形成支援 ・ 農協等の合併・経営改善に向けた支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度技術や新品種等の開発・普及、調査研究を通じた復興支援 ・ 生産基盤の整備 ・ 農協等の合併・経営改善の指導 ・ 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査の実施等 	

(農業)

県以外の主体	(生産者・団体等)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心・高品質な農産物の生産 ・ 生産性、収益性の向上に向けた指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の産地形成に向けた振興施策の企画立案 ・ 施設の整備等への支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県域及び地域の産地形成に向けた振興施策の企画立案、団体等の技術指導者の育成 ・ 生産性、収益性の向上に向けた技術開発と普及 ・ 施設の整備等への支援 	

(林業)

県以外の主体	(林業事業者・団体等) ・ 木材安定供給取引協定等の締結促進 ・ 広葉樹材の安定供給体制の構築 ・ 間伐等の実行・指導 ・ 原木しいたけ生産技術指導の実施	(市町村) ・ 木材安定供給体制の構築支援 ・ 広葉樹材の安定供給体制の構築支援 ・ 間伐等の補助制度の周知 ・ 原木しいたけ生産技術指導等への支援
県	・ 木材の安定供給体制の構築支援 ・ 広葉樹材の安定供給体制の構築支援 ・ 間伐等の技術の普及、補助制度の周知 ・ 県有林事業での間伐の実行 ・ 原木しいたけ生産技術指導等の実施と取組実施	

(水産業)

県以外の主体	(生産者・団体等) ・ 共同利用施設等の復旧・整備 ・ 鮮度・衛生管理の実践 ・ つくり育てる漁業の実践	(市町村) ・ 水産物の生産体制の再構築に向けたまちづくり ・ 共同利用施設等の復旧・整備の支援 ・ つくり育てる漁業の推進
県	・ 共同利用施設等の復旧・整備の支援 ・ 鮮度・衛生管理の指導 ・ つくり育てる漁業の推進、水産資源の保護・管理	

関連する計画

- ・ 「いわて純情米」の新たな戦略（計画期間 平成23年度～平成25年度）
- ・ 岩手県野菜産地改革戦略（計画期間 平成22年度～平成24年度）
- ・ 岩手県花き振興プラン（計画期間 平成23年度～平成26年度）
- ・ 岩手県果樹農業振興計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・ 岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・ 希望郷いわての農業農村整備計画（計画期間 平成21年度～平成30年度）
- ・ 岩手県産材振興ビジョン（計画期間 平成22年度～平成26年度）
- ・ 岩手県特用林産振興ビジョン（計画期間 平成22年度～平成26年度）
- ・ 岩手県第6次栽培漁業基本計画（計画期間 平成22年度～平成26年度）
- ・ 「農林水産技術立県いわて」技術開発基本方針（計画期間 平成21年度～平成30年度）
- ・ 財団法人岩手生物工学研究センター等におけるバイオテクノロジー研究推進に係る基本方針
(計画期間 平成21年度～30年度)

※1 県版GAP（県版農業生産工程管理）、JGAP

GAPとは、農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。県版GAPでは、生産者の負担感が少なく、より多くの生産者が取り組める内容となっているもの。JGAPは、日本の条件に合わせて策定した国際的なレベルを満たしているGAPで、県版GAPよりさらに高度なもの。

2 トレーサビリティシステム

食品のトレーサビリティとは、農産物や加工食品などの食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」ことで、個々の事業者が各自取り扱う商品（食品）の移動に関する記録を作成・保存することによって、結果として、生産から小売まで、食品の移動の経路を把握することが可能となるもの。

3 DNAマーカー

「病気に強い」、「肉質が良い」など、個体が持つ形質の差をDNA配列の違いを基にして評価・選抜するための目印。DNAマーカーを活用することによって、育種の効率化が可能となるもの。

4 再成熟制御

飼育水温の制御によりアワビの成熟を人為的に制御することによって、生残率が高いなどより質の高い卵を生産することが可能となる飼育方法。

5 LED技術

さんま棒受網漁船等が装備する集魚灯の光源を従来の白熱球や放電灯からエネルギー消費が少なく長寿命のLED（発光ダイオード）ランプに置き換えることにより、発電に用いる燃料消費量が削減され、漁労経費の節減と環境保全への貢献が図られる技術。その普及には、燃料消費量の削減効果や漁獲効果を実証する試験操業等を実施し、効果を検証していくことが必要。

政策項目 No.10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立

6 通電加熱技術

食品に電気を通すことにより、物体の内部抵抗により発生する熱によって直接加熱する技術で、水産加工分野ではすり身等での利用拡大を目指しており、迅速かつ均一に加熱ができるほか、加熱が対象物だけに限られるので熱効率が高いことが利点となる技術。

農林水産物の高付加価値化と販路の拡大

1 みんなで目指す姿

生産者の加工・販売分野への進出や他産業との連携等が活発化するとともに、本県の安全・安心で高品質な農林水産物がブランドとして定着し、海外を含めた販路が拡大しています。

また、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた水産業では、水産加工施設等の復旧・整備が進み、高い付加価値を持つ県産水産物が生産され、広く国内外に流通しています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①6次産業化 ^{※1} による販売額	129億円	131億円	139億円	147億円	156億円
②農林水産物の輸出額	15億円	3億円	4億円	7億円	10億円
③水産加工品製造出荷額	②1741億円	36億円	296億円	467億円	689億円
【目標値の考え方】(※平成22年度数値が確定していないこと等から、目標値を見直す場合があります)					
① 加工・販売分野へ進出する6次産業化の支援により、約2割の販売額の増加を目指すもの。					
② 県産農林水産物(米、肉、りんご、水産物等)の安全性を、海外実需者や消費者に対して積極的にアピールし、信頼性を回復することにより、平成26年度までに被災前の約7割の水準まで回復を目指した上で、平成28年度までには被災前の水準まで回復することを目標とするもの。					
③ 東日本大震災津波の影響で大きく減少した状況から、事業再開意思を持つ全ての事業者が、平成26年度までに事業を再開することにより、その生産規模を被災前の水準まで回復させることを目指すもの。					

現状

- 6次産業化等による販売額は、農林漁業者や集落営農組織等による新たな取組が行われ、増加傾向(H18:107億円→H21:129億円)にありますが、商品開発や商談、起業に不慣れな生産者等が多いことから、継続的な指導・支援が必要となっています。
- 水産加工業は、東日本大震災津波により、水産加工施設や冷凍・冷蔵施設等に壊滅的な被害が生じていることから、水産加工施設、冷凍・冷蔵施設等の復旧・整備など、漁業と流通・加工業の一体的な再生を図る必要があります。
- プレミアム商品の販売額は増加(H20:5.3億円→H22:22.7億円)していますが、県産農林水産物全体のブランド化に向け、卸売業者等からの評価を定着させるため、産地と実需者とのマッチングなどの支援を進めていく必要があります。
- 今後、本格化が見込まれる復興住宅建設等に伴う木材需要に対応するため、県産材の供給体制を早急に構築する必要があります。
- 多様な販売チャネルの確立に向けて、実需者や消費者の県産農林水産物に対する認知度を高めていくため、商談会やフェアの開催による販売機会の拡充や、「食のプロフェッショナルチーム」による販路開拓等の支援を進める必要があります。
- 県産農林水産物等の輸出は、原子力発電所事故の影響により、日本食材の取扱に消極的な海外の実需者・消費者が多くなってきていることから、県産農林水産物の安全性について情報発信していく必要があります。
- 東日本大震災津波からの復興への支援として、全国から申出がある復興応援フェア等において、復

興状況等の情報を積極的に発信することにより、全国とのつながりを維持・拡大していく必要があります。

- 給食事業での県産食材利用率は、給食事業所認定制度の普及等により増加傾向にありますが、地産地消をより一層推進していくため、学校給食はもとより、企業等の給食事業などへも地域食材を安定的に供給できる体制を構築していくことが必要となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

6次産業化や安全・安心で高品質な商品の開発促進等により、農林水産物の高付加価値化を進めるとともに、多様な販売チャネルの確立と積極的な商品情報の発信等により、輸出を含め、販路の拡大に取り組みます。

また、東日本大震災津波からの復興に向け、本県農林水産物の安全性や復興状況等の情報を積極的に国内外に発信し、原子力発電所事故に起因する風評被害の防止などに取り組むとともに、水産加工施設等の復旧・整備と併せ、水産加工品の生産性や付加価値の向上に取り組みます。

主な取組内容

① 農林水産物の高付加価値化の推進☆海 元

- ・ 新たな経営展開への取組が期待されるほ場整備事業地区等において、地域資源を生かした農林水産物等の加工品製造・販売や農家レストランなどの活動の創出を図るとともに、経営の高度化を支援します。
- ・ 介護食の開発や米粉を活用した商品開発、福祉施設と共同した商品開発、飼料用米を活用した生産者と畜産業者との新たな取組など、食の成長分野におけるモデル的な取組を創出します。
- ・ 官民で新たに設置した「6次産業支援センター」*2において、創業支援や経営サポートを行うとともに、6次産業アドバイザーと職員等で構成する支援チームの派遣等により、6次産業のビジネス創出と継続的なフォローアップを実施します。
- ・ 「いわて6次産業ネットワーク交流会」や「いわて食ビジネス交流会」を開催し、6次産業化の普及啓発と情報交換、事業者間や食品企業等とのマッチングを支援します。
- ・ 漁業、養殖業と流通・加工業を一体的に再生し、生産物の高付加価値化と販路の拡大を図るため、産地魚市場、製氷・貯氷施設、冷凍・冷蔵施設及び加工施設の早期の復旧・整備を支援するとともに、加工機能の集積や企業間連携による高生産性・高付加価値化を実現する流通・加工体制の構築を推進します。

② 農林水産物のブランド化等の推進ソ

- ・ 「安全・安心」や「おいしさ」等にこだわった米や牛肉等のプレミアム性の高い商品を開発し、これらのプレミアム商品*3をフラッグシップとして、首都圏で開催するフェア等でのPRを通じ、県産農林水産物のブランド化を推進します。
- ・ 木材産地や製材品の加工履歴を管理する県産材の産地証明制度の普及・定着に取り組みます。

③ 多様な販売チャネルの確立と積極的な情報発信による販路の拡大☆ソ

- ・ 首都圏の食品企業OB等で構成する「食のプロフェッショナルチーム」の活用により、商品開発や販路開拓を支援するとともに、商談会の開催などにより、生産者と企業のビジネスマッチングを支援し、取引の拡大を図ります。
- ・ インターネット販売や量販店等でのインショップ販売など、新たな販売チャネルの開拓を促進するほか、飲食店や流通業者とのつながりを強化し、県産農林水産物の販路拡大や情報発信を促進します。
- ・ 情報発信力のある大手企業等と連携し、県内外に向けて県産食材の効果的な広報宣伝活動を展開します。
- ・ いわて公式食の総合ポータルサイトにおいて「いわて食財ネットカタログ」の提供などにより、県産農林水産物の総合的な情報発信と消費者とのコミュニケーションの充実を図ります。

また、食の復興応援サイトにより、事業者支援のための情報提供や食産業の復興の情報発信に取り組みます。

- ・ 復興住宅等での県産材利用を促進するため、県産材を使用した住宅を提案する工務店や設計士（いわて森の棟梁）を育成するとともに、建築業者と木材供給者等の連携を強化した「岩手県地域型復興住宅」の建築を推進します。
- ・ 岩手県で生産される主要水産物の特性や水産加工品の魅力、産地の復興状況など、消費者・実需者へ訴求できる情報の付加・発信や新たな商品開発等を支援することにより、産地としての復活をアピールしていきます。
- ・ 原子力発電所事故による放射性物質の影響を踏まえ、安全で安心な農林水産物を消費者に提供し、県産農林水産物の風評被害を防止していくため、県産農林水産物の放射性物質濃度の検査を計画的に実施し、速やかに検査結果を公表します。

④ 県産農林水産物の輸出促進

- ・ 高品質で安全な県産農林水産物を求める海外市場の掘り起こしに取り組みます。
- ・ フェアや商談会等の開催を通じて、輸出品目・数量の拡大を図るとともに、現地ニーズに対応した商品づくりや知名度向上など、輸出を志向する企業・団体の取組を支援します。
- ・ 海外の植物防疫基準や衛生管理基準に対応できるよう、防除指導の徹底や衛生管理体制の高度化を推進し、海外市場への販路開拓を推進します。
- ・ 高品質な岩手ブランドの価値を保護するため、第三者による「岩手」商標の冒認出願^{※4}に対する監視体制の強化、法的対応措置など、必要に応じた対策を講じます。

⑤ 県産食材の供給体制の強化による地産地消の新たな展開

- ・ 地産地消事業所給食の認定や地産地消弁当の認証により、給食施設や中食、外食での県産食材の利用拡大を促進します。
- ・ 産直の運営や販売など、経営力強化に向けたアドバイザーの派遣や産直のネットワーク形成などを支援し、県産食材の供給体制の強化を図ります。
- ・ 地域に根ざした農産物の宅配システムの構築を支援するほか、地元の食品製造業者向け加工業務用野菜の供給拡大や学校給食向け冷凍野菜の安定供給体制の確立などを支援し、地域の農業を地域で支えあう取組を拡大していきます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

生産者や団体、企業等は、6次産業化や農商工連携などによる高付加価値化や消費者ニーズ等に対応した商品開発に取り組むとともに、商談会等への参加による販路開拓や情報発信に取り組みます。また、一般県民も含め、県産食材、県産木材の積極的な利用に取り組みます。

市町村は、地域の生産者・企業等による6次産業化等への取組促進や商談会等への参加支援、地域で生産される農林水産物の情報発信、県産食材等の利用拡大に向けた普及啓発などに取り組みます。

県においては、市町村等と連携しながら、生産者等による起業や商品開発などへの支援、商談機会の提供・拡充、安全・安心で高品質な県産食材等の県内外への情報発信などに取り組むとともに、県産食材の供給体制の強化等による地産地消を推進します。

また、県は、東日本大震災津波からの復興状況等を積極的に発信し、国内外の様々な主体との連携を維持・拡大しながら、県産農林水産物の販路拡大に取り組むとともに、被災した水産加工施設等の復旧や水産加工品の生産性や付加価値の向上に向けた取組への支援を通じて、水産物の流通・加工体制の構築を推進します。

県以外の主体	(生産者・団体・企業等)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化等の実践、商談会等への参加 ・ 6次産業化等の事業計画策定・創業・経営等のサポート ・ 海外フェア開催への協力 ・ 商談会等への参加支援、地域の農林水産物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消の普及啓発・実践支援 ・ 商談会等への参加支援、地域農林水産物の情報発信 ・ 公共施設の木造化 ・ 企業等に対する施設の木造化の普及指導 ・ 復興住宅や公営住宅への県産材利用促進

	の情報発信 ・ 地産地消の実践 ・ 施設等の木造化など県産材の利用促進 ・ 公共施設や復興住宅等への県産材の安定供給 ・ 県産材の産地証明制度等の実践 ・ 水産加工場等の施設復旧 ・ 前浜原料を主体とした水産加工事業再開等	・ 公共建築物木材利用促進法に基づく市町村方針作成 ・ 県産材の産地証明制度等の普及・定着の促進 ・ 水産物の流通・加工体制の再構築に向けたまちづくり ・ 水産加工場等施設復旧の支援 ・ 水産加工事業者等の地域内連携等の推進
県	・ 6次産業化のモデル形成、企業化や商品開発など経営高度化への支援 ・ プレミアム商品の開発支援 ・ 生産者と企業等とのマッチングの支援、商談会の開催・参加誘導、海外フェアの開催支援 ・ 地域の農林水産物の情報発信 ・ 地産地消の企画・調整 ・ 公共施設の木造化、復興住宅や公営住宅への県産材利用の促進 ・ 需要者と供給者の連携強化による木材供給に向けた取組の支援 ・ 公共建築物木材利用促進法に基づく市町村方針作成支援 ・ 県産材の産地証明制度等の普及・定着の促進 ・ 水産加工場等施設復旧の支援、水産加工機能の集積・企業間連携等の推進、新たな商品開発支援 ・ 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査の実施等	

関連する計画

- ・「いわて純情米」の新たな戦略（計画期間 平成 23 年度～平成 25 年度）
- ・岩手県野菜産地改革戦略（計画期間 平成 22 年度～平成 24 年度）
- ・岩手県花き振興プラン（計画期間 平成 23 年度～平成 26 年度）
- ・岩手県果樹農業振興計画（計画期間 平成 23 年度～平成 32 年度）
- ・いわて牛ブランド戦略（計画期間 平成 22 年度～平成 24 年度）
- ・いわて短角和牛ブランド戦略（計画期間 平成 22 年度～平成 24 年度）
- ・いわて農林水産物ブランド輸出促進戦略（計画期間 平成 23 年度～平成 27 年度）
- ・岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画（第 3 期）（計画期間 平成 22 年度～平成 24 年度）

※ 1 6次産業化

農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を取り入れ、経営の高度化・多角化を進める取組（1次、2次、3次のそれぞれの産業分野が密接に結びついた形態）。

2 6次産業支援センター

県と岩手県中小企業団体中央会が、生産者等の6次産業化の取組みを総合的に支援する目的で共同で設置し、計画・創業・経営までのサービスを提供するもの。

3 プレミアム商品

消費者、市場などが求める高品質で安全・安心を基本とした商品で、レベルの高い基準で選ばれ、安定的に供給が可能な商品。

4 商標の冒認出願

中国、台湾において、近年、日本の地名や地域団体商標等が、第三者により商標出願されること。

「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立

1 みんなで目指す姿

多彩な地域資源を活用した農山漁村ビジネスや都市住民との交流等が県内各地で展開され、環境と調和した安全で快適な農山漁村の暮らしが確立しています。

また、東日本大震災津波の被災地では、安全性の確保と快適な生活環境の構築に向けて、海岸保全施設や生活環境基盤の復旧・整備が進んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①農産物の加工等に取り組む個人や組織の数	439 経営体	445 経営体	460 経営体	475 経営体	490 経営体
②地域協働による保全活動の協定数	595 協定	606 協定	626 協定	636 協定	646 協定
③被災集落排水処理施設復旧率（復旧した施設数／被災した施設数）	—	0%	57%	100%	100%
【目標値の考え方】 ① 農産物の加工品の製造・販売や農林漁業体験等の提供等に取り組む女性グループや集落営農組織等を毎年15組織ずつ育成することを目指すもの。 ② 農業者と地域住民等との協働活動（「農地・水・環境保全向上対策」や「アドプト活動」）により、農地や農業用水などが持つ水源かん養や環境保全等の多面的機能の維持・増進を目指すもの。 ③ 農山漁村の生活環境や漁場環境を良好に保全するため、平成25年度までに、東日本大震災津波により被災した集落排水処理施設の全ての復旧を目指すもの。					

現状

- 農産物の加工品の製造・販売等の取組は、農家所得の確保や食文化等の情報発信など、農山漁村の活性化に重要な役割を果たしています。しかしながら、高齢化等により活動の縮小・休止を余儀なくされる組織等もあり、活動の継承に取り組む農家等を確保・育成していく必要があります。
- グリーン・ツーリズム^{*1}交流人口は、平成22年度まで増加傾向にありましたが、東日本大震災津波の影響により減少しています。これを震災前の水準に回復させるため、本県のグリーン・ツーリズムに関する情報発信を強化していく必要があります。
- 地域協働による農村の環境保全活動に参加する延べ人数は増加（H20：231,180人 → H22：239,953人）しているものの微増にとどまっていることから、非農家などの参加を促進していく必要があります。
- 「いわての森林づくり県民税」（平成18年度創設）を活用した地域住民等の森林づくり活動への参加者数（H18：1,098人、H19：3,254人、H20：6,179人、H21：7,350人、H22：8,040人）は着実に増加しています。一方、県民の認知度は約4割となっていることから、制度等の周知を進め、活動への参加意識を高めていく必要があります。
- 野生鳥獣による農作物被害は、ニホンジカ、ハクビシンなどの被害に加え、新たにイノシシによる被害が確認されるなど、年々深刻化（H17被害額：約1億円 → H21被害額：約3億円）しており、広域的・効果的な被害防止対策を進めていく必要があります。
- 東日本大震災津波により、農山漁村の安全と生活環境を保全する施設等に壊滅的な被害が生じたことから、海岸保全施設^{*2}や集落排水施設等の復旧・整備を早急に進めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

食料等の安定供給の基盤であり、地域の生活の場でもある農山漁村の活性化を図るため、本県の多彩な農林水産物や食文化等の地域資源を活用した農山漁村ビジネスや地域が主体となった都市との交流活動に取り組みます。

また、農山漁村が有する水源かん養等の多面的機能の維持・増進のため、地域協働による環境保全活動等の促進や集落排水施設など生活環境の向上、自然災害等への防災対策に取り組みます。

東日本大震災津波により、壊滅的な被害が生じた海岸保全施設や集落排水施設等の復旧・整備に取り組みます。

主な取組内容

① 地域資源を生かした多様な農山漁村ビジネスの振興^元

(7) 農山漁村ビジネス等に取り組む経営体の育成

- ・ 農山漁村に受け継がれてきた食文化の発信や、都市・地域住民との交流活動を通じた地域活性化の取組を支援します。
- ・ 商品開発や経営管理等に関する講座や個別相談等を行うとともに、新たに起業する経営体の掘り起しと育成に取り組みます。

(4) 農林漁業体験受入の情報発信の強化

- ・ 市町村や団体等が取り組む地域資源を活用した農林漁業体験プログラムの開発を支援するとともに、観光産業等と連携した誘客活動や情報発信に取り組みます。

② 地域協働による農山漁村の環境保全^海

- ・ 農山漁村の環境保全・回復と地域コミュニティの活性化・再生を図るため、地域住民やNPO等との協働による農地・農業用水、森林、漁場や藻場・干潟等の保全・再生活動を支援します。
- ・ 県土の約8割を占め、県民の約6割が居住する中山間地域において、中山間地域が有する緑豊かな自然環境や多様な生態系等の多面的機能の維持・増進に向けて、生産基盤と生活環境基盤の整備を推進します。

③ 鳥獣被害防止対策の推進

- ・ 市町村の鳥獣被害防止計画の作成、侵入防止柵の設置や里地里山の環境整備などの被害防止の取組を支援するほか、被害が拡大しているシカ、ハクビシンについては、生息域の確認を進めるとともに、市町間の連携による一斉捕獲など広域的な被害防止の取組を支援します。

④ 快適な生活環境の整備、防災対策の推進☆

- ・ 公共用水域の水質環境の保全と、衛生的で快適な生活環境を確保するため、集落排水施設の整備を促進するとともに、水洗化人口割合の向上に努めていきます。
- ・ 農山漁村の安全な暮らしを確保するため、豪雨や地震など自然災害に対する農地・農業用施設の被害防止対策などを推進するとともに、市町村、地域住民との連携によるハザードマップの作成など、地域の防災意識を高める取組を推進します。
- ・ 災害発生時における被災箇所迅速かつ円滑な復旧に備え、正確な土地境界の復元を可能にする地籍調査の促進とともに、官民協働による農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）^{*3}の体制を強化します。
- ・ 地震や豪雨などに起因する山地災害を防止するため、保安林の配備や治山施設の整備を計画的に行うとともに、山地災害に対する防災意識の啓発を図り、安心して暮らすことのできる生活環境を整備します。
- ・ 被災した沿岸地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた海岸保全施設などの津波防災施設や集落排水処理施設など農山漁村生活環境基盤の復旧・整備を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

生産者をはじめとする地域住民やNPO等は、地域の食文化の発信や都市住民との交流活動、農林漁業体験の受入れなどに取り組むとともに、企業等との協働による農地・森林等の保全活動や鳥獣被害防止に向けた環境整備、水洗化などに取り組めます。

市町村は、農林漁業体験の受入れなどに取り組む人材の育成や情報発信、環境保全活動の普及啓発や取組団体等への支援に取り組むほか、鳥獣被害防止計画の作成や被害防止対策の実施、集落排水施設の整備、防災対策の実施などに取り組めます。

県においては、市町村等と連携し、農林漁業体験の受入れなどに取り組む地域の情報発信や環境保全活動の普及啓発などに取り組むほか、広域的な鳥獣被害防止対策の企画・調整、生産基盤と生活環境基盤の整備を通じた農山漁村が有する多面的機能の維持・増進、農地・農業用施設の防災対策や治山施設の整備などに取り組めます。

また、県は、東日本大震災津波により被災した地域の安全性確保と快適な生活環境の確保に向けて、市町村と連携しながら、被災した集落排水処理施設や海岸保全施設の復旧・整備に取り組めます。

<p style="text-align: center;">県以外の主体</p>	<p>(生産者を含めた地域住民・団体・NPO等)</p> <p>【農山漁村ビジネス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を生かした農山漁村ビジネスの実践 ・ 農林漁業体験の受入体制整備（人材育成、体験プログラム開発等） ・ 農林漁業体験の受入に関する情報発信 <p>【環境・地域資源保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全活動等の協定締結、協定書に即した取組の実践 ・ 農業生産基盤、農村生活環境基盤の整備に向けた合意形成 ・ 漁場等再生活動の実践 <p>【鳥獣害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防止対策の実施 ・ 害獣の捕獲、侵入防止施設等の整備 <p>【生活環境整備・防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗化の実践 ・ 防災対策の実施 ・ 農地・農業用施設の点検 ・ 農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）への参画 ・ 保安林制度の理解と遵守 	<p>(市町村)</p> <p>【農山漁村ビジネス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入体制整備や販売促進、商談機会の提供 ・ グリーン・ツーリズム等の施策の企画・調整 ・ 体験インストラクター等の人材育成 ・ 地域の情報発信 <p>【環境・地域資源保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全活動等に関する協定締結、活動の実践支援 ・ 環境保全活動の普及啓発、環境保全活動団体等への支援 ・ 農業生産基盤、農村生活環境基盤の整備に向けた合意形成支援 ・ 漁場等の再生活動への支援 <p>【鳥獣害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防止計画の作成 ・ 鳥獣被害防止の意識啓発、鳥獣被害防止対策の実施 <p>【生活環境整備・防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落排水施設等の整備 ・ 防災意識の向上対策と危機管理体制の構築 ・ 農地・農業用施設の点検 ・ 地籍調査の実施、農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）への参画 ・ 治山対策の実施に向けた地域合意形成支援 ・ 治山対策や保安林制度の普及啓発 ・ 津波防災施設や農山漁村生活環境整備の復旧・整備
<p style="text-align: center;">県</p>	<p>【農山漁村ビジネス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品開発や経営管理等に関する講座や個別相談等の実施 ・ グリーン・ツーリズム等に関する県内外への情報発信 <p>【環境・地域資源保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全活動の普及啓発、環境保全活動団体等への支援 ・ 農業生産基盤、農村生活環境基盤の総合的な整備 ・ 漁場等再生に向けた活動の調整・支援 <p>【鳥獣害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な鳥獣被害防止の施策の企画・調整 ・ 被害防止対策の支援 	

【生活環境整備・防災対策】

- ・ 集落排水施設等の整備支援、水洗化人口割合の向上に関する啓発・普及
- ・ 防災意識の向上に向けた啓発と危機管理体制の構築
- ・ 海岸保全施設など津波防災施設の復旧・整備
- ・ 農地防災対策・治山対策の実施、農地防災施設・治山施設の適正管理
- ・ 地籍調査の促進、災害復旧支援隊（NSS）への参画

関連する計画

- ・ 岩手県農山漁村と都市との交流推進方針（計画期間 平成 21 年度～平成 26 年度）
- ・ 岩手県体験型教育旅行推進計画（計画期間 平成 20 年度～平成 25 年度）
- ・ 希望郷いわての農業農村整備計画（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）
- ・ いわて汚水処理ビジョン 2010（計画期間 平成 23 年度～平成 30 年度）

※1 グリーン・ツーリズム

農山漁村と都市との交流等による農山漁村の活性化を目的に、農山漁村において、農地や森林、海岸などの生産基盤、農林水産物、景観、歴史、伝統文化、地域固有の産業、その他の地域資源を介して行われる多様な交流活動。

2 海岸保全施設

津波、高潮等から県民の生命・財産を守るため、海岸沿いに築造される防潮堤、水門などの施設。

3 農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）

大規模災害発生時に、「農村災害復旧専門技術者」に認定された県職員OBや民間コンサルタント職員などの協力の下、官民協働の力で、被災市町村の災害発生時から被害認定までの発災初期段階の迅速な対応を支援する組織。

環境保全対策と環境ビジネスの推進

1 みんなで目指す姿

環境保全に配慮した農林水産業の生産活動が拡大するとともに、木質バイオマス^{※1}などの地域資源を活用した環境ビジネスの展開や再生可能エネルギーの積極的な利活用が進んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①環境保全型農業 ^{※2} に取り組む産地数（米及び野菜）	33 産地	40 産地	50 産地	60 産地	71 産地
②産業分野の木質バイオマス導入事業者数	7 事業者	9 事業者	11 事業者	13 事業者	15 事業者
【目標値の考え方】					
① 県内の全ての米産地（15 産地）と野菜の主要産地（55 産地：指定野菜産地）が、化学合成農薬や化学肥料を減らした環境保全型農業の導入に取り組むことを目標とするもの。					
② 産業分野への木質バイオマス利用機器の導入促進により、事業者数の拡大を目指すもの。					

現状

- 化学合成農薬と化学肥料の使用量を半減する栽培方法等に取り組む環境保全型農業実践者数は着実に増加（平成 20 年：18,400 人→平成 22 年：28,300 人）しています。引き続き、環境に配慮した農産物生産を促進するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する生産技術の普及に取り組んでいく必要があります。
- 「いわての森林づくり県民税」を活用した管理不十分な森林の強度間伐（混交林誘導伐）^{※3}により、平成 22 年度までの 5 年間で約 7,500ha の荒廃人工林の整備を進めましたが、依然として整備の必要な荒廃人工林が約 19,000ha 存在すると見込まれていることから、これらの早期解消に取り組んでいく必要があります。
- 東日本大震災津波により、沿岸部の森林では山火事や潮水害などの被害が発生しており、これらの森林を健全な状況に復旧する必要があります。
- 本県の豊富な森林資源を活用した排出量取引等により二酸化炭素削減に取り組む事業者数は、概ね順調に増加（平成 21 年度までに 8 事業者）しており、事業者のより一層の参加を促進していく必要があります。
- 家庭や事業所へのペレットストーブの普及や公共施設への木質燃料ボイラーの率先導入により、本県のペレットストーブ、チップボイラー等の導入台数（平成 22 年度までの累計：ストーブ 1,394 台、ボイラー 72 台）は、全国トップクラスとなっていますが、今後は、産業分野への導入を促進するとともに、バイオマス発電や地域熱供給施設等の大口需要に対応する木質燃料の安定供給体制を構築していく必要があります。
- 豊富な水や高低差に富む地形のほか、基幹的な農業用水路約 1,400km を有することから、これら資源を活用した小水力発電^{※4}などのエネルギー供給を促進していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

生物多様性の維持・増進や地球温暖化防止を図るため、環境への負荷を低減する生産技術の導入や再生可能エネルギーを活用した生産施設等の整備、森林の強度間伐（混交林誘導伐）の実施による森林の再生などに取り組みます。

また、農林水産業を基点とした環境ビジネスやエネルギー供給を積極的に展開するため、森林資源を活用した排出量取引等による二酸化炭素削減に取り組むとともに、木質バイオマスや農業用水など本県の農山漁村に豊富に存在する未利用資源を活用した再生可能エネルギーの利活用の促進に取り組みます。

主な取組内容

① 環境に配慮した農林水産業の推進☆ 環

- ・ 土壌環境にやさしい補給型施肥^{※5}や化学合成農薬を削減する防除技術の普及、稲わらや畜産由来の堆肥の施用による土づくりなど、環境負荷を低減する農業生産を促進します。
- ・ 土壌への炭素蓄積量を高めるカバー作物^{※6}など地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献が期待される技術を実証普及するとともに、これらの技術を実践する農業者を支援します。
- ・ 臭気対策機能を備えた中小家畜（豚・鶏）用の畜舎の整備を促進します。
- ・ 「いわての森林づくり県民税」を活用した管理不十分な森林の強度間伐（混交林誘導伐）の実施など、県民の支援や参画による森林の再生を推進します。
- ・ 市町村との連携により、松くい虫被害やナラ枯れなど森林病虫害防除対策を推進します。
- ・ 潮水害など東日本大震災津波の被害により公益的機能が低下している森林を早期に復旧するため、「いわての森林づくり県民税」を活用した森林整備（混交林誘導）を推進します。

② 環境ビジネスの推進と再生可能エネルギーの利活用促進☆ 環

- ・ 木質バイオマス燃焼機器設置業者（二酸化炭素排出量削減側）等と企業（二酸化炭素排出側）とのマッチングや技術的助言による排出量取引への参加を促進します。
- ・ 被災地等も含めた公共施設や産業分野での新規需要開拓など、木質バイオマスの利用促進に取り組むとともに、発電や地域熱供給施設等の大口需要に対応する木材チップや未利用間伐材等木質燃料の安定供給体制を構築します。
- ・ 太陽光など再生可能エネルギー^{※7}を活用した畜産施設等の整備を促進します。
- ・ 農業用水が持つ再生可能エネルギーの有効活用を図るため、「農業水利施設を活用した小水力発電導入の手引き」による普及・啓発や導入可能性調査等を実施し、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

生産者・団体等は、環境保全型農業の実践や環境に配慮した生産技術、機械・施設の導入に取り組むほか、小水力発電や木質バイオマス利用機器等の導入、森林再生活動や二酸化炭素排出量取引制度への参加などに取り組みます。

市町村は、環境保全型農業の普及啓発や小水力発電導入への支援、森林病虫害防除対策の推進に取り組むとともに、公共施設等への木質バイオマス利用機器の導入などに取り組みます。

県においては、環境保全型農業に関する技術の開発・普及や取組に必要な施設等の整備支援、いわての森林づくり県民税を活用した森林整備、県民理解の醸成などに取り組むとともに、小水力発電導入に向けた調査や普及啓発、木質燃料の安定供給体制の構築支援などに取り組みます。

県以外 の主体	(生産者・企業・団体等)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全型農業の実践 ・ 環境に配慮した生産技術や飼養管理の指導、機械・施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全型農業の普及啓発 ・ 小水力発電導入の支援 ・ 森林整備等の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小水力発電の導入 ・ 小水力発電導入の指導・助言 ・ 森林整備等の実施 ・ 木質バイオマス利用機器等の導入と二酸化炭素排出量取引制度への参加 ・ 木質燃料安定供給体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における森林資源の循環利用の促進 ・ 木質バイオマス利用機器等の導入と二酸化炭素排出量取引制度への参加 ・ 木質燃料安定供給体制の構築支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全型農業に関する技術の開発・普及、取組に必要な施設・機械等の整備支援 ・ 小水力発電導入に向けた推進体制の構築支援、「農業水利施設を活用した小水力発電導入の手引き」を活用した普及啓発 ・ 森林整備等への支援と普及啓発 ・ いわての森林づくり県民税を活用した事業の実施と普及啓発 ・ 二酸化炭素排出量取引等の調査研究・普及活動と二酸化炭素削減側と排出側のマッチング促進 ・ 木質燃料安定供給体制の構築支援 	

関連する計画

- ・ 岩手県環境と共生する産地づくり基本計画（計画期間 平成 23 年度～平成 27 年度 ※平成 23 年度策定予定）
- ・ 希望郷いわての農業農村整備計画（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）
- ・ いわて木質バイオマスエネルギー利用拡大プラン（第 3 ステージ）（計画期間 平成 23 年度～平成 26 年度）

- ※1 木質バイオマス
バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉。木質バイオマスは、バイオマスのうち木材に由来するもの。
- 2 環境保全型農業
農業の持つ自然循環機能を維持増進し、生産性の向上を図りながら、堆肥等による土づくり並びに化学的に合成された農薬及び肥料の使用の低減により、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業。
- 3 森林の強度間伐（混交林誘導伐）
本数率で概ね 5 割の間伐を行い、広葉樹が生育できる環境を整備し、針葉樹と広葉樹が入り混じった公益的機能が高い森林に誘導する間伐方法。
- 4 小水力発電
数十 kW～数千 kW（一般的には 2,000kW 以下）の比較的小規模な発電の総称で、ここでは、農業用水路等における落差と水の流化エネルギーを利用し発電するものいう。
- 5 補給型施肥
ほ場からの収穫物による肥料成分持ち出し量、浸透水による土壌養分の溶脱量を施肥によって補給するという考え方にに基づき施肥するもの。
- 6 カバークロップ
土壌浸食防止、景観の向上、雑草抑制などを目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培される作物のこと。ライグラスなどの牧草類、大麦などの麦類、れんげなどのマメ科植物が、それぞれの生育、栽培特性に応じて、様々な場面で活用されている。
- 7 再生可能エネルギー
自然界にある非化石エネルギーで、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー資源（例えば、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど）。



Ⅲ 医療・子育て・福祉

～「共に生きるいわて」の実現～

政策項目No.14 地域の保健医療体制の確立

政策項目No.15 家庭や子育てに夢をもち安心して
子どもを生き育てられる環境の整備

政策項目No.16 福祉コミュニティの確立



これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

政策等の評価に関する条例に基づき、平成23年11月に実施した「7つの政策」の「医療・子育て・福祉」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 地域の保健医療体制の確立については、医師の養成・招聘、新型インフルエンザ対策、地域保健と職域保健の連携推進、自殺対策強化モデルの普及などの取組を行い、概ね順調に進んだものの、依然として、医師の地域偏在・診療科偏在の解消や、自殺予防などの課題が残されている状態です。
- 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備については、周産期医療情報ネットワーク参加機関の拡大、地域子育て支援拠点の整備、企業による子育て世帯優待制度の普及、母子家庭等への就業支援などの取組を行い、概ね順調に進んでいます。
- 福祉コミュニティの確立については、市町村の地域福祉計画策定など要援護者の生活支援の仕組みづくりがやや遅れているものの、地域密着型の介護サービス拠点等の整備、障がい者の地域移行の支援、地域の福祉マップづくりの促進などの取組を行い、概ね順調に進んでいます。
- 今後は、被災地域の医療機関の復旧・復興の支援、災害時等の救急医療体制の充実、被災者（児童を含む）に対するこころのケアや被災孤児・遺児の支援などの取組を進める必要があります。

また、引き続き、医師の絶対数の確保、医療機関相互の連携強化による切れ目のない医療提供体制の整備のほか、自殺リスクの高い方への支援体制づくりなどを進める必要があります。



今後の方向性

「医療・子育て・福祉」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「共に生きるいわて」の実現を目指していきます。

- 地域の保健医療体制の確立については、医師等医療人材の育成や即戦力医師の招聘を進めるとともに、医師不足地域の拠点病院等への医師の計画的な配置や派遣調整などにより医師確保を図るほか、医療機関の機能分担や連携の促進、救急医療体制や周産期医療体制の整備に取り組みます。また、県民や保健・医療関係団体、産業界、学校関係者等の総参加による地域医療を支える取組を進めます。さらに、感染症予防対策や生活習慣病予防対策に取り組み、県民が健康で生活できる体制づくりを推進します。
- 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備については、適切な周産期医療の提供等により安全・安心な出産環境を確保するとともに、市町村やNPO、ボランティア等の連携による地域の子育て支援活動の推進や、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備を進めるなど、子育て環境の充実に取り組みます。また、児童家庭相談体制の充実などにより子どもの健全育成を支援します。
- 福祉コミュニティの確立については、福祉人材の育成・確保を進めるとともに、高齢者や障がい者など一人ひとりのニーズに応じた介護・福祉サービス提供体制を構築し、高齢者や障がい者が安心して生活できる環境づくりを推進します。また、県民や事業者、市町村などが一体となってひとにやさしいまちづくりに取り組むとともに、市町村や関係団体との連携を強化し、県民参画による自殺対策を推進します。
- 被災地においては医療機関や福祉施設等の復旧・復興を進めるなど、医療、介護・福祉提供体制の確保に取り組むとともに、きめ細やかな保健指導や生活相談、見守り活動の推進、こころのケアを行う体制の構築などにより、被災者の健康の維持・増進や生活支援に取り組みます。また、被災孤児・遺児の健全な成長のために、相談体制の充実を図るとともに、安定した養育環境の確保を進めます。

地域の保健医療体制の確立

1 みんなで目指す姿

県民一人ひとりが、自らの心身の健康づくりに主体的に取り組み、地域に必要な医師等が確保され、県民が必要な医療や健診等を適切に受けることができるとともに、感染症などによる健康被害を心配することなく安心して生活できる体制づくりが進んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①病院勤務医師数（人口10万人当たり）	②114.3人	—	120.4人	—	123.6人
◎②県立病院救急患者総数のうち当日帰宅措置患者の割合	78.3%	77.9%	77.6%	77.3%	76.9%
③就業看護職員数（常勤換算）	15,704.4人	16,592.5人	16,751.3人	16,907.5人	17,027.5人
④がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する男性の数（人口10万人当たり）	350.9人	346.0人	341.9人	337.8人	333.7人
⑤がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する女性の数（人口10万人当たり）	172.2人	171.3人	169.0人	166.7人	164.4人

【目標値の考え方】

- ① 本県の人口10万人当たりの病院に勤務する医師数はこれまで減少傾向にあったが、平成18年度からは増加傾向（平成18年度112.3人⇒平成20年度114.3人）に転じており、更なる医師確保対策によりその増加率を全国レベルにすることを旨とする。
- ② 県立病院における救急患者のうち当日帰宅措置とされた軽症患者と考えられる患者の割合は減少傾向にあるが、医療機関の診療時間外における適正な受診行動を促進する取組を引き続き継続し、この傾向の維持を旨とする。
- ③ 第七次岩手県看護職員需給見通し（平成23年～平成27年）に基づき、県内の医療機関等における看護の質の向上や勤務環境の改善を見込んだ需要数の確保を旨とする。
- ④ がん、脳血管疾患及び心疾患による本県の男性の死亡数（直近3か年平均値）は減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの数値を全国水準と比較すると全国水準との大きな格差が生じている状況にある。平成19年における国と県の死亡率の格差（30.2ポイント）を平成30年において半分にすることを目標に、平成26年の目標値（333.7人）まで低下させることを旨とする。
- ⑤ がん、脳血管疾患及び心疾患による本県の女性の死亡数（直近3か年平均値）は男性と同様に減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの数値と比較すると全国水準との格差が生じつつある。平成30年において予想される全国値と同じになるよう、平成26年の目標値（164.4人）まで低下させることを旨とする。

現状

- 本県の人口10万人当たりの医師数は、全国と比較して低い水準（第37位）にあり、県北・沿岸地域の医師不足など医師の地域偏在の問題や、産科や小児科などの特定診療科の医師不足が続いており、医療現場では、過酷な勤務で病院勤務医師が減り、残った医師の負担が増え、疲弊して辞めていくという状況が依然としてあります。
- 県立病院における救急患者のうち当日帰宅措置とされた軽症と考えられる患者の割合は減少傾向（平成20年度80.3%⇒平成22年度78.3%）にありますが、病院勤務医の負担を軽減するため、県民の適切な受診行動につながる医療に関する知識の普及を更に推進していく必要があります。

政策項目 No.14 地域の保健医療体制の確立

- 平成 22 年末の県内就業看護職員数は、15,704.4 人（常勤換算）となっており、第七次岩手県看護職員需給見通し（平成 23 年～平成 27 年）の数値と比較すると、供給数は上回っているものの需要数に対する不足は続いている状況です。これは、県内看護職員養成施設卒業生の県内就業率が減少していることや看護職員の離職者が多いことが一因になっていると考えられます。
- 東日本大震災津波により、特に沿岸地域では、病院、診療所、歯科診療所合計 240 の医療機関のうち、53%に当たる 127 の医療機関が津波により大きな被害を受けており、被災地域の医療提供体制の再構築は重要な課題となっています。
- 感染症に関しては、未だ発生には至っていない病原性の高い新型インフルエンザによる健康被害や、社会・経済の混乱が懸念されているほか、県内で数万人とも推定されるウイルス性肝炎の早期発見及び高額な治療費負担が課題となっています。
また、エイズ患者や HIV ウイルス感染者は、全国的な傾向として年々増加しており、県内でも新規の患者及び感染者が年間 4～5 人という状況が続いていることから、クラミジア等の性感染症と合わせ若年者を中心とする感染予防が求められています。
- 平成 21 年における、本県のがん、脳血管疾患及び心疾患による人口 10 万人当たりの死亡者数（直近 3 年平均）は、男性 350.9 人、女性 172.2 人であり、全国水準と比較すると、男性で 33.7 人、女性で 7.4 人、本県の方が多くなっています。
- 平成 21 年の疾患別死亡者数をみると、男性では脳血管疾患、心疾患とも全国で 1 番高い状況にあります。また、女性では脳血管疾患が全国で 2 番目と高い状況になっています。
- 平成 21 年の国民健康・栄養調査や県民生活習慣実態調査、平成 22 年の学校保健統計調査の結果をみると、40 代及び 60 代以降の成人男性や 30 代を除く成人女性、中学 2 年生女子を除く小・中・高校生の肥満の割合が全国に比較して高く、総じて男女とも肥満の傾向にあります。
- 平成 22 年に実施した健康いわて 21 プランの全体目標に関する評価では、「早世（65 歳未満）する人の割合」は減少（改善）しましたが、「健康で自立できる期間の割合」及び「健康であると思う人の割合」が減少（悪化）しています。
- 平成 23 年 1～2 月に実施した県民意識調査において、「必要な医療を適切に受けられること」に対するニーズ度は 45 項目中 6 番目（重要度 1 位、満足度 30 位）に高くなっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域医療の基本となる医師等の養成・確保に向け、岩手県地域医療対策協議会等において関係者と協議・調整を図りながら、修学資金貸付事業による医師養成や医師不足地域の拠点病院等への医師の計画的な配置・派遣調整などを進めるとともに、被災地域を重点とした即戦力医師の招聘を強化します。

患者の立場に立った質の高い医療サービスの提供に向け、市町村、医師会などと協力して医療機関の機能分担と連携や救急医療体制の整備、周産期医療体制の整備などに取り組むとともに、保健・医療関係団体や産業界、学校関係者等が一体となって、県民総参加による地域医療を支えていく取組を進めます。併せて、被災地域の医療提供体制を確保するため、医療機関の復旧・復興を支援します。

感染症の流行による地域の社会・経済活動の混乱や停滞を防ぐため、県や市町村、関係機関・団体等が相互に連携し、新型インフルエンザ発生に備えるとともに、結核、ウイルス性肝炎、エイズを含む性感染症など、それぞれの感染症の特性に応じた対策を進めます。

生活習慣病を予防するためには、県民一人ひとりが生活習慣の改善に主体的に取り組むことが大切であり、県や、地域の健康づくりの主体となる市町村をはじめ、関係機関や団体が連携して、健康教育や健康づくりの普及啓発、がん検診受診率や特定健診受診率・保健指導実施率の向上などに取り組めます。

また、被災者の健康を維持、増進するため、被災者の生活環境に応じたきめ細かな保健指導

や栄養指導、口腔ケア指導等に取り組みます。

主な取組内容

① 医療を担うひとづくり☆

- ・ 岩手県医師確保対策アクションプランに基づき、病院勤務医の勤務環境の改善や負担軽減などの取組を進め、更には地域医療支援センターにより、医師養成や臨床研修の体制の充実を進め、医師の確保と県内への定着を図ります。
- ・ 医師養成事業による養成医師の計画的な配置・派遣調整や地域病院等への診療応援などによって、医師の地域偏在・診療科偏在の改善を推進します。
- ・ 被災地域を重点として即戦力医師の招聘を推進するとともに、全国の医療関係団体の協力を得て、必要な医療機関に医師等の派遣調整を行います。
- ・ いわて看護職員確保定着アクションプランに基づき、新卒者の県内就業率の向上や離職防止Uターン対策などの取組を進め、看護職員の確保と県内への定着を図ります。
- ・ 新人看護職員研修体制の充実や特定の分野において熟練した看護技術と知識を用いた看護を実践する認定看護師の育成を支援し、看護の質の向上を図ります。

② 質の高い医療が受けられる体制の整備☆

- ・ 二次保健医療圏ごとに策定した「圏域医療連携推進プラン」に基づき、診療所や病院などの医療機関の機能分担と連携を促進するとともに、高度・専門・救急・災害医療の確保を図るため、がん診療連携拠点病院等の医療機関の整備や小児救急医療対策の充実、高度救命救急センターの設備整備、災害拠点病院等の機能強化の支援を進めるほか、情報通信機器を活用した画像診断など、遠隔地からの専門医師による診療支援の実施や、ドクターヘリの安全かつ円滑な運航体制の確立を推進します。
- ・ 周産期医療体制整備計画に基づき、周産期医療機関の機能分担と連携を一層進め、リスクに応じた適切な周産期医療を提供するため、周産期母子医療センターの体制の充実を図るとともに、搬送体制の充実強化や周産期医療情報システムの拡充を推進します。
- ・ 県民も医療の担い手であるという意識のもと、自らの健康は自分で守るとの認識や、症状や医療機関の役割に応じた受診行動を喚起するなど、県民一人ひとりが地域の医療を支える「県民総参加型」の地域医療体制づくりを推進します。
- ・ 地域における在宅医療提供体制を構築するため、診療情報共有システムの構築など医療と介護の連携に向けた取組を推進するとともに、先進的な取組事例のモデル化を進めるなど、全県的に波及するための取組を進めます。
- ・ 被災地における仮設診療所の設置や医療機関の診療機能の回復を支援するとともに、新たなまちづくりと連動した医療機関の復興整備を支援するほか、災害拠点病院等の機能強化を進めます。

③ 感染症対策の推進

- ・ 新型インフルエンザの発生時に、県民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済の安定を図るため、医療や社会機能維持、報道機関、行政関係などの各分野の機関・団体が、その果たすべき役割について共通の認識を持ち、官民一体となって対策を進めます。
- ・ ウイルス性肝炎の予防と早期発見に向け、住民検診や保健指導を行う市町村や、定期健診を行う事業所、医療機関など、関係機関と連携を図りながら、検査未受診者に対する受診勧奨、治療に対する助成、肝炎に関する正しい知識の普及啓発など、肝炎対策を推進します。
- ・ 性感染症（エイズを含む）を予防するため、中学生、高校生などの若い世代を主な対象とした啓発活動について医療機関など関係機関と連携して取り組みます。

④ 生活習慣病予防等の推進☆

- ・ 「健康いわて21プラン」の評価結果や次期健康増進計画に基づき、健康的な食習慣・運動習慣等を推進するため、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育を実施し、県民の健康づくりの取組を支援します。
- ・ 糖尿病等の生活習慣病を予防するため、市町村等と連携し、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上に取り組むほか、有病者に対する重症化防止のための支援を進めます。
- ・ がんに関する予防の正しい知識や意識啓発、受診勧奨などによりがん検診受診率の向上に努

政策項目 No.14 地域の保健医療体制の確立

め、早期発見・早期予防を図ります。

- 被災者の健康の維持・増進を支援するため、応急仮設住宅集会所等における保健指導や栄養指導、口腔ケア指導を進めるほか、地域コミュニティ活動に配慮した健康づくりを推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

市町村は、県との協力による医学部進学、医学生への修学の支援や地元医科大学、臨床研修病院等と連携した医療人材の育成に取り組めます。また、新型インフルエンザをはじめとする感染症の影響を最小限に止めるための住民への情報提供や相談指導、感染症に係る健診等や予防接種の実施対策に取り組むとともに、生活習慣病対策として、がん検診や特定健診・保健指導の実施主体として受診率の向上などに取り組めます。

医療機関は、良質な医療サービスの提供をはじめとして、医療機関相互の連携の推進、専門医療、高度医療の提供等を行うとともに、医師をはじめとした医療人材の育成を支援します。

学校や事業所は、健康教育や健診等を通じて、児童・生徒や勤労者の健康増進を図ります。その他の関係機関・団体においても、県民の健康づくりの取組を支援します。

県は、市町村との協力による医学部進学、医学生への修学の支援や地元医科大学、臨床研修病院等と連携した医療人材の育成、医療機関の機能分担や連携の促進、県民総参加型の地域医療体制づくりに取り組めます。また、新型インフルエンザをはじめとする感染症予防や拡大防止のために、県は、感染予防策に係る県民等への普及啓発や発生動向の監視・把握など、総合的な対策に取り組むとともに、生活習慣病対策として、健康課題に関する情報提供や保健指導を行う専門職員の育成、地域保健と職域保健の連携推進、健診事業に関する支援、県民に対する健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行います。

<p>県以外の主体</p>	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県と連携した医師等医療人材の養成・確保 住民に身近な医療を提供する体制の確保 救急・周産期医療に係る医療機関との連携 妊婦健診受診率の向上 ハイリスク妊産婦等の保健指導の充実 地域医療を支える県民運動の取組 医療、介護、福祉等のサービスが包括的に提供される地域包括ケア体制の整備 感染症対策に係る地域住民への情報提供、きめ細やかな相談指導等 住民に対する感染症に係る健診等や予防接種の実施 生活習慣病予防のための各種健診等や健康教育、普及啓発 住民に対する個別支援、保健指導 市町村施設における受動喫煙防止対策の推進 	<p>(団体・企業・県民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関、高等教育機関等 <ul style="list-style-type: none"> 良質な医療サービスの提供 医療機関の連携の推進 専門医療、高度医療の提供等 医師をはじめとした医療人材の育成 周産期医療機関等との機能分担と連携の推進 ○団体・企業 <ul style="list-style-type: none"> 地域医療を支える県民運動の取組 県、市町村と協力した医療機能の分担と連携の推進 県、市町村等と連携した感染症対策の推進 労働安全衛生の観点からの健康づくりの支援 ○県民・NPO等 <ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医を持つこと 医療情報の適切な活用 定期的な妊婦健診による母体の健康の保持 医療機関の役割分担に応じた適切な受診 地域医療を支える県民運動の取組 感染症予防等に係る正しい知識の習得と励行等 県民の自主的な健康づくりの支援 自らの生活習慣改善による心身の健康づくり 疾病の早期発見・早期予防のための積極的な健診等の受診
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医師をはじめとした医療人材の養成・確保 医療機能の分担と連携体制の推進 地域医療を支える県民運動の総合的な推進 県民への医療情報の適切な提供等 高度専門救急医療の確保 周産期医療体制の整備 医療、介護、福祉の連携の推進 	

政策項目 No.14 地域の保健医療体制の確立

- ・ 感染症に係る県民への普及啓発等、総合的な感染症対策の推進
- ・ 県民や関係機関・団体に対する健康課題の周知啓発
- ・ 公共的施設における受動喫煙防止対策の推進
- ・ 歯科保健などについての普及啓発

関連する計画

- ・ 岩手県保健医療計画（計画期間 平成 12 年度～平成 24 年度）
- ・ 岩手県医師確保対策アクションプラン（計画期間 平成 16 年度～）
- ・ いわて看護職員確保定着アクションプラン（計画期間 平成 23 年度～）
- ・ 圏域医療連携推進プラン（計画期間 平成 20 年度～）
- ・ 健康いわて 21 プラン（計画期間 平成 13 年度～平成 24 年度）

家庭や子育てに夢をもち 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

1 みんなで目指す姿

男女が希望する数の子どもをもち、子育てに喜びを感じながら安心して子どもを産み育て、時代を担う子どもたちが健やかに育っています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①合計特殊出生率	1.39	1.39	1.39	1.39	1.39
②放課後児童クラブの設置数	275 箇所	279 箇所	283 箇所	287 箇所	290 箇所
③「いわて子育て応援の店」協賛店舗数（累計）	1,000 店舗	1,100 店舗	1,200 店舗	1,300 店舗	1,400 店舗
<p>【目標値の考え方】（※平成 22 年度数値が確定していないこと等から、目標値を見直す場合があります）</p> <p>① 本県の合計特殊出生率（その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計）は、平成 22 年は、全国と同率となっているものの、総体的には低下傾向にあり、少子化が進んでいることから、合計特殊出生率の下げ止まりを目指すもの。</p> <p>② 放課後児童クラブの利用ニーズに対応し、近年（過去 3 か年）の利用児童数の伸び率 1.5% に対応した放課後児童クラブの設置を目指すもの。</p> <p>③ 企業の子育て支援活動を促進することにより社会全体で子育てを支える機運の醸成を図るため、「いわて子育て応援の店」の協賛店舗数を県内小売業事業者数の概ね 10% の 1,400 店舗まで増やすことを目標とするもの。なお、現状値（H22）は震災の影響により営業を再開していない協賛店舗数を減じた数値であるもの。</p>					

現状

- 本県は、夫婦共働きの割合が全国でも高い県のひとつであることから、保護者のニーズに対応し、妊娠・出産から児童の放課後対策まで就学前の保育サービスの充実と併せた切れ目のないきめ細かなサービスの提供に努めていく必要があります。
- 平成 22 年の本県の合計特殊出生率は前年より 0.02 ポイント増加し、1.39 と全国と同率となっています。国全体では、第二次ベビーブーム世代（S46～S49 生まれ）の 30 代の出産が全体を押し上げ、出生数も増加していますが、本県は人口構造上そのような状況になっていないことから、平成 22 年の出生数は 9,745 人と前年より 159 人減少するなど少子化が進んでいます。また、世帯当たり人員数の減少が続いており、世帯の小規模化の進行などにより家庭養育機能の脆弱化や子育ての孤立化、養育者の育児不安が増している状況にあります。
- 平成 17 年の本県の生涯未婚率（50 歳時の未婚率）は男性が 18.78%、女性は 6.63%で、平成 12 年の調査を比べると、男性は 5.28 ポイント、女性は 1.41 ポイント上昇しているほか、平均初婚年齢が上昇しているなど未婚化、晩婚化が進んでいます。
- 国では、「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月策定）に基づき、子どもを産み育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進することとし、現金給付と現物給付をバランス良く組み合わせる総合的な子育て支援施策を講じるとしています。出生率の下げ止まりから上昇傾向へと転じていくためには、子育てに対する不安の解消をはじめ、男性を含めた働き方の見直しや多様な働き方の実現などにより、子育てをしている全ての家庭を社会全体で支える体制づくりを進めていく必要があります。

政策項目 No.15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを生き育てられる環境の整備

- 平成 23 年 1～2 月に実施した県民意識調査において、「安心な子育て環境整備」に対するニーズ度は 45 項目中 4 番目（重要度 6 位、満足度 39 位）に高くなっています。
- 東日本大震災津波により保護者を亡くした（行方不明を含む）被災孤児は 93 人、ひとり親世帯となった被災遺児は 476 人（平成 23 年 10 月末現在）に上り、沿岸地区を中心に心理的に相当な不安や負担を抱えた子どもたちも少なくありません。また、認可保育所 152 箇所、放課後児童クラブ 22 箇所、児童デイサービス事業所 2 箇所が被災し、大きな被害を受けています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

子育ては社会全体で支えていくことが必要であり、「保育サービスの充実」や「子育て支援」をはじめとした取組を市町村と一体となって推進するとともに、医療機関や市町村と連携しながら周産期医療体制の整備、被災した地域の障がい児の早期療育の場の復旧、障がいの早期発見や療育支援の充実を図ります。

また、子育て中の世帯が地域の中で安心して子育てできるように、市町村と連携し保育サービスの拡充を進めるほか、子育て支援情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、地域の子育て支援団体の活動や企業、店舗による子育て支援の取組を促進することにより、みんなで子育てを支援する地域づくりを推進していきます。

さらに、保護を要する児童などの支援を進めるほか、被災孤児・遺児の健全な成長のために、安定した養育環境の確保やこころのケアに取り組むとともに、奨学金等各種制度の周知及び相談体制の充実を図ります。

主な取組内容

① 若者が家庭や子育てに夢を持てる環境の整備

- ・ 子育て中の親やこれから親になる若者が安心して家庭を持ち、子どもを生き育てていくことができるよう、家庭や子育ての大切さについての意識啓発や情報提供を行い、社会全体で子育てを支援する機運の醸成に努めます。
- ・ 市町村、企業、NPO等と連携し、若者の交流活動を促進するとともに男性の家事や育児に関わる意識の醸成を図り、男女がともに家事や育児に取り組む環境づくりを促進します。

② 安全・安心な出産環境など親と子の健康づくりの充実

- ・ 周産期医療体制整備計画に基づき、周産期医療機関の機能分担と連携を一層進め、リスクに応じた適切な周産期医療を提供するため、周産期母子医療センターの体制の充実を図るとともに、搬送体制の充実強化や周産期医療情報システムの拡充に努めます。（再掲：政策項目No.14「地域の保健医療体制の確立」の「質の高い医療が受けられる体制の整備」から）
- ・ 子どもを安心して生き育てることができるよう、妊娠、出産、育児などについて健康教育や相談活動の充実を図ります。また、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診者に対する指導の充実にも努めます。
- ・ 産後メンタルヘルスケアや乳児家庭全戸訪問などにより、親子の心身の健康支援の充実にも努めます。

③ 子育て家庭への支援☆

- ・ 市町村と連携し、保育所の定員拡大や、地域ニーズに対応した延長保育、一時預かり、病後児保育などのサービスを行う保育所の拡充を促進します。また、被災地においては、保育所、児童館、放課後児童クラブ等の復旧や運営を支援するとともに、地域の子育てニーズに対応した施設整備を促進します。
- ・ 多様なニーズに対応した子育て支援情報の提供や地域の子育て支援活動の核となる子育て支援コーディネーター、ボランティア、NPO、地域関係機関のネットワークづくりを推進することにより、地域の子育て支援活動の充実を図ります。
- ・ 企業による子育て支援活動が促進されるよう、「いわて子育て応援の店」協賛企業の拡充を推進します。

政策項目 No.15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備

- ・ 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証の促進などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。
- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、相談機能の充実や就業に必要な知識・技能の取得のための支援などの充実を図ります。特に、東日本大震災津波によりひとり親家庭となった方々に対しては、各種制度の周知に努めるとともに相談体制の充実を図り、生活の安定に向けた自立を支援します。

④ 子どもの健全育成の支援☆

- ・ 市町村と連携し、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、県立児童館「いわて子どもの森」の機能を活用し、地域の児童館などにおける遊びの普及や指導者の養成などを行い、児童の健全育成の充実を図ります。
- ・ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、再発防止のため、市町村による児童家庭相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、児童相談所の体制強化や市町村や関係機関の取組の支援を強化します。
- ・ 社会的養護が必要な児童に対して、家庭的環境での養育を促進するための里親制度の普及や里親委託の推進、児童養護施設等の環境改善やケア体制の充実を図るとともに、施設の退所児童等の相談援助や就労支援など自立に向けた支援の充実を図ります。
- ・ 障がい児やその家族の新たなニーズに対応できる新しい岩手県立療育センターの整備に向けた検討を進めます。
- ・ 県内どの地域でも、障がい児のニーズに対応した質の高い療育が受けられるよう、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、地域療育ネットワークの構築と機能の充実を図ります。
- ・ 被災孤児や遺児が健やかに成長していくよう、安定した養育環境の確保や成長に伴うニーズに対応した相談支援などに取り組むとともに、「いわて学びの希望基金」を活用した給付事業を行います。
- ・ 被災した子どもたちの精神的ケアを担う「子どものこころのケアセンター」を沿岸3箇所に設置するとともに、保護者や保育士等を対象とした心のケア研修会を開催するなどし、日常的に子どもの心理的サポートに適切に対応できる人材の育成と普及啓発に努めます。
- ・ 被災した児童デイサービス事業所の復旧を促進し、地域の療育の場を確保するとともに、専門的な相談支援体制の充実・強化を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

市町村は、保育サービス、放課後児童対策、子育て相談、障がいの早期発見、療育の場の確保など地域の実情に応じた子育て支援について、医療機関、NPOや地域コミュニティと連携しながら、主体的に取り組めます。

企業は、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備に努めるとともに、子育て世帯への優待制度への協賛など子育て家庭を応援する取組を進めます。

県民・NPO等は、地域の資源を活用しながら、地域ニーズに応じた子育て支援活動や児童の健全育成に関する取組を実施します。

県は、子育て支援や少子化対策に係る人材・団体の育成、NPO等、民間の団体が行う子育て支援に関する自主的な活動の支援、子育てに関する情報発信の充実を図るとともに、市町村の保育サービスの充実や施設整備等に対する支援などを行います。また、関係機関と連携し、社会的養護が必要な児童やひとり親家庭などの自立に向けた支援、療育の専門的な相談支援や技術的支援などを行います。

<p>県以外の主体</p>	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期医療に係る医療機関との連携 ・ 妊婦健診受診率の向上 ・ ハイリスク妊産婦等の保健指導の充実 ・ 地域における多様な子育て支援情報の提供 ・ 地域の子育て支援ネットワークの形成・推進 ・ 保育サービスの提供 ・ 放課後児童対策の推進 ・ 地域子育て支援センター等を中心とした子育て相談や子育て親子の交流の実施 ・ 住民参加と協働による子育て支援策の推進 ・ 児童相談への適切な対応 ・ 障がい児の発達相談の実施 ・ 療育サービス提供体制の整備 ・ 療育ネットワークの構築 	<p>(企業・団体・県民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期医療機関等との機能分担と連携の推進 ○企業・団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と子育てが両立できる職場環境の整備 ・ 「いわて子育て応援の店」への参加 ・ 地域で行う子育て支援サービスへの協力、協賛 ○県民・NPO等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な妊婦健診による母体の健康の保持 ・ 地域力を活かした子育て支援活動の実践 ・ 児童の健全育成活動の実施 ・ 行政、企業、団体と連携した取組の実施
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期医療体制の整備 ・ 少子化対策の推進・調整 ・ 多様なニーズに対応した子育て支援情報の提供 ・ 地域の子育て支援ネットワークの形成・支援 ・ 子育てに関する人材・団体等の育成、取組の支援 ・ ひとり親家庭等の自立の促進 ・ 市町村が行う児童相談に対する専門的な支援 ・ 社会的養護の充実 ・ 市町村が行う療育相談に対する専門的な相談支援 ・ 療育サービスを提供する事業者への人材育成などの技術的支援 	

関連する計画

- ・ いわて子どもプラン（計画期間 平成13年度～平成26年度）

福祉コミュニティの確立

1 みんなで目指す姿

県民誰もが、身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、必要な福祉サービス等を利用しながら、住民相互の支え合いや見守りなどにより、安心して生活できる福祉コミュニティづくりが進められています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①地域福祉計画を策定し、施策に取り組んでいる市町村数	13 市町村	16 市町村	19 市町村	21 市町村	23 市町村
②元気な高齢者の割合 注1)	99.4% 注2)	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%
③地域密着型サービス拠点数	240 箇所	279 箇所	291 箇所	303 箇所	316 箇所
④障がい者のグループホーム等利用者数	1,291 人	1,350 人	1,450 人	1,550 人	1,650 人
⑤自殺者数（人口10万人当たり） 注3)	32.2 人 (426 人)	30.6 人 (402 人)	29.0 人 (378 人)	27.4 人 (354 人)	25.8 人 (330 人)

【目標値の考え方】

- ① 高齢者や障がい者などが、住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくりを進めていくため、全国平均の策定率（66.2%）を上回る地域福祉計画策定市町村数（23 市町村／33 市町村）を目指すもの。
- ② 本県の高齢化（平成 22 年の高齢化率：岩手県 27.2%、全国 23.1%、速報値）は、全国平均より約 7 年進行が早い状況にあり、元気な高齢者の割合も、全国平均との格差が拡大傾向で推移してきていること及び震災の影響を考慮し、生きがいつくりや介護予防を推進し、全国平均との格差が拡大しないよう平成 22 年度末（暫定）の状態を維持することを目指すもの。
- ③ 住み慣れた地域で利用できる地域密着型サービス拠点（認知症グループホーム、認知症デイサービス、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム）の整備を促進し、平成 20 年度の状況（183 箇所）から 10 年間で倍増させることを目指すもの。
- ④ 障がい者の地域での住まいの場としてグループホーム・ケアホームの整備を促進し、平成 26 年度までに見込まれる約 350 人の入所施設・精神科病院を退所・退院した障がい者が、グループホーム等を利用しながら地域で自立して生活することを目指すもの。
- ⑤ 平成 10 年に自殺者が急増して以降、本県の自殺者数は毎年 400 人以上となっていることから、自殺者が急増する以前（平成 9 年：365 人）の水準まで減少させることを目指すもの（目標値は人口の減少を考慮し算定したもの）。

注1) 第1号被保険者（65歳以上）のうち要介護認定を受けていない者の割合について、全国を100とした場合の指数。

注2) 平成22年度末の数値は、岩手県（陸前高田市、大槌町）及び宮城県（計11保険者は含まれていない）。

注3) 括弧内の人数は、自殺者の実数。

現状

- 本県は、全国を上回るペースで高齢化が進んでおり、平成 20 年の 26.3%から平成 37 年には 35%程度にまで高まり、3 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者になると見込まれています。
- 高齢化の進展に伴って、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯も増えてきており、平成 12 年には高齢者世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合は 21.8%でしたが、平成 37 年には 32.3%と 3 世帯に 1 世帯が高齢者単独世帯になると見込まれており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすこ

政策項目 No.16 福祉コミュニティの確立

とができるよう、高齢者の多様なニーズに応えることができる地域づくりを推進する必要があります。

- 地域福祉を総合的に推進するため「市町村地域福祉計画」の策定が進められているとともに、医療、介護、福祉等のサービスを包括的に提供する地域包括ケアの推進や、障がい者の地域移行を推進する地域自立支援協議会の体制強化が進められており、今後もさらに推進していく必要があります。
- 地域における支え合いや見守りについては、ICTを活用した高齢者安否確認見守りシステム（いわゆる“おげんき”みまもりシステム）、企業による買い物支援や見守り活動などの取組が始まっており、今後も推進していく必要があります。
- 介護を要する高齢者については、平成21年の6万人から、平成26年には7万1千人に増加すると予測されており、介護予防や医療等と連携した包括的な介護サービスの提供がますます必要となっています。
- 地域で自立して生活するための住まいの場として、グループホームやケアホームを利用している障がい者は、年々増加しており、平成22年度で1,291人となっており、今後も計画的に整備していく必要があります。
- 東日本大震災津波により老人福祉施設等が被災し、被災地域の相当数の入所施設定員が失われているため、内陸や近隣の施設の一部では、被災施設の入所者等の受入れにより超過定員となっている施設があります。また、居宅サービス事業所についても、仮設施設等からサービス提供を再開している事業者もあることから、被災地域のサービス提供体制を再構築する必要があります。
- 東日本大震災津波により、障がい福祉サービス事業所等が被災し仮設施設等でのサービス利用を余儀なくされている方がいるほか、水産業や取引先企業の被災等により就労支援事業所の生産・販売活動が厳しい状況に置かれています。
- 平成22年の自殺者数は426人で、人口10万人当たりの自殺死亡者数（32.2人）と比較すると全国2位と高位にあります。特に東日本大震災津波の被災地においては、多くの住民が生活の基盤を失い、自殺のリスクが高まっています。
また、東日本大震災津波発災直後から、不眠、不安などを訴える被災者に対しこころのケア活動の取組を進めており、住居が仮設住宅等に移行した後においても、うつ病やアルコール依存症、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの発症が懸念されるため、今後も継続したこころのケアが必要となっています。
- 平成23年1～2月に実施した県民意識調査において、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域社会であること」に対するニーズ度は45項目中2番目（重要度3位、満足度40位）に高くなっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域で支援を必要とする高齢者や障がい者など、一人ひとりのニーズに応じた医療と連携した介護・福祉サービスの提供の仕組みづくりや東日本大震災津波で被災した福祉サービス体制の早期回復、住まいや就労の場の確保、多様な福祉活動の担い手の育成などを、行政と地域住民や団体等が地域の社会資源を活用しながら相互に協力して進めます。

また、県民、事業者、市町村などが一体となってひとにやさしいまちづくりを行い、誰もが自らの意思で行動でき、社会参加の機会が確保される環境づくりを進めます。

さらに、自殺者数を減少させるため、市町村や関係団体等との連携を強化し、地域の実情に合わせた県民参画による自殺対策を進めていくとともに、中長期的に「こころのケア」を推進するため、精神保健医療体制の充実を図り、精神的問題を抱える被災者等への専門的ケアを継続的に実施します。

主な取組内容

- ① 生活支援の仕組みづくり

政策項目 No.16 福祉コミュニティの確立

- ・ 少子高齢社会を支える福祉・介護サービス分野への雇用を促進するため、福祉・介護職への就職あっせんやPR等に取り組み、福祉人材の確保を推進します。
- ・ 市町村、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、包括的なケア体制を構築するための人材や多様な地域福祉活動の担い手となるボランティアの養成を図るとともに、高齢者や障がい者などへの見守りや声かけ、福祉マップづくり、地域福祉活動コーディネーターやボランティア活動の促進など、住民参加による生活支援の新たな支え合いの仕組みづくりを促進します。
- ・ 身近な地域で保健・福祉に関する相談や支援を一体的に受けられるよう、市町村におけるワンストップの総合相談窓口の設置や、保健・医療・福祉の連携による総合的なケアマネジメントができる体制づくりを促進します。
- ・ ひとにやさしいまちづくりを推進するため、いわてユニバーサルデザイン電子マップやひとにやさしい駐車場利用証制度の充実を図るとともに、NPO法人等民間団体とともに普及啓発に取り組みます。

② 高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境の構築☆

- ・ 高齢者の生きがいづくりや、市町村が行う総合的な介護予防を支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターを中核として、その状態に応じた適切な医療・介護・福祉等のサービスが効果的に提供される地域包括ケアを推進します。
- ・ 老朽化した大規模な入所施設の改築や小規模・分散化など居住環境の改善や防災機能の向上を促進するほか、在宅サービスの拠点となる特別養護老人ホームの整備を推進するとともに、訪問看護等の医療系サービスと連動した小規模多機能型施設など市町村が行う地域密着サービス拠点の整備を促進し、介護サービスの充実を図ります。
- ・ 被災地における介護保険施設、介護サービス事業所等の施設・設備や人的体制の復旧を促進するとともに、新たなまちづくりと連動し、介護保険施設、介護サービス事業所等の整備を支援します。

③ 障がい者が必要なサービスを利用しながら安心して生活ができる環境の構築☆

- ・ 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に努め、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重しあいながら共に学び共に生きる地域づくりを推進するため、県民に対する意識啓発や交流機会の拡大、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に向けた調整等を行います。
- ・ 全ての障がい者が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら、安心して生活ができるよう、グループホーム、ケアホーム等の住まいの場を確保するとともに、訪問系サービスや日中活動系サービス等の基盤整備を、市町村や事業所と連携しながら進めます。
- ・ 障がい者が希望する地域において、それぞれの特性に応じた就労ができるよう、就労継続支援事業所及び地域活動支援センターなど、福祉的就労の場の整備を一層推進します。
- ・ 東日本大震災津波で被災した障がい福祉施設等の施設・設備や人的体制の復旧を促進するとともに、新たなまちづくりと連動し、障がい福祉施設、障がい福祉サービス事業所等の整備を支援します。
また、被災地における相談支援体制の強化や就労支援事業所の受注・販路拡大などに向けた取組を支援します。
- ・ 施設や精神科病院に入所(入院)している障がい者の地域移行を促進するため、各市町村の相談支援体制の充実と地域自立支援協議会の機能強化を図ります。

④ 安全・安心のセーフティネットづくり☆

- ・ 生活保護制度とともに生活福祉資金貸付制度を県民のセーフティネットとして適正に運営し生活上のニーズへの支援も含めた自立支援制度として普及を図ります。
- ・ 高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ的確に行われるよう、研修会の開催や情報提供などを通じて、福祉マップづくりや福祉避難所設置の取組を支援します。
- ・ 市町村の地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者や障がい者などへの虐待防止に向けた相談支援体制の充実・強化を推進するとともに、市町村、社会福祉協議会等と連携し、判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用援助、財産管理などを行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用など、権利擁護制度の周知や利用促進を図ります。
- ・ 被災者の日常生活を支援するため、生活支援相談員や民生委員等による応急仮設住宅や在宅の被災者等への生活相談等や安否・見守り活動を促進します。

⑤ 自殺対策の推進

政策項目 No.16 福祉コミュニティの確立

- ・ 自殺対策アクションプランに基づき、自殺対策を担う人材の育成、ハイリスク者への支援体制づくり、相談窓口のネットワーク化、ゲートキーパー*1の養成など、総合的な自殺対策を推進します。

⑥ こころのケア活動の推進☆

- ・ 全県のこころのケア活動を推進する際に中核となる「こころのケアセンター」や地域のこころのケアを推進するための総合調整、相談、普及啓発等を担う「地域こころのケアセンター」を設置するなど、被災者の「こころのケア」をきめ細かく行う体制の構築を進めていきます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

市町村は、高齢者や障がい者などの心身の状況や生活環境などによって異なる一人ひとりの自立した生活を適切に支援するために、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人など地域の福祉事業者、福祉活動を行っている団体等の民間と協力し、住民参加による生活支援の仕組みづくりを推進するとともに、福祉サービス基盤を計画的に整備し、地域包括ケアシステムの構築と障がい者の地域移行を推進します。また、自殺対策やこころのケア活動を地域の实情に応じて進めていきます。

福祉事業者は、福祉サービス基盤の整備、福祉サービスの提供、専門的知識を生かした地域福祉活動の支援等に取り組みます。福祉関係団体は、ボランティア養成、ボランティア活動の推進、生活支援の仕組みづくりへの参画による地域福祉活動の支援等に取り組みます。

県は、市町村や関係団体等と連携し、市町村計画の策定支援、相談支援体制の整備と強化、福祉を担う人材の確保・育成、福祉サービス基盤の整備と充実などを推進します。また、自殺対策やこころのケア活動について、関係機関の連携・調整と施策全体の推進方向の企画・立案、市町村の取組の支援等を行います。

<p>県以外 の主体</p>	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村計画の策定 ・ 相談窓口の総合化、ワンストップ化の推進 ・ 関係機関等との保健・医療・福祉の連携強化 ・ 住民参加による生活支援の仕組みづくりの推進 ・ 地域包括支援センターを中核として、医療、介護、福祉等のサービスが包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築 ・ 福祉サービス基盤の計画的な整備 ・ 地域自立支援協議会を中核とした障がい者の地域移行支援体制の充実 ・ 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進 ・ 災害時の要援護者等の的確な避難支援 ・ 自殺対策に関する普及啓発、相談支援、要支援者の早期対応、住民組織の育成及び支援 	<p>(事業者・団体・県民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉の専門的な知識を活かした地域福祉活動の支援 ・ ユニバーサルデザインの考え方にに基づく事業展開 ・ 良質な福祉サービス基盤の整備、福祉サービスの提供 ・ 福祉サービス事業者の確保・育成 ・ 利用者の権利擁護の推進 ・ 被災者への生活相談等や安否・見守り活動の推進 ○団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの養成・活動の推進 ・ 地域における生活支援の仕組みづくりへの参画・協働 ・ 被災者への生活相談等や安否・見守り活動の推進 ・ 障がい者の社会、経済、文化活動等参加への支援 ・ こころの健康問題に関する普及啓発、相談支援 ○県民・NPO等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村の計画策定や政策形成への参画 ・ 住民相互の身近な支え合い（見守り活動、話し相手、認知症サポーター等） ・ 地域における生活支援への参加、協力 ・ ボランティア活動の推進
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種計画の策定及び市町村計画の策定支援 ・ 福祉を担う人材の確保・育成とその支援 ・ ボランティア活動の促進 ・ 市町村、事業者等との連携による相談支援体制の整備促進 ・ 福祉サービス基盤の整備促進 ・ 福祉サービスの質の確保のための事業者指導 ・ 地域包括支援センターを中核として、医療、介護、福祉等のサービスが包括的に提供される地域包 	

括ケアの推進

- ・ 認知症等に係る県民の理解の促進
- ・ 高齢障がい者に対する適切なサービス提供のための障がい者施設等への援助技術の向上支援
- ・ 障がいについての県民の理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に向けた事案の調整
- ・ 被災者への生活相談等や安否・見守り活動の促進
- ・ 自殺対策に係る市町村・民間団体への支援及び部局横断的な施策の総合調整

関連する計画

- ・ 岩手県地域福祉支援計画（計画期間 平成 21～平成 25 年度）
- ・ いわていきいきプラン 2012-2014（計画期間 平成 24 年度～平成 26 年度）
- ・ 岩手県障がい福祉計画（計画期間 平成 23 年度～平成 29 年度）
- ・ 自殺対策アクションプラン（計画期間 平成 23 年度～平成 26 年度）

※1 ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。



IV 安全・安心

～「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現～

政策項目No.17 防災対策の強化

政策項目No.18 安全・安心なまちづくりの推進

政策項目No.19 食の安全・安心の確保

政策項目No.20 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化

政策項目No.21 多様な市民活動の促進

政策項目No.22 青少年の健全育成

政策項目No.23 男女共同参画の推進



これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

政策等の評価に関する条例に基づき、平成23年11月に実施した「7つの政策」の「安全・安心」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 地域防災力の強化、安全・安心なまちづくりの推進、食の安全・安心の確保、青少年の健全育成については、自主防災組織の育成、消費生活相談体制の確立、食品表示の適正化や食品関連事業者に安全な県産食品の生産、製造・加工の指導、ニート対策等の取組を行い、概ね順調に進んでいます。
- 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化については、地域をリードする人材を育成するためのセミナーの開催や岩手ファンの獲得と定住・交流人口の増加に向けた効果的な情報発信等に取り組みましたが、市民活動への参加機会の確保が困難なことや市民活動への関心の低さ、厳しい雇用情勢などにより、やや遅れている状況です。また、男女共同参画の推進については、サポーター養成講座の実施、ワーク・ライフ・バランス啓発講座の開催等に取り組みましたが、男性の参加者の伸び悩みや固定的性別役割分担意識が根強く残るなど、やや遅れている状況です。
- 多様な市民活動の促進については、NPO等と連携し「新しい公共」の推進を図るほか、NPO活動交流センターを通じた情報提供や、NPOに対する活動基盤を強化するためのセミナー開催を行うなど、市民活動に参加する県民への支援機能の充実に努めました。しかし、ライフスタイルの変化による仕事や家事の忙しさのため、市民活動に費やす時間が持てないことなどから、やや遅れている状況です。
- 今後は、東日本大震災津波における災害対応の検証を十分に行いながら、大災害にも十分に対応できる、より実効性のある防災対策を講じるとともに、被災地の地域コミュニティの再生・活性化を図る必要があります。また、自主衛生管理の手法（HACCP等）の導入など食の安全確保への取組を進めるとともに、新しい公共の担い手として震災対応などで重要な役割を果たすNPOの活動基盤の強化及び企業への社会貢献活動の参加促進を図り、多様な主体による協働を推進する必要があります。



今後の方向性

「安全・安心」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現を目指していきます。

- 地域防災力の強化については、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、県民が主体的に「避難力」と「備え」を身に付ける「自助」、地域における自主防災組織の活動の活性化などによる「共助」、大災害にも対応できる広域的な防災体制の整備などによる「公助」による防災対策を推進するとともに、県民の被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、県地域防災計画の見直しを行うなど、一層の地域防災力の強化を進めます。
- 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化や多様な市民活動の促進については、市民活動を促進する人材の育成や運営基盤強化に向けた取組などにより、「新しい公共」を担うNPOの自立的な活動を支援し、県民による多様な市民活動を促進していきます。

また、東日本大震災津波の被災地域においては、地域住民が主体となって復興まちづくりが進められるように、復旧・復興の段階に応じた地域コミュニティの活性化のための環境整備などに取り組めます。
- 青少年の健全育成については、「いわて希望塾」等の実施やニート等の困難を抱える青少年の自立支援のための相談支援体制の充実など、次代を担う青少年が健全に育成される環境づくりを推進していきます。

また、男女共同社会の実現に向けては、「男は仕事、女は家庭」などの固定的役割分担意識の解消のため、幅広い世代への意識啓発に取り組むとともに、仕事と家庭・地域生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境づくりや配偶者からの暴力防止対策等に取り組んでいきます。
- 食の安全・安心の確保については、自主衛生管理及び HACCP（ハサップ）の普及向上に努めるとともに、食の信頼性の確保の観点から、適正表示・衛生管理に関する指導や県民への情報提供に取り組めます。また、食育の推進の観点から、県民運動の一層の促進に取り組めます。
- 安全・安心なまちづくりの推進については、県民、事業者、行政の連携による犯罪防止の取組や治安基盤の強化などにより、犯罪が起こりにくい環境づくり等に引き続き取り組むとともに、消費者被害に遭わないための環境づくりや相談対応の充実など消費者施策の推進に取り組んでいきます。

地域防災力の強化

1 みんなで目指す姿

県民が主体的に「避難力」と「備え」を身に付け、災害の発生に対して、地域の安全は地域が守り、関係機関相互間の連携の下に迅速かつ適切な対策が実施する体制づくりが進んでいます。

また、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、「減災」の考えのもと、「自助」、「共助」、「公助」のそれぞれの災害対応力の向上を図ることにより、地域防災力が強化されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎自主防災組織の組織率	73.6%	76.5%	79.3%	82.2%	85.0%
【目標値の考え方】 平成30年度にはほぼ全戸をカバーすることを目指し、着実に組織率の向上を図っていくもの。					

現状

- これまでの防災教育が、東日本大震災津波における避難において一定の効果を発揮したことから、正しい防災知識の普及・徹底や防災意識を高めることの重要性が再認識されています。
- 自主防災組織については、全体の組織数は増加傾向にあるものの、地域間で組織数及び活動内容に偏りがあります。東日本大震災津波において、自主防災活動の活発な地域の人的被害が少なかった反面、災害時要援護者の救助中に被災した事例も確認されており、自主防災組織の更なる育成強化や実践的な活動を促進する必要があります。
- 消防団については、東日本大震災津波において、その防災活動の重要性が再認識されています。その一方で、近年、団員が減少してきているほか、今回の震災において活動中の団員が死亡した事例が確認されていることから、今後、消防団員の確保を図るとともに、災害時における安全確保対策を確立する必要があります。
- これまで防災体制については、市町村の行政機能が十分に働くことを前提として構築してきましたが、東日本大震災津波において、壊滅的な被害を受けた市町村があり、広域連携等による補完の必要性が明らかになったほか、通信インフラの被災等による情報の途絶や、支援物資の集配・輸送等における混乱等がみられました。

このような課題に対応するため、東日本大震災津波における対応の検証を踏まえ、岩手県地域防災計画の見直しを進めています。今後、この計画に基づき、県、市町村、防災関係機関等の連携を図り、大規模災害にも対応可能な防災体制の整備を推進する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波の教訓を踏まえ、県民が自らの身を自らが守る意識の醸成、地域の安全を地域が守る体制の整備及び実効的な防災体制の整備について、県、市町村、地域住民、地域コミュニティ、事業者等が連携・協力して推進し、地域防災力の向上に努めます。

主な取組内容

① 県民が自らの身を自らが守る意識の醸成（自助）☆

- ・ 小・中学校における防災教育の推進、住民に対する防災教育、新しい津波防災教材の作成等を通じて、県民への正しい防災知識の普及・徹底と防災意識の高揚を図り、防災文化を醸成し、継承していきます。
- ・ 住民参加による防災訓練を実施し、災害時の避難や初期消火などの応急対応力の強化を支援します。

② 地域の安全を地域が守る体制の整備（共助）☆

- ・ 地域住民を対象とした防災に関するワークショップ等の実施支援、自主防災組織のリーダーや地域防災指導者の養成及び自主防災組織による実践的な訓練の促進などにより、自主防災組織の育成強化を支援します。
- ・ 消防団員の確保対策、教育・訓練、安全確保対策等を支援し、消防団の充実強化を図ります。

③ 実効的な防災体制の整備（公助）☆

- ・ 通信機能を強化するとともに、広域防災拠点の整備や地域・学校における避難環境の整備を推進します。
- ・ 災害対策本部の機能の強化や防災関係機関との連携の強化、市町村が行う地域防災計画の見直しや訓練への支援等により、県や市町村の災害対応力の向上を図ります。
- ・ 災害発生時に迅速・的確に対応できるよう、実践的な訓練や各種研修を実施し、行政職員の災害対応能力の向上に努めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

県は、県全体の広域的な視点による自らの災害対応力の強化と防災体制の整備を図るとともに、市町村や地域住民等が行う地域防災力向上への取組を支援していきます。市町村は、避難環境の整備や自主防災組織の育成強化など、地域の防災力の充実強化を推進します。

また、県民、地域コミュニティ・事業者等は、自らの意識啓発、実践的な防災訓練及び自主防災組織等への参加等により、主体的に「避難力」と「備え」を身に付け、災害対応力を向上していきます。

県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な立場からの災害対応力の強化 ・ 県の防災体制の整備 ・ 住民に対する防災意識の啓発・高揚 ・ 東日本大震災津波の教訓の継承 ・ 広域的な防災体制の整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や地域住民等が行う、地域防災力向上への取組に対する支援 ・ 市町村による避難環境の整備の促進 ・ 自主防災組織による避難訓練等の活動の促進
県以外の主体	<p>（市町村、消防機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災力の充実強化 ・ 市町村の防災体制の整備 ・ 避難環境の整備 ・ 住民に対する防災意識の啓発・高揚 ・ 東日本大震災津波の教訓の継承 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の育成強化 ・ 消防団の充実強化 ・ 防災関係機関との連携強化 ・ 広域的な防災体制の構築に向けた参画・協力
	<p>（県民、家庭）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自らの身を自らが守ることができるよう自らの災害対応力の向上 ・ 自らの意識啓発（知識の習得や備蓄など） ・ 日頃からの避難方法の確認 ・ 地域の防災訓練への参加 ・ 住民相互の身近な防災活動（自主防災組織等）への参加 ・ 消防団活動への協力、参加 	<p>（地域コミュニティ、事業者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の安全を地域で守ることができるよう地域ぐるみの災害対応力の向上 ・ 自らの防災体制の整備（事業継続計画の策定を含む） ・ 自主防災組織の結成 ・ 避難訓練等の実施 ・ 協力事業所への登録 ・ 広域的な防災体制の構築に向けた参画・協力

安全・安心なまちづくりの推進

1 みんなで目指す姿

県や市町村、県民、事業者が一体となって防犯活動や交通安全活動などの安全・安心なまちづくりに取り組み、被災地域を含めた地域の安全が保たれ、県民が安心して生活を営んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①人口 10 万人当たりの犯罪発生件数	552.0 件	550.0 件	540.0 件	530.0 件	520.0 件
②年間交通事故死者数	67 人	人以下	人以下	人以下	人以下
【目標値の考え方】（※②の計画目標値等については、第 9 次交通安全計画策定後に設定します。）					
① 全国トップレベルの水準を目指し、平成 26 年度の目標値を 520 件以下とするもの。					
② 平成 27 年までに交通事故死者数を 人以下とするもの。					

現状

- 本県の犯罪発生件数は、平成 14 年以降減少傾向が続き、平成 21 年に 8,240 件と戦後最少を記録しましたが、平成 22 年は 7,400 件と更に減少しています。しかしながら、子ども・女性への声かけ事案が 243 件（うち 18 歳以下又は高校在学中の子どもに対するものが 182 件）と依然として高水準で推移しているほか、高齢者が関係する事案が後を絶たないなどの課題が出てきています。
- 本県の盗難被害のうち、無施錠による被害の件数は、平成 22 年において、侵入窃盗 761 件のうち 431 件（56.6%）、乗物盗 1,735 件のうち 1,180 件（68.0%）と、高い割合で推移しており、県民の防犯意識の高揚や自らの安全を確保するための取組が求められてきています。
- 自主防犯団体数は、平成 22 年末 371 団体となっていますが、このうち危険個所点検を行う団体数が 150 団体と半分以下となっており、地域の安全を確保するため、危険個所点検や防犯診断等の活動を地域ぐるみで展開していく必要があります。
東日本大震災津波の被害により、被災地における地域住民の自主的な防犯活動・交通安全活動が困難な状況となっています。
- 犯罪の被害者は、身体への直接的な被害だけではなく、精神的なショックや身体の不調、医療費などの経済的負担や周囲の人々の無責任なうわさなどの二次的被害による様々な問題に苦しめられている現状にあります。
- 少年の非行防止と保護対策の推進について、少年非行の背景として、少年自身の規範意識の低下、家庭、地域社会の教育機能の低下、さらには、少年が自分の居場所を見い出せず、孤立し、疎外感を抱いている状態等が指摘されています。
- 交通事故死者数は、平成 22 年に 67 人と昭和 33 年と並ぶ低い水準となり、交通事故発生件数、負傷者数ともに減少していますが、平成 22 年の致死率が 1.29%（全国 0.54%）と依然として高いほか、全死者に占める高齢者の割合が高いなど、交通事故死者数の減少に向けた取組や高齢者の交通事故防止に重点的に取り組む必要があります。
- 県に寄せられる消費生活相談における苦情相談件数は平成 16 年度以降年々減少を続け、平成 22 年度は前年度の 7,474 件を下回る 5,093 件となっていますが、消費者事故や消費者トラブルの未然防止、被害に遭わないために消費者への情報提供等を進めるとともに、消費者被害や多重債務問題への解決支援等及び市町村等と連携して高い解決力を持つよう消費者行政を推進する必要があります。

- 東日本大震災津波により、治安維持の拠点である警察署庁舎等（2警察署6交番14駐在所等）が被災するなどしたことから、治安対策を推進するために、被災地における治安基盤の強化が必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

県民、事業者、行政の連携による犯罪防止の取組や犯罪が起こりにくい環境づくり、高齢者の交通事故防止を重点とした交通安全対策の推進、消費者への有用な情報・教育機会の提供や市町村の消費生活相談体制の充実など、自助、共助、公助による取組を推進します。

主な取組内容

① 県民の防犯意識の高揚

- ・ 「安全安心まちづくり推進期間」の重点的な啓発活動、被害防止のための取組などについて広報・啓発活動を展開するとともに、公共交通機関でのかぎかけの呼びかけ、子ども・女性への声かけ事案や高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺等それぞれの事案の特性に応じた被害発生や被害防止に係る情報の提供などを通じて、県民自らが日常生活における安全を確保するための行動を促進します。

② 地域における防犯活動の促進 安

- ・ 防犯リーダー等のほか、防犯活動の担い手の拡大や連携に向けて、福祉関係者なども含めた地域のネットワークづくりを促進するほか、自主防犯団体の優良活動事例の提供、防犯研修会や地域安全マップ作成等の活動へのアドバイザー派遣を通じて、地域における防犯活動の活性化を促進します。
- ・ 子どもへの声かけ事案などの犯罪が起こりにくい環境づくりに向けて、防犯三指針^{*1}に基づく危険箇所の点検や改善を促進します。また、深夜に営業する店舗等や繁華街における防犯対策を促進します。
- ・ 被災地域におけるコミュニティ復興を促進し、犯罪や交通事故のない社会づくりへの住民の自主的な取組を支援します。

③ 犯罪被害者等に対する支援

- ・ 「岩手県犯罪被害者等支援指針」に基づき、相談や情報提供を充実するとともに、関係する機関・団体等との連携を深め、犯罪被害者等を支える社会づくりに向けて、県民の理解を醸成します。

④ 少年の非行防止と保護対策の推進

- ・ 少年の非行防止と保護対策として、関係機関・団体等と連携のもと、非行防止教室の開催、立ち直り支援活動等による「非行少年を生まない社会づくり」を推進します。

⑤ 交通事故抑止対策の推進

- ・ 第9次岩手県交通安全計画に基づき、関係機関・団体等と連携し、子どもと高齢者の交通事故防止対策等を重点的に推進します。

⑥ 消費者施策の推進

- ・ 消費者被害に遭わないための環境づくりや、消費者自身が力量を持ち、自主的・合理的な行動ができるようにするため、必要な情報の提供、教育の機会提供を進めます。
- ・ 相談対応を充実するなどにより消費者被害の救済を進めるとともに、市町村の相談機能等の充実強化への支援と国、県、市町村のほか関係団体による連携を図るなど消費者の視点に立って施策を推進します。

⑦ 治安基盤の強化

- ・ 治安対策を推進し、安全・安心なまちづくりを進めるため、警察施設・装備等の整備、交番相談員の配置による交番機能の強化、事件・事故、災害等発生現場における早期情報収集機能の充実を図るなど、治安基盤を強化します。
- ・ 被災した警察施設等の復旧整備及び被災地の治安の確保に向けた体制を強化します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域における安全・安心の確保に当たっては、県民一人ひとりが自らの安全を守る取組や住民に最も身近な自治体である市町村の果たす役割が重要です。

また、目指す姿を実現するために、県民・事業者や地域団体は、地域におけるパトロールや子どもの見守り等防犯活動の実施などに取り組み、市町村は、住民に対する広報・啓発を行うとともに、地域における活動の支援などに取り組みます。

このため、県においては、広域性・専門性の観点から、市町村と連携・協力し、県民運動の展開や指針の普及啓発、消費生活相談体制の充実などの施策を推進します。

県以外の主体	(県民・事業者)	(地域団体)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ かぎかけの励行、顧客・従業員の安全対策等、日常生活や事業活動における安全の確保の取組 ・ 地域におけるパトロールや子どもの見守り等防犯活動への参加と関係団体との連携 ・ 交通ルールの遵守と交通マナーの実践 ・ 消費者は自主的・合理的行動に努め、事業者は消費者の権利の尊重と自立の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域におけるパトロールや子どもの見守り等防犯活動の実施 ・ 関係団体との連携による防犯、被害防止の取組 ・ 交通安全街頭活動の実施 ・ 消費者への啓発・教育、消費生活情報の収集・提供、消費者被害の防止や救済の活動
県	(市町村)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民、団体等への防犯・交通安全意識の普及啓発 ・ 地域における安全・安心まちづくり活動への支援 ・ 犯罪が起こりにくい環境整備等に向けた取組の促進 ・ 関係団体間の防犯、被害防止活動の連携・協力の支援・促進 ・ 犯罪被害者等に対する情報提供等の支援 ・ 消費生活相談窓口機能の強化など、地域の実情に即した施策の企画・実施 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心なまちづくりや交通安全の県民運動の展開 ・ 地域のネットワークづくりを促進し、地域の各種団体等が連携した防犯活動の活性化 ・ 被害発生や被害防止に係る情報提供、優良活動事例の周知による防犯活動の促進 ・ 公共交通機関での「かぎかけの呼びかけ」の拡大 ・ 事件の検挙、交通の取締り ・ 犯罪被害者等に対する支援 ・ 市町村等とのネットワーク機能を通じた、消費者が被害に遭わない地域づくりの推進 		

関連する計画

- ・ 岩手県消費者施策推進計画（計画期間 22年～26年）
- ・ 第9次岩手県交通安全計画（計画期間 23年～27年）

※1 防犯三指針

犯罪防止のために配慮すべき事項や犯罪が起こりにくい環境整備を促進するために策定した指針。①児童等の安全確保、②道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造、設備等、③住宅の構造、設備等の3つの分野に関する防犯の指針。

食の安全・安心の確保

1 みんなで目指す姿

消費者に信頼される食品が生産・供給され、食育の推進などを通じた安全で安心な食生活が営める社会が形成されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎営業施設のうち重点対象施設に対する岩手版HACCP※1の導入割合	31.3%	35%	40%	45%	50%
【目標値の考え方】 平成21年度の「営業施設における岩手版HACCPの導入割合」29.9%を基準として、岩手県食の安全安心推進計画では、平成27年度に重点対象施設の導入割合55%を目指しており、26年度に50%まで向上させることを目指すもの。					

現状

- 食品関係事業者の自主衛生管理を推進するため、HACCPの考え方に基づく衛生管理（岩手版HACCP）の普及に取り組んできましたが、食に起因する事件・事故の発生が見られることから、特に飲食店のうち仕出し・弁当屋、旅館及び製造業等での導入の促進が必要です。
- 近年、食品における残留農薬超過や食品の偽装表示問題等を契機に、食の安全安心への関心が高まっています。
- 平成22年度に実施した「希望王国いわてモニターアンケート」によると、「食品の安全性に不安を感じている人の割合」が65.4%と全体の3分の2を占めており、食品に関する信頼回復に向けた取組が必要です。
- 原子力発電所事故に伴う食品の放射能汚染に対する新たな県民の不安が広がっていることから、正しい知識の普及・啓発の取組が必要です。
- 食の安全安心に関する危機事案が発生した場合に備えて、食の安全安心危機管理対応指針等による、伝達及び訓練を実施しています。
- 平成21年度に実施した「希望王国いわてモニターアンケート」によると、県民の食育の認知度は、94.2%となっています。
 また、市町村における食育推進計画は平成21年度までに21市町村（63.6%）で策定され、各市町村において家庭、学校、地域が連携して食育の推進に取り組む体制づくりが進んでいます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

消費者の健康保護を基本認識として、HACCPの考え方に基づく衛生管理の普及、食品に対する監視・指導の充実・強化等の各施策を食育の推進などと一体的に展開し、食の安全安心の確保に取り組みます。

主な取組内容

- ① 安全な食品の生産・製造等の推進
 - ・ 飲食店及び製造業等への岩手版HACCPの導入指導などを通じて、HACCPの考え方に基づく衛生管理の普及に取り組みます。

- ・ 食品衛生推進員等の食の安全安心に関わる人材の育成を行います。

② 食品に対する監視・指導の充実・強化

- ・ 食品の製造・加工、調理、販売を行う施設の監視・指導及び県内流通食品に対する検査を実施します。
- ・ 輸入食品の安全性を確保するため、県内に流通する輸入食品の検査及び県内の輸入事業所への立入等により監視指導を強化します。

③ 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

- ・ 店舗指導や食品表示ウォッチャーの委嘱等により、食品の適正表示の確保を図ります。
- ・ 自主回収報告制度の適切な運用により、事業者と県民との信頼関係の向上を図ります。
- ・ 「食品の放射能汚染」等、県民の関心の高いテーマを取り上げ、リスクコミュニケーション^{※2}や出前講座等を実施し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

④ 食の安全安心を支える体制の整備

- ・ 食に関する危機管理対策の運用と訓練、残留農薬や動物用医薬品の分析法開発に関する研究への支援及び食の安全安心に関する情報発信等を実施します。

⑤ 地域に根ざした食育の推進

- ・ 食育推進県民大会の開催などを通じて食育推進運動を展開します。
- ・ 市町村との連絡会議の開催等を通じた市町村食育推進計画の策定の支援等により、地域の特性に応じた食育を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

食品関連事業者は、安全な食品を生産・供給、正しい情報の提供等に取り組みます。県は、県民の意見等に耳を傾けながら、食品関連事業者への監視指導・助言等食の安全安心に係る様々な取組の実施と関係機関の取組への支援を行います。

県以外の主体	<p>(食品関連事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令を遵守した、安全な食品等の提供 ・ 食の安全安心の確保のための取組の推進 ・ 食品の供給に関する情報の提供 ・ 県が実施する食の安全安心の確保に関する施策への協力 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村食育推進計画の策定、改正、実施 ・ 地域に根ざした食育推進、取組支援 <p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食に関する知識と食を選択する力の習得 ・ 県が実施する食の安全安心の確保に関する施策への意見表明
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全安心の確保及び食育の推進に関する施策の策定、実施及び取組への支援 ・ 市町村、生産者・事業者等及び県民その他関係機関との連携推進 ・ 食の安全安心の確保及び食育の推進に関する情報の収集及び提供 	

関連する計画

- ・ 岩手県食の安全安心推進計画（計画期間 平成23年～27年）
- ・ 岩手県食育推進計画（計画期間 平成23年～27年）

※1 HACCP

「Hazard Analysis and critical Control Point」の頭文字の略語で「危害分析重要管理点」ともいい、製造における重要な工程を連続的に管理することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品の衛生管理手法の一つである。

県では独自に、HACCPの考え方の浸透を目的として、温度管理を中心とした1～5項目の重要管理点について、定期的な温度等の確認と結果の記録を行う「HACCPの考え方に基づく衛生管理（岩手版HACCP）」の導入促進に取り組んでいる。

※2 リスクコミュニケーション

食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化

1 みんなで目指す姿

県民一人ひとりの主体的な参画のもと、地域の多様な主体が連携し、地域コミュニティ活動が活発に行われています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎元気なコミュニティ特選団体数	97 団体	97 団体	110 団体	120 団体	130 団体
【目標値の考え方】 地域の活性化のため先導的な活動をしている団体を「元気なコミュニティ特選」として選定し、毎年10団体増を目指すもの。（「元気な地域コミュニティ100選」に選定されている97団体に加えて、平成24年度から新たに特選団体を追加していくもの。）					

現状

- 人口減少・少子高齢化の進行や個人の価値観の変化などに加え、東日本大震災津波による被災などにより、地域コミュニティの機能低下や衰退が危惧されています。
- また、過疎化が進む条件不利地域の中には、人口減少と著しい高齢化の進展により、地域コミュニティ活動のリーダーの高齢化や若手の後継者不足などが大きな課題となっています。
- 県内外からの交流人口は、平成22年度まで増加傾向にありましたが、東日本大震災津波の影響により減少しており、県、市町村、関係団体等が連携した取組が必要です。
- 県外からの移住者には、地域資源を活用した商品開発や体験旅行の受入れによる地域間交流を進める方もいることから、移住者の受入態勢の整備が重要になっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域コミュニティの活性化を図るため、地域の課題に対応できるよう、県民、企業、NPO、市町村や県等の多様な主体が連携し、住民主体の自律的な取組の支援や地域コミュニティ活動をリード・サポートしていく人材を育成します。

特に、東日本大震災津波による被災地域については、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動を支援していきます。

また、県内外の人材交流を促進するため、市町村や関係団体等と連携した積極的な情報発信と受入態勢の構築に努めながら、本県の認知度の向上と岩手ファンの拡大を図ります。

さらに、移住された方々が様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍できる環境を整備し、地域の活性化を図ります。

主な取組内容

① 住民主体の自律的なコミュニティ活動の支援

- ・ 地域住民が主体となった自律的なコミュニティ活動を支援するほか、地域間の連携や交流を促進し、コミュニティ活動全体の活性化を促します。また、被災地域における応急仮設住宅のコミュニティ形成や新たなまちづくりと連動したコミュニティ再生等の取組を支援します。

② 地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成

- ・ 地域で抱えている課題を解決していくための研修会やいわて地域支援人財バンクの活用等により、地域コミュニティ活動をリードしていく人材を育成します。

③ 岩手ファンの拡大と交流人口の増加

- ・ 多様な広報媒体やイベントを活用した県内外への情報発信により岩手ファンの拡大を図るとともに、市町村と連携しながら、地域の課題や可能性に対応した多様な受入れメニューや受入れ環境の整備などにより交流人口の拡大を図ります。

④ 移住・定住者が活躍できる環境の整備

- ・ 移住・定住先となる市町村や地域の受入意識の醸成と、移住者のフォローアップを通じて、様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍できる環境を整備します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域コミュニティの活性化のためには、住民である県民一人ひとりが主体的に参画し、地域づくり団体や企業など多様な主体が役割分担しながら、協働して地域コミュニティ活動に取り組むことが必要です。

地域への定住や他地域との交流は、市町村が中心となって担います。県は、多様な主体の取組をコーディネートしながら、先導的な取組の普及啓発や人材育成などを中心に地域コミュニティ活動を支援します。

	(県民・地域づくり団体等)	(企業)	(市町村)	(産業支援機関)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ活動への参画 ・ 被災地の地域コミュニティ再生に向けた取組 ・ 自ら実施している地域コミュニティ活動の情報発信 ・ 移住者の受入れ理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会の構成員として地域コミュニティ活動への参画 ・ 地域コミュニティ活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対する意識啓発 ・ 地域コミュニティの育成・活性化 ・ 被災地の地域コミュニティ再生に向けたプラン作成・活動の支援 ・ 地域コミュニティと連携した地域課題への対応 ・ 区域内の関係団体、機関等との連絡調整 ・ 市町村独自の情報発信 ・ 定住・交流の受入れ・支援体制の整備 ・ 移住者のフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住者の経験、技術の活用 ・ 岩手県出身者の雇用拡大 ・ 移住者の受入れ・支援態勢の整備
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全県を対象とした先導的な地域コミュニティ活動の普及啓発 ・ 市町村が行う地域コミュニティ活性化の取組への支援 ・ 地域の自律的な活動の支援や地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成 ・ 被災地の復旧・復興段階に応じたコミュニティ活動の支援 ・ 地域コミュニティ活動の事例収集及び紹介 ・ 広域の関係団体、機関等との連絡調整 ・ 県内外に向けての総合的な情報発信 ・ 移住・定住相談への対応、市町村受入態勢整備の支援 			

関連する計画

- ・ 社会貢献活動の支援に関する指針（計画期間 平成 22 年度～平成 27 年度）

多様な市民活動の促進

1 みんなで目指す姿

安心して、心豊かに暮らせる地域社会をつくるために、県民、NPO、企業などの「新しい公共^{*1}」を担う様々な主体が幅広く参画・協働した、多様な市民活動が行われています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎NPO法人数（累計）	349 法人	365 法人	383 法人	401 法人	419 法人
【目標値の考え方】 平成 20～22 年度の NPO 法人数の伸び率が、目標年次まで継続することを目指すもの。					

現状

- 東日本大震災津波の被災地において、県民、NPO、企業などの多様な主体による自発的な救援・復旧・復興活動等が活発に行われています。
- 復興活動をはじめ、保健・福祉活動やまちづくりなど、地域における諸課題の解決に向けて、多様な主体が協働した取組が増えています。
- 平成 21 年度に県が実施した NPO 法人の活動状況等に関するアンケート調査において、活動資金の不足が課題であると回答した法人の割合が 56.7% であるなど、運営基盤が不安定な NPO が多く見受けられます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

多様な主体が地域課題を解決するために協働して取り組む「新しい公共」の拡大と定着に向け、県民等に対する情報提供の充実を図るとともに、「新しい公共」の取組を支援する仕組みを構築します。

また、市民活動を促進する人材の育成や運営基盤強化に向けた取組など、NPO の持続的な活動を支援します。

主な取組内容

- ① 「新しい公共」の拡大と定着に向けた普及啓発・仕組みづくり
 - ・ 復興活動をはじめとした市民活動についての情報収集、情報発信などにより、県民の市民活動への参画を促進します。
 - ・ 「新しい公共」の取組を支援する仕組みを作り、多様な主体による復興活動等を推進するとともに、各種団体間の連携を強化します。
- ② 「新しい公共」を担う NPO への支援機能の充実
 - ・ NPO が持続的に活動できるよう、市民活動をリード・サポートする人材を育成するとともに、安定した活動資金を確保するためのノウハウの取得や、寄附金等による NPO への助成の仕組みの構築等、組織運営力向上に向けた支援を行います。

3 取組に当たっての協働と役割分担

県民一人ひとりが主体的に市民活動に参画するとともに、「新しい公共」の担い手の中心となるNPOは、多様な市民活動の推進や、他の主体との連携を踏まえた取組を行います。また、企業は市民活動への参画や支援を行うとともに、従業員が参加しやすい環境整備を行います。

市町村は市民活動への支援に加え、地域社会を構成する多様な主体と共に支え合いながら行う、地域の課題解決に向けた取組を行います。

県においては、市民活動を促進するための情報提供を行うとともに、NPOの自立的活動を後押しし、市民活動が促進されるよう支援します。

県以外の主体	(県民) ・ 市民活動への参画	(NPO) ・ 多様な市民活動の実践 ・ 他団体との連携や、県民や企業に対する参画の呼びかけ ・ 人材の育成 ・ 信頼性向上のための情報開示
	(企業) ・ 地域社会の一員としての市民活動への参画 ・ 市民活動を行う県民、NPOへの支援 ・ 従業員が市民活動に参加しやすい環境づくり	(市町村) ・ 多様な主体と協働して実施する「新しい公共」の推進 ・ 市民活動への支援
県	・ 「新しい公共」の拡大と定着に向けた普及・啓発 ・ 多様な主体と協働して実施する「新しい公共」の推進 ・ 市町村が行う官民協働の取組への支援 ・ NPOの持続的な活動に向けた支援 ・ 専門的な人材の育成	

関連する計画

- ・ 社会貢献活動の支援に関する指針（計画期間 平成10年度～）

※1 新しい公共

「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

青少年の健全育成

1 みんなで目指す姿

復興に向けて積極的に地域づくりを担おうとする意欲に満ち、自らの夢や可能性を自分の力と社会との関わりの中で様々な形で実現していくことができる、心豊かで自立した青少年が育まれています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①いわて希望塾参加者数（累計）	125人	290人	460人	630人	800人
②メディア対応能力養成講座参加者数（累計）	156人	320人	480人	640人	800人
【目標値の考え方】					
① 地域活動やボランティア活動などの研修と実践を通じて地域づくりを担う青少年を育成することを目的に、毎年度170人の参加を目指すもの。					
② インターネットや携帯電話を利用した事件から青少年を守るため、県青少年育成委員など地域で健全育成活動を行う者がメディア対応知識を習得することを目的に、毎年度160人の受講を目指すもの。					

現状

- 青少年の健全育成に関する意識調査（平成21年度）において、保護者の約72%が、家庭の教育力が低下していると感じており、また、青年の約42%は、地域づくり活動へ参加したことがないと回答していることから、家庭の教育力の向上や青少年の地域づくりへの参加促進が必要です。
- ニートの数は、国の推計によると依然として高水準にあり、社会的自立に困難を抱える青少年への支援が引き続き重要な課題となっています。
- 青少年のインターネット、携帯電話の利用が増加し、出会い系サイトやSNS^{*1}を利用した福祉犯^{*2}被害者は、平成22年が24名で3年連続の増加となり、事件に巻き込まれる青少年が増えていることから、インターネットの適切な利用等の情報モラル等の普及促進が必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

青少年が社会との関わりの中で、自主的に自立した活動ができるよう支援するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭や地域、学校、職場、行政等が連携した県民運動を推進します。

また、青少年の健全な育成を妨げる有害な環境の改善や非行防止対策を推進します。

主な取組内容

- ① 個性・主体性を尊重した「人づくり」
 - ・ 青少年自らが夢や希望を持ってその実現に向けて取り組むことができるよう、個性・主体性を尊重した社会教育や社会参画を推進します。
 - ・ また、ニート等の困難を抱える青少年の自立を支援します。

② 健全な青少年を育む「地域づくり」

- ・ 青少年が地域の良さを実感できるような各種事業を実施することにより、地域づくりへの参加の促進、意識啓発、及び世代間・地域間の交流を図り、青少年を地域全体で育む地域づくりを推進します。

③ 青少年を事件・事故から守る「環境づくり」

- ・ インターネット上の有害情報や有害な図書類から青少年を守るとともに、青少年の非行を防止するための取組を実施します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

青少年の健全育成を推進するためには、「結」の心で地域全体が一体となって県民運動として取り組むことが求められ、家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割を認識し、連携しながら取り組むことが必要です。

このため、県においては、地域づくりを担おうとする心豊かで意欲に満ちた青少年の育成や家庭・地域の教育力の向上に向けた意識啓発等を実施します。

また、企業等は、就労体験など青少年の職業意識の醸成や不健全図書類等の有害環境の排除に努め、市町村や青少年関係機関等は県等と連携しながら、青少年の相談や居場所づくり、困難を抱える青少年の支援等に取り組めます。

県以外 の主体	（企業・青少年関係機関等）	（市町村）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・地域の教育力向上に向けた取組 ・ 青少年の相談・居場所づくり、見守り、交流機会の創出 ・ 就労体験など青少年の職業意識醸成に向けた取組 ・ 青少年の健全育成を阻害するおそれのある環境の浄化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体と連携した青少年健全育成の取組 ・ ニート等の困難を抱える青少年の支援 ・ 個性を伸ばし主体的に学ぶ力や心豊かでたくましい人間を育む取組
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくりを担う青少年の育成 ・ 家庭・地域の教育力向上に向けた意識啓発 ・ ニート等の困難を抱える青少年の支援 ・ 青少年の健全育成を阻害するおそれのある環境の浄化 	

関連する計画

・ いわて青少年育成プラン（計画期間 平成 17 年度～平成 26 年度）

※1 SNS
ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で自己紹介などをし、友人・知人を増やしていく会員制の交流サイト。

2 福祉犯
少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいい、児童ポルノ・児童買春禁止法、児童福祉法、青少年環境浄化条例等の違反事件。

男女共同参画の推進

1 みんなで目指す姿

男女が互いの人権を尊重し、家庭・地域・職場など様々な分野において対等なパートナーシップのもとに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会が実現されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合	30.8%	32.5%	35.0%	37.5%	40.0%
②男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合	50.0%	56.0%	62.0%	68.0%	74.0%
③DV相談員研修会参加者数	68人	—	50人	50人	50人

【目標値の考え方】

① 家庭生活における家事、育児、介護などを男女が協力して担う必要があることから、「共働き」世帯での夫の家事時間を平成26年度までに妻の40.0%となることを目指すもの。

② 政策・方針決定過程への共同参画を推進するため、県の審議会等における女性の登用を促進し、個々の審議会等の男女構成がほぼ同数になることを目指すもの。上記プランにおいて、平成27年度までに80%となることを目指すことから、平成26年度目標を74.0%とするもの。

③ DV被害者への適切な支援のためには相談員の資質向上が重要であることから、相談員研修会への参加者を毎年50人を目標とするもの。

現状

- 市町村における男女共同参画計画策定（平成23年3月末現在34市町村中30市町村）や地域において男女共同参画を推進するサポーターの養成（平成22年度末660人）など、男女共同参画推進の基盤づくりは進んできていますが、平成21年度に実施した県民意識調査（「男女が共に支える社会に関する意識調査」）によると、「社会全体として男性の方が優遇されている」と感じている割合が68.7%であるなど、男女の不平等感や固定的性別役割分担意識は根強く残っているほか、仕事と家庭・地域生活の両立に関する理想と現実には差があります。幅広く男女に浸透する意識啓発や、家庭・地域・職場などでの実践を進めていく必要があります。
- 平成22年度の配偶者暴力相談支援センター12か所（県指定11か所、盛岡市指定1か所）における相談件数は1,414件で、配偶者からの暴力の問題が顕在化しており、若年層への予防教育や相談員の資質向上などの取組が必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

男女共同参画社会の実現のために、県や市町村の取組はもとより、各種団体、NPO、企業、そして県民一人ひとりが自らの課題として問題意識を持ち、自主的、主体的に実践するとともに、互いに連携しながら解決に向けて取り組みます。

主な取組内容

- ① 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成
 - ・ 地域において男女共同参画を推進する人材の養成や、活動支援を行います。
 - ・ 地域における制度・慣行の見直しを推進するほか、表彰の実施等により男女共同参画推進に向けた気運の醸成を図ります。
 - ・ 政策・方針決定過程への共同参画を図るため、県の審議会等における女性委員の登用などを促進します。
- ② 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり
 - ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた意識啓発を行うとともに、男性の家事・育児参画の促進など、家庭における男女共同参画の推進に取り組みます。
 - ・ 女性の職業能力開発や就業支援などを行うとともに、男女均等な雇用環境の整備等を図ります。
 - ・ 地域の課題解決に向けた活動が男女共同参画の視点で行われるよう、普及啓発や情報提供などを行います。
- ③ 配偶者からの暴力防止対策の推進
 - ・ DVの根絶に向けた意識啓発、相談・保護体制の充実、被害者の自立支援に取り組みます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

男女共同参画社会の実現のために、県民は家庭における家事・育児・介護などに関する男女の協力や、男女の対等なパートナーシップに向けた意識改革などに取り組みます。

農林漁業経営においては「家族経営協定」の締結促進や、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するなどの取組を行います。

企業等においては、男女共同参画の必要性・重要性を認識し雇用の分野における男女共同参画に取り組みます。

市町村においては、地域の実情を踏まえた様々な施策に取り組みます。

県においては、男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画に関する情報の収集・提供、県民への学習機会の提供、相談事業などに取り組むとともに、労働、福祉、教育など男女共同参画を推進するための関連事業を実施します。

県以外の主体	<p>（県民）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭における男女平等の推進 ・ 男女の対等なパートナーシップに向けた意識改革 <p>（企業等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するための就労環境整備 ・ 女性の採用・登用に関する積極的改善措置 ・ 再雇用制度導入の検討 ・ 「家族経営協定」の締結促進 	<p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への意識啓発、広報 ・ 市町村の審議会等委員への積極的な女性登用 ・ 子育て支援サービスの整備 ・ 各種まちづくり事業における男女共同参画の視点に立った企画運営 ・ 配偶者からの暴力被害者への相談対応と防止に向けた意識啓発
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全県を対象とした普及・啓発 ・ 全県的な人材の養成 ・ 市町村が行う取組への支援 ・ 審議会等政策方針決定過程への女性の参画促進 ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するための環境整備 ・ 配偶者暴力防止対策の実施 	

関連する計画

- ・ いわて男女共同参画プラン（計画期間 平成23年度～32年度）
- ・ いわて配偶者暴力防止対策推進計画（計画期間 平成23年度～27年度）



V 教育・文化

～「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現～

政策項目No.24 家庭・地域との協働による学校経営の推進

政策項目No.25 児童生徒の学力向上

政策項目No.26 豊かな心を育む教育の推進

政策項目No.27 健やかな体を育む教育の推進

政策項目No.28 特別支援教育の充実

政策項目No.29 生涯を通じた学びの環境づくり

政策項目No.30 高等教育の連携促進と機能の充実

政策項目No.31 文化芸術の振興

政策項目No.32 多様な文化の理解と交流

政策項目No.33 豊かなスポーツライフの振興



これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

政策等の評価に関する条例に基づき、平成23年11月に実施した「7つの政策」の「教育・文化」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 豊かな心を育む教育の推進、特別支援教育の充実については、全ての小・中学校で道徳教育全体計画が作成されるとともに、特別支援学校高等部卒業生のうち一般就労を希望する者の就労達成率が増加するなど、概ね順調に進んでいます。
また、多様な文化の理解と交流については、「岩手県多文化共生推進プラン」に基づく取組が進められたことなどにより、概ね順調に進んでいます。
- 児童生徒の学力向上については、家庭学習の定着に向けた学校と家庭・地域との協働や、指導主事の学校訪問などによる授業改善に取り組みましたが、学習定着度状況調査の結果が目標に到達していない指標があるなど、やや遅れている状況です。
- 健やかな体を育む教育の推進、豊かなスポーツライフの振興については、「岩手っ子体力アップ運動」に基づく取組や総合型地域スポーツクラブの創設などを通じたスポーツ環境づくり等を進めましたが、肥満傾向児の割合が増加したり、スポーツ実施率が低下するなど、やや遅れている状況です。
- 生涯を通じた学びの環境づくり、文化芸術の振興については、生涯学習情報提供システムの機能向上、文化芸術と県民との交流支援体制の整備に向けた取組を進めましたが、生涯学習に取り組んでいる割合の伸びが低いこと、地域や学校などで行なわれている文化芸術の鑑賞や活動に満足している人の割合が低下しているなど、やや遅れている状況です。
- 今後は、引き続き児童生徒一人ひとりの基礎的な学力の定着を図るとともに、児童が自らの健康に関心を持ち、運動に積極的に取り組むよう意識付けを図る必要があります。また「平泉の文化遺産」をはじめとする伝統文化の情報発信や、競技力向上のための中長期的な視点に立った選手強化などに取り組んでいく必要があります。



今後の方向性

「教育・文化」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現を目指していきます。

- 家庭・地域との協働による学校経営の推進については、各学校における学校経営計画の評価結果等を家庭や地域と共有し、協働で学校経営の改善を進めます。
また、東日本大震災津波の経験を力として、岩手の復興・発展を担う子どもたちを育成するため、学校・家庭・地域が協働しながら「いわての復興教育」に取り組みます。
- 学校教育については、「知・徳・体」を備え調和のとれた人間形成に向け、授業改善や教員の授業力の強化、家庭・地域と連携した家庭学習の充実により学力の向上を図るとともに、豊かな感性や情操、自己肯定感や基本的な道德観を育む心の教育及び生涯を通して健康・安全で活力ある生活を送るための健やかな体を育む健康教育、食育等に取り組みます。また、特別支援教育については、就学指導の改善や学校での指導・支援体制の充実を図ります。
さらに、東日本大震災津波により心にダメージを受けた子どもたちへの心のサポートや、被災により影響を受けた児童生徒の教育環境の整備を進めます。
- 人材の育成については、各大学等において地域に根ざした特色ある教育研究を推進するとともに、生涯を通じた学びの環境づくりを進め、医療・福祉・産業等各分野の地域ニーズに対応した高い教養と専門性を兼ね備えた人材や知識・技能や体験を地域社会に生かす人材の育成に取り組みます。
- 文化芸術の振興については、その魅力の発信や鑑賞等の機会の充実を図るとともに、文化財の保存管理や伝統芸能、地域の文化財など伝統文化振興の基盤づくりを進めます。
また、多様な文化の理解と交流に向け、草の根交流や市町村の姉妹都市交流をはじめとした国際交流を深めるとともに、多文化共生についての理解促進等に取り組みます。
- 豊かなスポーツライフの振興については、計画的なスポーツ環境の整備と地域に根ざしたスポーツ振興を推進するとともに、競技団体や学校体育団体等と連携して中長期的な視点に立った選手育成や指導者養成に取り組みます。

家庭・地域との協働による学校経営の推進

1 みんなで目指す姿

「知・徳・体」を備え調和のとれた人間形成という教育目的の実現に向けて、学校評価を学校経営計画の改善に生かしながら、家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営が行われています。

また、東日本大震災津波の経験を力として、県内全ての学校で「いわての復興教育」※¹に取り組み、岩手の復興・発展を担う子どもたちが育まれています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①学校評価（自己評価及び学校関係者評価）結果等を踏まえて学校運営の改善に具体的に取り組んでいる学校の割合	②58%	63%	65%	69%	74%
②「いわての復興教育」を学校経営計画等に位置付けて取り組んでいる学校の割合	—	—	70%	80%	100%
【目標値の考え方】 ① 小・中学校、高等学校及び特別支援学校の各学校が、毎年度行う学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の結果を踏まえた学校経営計画を職員と一緒に策定し、家庭・地域との協働による学校経営の改善を行うことを目指すもの。 全国調査の最新値（58%）を現状値として、平成26年までに全国平均（74%）にすることを旨とするもの（出典：文部科学省「学校評価等実施状況調査結果（平成20年度間）」H22.6月公表）。 ② 平成26年度に全ての学校において取り組むことを目指すもの。					

現状

- 全ての学校において、「まなびフェスト※²」などの学校経営計画が策定され、「いわて型コミュニティ・スクール※³」や目標達成型の学校経営の取組は浸透してきているものの、教職員の学校経営計画の策定趣旨に関する理解や、評価結果に基づき計画を改善していく取組、改善方策の公表などについては、学校ごとに大きな取組の差が見られます。各学校における学校経営計画の取組の質的向上と、学校評価による成果と課題の検証結果を学校経営計画の改善に生かしていく必要があります。
- 教育振興運動※⁴と連携しながら学校と児童生徒、家庭が学力や生活習慣などの達成目標を共有して実現を目指す学校経営の取組が進んできており、学校教育と地域社会との協働が進んでいます。
- 東日本大震災津波での経験を力として、岩手の復興に向けた教育プログラムを県内全ての学校で取り組むという機運が高まってきており、各校の実情に応じた特色ある教育活動を進めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営を一層充実した取組とするため、各学校が適正な学校評価を実施し、その結果や改善方策を家庭や地域と共有し、協働で学校経営の改善

を進めます。

また、「いわて型コミュニティ・スクール」と教育振興運動との連携による取組を推進しながら、学校の教育活動の成果、課題等を情報発信し、地域、保護者等の理解促進に取り組みます。

さらに、岩手の復興・発展を担う子どもたちを育成するため、学校・家庭・地域が協働しながら、県内全ての学校において「いわての復興教育」に取り組みます。

主な取組内容

① 目標達成型の学校経営の推進

- 各学校は、全教職員の参加のもとにそれぞれの学校経営計画を策定し、設定した目標や具体的な取組等の達成状況や進め方などについて学校評価（自己評価）を行うとともに、その結果と今後の改善方策等について保護者や地域等に対して広く公表、報告するよう取り組みます。

② 学校と家庭・地域との協働の推進

- 保護者や学校評議員、地域住民等により構成された学校関係者が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、学校評価（自己評価）の結果について評価する学校関係者評価に取り組みます。
- 各小・中学校は、地域の実情に応じながら、家庭学習の充実や読書活動の推進等について、「まなびフェスト」と教育振興運動の目標の共有化を図るなど、教育振興運動と連動した取組を一層進めます。

③ いわての復興教育の推進☆

- 岩手の復興に向けて、県内全ての学校が取り組むことができる復興に関わる教育プログラムの考え方などを示し、各学校がそれぞれの実情に応じて行う復興教育を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

各学校は、校長のリーダーシップのもとに全教職員が参加し、教育振興運動との連携など、家庭や地域との協働の強化を視野に入れて、目標達成型の学校経営計画の策定と実行、学校評価に取り組みむとともに、復興教育については、復興教育プログラム等に示されている考え方にに基づき、それぞれの実情に応じて、取り組んでいきます。

家庭や地域は、各学校が策定する学校経営計画等を踏まえた教育活動への参画・協働に取り組みます。

市町村教育委員会は、このような各学校の家庭・地域との協働による経営改革の取組を、現場の状況を踏まえながら支援するとともに、復興教育については、地域の状況を踏まえ市町村としての考え方を示し、各学校の取組が学校の実情に応じたものとなるよう支援します。

県教育委員会は、市町村教育委員会と連携しながら、各学校の家庭・地域との協働による経営改革の取組を支援するとともに、復興教育については、各学校の教育活動の具体的方針となる「いわての復興教育」プログラムを作成し、趣旨の周知と共通理解を図りながら、学校の取組の支援を行います。

県以外の主体	（学校） <ul style="list-style-type: none"> 目標達成型の学校経営計画の策定と実行 学校評価（自己評価、関係者評価）の実施 家庭・地域等に対する参画、協働の働きかけ 地域人材等の学校外の教育資源の活用 いわての復興教育の推進 	（家庭・地域） <ul style="list-style-type: none"> 学校経営への参画・協働 家庭学習や家庭における読書習慣の確立 学習支援及び交流を図る放課後の公的な居場所の確保 	（市町村教育委員会） <ul style="list-style-type: none"> 学校評価の実施、結果報告、公表等への支援・指導 学校評価を推進する環境づくりの支援（研修の場の設定等） 学校教育を支援する地域の仕組みづくりの支援 地域の教育力による放課後等の公的な居場所づくりの奨励 保護者向け広報誌等による協働活動の普及啓発活動の実施 いわての復興教育の推進の支援
---------------	---	--	---

県	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価の実施、結果報告、公表等への支援・指導 ・ 学校評価を推進する環境づくりの支援（研修の場の設定等） ・ 学校教育を支援する地域の仕組みづくりの支援 ・ 保護者向け広報誌等による協働活動の普及啓発活動の実施 ・ 地域の教育力による放課後等の公的な居場所づくりの奨励 ・ いわての復興教育プログラムの作成とプログラムに基づいた教育活動の推進
----------	--

関連する計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手の教育振興（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度） ・ これからの岩手の義務教育（計画期間 平成 21 年度～概ね 10 年先まで） ・ 今後の高等学校教育の基本的方向（計画期間 平成 22 年度～概ね 10 数年先まで）

- ※1 いわての復興教育
 東日本大震災津波による被災体験を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育的プログラムを作成・普及することにより、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての学校が心を1つにして震災を見つめ、岩手の復興・発展を担う「ひとづくり」を進めていくための教育。
- 2 まなびフェスト
 県内公立小・中学校において、教職員、児童生徒、保護者等が目標を共有し協働して達成を目指すもので、目標が達成できたかどうかの判断基準となる数値や状態を設定し、具体的な取組とその取組過程を重視していくもの。
- 3 いわて型コミュニティ・スクール
 検証可能な目標達成型の学校経営への転換と、学校、家庭、地域との連携・協働による教育の推進を柱とする学校経営改革を目指すものであり、県内全ての公立小・中学校で行われている本県独自の学校教育の取組。
- 4 教育振興運動
 岩手において昭和 40 年から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学区や公民館区など計 489 の実践区（平成 22 年度現在）において、子ども、親、学校、地域、行政の 5 者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

児童生徒の学力向上

1 みんなで目指す姿

各学校において分かりやすい授業が行われることにより、児童生徒一人ひとりに基礎・基本が定着し、目指す進路を実現できる知識や技能が身に付いているとともに、自立した社会人になっていくために必要な総合力が身に付いています。

注) 基礎・基本が定着…知識の習得とそれを活用する力、物事をしっかり考える力が身に付くこと

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎学習定着度状況調査及び基礎力確認調査において、「授業の内容がわかる」と答えた児童生徒の割合	64%	64%	65%	66%	67%
【目標値の考え方】 小・中学校、高等学校の各学校が、授業改善や授業と連動した家庭学習などに取り組むことにより、授業の内容がわかる児童生徒が増え、学力の向上が図られることを目指すもの。目標値は、平成22年度を基準値(64%)として、平成26年度までに全国調査における概ね10位の値(67%)にすることを旨とする。(出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査(対象：小学校6年生(算数))」及び県教育委員会「学習定着度状況調査(対象：小学校5年生(算数)、中学校2年生(数学、英語))」「基礎力確認調査(対象：高校2年生(数学、英語))」)					

現状

- 本県の学力は、全国学力・学習状況調査等の諸調査によると、特に中学校数学などにおいて改善の傾向が見られ、県や各市町村教育委員会、各学校の取組効果が出てきたものと考えられます。しかしながら、小・中・高校生の授業の内容がわかる割合が、学年が進行するとともに低下する傾向があることなどから、より分かりやすい授業を実施するための一層の取組が必要となっています。
- 国の社会構造や就業形態の複雑化を背景として、高校や大学を卒業した若者の早期離職傾向や勤労観・職業観の未熟さ、社会人・職業人としての資質や能力の不足等が社会的に大きな課題となっています。特に本県の生徒は、平成20年に実施した高校新卒就職者に関する県内企業へのアンケート調査によると「コミュニケーション能力」や「勤労意欲」の不足などが課題として指摘されています。
- また、厚生労働省の調査によると、高等学校や大学等への進路を決定するに当たり、明確な進路意識や目的意識を持たずに「とりあえず」進学する、モラトリアム傾向が若者の間に強まっています。
- 私立学校においては、大学進学だけでなく、看護師、介護福祉士、調理師等をはじめとする資格取得や情報処理能力検定など、生徒の希望する進路に応じた学力が身に付けられるコース編制や学級編制の取組が進められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

各学校が、学校経営計画の重要課題として学力向上の具体的な目標を設定し、諸調査の結果分析等による授業改善や教員の授業力の強化、学校と家庭・地域と連携した家庭学習の充実などにより、目標が達成されるよう支援、指導の強化に取り組めます。

また、特色ある教育課程の編成などを通じて、変容する社会や経済のグローバル化に対応し、

我が国や地域社会の未来を担っていくことができる人材の育成に取り組むとともに、児童生徒が主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するため、学校教育全体でキャリア教育※¹に取り組めます。

私立学校においては、生徒一人ひとりが目指す進路を実現できる学力向上を図るため、それぞれ特色ある教育活動に取り組めます。

主な取組内容

① 数学（算数）・英語の学力向上

- 各学校が、それぞれの実態に応じた学力向上の目標を設定し、その目標を達成するための小・中・高等学校での指導の連続性の確保、効果的な改善策の策定や授業改善に係る指導・助言など、学校、市町村、県等の取組の連携を強化することにより、数学（算数）・英語の学力向上を図ります。

② 授業改善の推進と家庭学習の充実

- 教員の授業力の強化や、諸調査の結果分析を生かした授業の展開など、より分かりやすい授業への改善を進めるとともに、授業内容の理解を促進するための授業と連動した家庭学習に取り組むことや教育振興運動と連携して取り組むことなどにより、家庭学習の充実を図ります。

③ 特色ある教育課程の編成

- 学習指導要領の趣旨等の周知を図りながら、全ての学校がそれぞれの実態と特色に合わせた教育課程を編成し、充実した教育活動を展開できるよう支援します。
- 岩手の歴史、文化等を学ぶ教育や情報教育、環境教育、国際理解教育等の特色ある教育課程を通じて、グローバル社会に適応できる力や、社会を生きる人間として必要な知識・技能を習得することにより、自ら学ぶ力の育成に取り組めます。

④ 「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践

- 各学校において「いわてキャリア教育指針」に基づき「キャリア教育全体計画」を作成し、学校教育活動全体でキャリア教育に取り組むことにより、児童生徒が将来、社会人、職業人として自立できるための「総合生活力」※²と「人生設計力」※³を育成します。

⑤ 私立学校の特色ある教育活動の推進

- 私立学校においては、それぞれ建学の精神に基づいた特色ある教育活動に取り組み、生徒一人ひとりの進路が実現できる学力、能力の育成向上を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

各学校は、学校経営計画に学力向上の具体的な目標を設定し、その目標の達成に向けて、教員の指導力の向上や授業改善、授業と連動した家庭学習の充実などに取り組めます。

市町村教育委員会は、各学校が経営計画に基づき家庭・地域と協働した学力向上の取組やキャリア教育を積極的に進められるように現場の状況を踏まえながら支援・指導に取り組めます。

産業界は、体験的な学習等のキャリア教育の取組における協働をより一層推進します。

家庭や地域は、家庭学習の習慣付けや学習のための基本となる生活習慣の確立などに取り組むとともに、学力向上について学校と協働して取り組めます。

県教育委員会は、市町村教育委員会と連携しながら、各学校が経営計画に基づき家庭・地域と協働した学力向上の取組やキャリア教育を積極的に進められるように支援します。

私立学校においては、それぞれの建学の精神及び教育理念のもとに具体的な目標を持って、生徒一人ひとりの進路の実現のため、特色ある教育活動に積極的に取り組めます。県はこのような私立学校の取組に対し、助成や情報提供等を行います。

	(学校)	(市町村教育委員会)	(産業界)	(家庭・地域)
県以外の主体	・ 学校経営計画における学力向上の目標設定と達成に向けた取	・ 各学校の学力の把握と分析及び目標設定への支援・指導	・ 学校が行うキャリア教育等の取組への参画・協働	・ 学校が行う学力向上の取組への参画・協働 ・ 家庭学習の習慣付け

	<p>組</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種試験や調査等を活用した児童生徒の学力の把握と分析 授業がわかる児童生徒の割合の目標設定と達成に向けた取組 教員の指導力向上と授業改善の取組(全ての教員による授業の公開の取組等) 授業と連動した家庭学習の充実 自校の実態と特色に合わせた教育課程の編成 キャリア教育の実践と進路実現に向けた取組 私立学校の特色ある教育活動の目標設定と達成に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> 教員の指導力向上や授業改善のための取組支援・指導(指導主事による個別学校訪問等) 研究指定等の実施 家庭学習の充実に向けた取組支援・指導等 「いわてキャリア教育指針」等に基づいたキャリア教育の取組支援 	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップ※4や職場体験活動への協力・支援 	<ul style="list-style-type: none"> や生活習慣の確立 家庭学習の環境づくり
<p>県</p>	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校の学力の把握と分析及び目標設定への支援・指導 教員の指導力向上や授業改善のための取組支援・指導(指導主事による個別学校訪問等) 家庭学習の充実に向けた取組支援・指導等 教育課程説明会や協議会の開催 小中一貫教育に関する取組支援 「いわてキャリア教育指針」等に基づいたキャリア教育の取組支援 <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特色ある教育活動に取り組む私立学校に対する支援 			

関連する計画

- 岩手の教育振興(計画期間 平成21年度～平成30年度)
- これからの岩手の義務教育(計画期間 平成21年度～概ね10年先まで)
- 今後の高等学校教育の基本的方向(計画期間 平成22年度～概ね10数年先まで)
- いわてキャリア教育指針(計画期間 平成22年度～概ね平成26年度まで)

※1 キャリア教育

児童生徒が自己の在り方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で計画的・組織的に育むこと。

- 総合生活力
児童生徒が将来の社会人・職業人として自立して生きるために必要な能力。
- 人生設計力
児童生徒が主体的に人生計画を立て、進路を選択し、決定できる能力。
- インターンシップ
生徒が在学期間中に自分の学習内容や進路に関連した就業体験をすること。

豊かな心を育む教育の推進

1 みんなで目指す姿

児童生徒一人ひとりが心の教育や体験活動等を通じて好ましい人間関係を築ける協調性や進んで人を助けるなどの基本的な道徳観を身に付け、学校に適応しながら、社会人として自立して生きていくための生活基礎力を身に付けています。

また、東日本大震災津波により、心にダメージを受けた子どもたちへの心のサポートが適切になされ、子どもたちが自己肯定感や基本的な道徳観を身に付けているほか、東日本大震災津波の経験を力にして、発災前よりもよい地域をつくっていくという大きな志を持って前向きに力強く活動しています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合	56%	57%	58%	59%	60%
②「人が困っているときは、進んで助けている」と答えた児童生徒の割合	78%	79%	80%	81%	82%
【目標値の考え方】					
① 豊かな心を育む教育により「自分にはよいところがある」という自己肯定感が向上し、学校不適応の児童生徒が減少することを目指すもの。目標値は、平成22年度を基準値(56%)として、平成26年度までに全国平均(60%)になることを目指すもの。(出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査(対象：小学校6年生、中学校3年生)」及び県教育委員会「基礎力確認調査(対象：高校2年生)」)					
② 豊かな心を育む教育により「人が困っているときは、進んで助ける」という基本的な道徳観をもった児童生徒が増えることを目指すもの。目標値は、平成22年度を基準値(78%)として、平成26年度までに全国1位レベル(82%)になることを目指すもの。(出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査(対象：小学校6年生、中学校3年生)」)					

現状

- 平成20年の中央教育審議会の答申によると、我が国の子どもたちは、生命尊重の心や自尊感情が乏しいこと、基本的な生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下、人間関係を築く力や集団活動を通じた社会性の育成が不十分などといった指摘がなされています。
- 道徳教育については、これまでも各学校で家庭や地域と一体になって推進してきましたが、上記課題を踏まえた学習指導要領の改訂に伴い、各学校における取組体制の整備など道徳教育の充実がますます重要になってきています。
- 不登校の原因が複雑化・多様化する中、小・中学校の不登校児童生徒の出現率は減少していますが、高等学校の不登校出現率は増加しています。また、高等学校における中途退学率は近年減少傾向にありますが、引き続き学校不適応等の未然防止、早期発見・早期対応に力を入れて取り組むとともに、いじめや暴力行為などの問題行動の予防にも取り組む必要があります。
- 携帯電話やインターネット等情報通信技術の進展に伴い、違法・有害情報へのアクセスや迷惑メールなどの問題が増加しており、情報モラル教育の推進が必要となっています。
- 私立学校においては、各校の建学の精神に基づいた道徳教育、ボランティア体験教育や、生徒一人ひとりに向き合った教育相談などの取組が進められています。
- 東日本大震災津波により、特に被害の大きかった地域においては、子どもたちが受けた心の動揺や

衝撃は計り知れず、未だに心身へのダメージが回復していないケースも少なくないため、子どもたちへのサポートは、今後も非常に重要であり、継続して取り組む必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

児童生徒一人ひとりの自己実現を支援する学校づくりを基本に据えて、豊かな感性や情操を育む心の教育の充実を進めるほか、人間関係を形成できる能力の育成を図るため、家庭や地域との協働によるボランティア活動や自然体験活動などの体験活動や読書活動の充実に取り組みます。

また、児童生徒の自己肯定感を高める指導や情報モラルに関する指導を進めるほか、学校不適合対策としては、教育相談体制の一層の充実を図り、組織的な指導・支援を充実させ、学校間、関係機関等との連携を強化しながら問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

さらに、私立学校においては、豊かな心を育むための特色ある教育活動に取り組みます。

主な取組内容

① 道徳教育、体験活動・読書活動等の推進

- ・ 各学校の道徳教育全体計画の中に教職員の配置や役割を含めた推進体制を明確にすることで道徳教育の充実に取り組むほか、学校教育の中にボランティア活動などの体験活動や自然体験活動、文化芸術体験活動、読書活動などを位置付けながら心の教育の充実を図ります。
- ・ 教員の学級経営・ホームルーム経営の充実を図り、児童生徒の理解を進め、好ましい人間関係づくりや規範意識の醸成に取り組みます。

② 家庭・地域との協働の充実

- ・ 児童生徒の自立心や人間関係を形成できる能力の育成を進めるため、スポーツや伝統芸能の伝承活動など、家庭や地域との協働による教育活動を充実します。

③ 教育相談機能の充実

- ・ 学校不適合の未然防止、早期発見・早期対応のためにスクールカウンセラーを配置するなど児童生徒が相談しやすい環境づくりを推進します。

④ 幼児児童生徒の心のサポートの充実☆

- ・ 東日本震災津波による被害が大きかった地域への臨床心理士等の派遣、県内大学チームによる支援、こころのファイルの作成・活用等により、中長期にわたり、組織的・継続的に支援します。

⑤ 情報モラル教育の推進

- ・ 情報機器利用における危険性や問題点を理解させる情報モラルに関する指導の充実と保護者への啓発活動を推進します。

⑥ 私立学校の特色ある教育活動の推進

- ・ 私立学校が、それぞれの建学の精神のもとに、生徒一人ひとりに向き合って取り組み、心の教育、学校不適合対策等を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

各学校は、豊かな心を育む教育を推進することの重要性を認識し、全職員が一体となって学校の重点に即した指導を展開します。

市町村教育委員会及び県教育委員会は、それぞれが課題を共有しながら、各学校における道徳教育を支援します。

家庭、地域では、学校との協働によるボランティア活動や読書活動、さらにはスポーツや自然

体験活動などに協働で取り組みます。

また、私立学校は、それぞれの建学の精神のもと、豊かな心を育むための特色ある教育活動に積極的に取り組みます。県は、このような私立学校の取組に対し、助成や情報提供等を行います。

<p>県以外の主体</p>	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校経営計画・学級経営計画に基づく取組の充実 道徳教育、自然体験活動等の充実 学校不適應の未然防止、早期発見・早期対応 情報モラル教育の実践と保護者への啓発 私立学校の特色ある教育活動の目標設定と達成に向けた取組 	<p>(市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会主催の校長会議、教務主任会議での啓発 指導主事の学校訪問時における進捗状況の確認と指導 教育相談体制の充実 	<p>(家庭・地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動、読書活動等への支援 学校行事への参加・協力 携帯電話やインターネットの利用に関するルールづくり
<p>県</p>	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県指導主事会議での確認、啓発 各教育事務所における校長会議、教務主任研修会等を通じての学校への指導 啓発資料の作成と活用の促進 スクールカウンセラーの配置等による教育相談体制の充実 学校心理士の資格を有する教育相談コーディネーターの養成 情報モラルに関する指導方法の改善と普及 県立青少年の家等における魅力的な自然体験プログラムの開発・提供 <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特色ある教育活動に取り組む私立学校に対する支援 		

関連する計画

- ・ 岩手の教育振興（計画期間 平成 21～30 年度）
- ・ これからの岩手の義務教育（計画期間 平成 21 年～概ね 10 年先まで）
- ・ 今後の高等学校教育の基本的方向（計画期間 平成 22 年～概ね 10 数年先まで）
- ・ いわて子ども読書プラン（計画期間 平成 21～25 年度）

健やかな体を育む教育の推進

1 みんなで目指す姿

児童生徒が自らの体力や健康に関心を持ち、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を身に付けることにより、体力の向上と心身の健康の保持増進を図っています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①児童生徒の「体力・運動能力調査」 ※ ¹ の全国平均値以上の項目割合 (小・中学校全学年)	73.6%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%
②児童の「定期健康診断」の肥満度が 正常の範囲内と判定される児童の 割合(小学校全学年)	87.4%	87.8%	88.2%	88.6%	89.0%

【目標値の考え方】

① 児童生徒に対して運動やスポーツの楽しさを感じさせ、体力・運動能力の向上を図るものであり、特に生涯を通じて豊かなスポーツライフの実現を図る基盤づくりである小・中学校に重点をおいてレベルアップを目指すもの。

注) 最終年度(H26)の目標を80.0%とし、平成22年度児童生徒の「体力・運動能力調査」における調査項目の本県平均値が全国平均値以上である項目の割合73.6%(106項目/144項目*)を基準にして、2ポイント/年の増加を見込んだものである。

* 小学校67.7%(65項目/96項目)、中学校85.4%(41項目/48項目)

② 小学校の時期における肥満傾向と判定される児童※²及びやせ傾向と判定される児童※³の割合を減らし、肥満度が正常と判定される児童(肥満度-19.9%~19.9%)の割合を増やして健やかな体の育成を目指すもの。

注) 肥満度が正常(基準値内)と判定される児童が2年間で86.6%(H20)→87.4%(H22)と0.8ポイントずつ増加していることから、0.4ポイント/年の増加を見込み、最終年度(H26)の目標を89.0%とする。

現状

- 体力・運動能力の低下傾向には歯止めがかかり、わずかながら上昇傾向に転じているところですが、親の世代と比較すると依然として低い状況にあります。また、生活環境等の変化により児童生徒が日常的に体を動かす機会が減少し、中学校2年女子の1週間の総運動時間(体育の時間を除く)が0~60分の生徒が全体の22.5%(H22全国体力・運動能力、運動習慣等調査)を占めることなど、運動に積極的に取り組む子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られます。
- 食生活や生活習慣等が多様化する中で、偏った食事や不規則な食事等、食習慣の乱れが児童生徒の心身の健康に悪影響を及ぼしています。特に、肥満傾向と判定される児童生徒の割合が全国平均を上回る学年が多くあり、小学校6年男子の肥満傾向と判定される児童の割合は全国の中で最も高いこと(H22学校保健統計調査)から、早急な対応が求められています。
- 学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、健やかな体を育む教育の充実を図るための指導者の資質や授業力の向上が求められています。
- 東日本大震災津波の被災などにより、自校のグラウンド等が使用できず、体育授業や運動部の活動が十分に行えない学校があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

体力・運動能力調査を適切に実施し、各学校の現状と課題を明確に捉えた支援や運動部の活動の充実により体力向上を図ります。家庭や地域との連携により、運動に親しむ環境をつくり、運動の習慣化を図ります。

また、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うため、学校保健・学校安全活動や食育等を充実させるとともに、家庭や地域と連携し望ましい生活習慣の確立を図ります。

さらに、学校の教育活動全体を通じて「生きる力」の基礎となる健やかな体を育むため、学校体育、健康教育、食育等を担当する指導者の資質や授業力の向上を図ります。

主な取組内容

① 体力向上や運動に親しむ環境づくり☆

- ・ 体力・運動能力調査を適切に実施し、各学校の現状と課題を明確に捉え、小学校では体力向上担当者等が中心となり、体育科・保健体育科の時間をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、体力向上プログラムに取り組むなど、体力向上を図る「岩手っ子体力アップ運動^{※4}」を推進するとともに、家庭・地域との協働による運動機会の拡大や習慣化、指導主事の学校訪問指導による支援により児童生徒の体力向上に取り組みます。
- ・ 東日本大震災津波の被災などにより、自校のグラウンド等で体育授業や運動部の活動が十分に行えない学校に対して、限られた状況でもできる運動プログラム等の提供や運動部の活動の場を提供するなど、運動部の活動の支援を行います。

② 健康教育の充実

- ・ 生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うため、学校と家庭・地域との協働のもと、学校保健委員会等の充実により、望ましい生活習慣の確立や食育の推進等に取り組み、児童生徒の肥満防止や体力向上を図ります。

③ 指導者の資質向上・授業力向上

- ・ 各種講習会等の充実により、学校体育・健康教育・食育を担当する指導者の資質や授業力の向上に取り組むとともに、指導主事による学校訪問指導や小学校体育実技アシスタント等の地域スポーツ人材^{※5}の活用により、体育授業の充実を図ります。
- ・ 運動部の活動において地域スポーツ人材の活用を促進するとともに、専門性を生かした指導により、指導者の資質向上と運動部の活動の活性化に取り組みます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

各学校は、「健やかな体を育む教育」を学校経営の重要な柱と位置付け、家庭や地域と連携しながら学校全体として取り組みます。

家庭や地域は、学校と協働しながら、望ましい生活習慣の確立や運動の習慣化、食育の推進等の取組が期待されます。

県教育委員会は、市町村教育委員会とともに、家庭や地域と協働した学校の主体的な取組を支援します。

また、被災して通常の活動に支障をきたしている学校の体育授業や運動部の活動の支援をします。

	(学校)	(家庭・地域)	(市町村教育委員会)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体力向上担当者等を中心とした「岩手っ子体力アップ運動」の推進 ・ 体育の授業力向上への取組 ・ 保健主事を中心とした健康教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツ人材による体育授業や運動部の活動の支援 ・ 望ましい生活習慣の確立、食育の推進・肥満防止等の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の運動習慣や望ましい生活習慣が図られるような環境の整備

	<ul style="list-style-type: none"> ・食育担当者を中心とした食生活に関する家庭への啓発活動等 		
県	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育の授業力向上に向けた体制の構築 ・体力向上プログラム等の作成 ・健康教育の推進のための指導資料等の作成 ・東日本大震災津波で被災した学校における体育授業や運動部の活動の支援 		

関連する計画

- ・岩手の教育振興（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）

- ※1 体力・運動能力調査
 体力・運動能力テストにおける調査、小学校：全 96 項目（8（種目）×2（男女）×6（学年））、中学校：全 48 項目（8（種目）×2（男女）×3（学年））を A～E までの 5 段階で判定するもの。
- 肥満傾向と判定される児童
 肥満度（過体重度）20.0%以上の児童をいう。
 $\text{肥満度（過体重度）} = \frac{\text{実測体重} - \text{性別・年齢別の身長別標準体重}}{\text{性別・年齢別の身長別標準体重}} \times 100\%$
 - やせ傾向と判定される児童
 肥満度（過体重度）-20.0%以下の児童をいう。
 - 岩手っ子体力アップ運動
 運動好きの岩手っ子を育成し、体力の向上を図る運動
 - 体力・運動能力調査の実施・分析
 - 課題の把握
 - 体力向上担当者の選任
 - 教科体育の充実
 - 学校の教育活動全体を通じた体力向上プログラムの実践
 - ・家庭・地域との協働による運動機会の拡大や習慣化
 - ・指導主事の学校訪問指導による支援
 - ・小学校体育実技アシスタント派遣・運動部活動地域スポーツ人材派遣
 - 地域スポーツ人材
 教職員ではない地域のスポーツ指導者

特別支援教育の充実

1 みんなで目指す姿

障がいのある幼児、児童生徒一人ひとりが教育的ニーズに応える支援体制のもとで、障がいのない子どもたちと生き生きとした学校生活を送り、将来の自立に向けた「共に学び、共に育つ教育」が実現されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①作成が必要な全ての児童生徒について「個別の教育支援計画」※ ¹ を作成している学校の割合	38%	53%	68%	84%	100%
②特別支援学校高等部の就職希望者のうち、就職を達成した生徒の割合	92.0%	92.5%	93.0%	93.5%	94.0%
【目標値の考え方】					
① 特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての小・中学校が、対象となる児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりに応じた教育が行われている状況を目指すもの。					
② 特別支援学校の高等部生徒の就職支援体制の整備などにより、就職を希望する生徒が卒業時点で就職できる状況を現状値から2%増を目指すもの。					

現状

- 国では「国連障害者の権利条約」の批准を視野に入れた障害者制度改革が推進されており、それを受けて中央教育審議会（初等中等教育分科会内に設置された「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」）でも就学指導の改善等についての検討が行われています。
- 本県では「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる県づくり条例」が、平成23年7月1日施行され、共に学び共に生きる地域づくりに向けた教育の役割が重視されています。また、県民一人ひとりが、特別な支援を必要とする児童生徒の教育への理解を深めていくことが求められています。
- 本県において、義務教育段階の障がいのある児童生徒の在籍者数は、平成21年度に特別支援学校で788人(0.7%)、特別支援学級に1,249人(1.11%)、通常の学級に540人(0.48%)在籍しています。その他に、発達障がいがあると思われる児童生徒が約5,200人(4.5%：平成18年度調査)通常の学級に在籍していると推定されます。
また、特別支援学校高等部（専攻科を除く）の在籍者数は、721人（高等学校在籍数の1.8%）で、高等学校に在籍する特別な支援が必要と思われる生徒数は、547人（1.6%）となっています。
このことから、児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するため「個別の指導計画」※²や「個別の教育支援計画」の作成を一層推進する必要があります。
- 県立の特別支援学校の平成22年度卒業生のうち、就職者数は46人（卒業生の21%、就職希望者の92%）となっており、関係機関や企業等と連携した就業支援が必要です。
- 東日本大震災津波の影響によって特別支援学校高等部の現場実習が難しくなっているほか、卒業生の就職が一層難しくなると考えられます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

特別な支援が必要な子どもと特別な支援の必要がない子どもが、共に学ぶことができるよう、就学指導の改善や学校での指導・支援体制の充実を図るとともに、卒業後の就業や県民の理解促進に関係機関等と連携して取り組んでいきます。

主な取組内容

- ① 就学前及び小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実
 - ・ 地域の幼稚園や保育所を継続的に訪問し、指導方法に関する相談や支援を行うとともに、幼稚園、小・中学校、高等学校の全ての教員が特別支援教育に関する研修を受講できる環境を整えます。
 - ・ 通常の学級及び特別支援学級における「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に基づく指導の充実を図るほか、市町村教育委員会への支援体制の整備や高等学校への特別支援教育の体制づくりを進めます。
- ② 特別支援学校における教育の充実
 - ・ 特別支援学校と小・中学校の児童生徒との交流や、共同学習を推進します。
 - ・ 特別支援学校におけるキャリア教育を充実し、小学部から高等部まで継続性のある指導ができるよう研究、研修の充実に努めます。
- ③ 県民と協働した特別支援教育体制づくり
 - ・ 特別支援教育ボランティアの養成や活用などにより、県民の理解や参加促進に向けた啓発活動に取り組みます。
- ④ 特別支援学校卒業生の就職支援☆
 - ・ 公的機関における現場実習の受入れの促進や、特別支援学校についての理解浸透を図るための企業関係者等との連携の場を設置し、職業教育の充実や職域の拡大に取り組みます。
 - ・ 震災津波被害の大きい沿岸部の特別支援学校における職場実習や就職支援を強化します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

幼稚園（保育所）、小・中学校、高等学校、特別支援学校は、障がいのある幼児、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実に取り組めます。

県教育委員会は、「いわて特別支援教育推進プラン」を計画的に実行するとともに、市町村教育委員会と連携して、各学校における特別支援教育の充実に取り組めます。

県及び市町村は、特別な支援を必要とする児童生徒が、早期から卒業までの一貫した継続的な支援ができるように保健福祉及び労働福祉担当部署が教育委員会と連携して取り組めます。

家庭・地域は、サポーターやボランティアとして教育活動への協力をするとともに、労働・福祉関係機関は、児童生徒の就業、就職や自立への支援を行います。

	(学校)	(市町村教育委員会)	(家庭・地域)	(労働・福祉関係機関等)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な教育的ニーズに応えられる校内体制の整備 ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の受入れと支援体制づくり ・ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の取組への支援 ・ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」作成の促進 ・ 幼稚園、小中学校への支援員等の配置 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉及び労働福祉担当部署が教育委員会との連携を促進 ・ 障がい等に関する住民理解の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サポーターやボランティアとしての教育活動への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の就業や自立の支援 ・ 就職先の拡大、福祉サービスの提供

県	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「いわて特別支援教育推進プラン」の実践 ・ 特別支援学校による相談、研修等の支援 ・ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」作成の促進 ・ 県立高等学校への支援員及び特別支援学校への看護師の配置 ・ 特別支援教育ボランティア養成講座の開催 ・ 特別支援教育に対する県民理解の推進 	<p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉及び労働福祉担当部署が教育委員会との連携を促進 ・ 特別支援学校生徒への現場実習機会の提供 ・ 障がい等に関する県民への理解の促進
----------	---	---

関連する計画

- ・ 岩手の教育振興（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）
- ・ 今後の高等学校教育の基本的方向（計画期間 平成 22 年度～概ね 10 数年先まで）
- ・ いわて特別支援教育推進プラン（計画期間 平成 21 年度～平成 24 年度）

※1 個別の教育支援計画

教育サイドが主体となって作成する「個別の支援計画」。本人・保護者の参画や関係機関との連携により、継続した一貫性のある支援をねらいとして作成するもの。

2 個別の指導計画

学校で指導を行うに当たって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの目標、内容、方法、役割分担、期間等について作成する計画。特別支援学校では全員について作成することとなっている。

生涯を通じた学びの環境づくり

1 みんなで目指す姿

県民一人ひとりが生涯にわたって自己実現を目指し、多様な機会を通じて学び、その学びの成果を生かすことが、生きがいつくりにつながり、心豊かな生活になるとともに、郷土いわてに誇りを持ち愛着を深めています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎生涯学習リーダー登録者数（累計）	614人	630人	660人	690人	720人

【目標値の考え方】
生涯学習により身に付けた知識・技能の成果を生かし、生涯学習を支援する生涯学習指導者・ボランティアの人材登録者数の増加を目指すもの。生涯学習情報システムの登録者数において、平成21年度から平成22年度の登録増加者数（33人）の状況及び震災の影響を踏まえ、平成23年度以降、各年30人の増加により平成26年までの4か年で現状値から100人以上の増加を目指すものであること。

現状

- 生涯学習への取組は多種多様にわたって行われており、県民生活基本調査によると生涯学習に取り組んでいる目的は「自分の人生をより豊かにすること（63.9%）」が最も高く、一方で生涯学習の取組を生かしている割合は「地域づくりや自治会活動に生かすため（22.0%）」、「NPOや各種団体、ボランティア活動に生かすため（12.7%）」であり、個人的な趣味や教養の範囲で取り組む傾向にあることから、学んだことを地域や社会に生かす取組が求められています。
- 県民生活基本調査によると「地域が一体となって子どもを育てる活動に参加している人」の割合は27.8%であり、子育てや家庭教育に不安を抱える親を地域で支えるための取組が求められています。
- 東日本大震災津波により、被災した図書館、公民館等社会教育施設においては、社会教育に係る各種事業及び地域活動が実施できない状況となっていることから、早期の活動再開が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

全県において活用できる情報システムによる学習情報及び地域人材の資質向上の学習機会の充実を図り、生涯にわたる継続的な学びを支える環境づくりに取り組みます。

また、個人が学んだ知識・技能や体験を地域社会に生かして、地域社会に貢献する人材の育成に取り組みます。

主な取組内容

- ① 学習活動を支援する環境の充実☆
 - ・ 生涯学習情報システムによる学習関連情報（各種講座や指導者情報、ボランティア情報等）の提供や学習に関する相談のほか、生涯学習に関する市町村の指導者養成や地域人材の資質向上を図る研修機会を提供します。
 - ・ 生涯学習の拠点施設の図書館において、図書館資料・情報の収集・整理・保存・活用の促進、利用者の学習活動を援助するレファレンス業務^{*1}を充実させ、県民の主体的な学びを支援します。

- ・ 被災した公民館、図書館等社会教育施設の復旧整備及び社会教育に係る各種事業の実施を支援します。

② 生涯にわたる学習機会の充実

- ・ 地域住民の生涯学習を推進するため、市町村における社会教育推進指導者及び地域の生涯学習の推進や子育て支援、読書活動の推進等に取り組むボランティア等の情報交換を強化し、活動の充実を図る研修及び指導・助言を行う体制を整えます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

市町村及び市町村教育委員会は、地域住民の生涯学習・社会教育への取組を充実するため、社会教育に係る事業の実施や地域活動の仕組みづくり、社会教育施設の整備を推進します。

地域は、地域全体で子どもを育む環境を整え、地域の教育課題等を解決する活動を自主的に行い、家庭は、地域活動や学校を支援する活動に積極的に参加します。

また、学校は、教育活動を支援するボランティア等の地域人材の積極的な活用を図り、活動の場を提供します。

県教育委員会は、県民の多様な学習活動を支援するための情報や研修機会の提供を行うとともに、公民館、図書館等の市町村社会教育施設の支援、生涯学習・社会教育事業を推進する職員及び子育て支援や読書活動等の推進に係るボランティアのための情報交換と学習機会の充実を図ります。

県以外の主体	<p>(市町村・市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種生涯学習情報の提供 ・ 地域人材を育成する研修機会の充実 ・ 地域活動の仕組みづくりの支援・ボランティア等による地域活動の支援 ・ 図書館機能を生かした生涯学習の支援 ・ 被災した公民館、図書館等社会教育施設の復旧整備 	<p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で子どもを育む環境の確立 ・ 地域課題を解決する活動の実施・ボランティア等による地域活動の推進 <p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動及び学校を支援する活動への参加 	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育活動を支援するボランティア等の地域人材への活動の場の提供
県	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種生涯学習情報の収集と提供 ・ 市町村指導者や地域人材を育成する研修機会の提供 ・ 図書館機能を生かした生涯学習の支援及び市町村立図書館の支援 ・ 市町村における生涯学習・社会教育事業の情報提供と関係者のコーディネート ・ 被災した公民館、図書館等社会教育施設の復旧整備への支援 		

関連する計画

- ・ 岩手の教育振興（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）

※1 レファレンス業務
 情報を求めている方に、調べている事柄の事実関係が分かる資料の提示や、文献探しのサポートを行う業務。

高等教育の連携促進と機能の充実

1 みんなで目指す姿

高等教育機関（大学等）において、地域課題の研究に取り組む体制が強化されるとともに、相互の機能を補完し拡充するための連携が進んでいます。このような中で、高等教育機関が地域に根ざした特色ある教育と研究を推進することにより、地域社会を支える優れた人材が輩出されるとともに、教育や研究の成果が地域の産業・文化等の振興に貢献しています。

また、東日本大震災津波からの復興に向けて、高等教育機関が関係自治体等と連携し、専門的知見を活用した復興支援の取組を行うことにより、復興の推進に貢献しています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎ 県内市町村が高等教育機関と連携して行っている取組の件数（累計）	32 件	35 件	38 件	41 件	44 件
【目標値の考え方】 県内市町村と県内外の高等教育機関が協定等に基いて組織的に行っている連携の取組件数が、これまでの増加傾向を維持し、平成 26 年度において 44 件となることを目指すもの。					

現状

- 本県には、岩手大学（4 学部）、岩手県立大学（4 学部）、岩手医科大学（3 学部）、富士大学（1 学部）、盛岡大学（2 学部）、北里大学（1 学部）と、短期大学 5 校、高等専門学校 1 校の高等教育機関があります。これらの大学をはじめとする高等教育機関は、その設置目的に応じて豊かな教養の習得や高度な専門知識・技術の習得に向けた特色ある教育研究を行っているほか、「いわて高等教育コンソーシアム」※¹など、各機関の特色を生かした連携による取組も進められています。高等教育機関における地域課題研究に取り組む体制の強化や相互の機能を補完し拡充するための取組を更に充実していく必要があります。
- 教育研究を通じた地域貢献の取組が活発に行われており、岩手大学、岩手県立大学及び岩手医科大学では産学官連携の拠点を設置しているほか、自治体や企業と共同して研究開発等を行う「コラボMIU」※²（岩手大学と盛岡市）、や「滝沢村 IPU イノベーションセンター」※³（岩手県立大学と滝沢村）などが整備されています。また、岩手大学が中心となった県内における科学技術・研究開発に関する産学官連携組織である「いわてネットワークシステム（INS）」※⁴の活動や、大学と市町村との相互発展に向けた協定など全国的にも注目される活動が行われており、これらの連携の取組を更に充実していく必要があります。
- 東日本大震災津波からの復興に向けて、岩手大学は「三陸復興推進本部」を設置し、復興に向けた支援活動を実施しているほか、岩手県立大学も地域政策研究センターに「震災復興研究部門」を設置するなど、被災地の復興推進に向けた支援の取組が行われています。さらには、県外の高等教育機関においても、県内市町村等と連携した被災地・被災者に対する支援活動が行われています。今後、更に高等教育機関の専門的知見を活用した復興支援の取組を進めていく必要があります。
- 平成 22 年度に実施した県民意識調査において、「県内の大学などが人材の育成や地域社会に貢献していること」を 7 割強の方が重要と回答しており、各高等教育機関においても、基本的な目標などで、地域の発展や地域貢献に向け、積極的に取り組む姿を明らかにしています。しかし、平成 21 年度に本県において実施した県内の事業所及び企業へのアンケート調査によると、県内の大学などの産学官連

携に対する取組や、シンクタンクとしての地域貢献の取組の現状について、約半数の企業等が「わからない」と回答しており、高等教育機関の地域貢献活動はあまり理解されていない実情にあると考えられることから、県民に分かりやすい形で高等教育機関の取組を周知していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

各大学等が地域に根ざした特色ある教育研究を推進し、医療・福祉・産業等各分野の地域ニーズに対応した高い教養と専門性を兼ね備えた人材育成を図るとともに、高大連携により意欲ある人材の就学を支援します。

また、各大学等の特色を生かし、相互の機能補完や学問分野を越えた融合により教育研究の深化が図られるよう大学等の連携を進めていきます。

さらに、東日本大震災津波の被災地の復興に向けた課題や地域の産業・文化等の振興などの様々な課題に対して、大学の教育研究の成果が地域に還元されるよう、大学等研究組織の取組を中心に産学官の連携による課題解決を進めるとともに、公開講座やシンポジウムなどを通じて取組成果の周知を図っていきます。

主な取組内容

① 高等教育機関の連携の促進 ソ

- ・ 県内大学と高等学校が連携して、大学が開催する高校生のための公開講座や出前講座などにより、高校生の進路選択や目的意識を明確にした就学への支援に取り組みます。また、大学進学後においても、高校で履修していない大学の専門教育に必要な教科の補充的な教育（リメディアル教育）など学習支援講座を実施し、専門教育へ円滑に移行できるよう取り組みます。
- ・ 高等教育機関の連携は、学生が他大学等で学ぶ機会の創出や、異なった専門分野に触れることで視野を広げることができるとともに、新たな教育研究分野が創出される効果が期待されることから、県では、「いわて高等教育コンソーシアム」における地域の中核を担う人材育成や地域社会への貢献に向けた取組を支援するなど、高等教育機関の連携を促進します。

② 高等教育機関の機能の充実 ソ

- ・ 高等教育機関の設置目的に沿った教育実践、学生教育の質の向上に向けた取組、地域の発展に向けた人材育成や政策課題への対応など、個性・特色のある取組を促進します。
- ・ 岩手県立大学においては、県民に高等教育を受ける機会の提供、地域の中核を担う人材の育成、岩手の活力を創出する研究や地域貢献の推進に取り組みます。

③ 地域課題解決に向けた取組 ☆ソ

- ・ 産業、福祉、環境など各分野での課題、東日本大震災津波からの復興に向けた課題、その他の地域課題の解決に向けて、高等教育機関がその専門的知識を活用して、自治体、民間団体、産業界などと連携・共同して行う取組を促進します。
- ・ 「いわて未来づくり機構」、岩手県立大学に設置された「県民のシンクタンク／地域政策研究センター」等の産学官連携組織、「公益財団法人さんりく基金」などと連携し、地域の発展可能性の調査や地域課題解決に向けた研究や取組を促進します。
- ・ これらの研究の取組、成果等については、成果発表会やホームページで発信し、県民等への理解の促進を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

高等教育機関の教育研究の成果の地域還元を進めるためには、高等教育機関自らが地域を支える人材を育成し、政策課題研究に参加するなど、地域貢献活動を積極的に進めていくことが必要です。

また、地域の自立と発展に向けた取組を進めるためには、地域のシンクタンク機能を担う高等教育機関の研究組織の取組を中心に、企業等や市町村との産学官連携の絆を更にしかりしたも

のにすることが必要です。

このため、県においては、高等教育機関や産学官連携組織等との連携を図り、地域課題解決に向けた研究や取組の一層の促進に努めます。

県以外の主体	（高等教育機関） ・ 地域社会を支える人材の育成 ・ 教育研究の成果を還元し、地域社会に貢献 ・ 大学間連携、学生交流、研究者交流等による特色ある教育研究の促進	（高等学校） ・ 生徒の進路選択の支援 ・ 生徒の進学目的の明確化に向けた大学等との連携促進 ・ 大学進学後の補充教育への協力
	（市町村） ・ 高等教育機関との連携による地域課題解決	（企業等） ・ 産学官連携による地域課題解決検討への協力
県	・ 高等教育機関との連携 ・ 地域課題解決に向けた研究機関等と連携した研究支援、取組支援 ・ 岩手県立大学の機能の充実に向けた取組への支援	

※1 いわて高等教育コンソーシアム

国際通用性や教育の質保証など大学を取り巻く状況、低迷する大学進学率や県内就職率等の地域課題に対応するため、岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学が連携を強化し、地域の中核を担う人材育成を目指すために、平成 20 年度に組織したものの。

2 コラボMIU

盛岡市が岩手大学工学部構内に設置した、「盛岡市産学官連携研究センター」（通称「コラボMIU」）。岩手大学の知的財産と産学官連携ノウハウを活用し、大学の研究成果の企業への技術移転、新規創業支援及び研究開発型企業の誘致を推進することを目的として設置された。

「コラボMIU」とは、センターの通称で、「Research and development center by collaboration of Morioka city and Iwate University」の略称。

3 滝沢村 IPUイノベーションセンター

滝沢村が岩手県立大学施設内（地域連携研究センター隣接地）に建設した施設。研究開発支援、既存企業の抱える技術的課題の解決、新事業の創出などを促進し、村の経済振興に資することを目的として平成 21 年に開所した。市町村が公立大学施設内に整備する全国初の産学連携サポート施設である。

「IPU」とは、Iwate Prefectural University（岩手県立大学）の略称。

4 岩手ネットワークシステム（INS）

岩手県内における科学技術および研究開発に関する人および情報の交流・活用を活発化し、共同研究を推進し、もって科学技術及び産業の振興に資することを目的として平成 4 年に設立された組織。趣旨に賛同する全ての個人、法人が参加し、INSの事業に参加することができる。

文化芸術の振興

1 みんなで目指す姿

多彩な本県の文化芸術が生まれ、創造・継承されるとともに、人々が文化芸術に触れ、活動・鑑賞する機会が増えています。

また、郷土の誇りと愛着をもたらす歴史遺産や伝統文化が保存継承され、その価値が広く内外に発信されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①県内の公立文化施設における催事数	調整中	(参考値) H22×0.80	(参考値) H22×0.90	(参考値) H22×0.95	H22×1.00
②民俗芸能ネットワーク加盟団体数	343 団体	350 団体	360 団体	370 団体	380 団体

【目標値の考え方】

① 目標年次までに、文化芸術鑑賞機会を被災前の水準に戻そうとするもの。

② 平成26年度までに、加盟団体数の10%の増加を目指すもの。

現状

- 本県においては、新たな文化を徐々に融合、発展させることにより培われてきた、多様な文化が育まれています。
- 文化芸術活動やその成果発表機会が十分ではない、又は鑑賞機会が少ないなどの状況があります。特に被災地では、活動者及び活動場所や成果発表・鑑賞するための会場が被災したことから、より顕著なものとなっています。
- 県内では、中尊寺金色堂などの歴史遺産や、早池峰神楽、鬼剣舞などの多様な伝統芸能が受け継がれています。
- 人口減少・少子高齢化の進行により、伝統芸能など、地域の文化を次代に受け継ぐ若者が減少しています。
- 地域の宝として文化財を活用し、活性化を図っている地域があります。
- 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録が実現し、「平泉の文化遺産」の追加登録や、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」、橋野高炉跡を含む「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産登録を目指し、協議や検討を進めています。
- 被災地では、郷土芸能をはじめとする地域文化の継承に向けた取組が求められています。
- 被災地域の文化財等が流失・破損され、修復や保存が必要になっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

県民に文化芸術の魅力を伝えるため、文化芸術情報を発信します。また、県民が文化芸術に触れ、楽しんで活動・鑑賞してもらう機会を充実します。

文化財の保存管理を進めるとともに、「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録や「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」、「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産登録に向けての取組を着実に推進し、広く内外に発信していきます。また、学校教育を含めた幅広い県民の参

画のもとで伝統芸能や地域の文化財の継承など伝統文化振興の基盤づくりを進めます。

被災地に活力と潤いを与え、地域の絆を深めるため、被災地の文化芸術活動を支援します。また、被災地の文化芸術情報を県内外に発信する取組を支援します。

被災地の子どもたちが郷土への理解を深めるため、伝統芸能や文化財の継承と活用を図る取組を進めます。

主な取組内容

① 文化芸術と県民との交流支援体制の整備

- ・ ホームページ等を活用し、岩手の文化芸術情報を発信します。
- ・ 地域における文化芸術振興の中心的役割を果たす、岩手県文化芸術コーディネーターの設置を推進します。

② 文化芸術活動と鑑賞機会の充実☆

- ・ 美術館等、文化芸術施設による鑑賞機会の充実や普及プログラムの推進に努めます。
- ・ 被災地における文化芸術活動の成果発表機会や鑑賞機会を提供するため、被災地で開催される文化や芸術に関するイベントを支援します。

③ 豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援

- ・ 文化振興基金を活用した支援等により、文化芸術の鑑賞、活動、発表等の機会を拡大します。
- ・ 中・高校生の文化芸術活動支援の拡充により、地域の文化芸術活動を活性化し、次代の担い手が育つ体制づくりを支援します。

④ 文化財の保存管理と活用の推進☆

- ・ 文化財の保存管理に対する地域住民の理解促進及び文化財を活用した地域づくりに資するため、調査を進めるとともに、文化財指定を推進します。
- ・ 県立博物館を中心にして、文化財被災地域の歴史資料、文化財等の修復や保存に努め、郷土の歴史や文化の理解のために活用します。
- ・ 復興事業の埋蔵文化財調査を推進するとともに、出土遺物については保存・活用に努めます。

⑤ 世界遺産登録及び平泉文化研究の推進

- ・ 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録や「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」、「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産登録に向けて、関係自治体が連携して取組を推進します。
- ・ 「平泉の文化遺産」について、組織的な調査研究を推進するとともに、柳之御所遺跡などの中核的遺跡の活用を進め、内外に情報を発信します。

⑥ 伝統芸能等の伝承や郷土理解のための学校教育との連携

- ・ 地域の歴史や風土の中で培われてきた伝統芸能の伝承のため、民俗芸能団体ネットワークを通じて学校教育との連携を進めます。
- ・ 次代を担う子どもたちが郷土の歴史や文化を十分に理解し、地域に愛着や誇りが持てるよう、学校での様々な取組を支援します。

⑦ 被災地における文化芸術活動支援☆

- ・ 被災地の民俗芸能団体の活動再開のため、設備等の整備を推進します。
- ・ 被災地の文化芸術を県内外の方々に知ってもらうため、被災地の文化芸術活動団体による他地域で開催されるイベントへの出演を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

文化芸術活動は県民一人ひとりが主体的に取り組むものですが、その振興のためには、県、市町村、企業、民間団体などが協力し合い、一体となって取り組んでいく必要があります。

このため、県は各広域振興圏に文化芸術コーディネーターの設置を進めるなど、地域の文化芸術活動等を支援します。

また、市町村等と連携し、被災地における文化芸術活動の支援、文化財等の修復・保存を行っていきます。

県民及び文化芸術活動団体等は、文化芸術活動や鑑賞を行うほか、生活に根ざした地域文化の伝承に努めます。

市町村は、地域の文化芸術情報を発信するとともに、地域文化の保存・伝承及び文化財等を活用した地域づくりの推進に努めます。

文化施設は、地域において優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供するほか、文化芸術活動を行う者に対する活動場所及び成果発表機会の提供に努めます。

企業・民間団体等は、地域や各主体の状況を踏まえながら、自身の取組や社会貢献活動を通じて、地域の文化芸術活動等の支援に努めます。

<p>県以外の主体</p>	<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動・鑑賞 地域文化の伝承 <p>(文化芸術活動団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動 地域文化の伝承 地域や学校における文化芸術活動への協力 <p>(企業・民間団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動に対する支援 	<p>(市町村・市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の文化芸術情報の発信 地域文化の保存・伝承 郷土芸能の保存、活動支援 文化芸術活動や成果発表機会の提供 世界遺産登録（追加登録）の推進 文化財の修復、保存 文化財等を活用した地域づくりの推進 復興に伴う埋蔵文化財調査の推進 <p>(文化施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鑑賞機会の提供 活動場所や成果発表機会の提供
<p>県</p>	<p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の文化芸術情報の発信 岩手県文化芸術コーディネーターの設置及び文化芸術活動支援 被災地における文化芸術活動支援 <p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地における文化芸術活動支援 世界遺産登録（追加登録）の推進 文化財の指定、修復、保存 伝統芸能団体の活動支援 文化芸術施設における鑑賞機会の充実や普及プログラムの推進 復興に伴う埋蔵文化財調査の推進の支援 	

関連する計画

- ・岩手県文化芸術振興指針（計画期間 平成 21 年度～平成 25 年度）
- ・岩手の教育振興（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）

多様な文化の理解と交流

1 みんなで目指す姿

地域において、外国人県民等^{※1}との交流が行われ、文化や価値観を認め合っています。
また、外国人県民等に対する支援が充実し、外国人県民等も積極的に地域活動に参加するなど、ともに生き生きと生活しています。
海外との草の根交流^{※2}や姉妹都市交流などにより、様々なネットワークが形成され、岩手の魅力が海外に発信されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①多文化共生サポーター登録者数(累計)	310人	335人	360人	380人	400人
②外国文化紹介事業実施市町村数(累計)	10市町村	16市町村	22市町村	28市町村	33市町村
【目標値の考え方】					
① 外国人登録者の約15人に1人の割合で、多文化共生サポーターの登録(公財)岩手県国際交流協会の日本語サポーター登録者及び多言語サポーター登録者)を目指すもの。					
② 多様な文化の理解に関する行事等に外国人県民等を講師として派遣する事業の全市町村での実施を目指すもの。					

現状

- 日本語の習熟不足や文化に対する相互理解の不足などから、生活する上での不便を感じている外国人県民等もいます。
- 県人口に占める外国人登録者数の割合は、平成10年の0.26%から平成22年には0.47%に上昇していましたが、震災の影響により、外国人県民等が帰国するケースもあり、外国人登録者数が減少に転じています。
- 震災の影響はあるものの、海外からの留学生が増加傾向にありますが、県内への就職者は少なく、帰国後はつながりが途絶えるケースがあります。
- 海外との交流は、草の根交流や市町村の姉妹都市交流などを中心として行われてきましたが、震災からの復旧・復興への支援や「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を契機に、海外との新たなつながりも生まれつつあります。
- 多様な文化の理解に関する取組を行う市町村が増えています。
- 国際交流センターは、外国人県民等への支援や国際交流・協力及び多文化共生に関する情報を収集・提供する機能を担っています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

外国人県民等が日常生活を円滑に送ることができるよう、企業、教育機関、国際交流協会等関係団体と連携してコミュニケーション支援などに取り組みます。

草の根交流や市町村の姉妹都市交流をはじめとした国際交流を深めるとともに、県内大学の留学生などの人材を活用し、海外とのネットワーク形成を図ります。

また、県民が多文化共生の考え方について理解を深めるための取組を行うとともに、国際交流拠点としての国際交流センターの機能を充実します。

主な取組内容

① コミュニケーション及び生活支援の充実

- ・ 日本語学習の支援やボランティア通訳等の育成、情報の多言語化等に取り組みます。
- ・ 外国人相談などの支援施策を充実し、周知することにより活用を図ります。

② 海外とのネットワークの形成☆ソ

- ・ 留学生等とのつながりを深め、帰国後においても県の情報を提供するなど、交流を進めます。
- ・ 草の根交流や市町村の姉妹都市交流などを継続・拡大していきます。
- ・ 震災からの復旧・復興への支援や「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を契機に生まれつつある海外との新たなつながりを大切にし、深めていきます。

③ 多文化共生理解支援の充実

- ・ 多文化共生の意識を浸透させるための普及や啓発を行います。
- ・ お互いの文化や習慣の理解を深める交流の機会を増やします。

④ 国際交流等の拠点の機能充実

- ・ 多文化共生、国際交流・協力の拠点として重要な役割を果たす国際交流センターの機能を充実します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

多文化共生を推進するためには、各主体が、外国人県民等に対するコミュニケーションの支援などを連携・協力して取り組むことが必要です。

このため、県と県国際交流協会は、相互に連携しながら、全県的視野から先導的事業等を中心に多文化共生を推進するとともに、各主体が期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行います。また、県は、草の根交流や姉妹都市交流に対する情報提供等の支援のほか、海外県人会や留学生のネットワークづくりを行います。

県民は、交流機会・啓発機会へ参加し、多様な文化への理解を深めます。

企業は、多文化共生推進・国際交流推進へ協力するとともに、外国人県民等への地域活動への参加奨励を行います。

教育機関は、外国人児童生徒及び保護者に対する情報提供や留学生への支援を行うとともに、多文化共生理解啓発・促進へ協力します。

市町村、市町村国際交流協会、国際理解関係団体は、情報提供・普及啓発・コーディネートを行うとともに、草の根交流や姉妹都市交流の推進に取り組みます。

県以外の主体	<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流機会・啓発機会への参加 ・ 【外国人県民等】日本語学習機会や地域行事への参加 ・ 【日本人】外国人県民等への協力 	<p>(市町村、市町村国際交流協会、国際理解関係団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供・普及啓発・コーディネート ・ 地域的な情報の多言語化等 ・ 日本語教室の開催 ・ ボランティア情報の収集・登録 ・ 相談窓口の設置、相談体制の支援 ・ 外国人児童・生徒への日本語指導 ・ 草の根交流、姉妹都市交流の推進 ・ 交流機会の拡大、行事への参加勧奨 ・ 地域における外国人県民ネットワークの形成支援
	<p>(企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン関係事業者における生活関連情報の多言語化の推進 ・ 外国人県民等の雇用機会の創出 ・ 地域活動への参加奨励 	

	<p>(教育機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人児童生徒及び保護者に対する情報提供 ・ 日本語教室・多言語情報の提供支援、ボランティア等への協力 ・ 児童生徒への日本語学習指導 ・ 国際・多文化共生の視点を取り入れた学習等の実施 ・ 国際・多文化共生等の研究と還元 ・ 留学生への支援 ・ 多文化共生理解啓発・促進への協力 	<p>(県国際交流協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供・普及啓発・コーディネート ・ 全県的な情報の多言語化等 ・ 日本語教室の開設等の支援 ・ ボランティアの育成・登録 ・ 外国人相談の実施 ・ 外国人児童・生徒への日本語指導の支援 ・ 外国人県民等のネットワーク形成支援
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語教室の開設等の支援 ・ 多言語による情報提供・活用の支援 ・ 通訳ボランティアの育成や体制整備の支援 ・ 生活に必要な情報・制度の周知 ・ 支援者等への情報提供 ・ 外国人相談事業の実施・充実 ・ 日本語指導者を指導する者の養成 ・ 高校進学に係る情報提供、外国人児童・生徒への日本語指導支援 ・ 多文化共生の視点を取り入れた研修・学習の実施 ・ 外国人留学生の就職支援と帰国後のネットワーク形成 ・ 多文化共生理解の啓発・促進 ・ 外国人県民等のネットワーク形成支援 ・ 国際交流センター機能の充実 	

関連する計画

- ・ 岩手県多文化共生推進プラン（計画期間 平成 22 年度～26 年度）

豊かなスポーツライフの振興

1 みんなで目指す姿

県民一人ひとりが、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じてスポーツを楽しむことができる環境が整い、誰もが「する、みる、ささえる」スポーツに親しむ機会や場が増えています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
スポーツ実施率 (週1回以上のスポーツ実施率)	38.1%	43%	46%	49%	52%
【目標値の考え方】 国のスポーツ立国戦略の目標値（平成33年65%）を目指すもの。スポーツ実施率は、「県民のスポーツ実施状況に関する調査（岩手県教育委員会事務局調べ）」によるもの。 平成22年までの3年間のスポーツ実施率の平均が40%であるので、その数値を基準値として、毎年3ポイント増加を目標値として設定。					

現状

- 本県運動部活動等の加入率（スポーツ少年団15.77%、中学校83.7%、高等学校58.0%）は、全国の加入率（スポーツ少年団5.12%、中学校64.9%、高等学校42.5%）に比べて高く、児童生徒のスポーツ実施率は高い状況にあります。【平成21年度スポーツ少年団育成事業報告資料、平成22年度全国中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟部員調査】
- 高齢者の健康づくり運動は、主体的な取組が見られます。しかし、就労年齢層はスポーツへの参加機会が減少する傾向がみられ、県全体としてのスポーツ実施率は40%程度で全国に比べやや低い状況にあります。
- 震災により、多くの体育施設が被害を受けるなど、スポーツ活動の場が失われ、沿岸部の県民は、運動不足による体力低下や精神的ストレス等、心身の健康問題が懸念されており、トレーナー等による運動指導や心のケアが求められています。
- 県内の競技者は平成19年度から平成23年度の5か年で12.9%（13,307人）減少しています（岩手県体育協会競技者登録調査）。また、厳しい経済情勢を背景として企業スポーツが後退するなど、競技スポーツを取り巻く状況は一層厳しさを増しています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援等計画的なスポーツ環境の整備と地域に根ざしたスポーツ振興を推進するとともに、競技団体や学校体育団体等と連携して中長期的な視点に立った選手育成や指導者養成を推進します。

また、重要性が増しているスポーツ医・科学サポート体制の充実などにも取り組み、被災者の心身の健康増進を図るための効果的な事業を推進します。

主な取組内容

- ① スポーツの環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進☆

- ・ 生涯スポーツ振興の拠点となる総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援など、県民が日常的・継続的にスポーツに親しむことのできる環境整備の促進に取り組むとともに、地域の特色あるスポーツ振興を推進します。
- ・ 震災により被害を受けた県内スポーツ・レクリエーション施設の復旧に取り組み、県民のスポーツ活動の場を確保するための整備を推進します。

② 中長期的な視点に立った選手育成や指導者養成の推進

- ・ 各種全国大会に向けて、各競技団体の組織体制の強化、スーパーキッズ発掘育成など中長期的な視点に立った選手育成や選手の能力を最大限に引き出す優秀指導者の養成に計画的に取り組めます。

③ スポーツ医・科学サポート体制の充実☆

- ・ スポーツドクターや大学研究者との連携のもと、スポーツ医・科学支援体制の充実を図るとともに、いわてアスレティックトレーナーを養成します。
- ・ アスレティックトレーナーを被災沿岸地域に派遣し、県民の健康増進・体力向上のための運動指導等を行うとともに、健康づくりのサポート体制の整備を図ります。
- ・ 各競技の県代表チームへの帯同や強化指定校へのサポート等の支援活動を進め、競技力向上につなげていきます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

県体育協会、県スポーツ振興事業団、各競技団体等においては、有機的なネットワークを構築するとともに、組織体制の充実など、それぞれの役割に応じた積極的な活動を促進するために取組みます。

市町村教育委員会は、スポーツ振興に向け地域の状況に応じたスポーツ活動の実施や住民の参加促進に取り組むとともに、地域の特色あるスポーツへの支援をします。

地域は、地域全体で誰もがスポーツに親しむことのできる環境を整え、地域活動を自主的に行います。

家庭は、地域のスポーツ活動に積極的に参加します。

県教育委員会は、県民の誰もが主体的、継続的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、生涯スポーツの環境整備を強化していきます。また、中長期的な視点に立って、選手育成やスポーツ医・科学サポート体制の充実を図るほか、競技スポーツ強化のための全県的なコーディネート機能を強化していきます。

<p>県以外の主体</p>	<p>(県体育協会・県スポーツ振興事業団・各競技団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技団体及び組織体制の強化 ・ 指導者の資質向上 ・ 選手強化事業の実施 ・ 組織体制の充実 ・ 優秀選手確保の促進 	<p>(市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯スポーツイベント等の開催 ・ スポーツ・レクリエーション活動への住民の参加促進 ・ スポーツ環境の整備 ・ スポーツ・レクリエーション施設の復旧整備 	<p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体でスポーツに親しむことのできる環境整備 ・ 地域スポーツ活動の推進 <p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツ活動への参加
<p>県</p>	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ環境の整備 ・ 広域スポーツセンター機能の充実 ・ 総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援 ・ 選手強化事業のコーディネート ・ ジュニア選手の早期発掘・育成 ・ 選手育成や指導者の資質向上 ・ スポーツ医・科学サポート体制の充実 ・ スポーツ・レクリエーション施設の復旧整備 		

関連する計画

- ・ 岩手の教育振興 (計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度)



VI 環境

～「環境王国いわて」の実現～

政策項目No.34 地球温暖化対策の推進

政策項目No.35 循環型地域社会の形成

政策項目No.36 多様で豊かな環境の保全



これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

政策等の評価に関する条例に基づき、平成23年11月に実施した「7つの政策」の「環境」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 多様で豊かな環境の保全については、大気・水環境の状態が良好に保たれ、自然との共生の分野も順調に進むなど、概ね順調に進んでいます。
- 循環型地域社会の形成については、エコショップいわて認定制度や岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業の実施、不法投棄の未然防止、青森県境不法投棄廃棄物の撤去等の取組を進めましたが、一般廃棄物の最終処分量の削減量が伸び悩み、産業廃棄物についても、景気動向の一部持ち直しの動きにより、最終処分量が増加するなど、やや遅れている状況にあります。
- 地球温暖化対策の推進については、「温暖化防止いわて県民会議」を中核として、県民への普及啓発に取り組むとともに、新エネルギーの導入促進等に努めたところ、家庭における省エネの実施率は高い状況にありますが、費用の負担を伴う新エネルギー等の導入が計画どおり進捗しないことなどにより、二酸化炭素の排出量は目標値を下回り、全体として地球温暖化対策への取組は遅れている状況です。
- 今後は、地球温暖化対策の推進を図るため、家庭をはじめ各分野における省エネの取組の促進と新エネルギー設備の導入に向けたコスト低減策等に取り組んでいくとともに、県民、事業者、市町村等がそれぞれの役割を果たしながら、ごみ減量等の実践活動に取り組む、廃棄物の適正処理を進めていく必要があります。



今後の方向性

「環境」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「環境王国いわて」の実現を目指していきます。

- 地球温暖化対策の推進については、温室効果ガス排出量の削減に向けて、県民や事業者、行政が一体となった県民運動を展開するとともに、自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に向けて、森林資源などのバイオマスや風力、太陽光などの地域に賦存する再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- 循環型地域社会の形成については、「もったいない」の考え方に即し、県民、NPO、事業者、市町村などがそれぞれの役割に応じて廃棄物の発生抑制を第一とする3Rに取り組むとともに、廃棄物の適正処理と自県（圏）内処理を促進します。
- 多様で豊かな環境の保全については、希少野生動植物の生息・生育環境の保全などによる自然保護対策や、大気・水環境の常時監視などの環境保全対策を行うとともに、県民、事業者、行政などの連携・協働による環境保全活動の活発化に向けた取組を推進します。

また、環境放射能モニタリング体制を整備し県民に情報提供を図るとともに、生活環境における放射線の調査及び除染を進めます。

地球温暖化対策の推進

1 みんなで目指す姿

二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減に向けて、県民、事業者、行政が一体となった取組が推進されており、また、森林資源などのバイオマスや風力、太陽光などの地域に賦存する再生可能エネルギーの活用が進んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①再生可能エネルギーによる電力自給率	18.1%	18.4%	18.7%	19.0%	22.7%
②一世帯当たり年間二酸化炭素排出量（自動車を除く）	⑳4.7ト	㉑4.6ト	㉒4.5ト	㉓4.4ト	㉔4.3ト
【目標値の考え方】					
① 平成32年度の目標値35%を目指して再生可能エネルギーによる発電電力量を増やし、県内消費電力量に占める再生可能エネルギーの割合を高めるもの。					
② 基準年（平成2（1990）年）に比較して二酸化炭素排出量が増加している家庭の排出削減に向けて、平成32年度の目標値3.5トを目指して目標値を設定するもの。					

現状

- 本県の平成20年の二酸化炭素排出量（平成2年比）は全体では3.1%減ですが、部門別にみると、民生業務部門は14.4%増、民生家庭部門は13.0%増となっています。また、産業部門は1.8%減ですが、排出量の割合は全体の37.8%を占めており、最多となっています。
- テレビや照明の不要時のスイッチオフや省エネ調理など家庭での省エネの実施率は高く、地球温暖化防止の取組や意識は定着してきていますが、削減効果の高い再生可能エネルギーの導入等は低い状況にあります。
- また、東日本大震災津波により電力供給が落ち込んだことから、今夏は電力使用制限などの節電対策が求められましたが、供給力の回復にはなお時間を要するため、家庭、事業者等においては、引き続き節電行動が必要とされています。
- 本県の再生可能エネルギーによる電力自給率は、18.1%（平成22年度実績）となっており、全国平均9%（平成19年度実績）に比較して約2倍となっているものの、火力等を含めた電力自給率は24.6%であり、依然として県外からの供給に大きく依存している状況です。
- 再生可能エネルギーの導入については、地形や自然環境面の問題、土地の利用規制、電力系統への接続などの制約に加え、開発コストや買取価格が課題となっています。
- また、東日本大震災津波による大規模な停電等の経験を踏まえ、本県に豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用するとともに、災害時においても地域が一定のエネルギーを賄えるような自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を進めていくことが必要とされています。
- 一方、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務づける「再生可能エネルギー特別措置法」が平成23年8月に制定され、再生可能エネルギーの導入促進が期待されます。
- 家庭や事業所へのペレットストーブの普及や公共施設への木質燃料ボイラーの率先導入により、本県のペレットストーブ、チップボイラー等の導入台数（H22までの累計：ストーブ1,394台、ボイラー72台）は、全国トップクラスとなっています。今後は、産業分野への導入を促進するとともに、バ

イオマス発電や地域熱供給等の大口需要に対応する木質燃料の安定供給体制を構築していく必要があります。

- 本県の豊富な森林資源を活用した排出量取引等により二酸化炭素排出削減に取り組む事業者数は、概ね順調に増加（平成 21 年度までに 8 事業者）しており、事業者のより一層の参加を促進していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地球温暖化防止への地域からの貢献の観点及び震災等を契機とした再生可能エネルギー導入、節電等の省エネルギー対策の必要性を踏まえ、岩手県地球温暖化対策実行計画において掲げる目標達成に向けて、県民や事業者、行政が一体となった県民運動を展開するとともに、再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

主な取組内容

① 県民運動の推進

- ・ 「温暖化防止いわて県民会議」を中核とした取組の推進
県民や事業者、行政が連携・協力したキャンペーン等の取組を推進するとともに、効果的な取組事例などの情報を提供しながら、県民総参加による運動を展開します。
- ・ 家庭における取組の促進
地球温暖化防止活動推進センターを中心として、県民が身近にできる省エネルギー活動や節電対策を具体的に示して取組を促すとともに、住宅における省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 事業者における取組の促進
震災に伴う電力需給ひっ迫の状況を踏まえ、事業所における環境経営の促進や地球温暖化対策に取り組む人材の育成を図るとともに、省エネルギー等に関する取組や再生可能エネルギー機器導入への支援など、エネルギーの効率的な利用に向けた事業者の取組を促進します。
- ・ 運輸部門における取組の促進
県民や事業者へのクリーンエネルギー自動車の導入促進や自動車の適切な運転（エコドライブ）の推進を図るとともに、公共交通機関の利用促進に取り組みます。

② 再生可能エネルギーの導入促進☆

- ・ 自立・分散型エネルギー供給体制の構築
災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に向けて、再生可能エネルギーの地産地消や事業化に取り組むとともに、国の動向や技術開発の進展等も踏まえながら、市町村等と連携して、地域のエネルギー供給体制の構築に向けた取組を支援します。
- ・ 再生可能エネルギーの地産地消
国の基金等を活用して、災害時に防災拠点となる施設や住宅、事業所等への導入支援や県施設への計画的な導入を推進します。
また、農業用水が持つ再生可能エネルギーの有効活用を図るため、「農業水利施設を活用した小水力発電導入の手引き」による普及・啓発や導入可能性調査等を実施し、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進します。
- ・ 再生可能エネルギーの事業化と産業連携
大規模太陽光発電の適地調査結果を活用した市町村等との連携による立地希望事業者とのマッチング支援や風力・地熱等の大規模発電施設の立地に向けた側面的支援、低利融資制度の創設など、具体のプロジェクトに結び付ける取組を推進します。

③ 地域のバイオマスの総合的な利活用の促進☆

- ・ 被災地等も含めた公共施設や産業分野での新規需要開拓など、木質バイオマスの利用促進に取り組むとともに、発電や地域熱供給等の大口需要に対応する木材チップや未利用間伐材等木

質燃料の安定供給体制を構築します。

- ・ 木質バイオマス燃焼機器設置業者（二酸化炭素排出量削減側）等と企業（二酸化炭素排出側）とのマッチングや技術的助言による排出量取引への参加を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地球温暖化対策及び震災等を契機とした地域に賦存する再生可能エネルギーの導入促進を図るため、県民、事業者、行政が日常生活や事業活動等において省エネルギー活動や再生可能エネルギー導入に取り組むとともに、全県的な運動の展開や地域におけるエネルギー供給体制の構築に向けて、連携・協働を進めます。

県以外の 主体	<p>（県民・NPO等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活における省エネルギー活動やエコドライブの実践、公共交通機関の利用促進 ・ 環境に配慮した消費生活の実践 ・ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入 ・ バイオマス利用機器等の導入 	<p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性に応じた温暖化対策の推進（普及啓発、情報提供、実践活動支援等） ・ 市町村の事務事業に関して省エネルギー活動の推進 ・ 再生可能エネルギーの率先導入と普及啓発、支援 ・ 地域における森林資源の循環利用の促進 ・ バイオマス利用機器等の導入と二酸化炭素排出量取引制度への参加 ・ 木質燃料安定供給体制の構築支援
	<p>（事業者・団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境経営や環境マネジメントシステムの導入 ・ 事業活動による環境への負荷の点検・省エネ等の着実な実施 ・ 事業者が自ら有する環境情報の提供、事業所や工場などを環境学習の場として活用 ・ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入 ・ 省エネ・再生可能エネルギーの新技术開発や実用化、製品開発 ・ バイオマス利用機器等の導入 ・ 二酸化炭素排出量取引制度への参加 ・ 木質燃料安定供給体制の構築 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温暖化対策に関する計画の策定、施策の推進 ・ 県民や事業者、市町村等が行う活動への技術的な助言や情報提供、支援の実施 ・ 県の事務事業に関して省エネルギー活動の推進 ・ 再生可能エネルギーの率先導入や県民・事業者等への導入支援 ・ 県営施設等へのバイオマス施設の率先導入 ・ 二酸化炭素排出量取引等の調査研究・普及活動、CO₂の削減側と排出側のマッチング促進 ・ 木質燃料安定供給体制の構築支援 	

関連する計画

- ・ 岩手県環境基本計画（計画期間 平成 23～32 年度）
- ・ 岩手県地球温暖化対策実行計画（区域政策編）（計画期間 平成 23～32 年度）

循環型地域社会の形成

1 みんなで目指す姿

県民や事業者、市町村などの各々の主体の役割に応じた取組と連携のもとで、3R^{*1}を基調とした事業活動や生活様式が定着するとともに、廃棄物の適正処理が進められることにより、生活の「ゆたかさ」と環境の保全が両立する循環型地域社会^{*2}の形成が進んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①産業廃棄物最終処分量	①64.0千トン	②61.7千トン	③59.4千トン	④57.1千トン	⑤54.8千トン
◎②一般廃棄物最終処分量	①49.9千トン	②48.3千トン	③46.7千トン	④45.1千トン	⑤43.5千トン
③県民一人1日当たりごみ排出量	①922グラム	②912グラム	③902グラム	④892グラム	⑤882グラム
【目標値の考え方】 ① 産業廃棄物の排出量の将来予測に基づき推計した最終処分量64千トン（H27年度）を施策により50千トン（H27年度目標）にまで削減することを目指すもの。 ② 県民一人1日当たりごみ排出量及び全国トップクラスのリサイクル率(25.2%)の目標値を達成した場合における最終処分量（推計値）の達成を目指すもの。 ③ 国のごみ減量化目標率を達成し、排出量が少ない都道府県の全国トップクラスを目指すもの。 注) ①、②ともに、東日本大震災津波による災害廃棄物処理に係る処分量を除く。					

現状

- 産業廃棄物については、最終処分量が減少する傾向にあり、廃棄物の排出抑制、再生利用の取組が進められています。
また、産業廃棄物の不適正処理が後を絶たない状況にありますが、監視・指導を強化するなど厳正な対応を行ってきたことにより、早期発見、早期解決の傾向にあります。
- 一般廃棄物のリサイクル率は伸び悩みの状況にありますが、一人1日当たりの排出量や処理量は、減少の傾向にあります。なお、市町村によって、排出量やリサイクルの状況に大きな差が見られます。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に対応し、地域の生活環境の保全を図るため、県の代執行による廃棄物の早期全量撤去等により、平成24年度までの原状回復に向けて取り組んでいます。
- 東日本大震災津波による災害廃棄物については、岩手県災害廃棄物処理詳細計画に基づき、平成26年3月末までに終了することを目標として、処理を進めています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

循環型地域社会の形成を進めるため、「もったいない」の考え方に即し、廃棄物の発生抑制を第一とする3Rについて、県民、NPO、市町村、事業者などの各主体によるそれぞれの役割に応じた取組と主体間の連携を促進します。

また、産業廃棄物処理に係る監視指導を強化するとともに、安全・安心な処理体制の構築を進めます。

主な取組内容

① 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rの促進 環

- ・ 「もったいない」という古くからの知恵に即した3Rを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進するため、各主体と連携して、3Rの普及啓発を進めます。
- ・ 市町村に対して、地域の実情に応じたごみ処理の有料化などの減量化施策や広域化の助言や支援を行います。
- ・ 循環型社会の形成を推進するビジネス・技術の振興を進めるため、リサイクル製品の開発や利用の促進を図るとともに、事業活動のゼロエミッション^{※3}化を進めるほか、環境に配慮したもののづくり、サービスや事業活動の展開に向けて、事業者の3Rの取組を促進します。

② 公共関与による産業廃棄物処理体制の構築

- ・ 平成21年度から第Ⅱ期最終処分場の埋立てを開始したいわてクリーンセンター（奥州市）とPFI方式^{※4}により整備し、同年度から稼働したいわて第2クリーンセンター（九戸村）の運営により、産業廃棄物の適正処理と自県（圏）内処理を促進します。

③ 適正処理の推進

- ・ 処理業者や処理施設の情報公開の促進や排出事業者の自主管理を促す取組を徹底するとともに、産廃Gメン^{※5}の配置や広域連携によるパトロールの実施等により監視指導を強化し、不適正処理の早期発見、早期対応を図ります。
- ・ 県境不法投棄事案等の教訓を生かした周知啓発を推進します。

④ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復と排出事業者等の責任追及

- ・ 安全対策を講じながら、廃棄物の撤去、汚染土壌対策等を進め、平成24年度までの原状回復を目指します。また、不法投棄廃棄物の排出事業者等に対する徹底した責任追及を進めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

産業廃棄物については、事業者において、廃棄物の発生を抑制し、資源の生産性の向上や循環利用の拡大を図るなど、環境に配慮した事業活動に向けて取り組むことが必要です。

一般廃棄物については、県民一人ひとりが、日常生活における3Rの実践について、主体的に取り組むことが求められています。

また、市町村においては、地域の実情に応じたごみの排出抑制に取り組むとともに、排出量に応じた負担の公平化やごみ処理の広域化を進めることが必要です。

このため、県では、3Rの推進について、各主体と連携した全県的な普及啓発等を図り、市町村の実情に応じた支援を行うとともに、循環型社会の形成を推進するビジネス・技術の振興を図るため、事業者による廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する取組を支援し、環境に配慮した事業の実施を促進します。

また、適正な廃棄物処理を進めるため、事業者による自主管理を促進し、監視指導を強化するほか、廃棄物処理業者の資質向上や公共関与による処理施設の安全・安心な運営を図ります。

県以外 の主体	（事業者等）	（県民）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動における3Rの実践 ・ ごみ減量に資する商品等の製造や販売 ・ 排出する廃棄物の適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活における3Rの実践 ・ 不法投棄の通報等県が実施する施策への協力
	（関係団体）	（市町村）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正処理のための業界による自主的、自律的な取組（産業廃棄物協会） ・ 適正処理、自県内処理の受け皿（廃棄物処理センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの適正処理とリサイクルの推進 ・ 住民に対する3Rの普及啓発、情報提供 ・ ごみの減量化や家庭ごみ処理の有料化等への取組 ・ ごみ処理広域化に向けた取組 ・ 県との連携による不適正処理の監視
	（地域団体・NPO）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村との連携、協働による3Rの徹底、ごみ減量化等の取組 	

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全県的な意識啓発、情報提供 ・ 市町村のごみ減量の取組支援 ・ 廃棄物の発生抑制等に係る事業者への支援、誘導 ・ 適正処理に係る事業者への監視、指導 ・ 公共関与の廃棄物処理センターにより適正処理、自県内処理を促進 ・ 青森県境不法投棄事案に係る原状回復の代執行
---	--

関連する計画

- ・ 岩手県環境基本計画（計画期間 平成 23 年度～平成 32 年度）
- ・ 岩手県循環型社会形成推進計画（計画期間 平成 23 年度～平成 27 年度）

※1 3R

3Rは、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするもの。

2 循環型地域社会

廃棄物の発生抑制や資源としての廃棄物の徹底的な利用、再生可能エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会。

3 ゼロエミッション

生産活動の結果排出される廃棄物を他の産業において資源として利用することにより、廃棄物をできる限りゼロに近づけるとともに、物質循環の環を形成するための技術開発等により新たな産業を創出するなどして、循環型地域社会を目指そうとするもので、国際連合大学が平成6年に提唱した構想。

4 PFI方式

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。正式名称を、Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、頭文字をとってPFIと呼ばれている。

5 産廃Gメン

正式名称は産業廃棄物適正処理指導員。広域振興局等へ11名が配置され、不法投棄など産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するためのパトロール等に当たっている。

多様で豊かな環境の保全

1 みんなで目指す姿

県民の主体的な活動が活発に行われ、きれいな空気や水などが良好に保全されるとともに、野生動物との共生や希少野生動植物の生息環境の保全が図られるなど、本県の多様で豊かな環境が守り育てられています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
現在検討中					
②大気の大気二酸化窒素等環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%
③公共用水域のBOD（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率	95.6%	96.5%	96.5%	96.5%	96.5%
【目標値の考え方】					
①					
② 環境基準達成率の上限値の継続を目指すもの。					
③ 環境基準達成率の過去最高値（平成21年度：96.5%）の維持を目指すもの。					

現状

- シカ・カモシカによる農林業被害は、五葉山地域を中心として発生しており、近年、被害区域は拡大傾向にあります。また、クマによる人身・農作物被害も毎年発生するなど、人と野生動物とのあつれきが生じています。
- イヌワシやハヤチネウスユキソウなど800を超える種が、いわてレッドデータブックにおいて、絶滅危惧種やこれに準ずる種とされています。
- 自然公園面積が、国立・国定公園、県立自然公園の合計で72,102haと県土面積の4.7%を占めています。また、自然環境保全地域及び環境緑地保全地域（合計6,599ha）を指定し、自然環境の保全に努めています。しかし、今般の東日本大震災津波により、自然公園施設が被災したことから、早期の復旧が求められています。
- 大気環境は、二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質（東アジアからの越境汚染に起因するとされている光化学オキシダント^{*1}を除く）について、環境基準達成率100%を維持しています。
- 水環境の環境基準達成率は、工場排水や生活排水の対策を進めた結果、年々改善が図られており、平成21年度には測定開始以来最高の96.5%に達し、高い水準で推移しています。
- 河川等の環境保全活動や水生生物調査、地域の特性を生かした環境学習などの活動が多く地域で行われており、地域住民が主体となった取組が活発化してきています。
- 「いわての森林づくり県民税」を活用した管理不十分な森林の強度間伐（混交林誘導伐）により、平成22年度までの5年間で約7,500haの荒廃人工林の整備を進めましたが、依然として整備の必要な荒廃人工林が約19,000ha存在すると見込まれていることから、これらの早期解消に取り組んでいく必要があります。
- 原子力発電所事故に伴い拡散し土壌等に沈着した放射性物質の影響が懸念されており、放射能汚染に対する県民の不安が広がっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

希少野生動植物の生息・生育環境の保全などによる自然保護対策や大気・水環境の常時監視などの環境保全対策を行うとともに、県民、事業者、行政などの連携・協働による環境保全活動の活発化に向けた取組を推進します。

また、環境放射能モニタリング体制を整備し県民に情報提供を図るとともに、生活環境における放射線の調査及び除染を進めます。

主な取組内容

① 豊かな自然との共生

- 本県の豊かな自然に生息し、人とのあつれきが大きくなっている野生動物（クマ、シカなど）について、個体数管理や被害防除対策等を総合的に実施し、人との共生を推進するとともに、絶滅危惧種等の調査や保護保全を通じて、イヌワシ等の希少野生動植物が生息・生育できる環境づくりに取り組むなど、生物多様性の確保を図ります。

② 自然とのふれあいの促進☆

- 自然環境保全の担い手として県民の皆さんに参画していただけるグリーンボランティア^{※2}制度の周知及び募集の拡大を図り、マナー啓発や美化活動、登山道の補修等に協働して取り組みます。
- 自然の魅力やイベント情報等を積極的にPRし、自然公園等の利用促進を図ります。
- 東日本大震災津波により損壊した自然公園等施設の早期復旧・整備を進めます。

③ 良好な大気・水環境の保全

- 大気環境については、二酸化窒素等の大気汚染物質のモニタリングを実施するとともに、平成21年度に環境基準が定められた微小粒子状物質（PM2.5）^{※3}の監視体制を整備します。ばい煙等を排出する事業場の監視及び指導を実施します。
- 水環境については、河川、湖沼、海域及び地下水のモニタリングを実施するとともに、汚水等を排出する事業場の監視及び指導を実施します。

④ 水と緑を守る取組の推進

- 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、各地域での水と緑を守り育てる環境保全活動の活発化に向けた取組事例の情報発信や顕彰を行うとともに、水生生物調査の実施など普及啓発を進めます。
- 「いわての森林づくり県民税」を活用した管理不十分な森林の強度間伐（混交林誘導伐）の実施など、県民の支援や参画による森林の再生を推進します。

⑤ 北上川清流化対策

- 北上川清流化については、国と連携しながら確実に中和処理を行うほか、清流化の取組を広く県民に周知するとともに、NPO等による旧松尾鉦山跡地での植樹活動等の支援を行います。

⑥ 環境負荷低減への自主的取組の促進

- 企業の「環境に配慮した取組」を総合的にとりまとめた「環境報告書」に住民が容易にアクセスできる場としてネット上に「環境報告書バンク（仮称）」を設け、この環境報告書バンクを通じて住民、地域、事業者、行政が連携・協働して取り組む「環境コミュニケーション」を推進するとともに、事業者の環境負荷低減に向けた自主的な取組を促進します。

⑦ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進

- 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センター等による環境学習講座の開催、環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員の派遣、エコカーゴによる出張環境学習などを実施するとともに、子どもの環境学習の支援など、県民の環境学習を推進します。
- 県民、事業者等が行う地域の環境保全等の取組を情報発信するとともに、地域活動の支援を行い、環境に関する県民等との連携・協働の取組の促進を図ります。

⑧ 環境分析技術における国際貢献

- ・ 環境保健研究センターにおいて世界に先駆け開発した有機フッ素化合物の分析技術を活用・発展させ中国や韓国に対し供与・指導することにより東アジア地域の環境保全に貢献するとともに、並行して当該応用分野に係る共同研究を実施することで本技術を深化させ、本県の環境保全体制の強化・充実を図ります。

⑨ 放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置等☆

- ・ 学校、保育所、医療機関等の施設や不特定多数の人が利用する施設など、県民が日常生活で関わる場所において、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づく除染等(以下「除染等」)の措置が円滑に進むよう、除染実施者に対する支援を実施します。
- ・ 県民に対し放射能に関する正確な情報提供、普及啓発を行い、県民理解を増進します。
- ・ 環境放射能の監視体制を整備・拡充するとともに、迅速にモニタリング結果を公表します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

多様で豊かな環境を保全していくためには、県民・NPOや事業者等は、自然環境や水・大気環境を次代へ引き継いでいくことの必要性を認識し、それぞれの主体が連携・協働して環境保全活動や環境コミュニケーション等に取り組んでいくことが必要です。

市町村は、地域内の生物多様性の保全に関する活動や住民に対する普及啓発などを実施するとともに、地域や学校における環境教育の推進を担います。

県は、環境モニタリング調査等を実施し、県民に情報提供していくほか、県民やNPO等の民間団体、事業者など各主体の自主的な活動が一層活発になるよう、仕組みづくりや普及啓発、情報提供を進めるとともに、ネットワークの構築などを通じて地域の活動を支援します。

<p>県以外の主体</p>	<p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣による農林水産業等被害防止対策の実施、害獣の捕獲、侵入防止施設等の整備 ・ 生物多様性の保全に関する活動の実施又は参加、協力 ・ 自然とのふれあい施設を利用した活動 ・ 自然公園等利用時におけるマナー遵守 ・ 地域の特色を活かした環境学習・環境保全活動の実践 ・ 除染等の推進に当たっての協力 <p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発など企業活動における自然環境等への影響を回避、最小化 ・ ほ場、森林の管理の実施等による生物多様性への配慮 ・ 生物多様性の保全に関する活動への参加・協力 ・ グリーンツーリズム・エコツーリズムの実施 ・ 事業者と住民等による環境コミュニケーションの取組の実施 ・ 事業活動に伴う環境負荷低減への自主的取組の実施 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防止計画の作成、鳥獣被害防止の意識啓発、被害防止対策の実施 ・ 希少野生動植物の保護など地域内の生物多様性の保全に関する活動の実施や住民に対する普及啓発 ・ 自然とのふれあい施設を利用した活動やイベントの実施 ・ 事業活動における環境負荷低減の取組の支援 ・ 地域や学校における環境教育の推進 ・ 森林整備等の実施 ・ 除染の推進、仮置き場の確保
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣による広域的な農林水産業等被害防止施策の企画・調整、被害防止対策の支援 ・ 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組の推進 ・ 自然とのふれあい施設の整備、情報発信 ・ ボランティア等の人材の育成、組織化等 ・ 環境モニタリング調査の実施と北上川清流化の推進 ・ 環境学習・環境保全活動の支援 ・ 森林整備の普及啓発 ・ 県施設の除染の推進、除染実施者に対する支援 ・ 放射能に関する正確な情報提供、普及啓発 ・ 環境放射能モニタリングの実施 	

関連する計画

- ・岩手県環境基本計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・第10次鳥獣保護事業計画（計画期間 平成19年度～平成24年度）
- ・第2次ツキノワグマ保護管理計画（計画期間 平成19年度～平成24年度）
- ・第3次シカ保護管理計画（計画期間 平成19年度～平成24年度）
- ・第2次カモシカ保護管理計画（計画期間 平成19年度～平成24年度）
- ・休廃止鉱山坑廃水処理業務長期計画（計画期間 平成15年度～平成24年度）
注）次期計画 平成25年3月策定予定（計画期間 平成25年度～平成34年度）
- ・旧松尾鉱山新中和処理施設耐震補強計画（計画期間 平成17年度～平成28年度）

※1 光化学オキシダント

工場や自動車から排出される大気汚染物質が太陽光線を受けて、光化学反応を起こすことにより生成する有害物質で光化学スモッグの原因物質。

2 グリーンボランティア

自然公園や自然環境保全地域で、高山植物の保護、利用者へのマナー指導や保全活動を行うボランティア。

3 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下のものをいい、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器疾患やぜんそく等の原因となると考えられています。



VII 社会資本・公共交通・情報基盤

～「いわてを支える基盤」の実現～

政策項目No.37 産業を支える社会資本の整備

政策項目No.38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備

政策項目No.39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり

政策項目No.40 社会資本の維持管理と担い手の育成・確保

政策項目No.41 公共交通の維持・確保と利用促進

政策項目No.42 情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進



これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

政策等の評価に関する条例に基づき、平成23年11月に実施した「7つの政策」の「社会資本・公共交通・情報基盤」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 産業を支える社会資本の整備、安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備、社会資本の維持管理と担い手の育成・確保については、高規格幹線道路等の整備促進や、港湾や空港の整備、地震・津波・洪水・土砂災害に備える防災施設の整備、学校施設の耐震補強、通学路の歩道整備等の日常生活を支える安全な道づくりは着実に進んでおり、県が管理する土木施設の維持管理については、維持管理計画に基づく効率的・効果的な取組や道路の草刈りなどで県民との協働による取組が展開されるなど、概ね順調に進んでいます。

また、公共交通の維持・確保と利用促進については、鉄道及びバス事業者の経営改善やサービス向上の取組を支援しながら、路線等の維持確保と利用促進に取り組むなど、概ね順調に進んでいます。

- 豊かで快適な環境を創造する基盤づくりについては、道路等の都市基盤整備や、美しく魅力あるまちづくり、污水处理施設の整備等の生活排水対策などに取り組んだものの、市町村の厳しい財政状況や景気低迷の影響等から、「污水处理人口普及率」が計画どおり進まないなど、やや遅れている状況です。

また、情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進についても、地域格差を解消するため、携帯電話を始めとした情報通信基盤の整備に取り組みましたが、ブロードバンド及び地上デジタルテレビ放送の辺地共同受信施設については、事業の多くが平成23年度に繰り越されるなど、やや遅れている状況です。

- 今後は、東日本大震災津波により被災した施設の早期復旧を図るとともに、多重防災型まちづくりによる施設の復旧・整備等を進めながら市町村の復興まちづくりを支援する必要があります。

また、引き続き、港湾や空港の利活用促進や下水道等の集合処理施設への接続率向上に一層取り組みながら、産業や安全で安心な生活を支える社会資本、豊かで快適な生活基盤、情報通信基盤の整備を着実に進めていくとともに、維持管理計画の策定による計画的・効率的な社会資本の維持管理の取組を進めていく必要があります。



今後の方向性

「社会資本・公共交通・情報基盤」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「いわてを支える基盤」の実現を目指していきます。

○ 産業を支える社会資本の整備と利活用については、物流や観光等の産業を支える復興道路をはじめとした災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークを構築するとともに、交通や物流の拠点に通じる道路や水産業等の復興を支援する道路の整備等を進めるほか、港湾の復旧・整備とともに利活用促進に向けたポートセールスや、いわて花巻空港の利便性の向上、国際チャーター便等の誘致・拡大を図るエアポートセールス等を推進し、国内外との交流や物流を促進します。

○ 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備については、東日本大震災津波を踏まえ、津波対策として多重防災型まちづくりの考え方による津波防災施設等の整備を進めるほか、地震や洪水等の自然災害対策として橋梁や木造住宅の耐震化、治水施設等の整備を進めるとともに、避難体制の構築等のソフト施策を効果的に組み合わせた総合的な対策を進めていきます。

また、日常生活の安全確保対策として通学路への歩道設置や学校施設の耐震化等を進めるとともに、冬季の気象条件も踏まえて除雪を考慮した道路の整備や、高速道路の代替道路の整備等による道路ネットワークの安全性・信頼性の確保に取り組みます。

○ 豊かで快適な環境を創造する基盤づくりについては、行政や県民等の適切な役割分担と協働のもと、良好な景観形成や観光地の魅力向上を図るための道路環境整備等の美しく魅力あるまちづくり活動、ユニバーサルデザインによる公共施設の整備等に取り組むとともに、公共下水道の整備等による生活排水対策など、多様な暮らしのニーズに応える生活環境の整備等を推進していきます。

また、東日本大震災津波により被災した市町村の復興まちづくりを促進するとともに、安全で良質な災害復興公営住宅の整備や住宅再建に向けた支援に取り組み、故郷への思いや地域の歴史や文化・伝統を踏まえた新たな魅力あるまちづくりを促進します。

○ 社会資本の維持管理と担い手の育成・確保については、予防保全型の維持管理計画の策定を進め、担い手となる地域の建設企業の技術力向上と経営力強化の取組を支援するとともに、県民等との協働による道路や河川など身近な社会資本の維持管理の定着・拡大に取り組みます。

○ 公共交通の維持・確保と利用促進・情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用の促進については、鉄道やバス等の交通事業者の経営改善やサービス向上に向けた取組、地域の実情に応じた交通体系の構築と公共交通の利用促進を支援していくとともに、ICT利活用促進、携帯電話不感地域の解消等の施策を推進します。

産業を支える社会資本の整備

1 みんなで目指す姿

物流の効率化や広域的な観光への支援等を図るため、復興道路^{※1}をはじめとした災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークが構築されているとともに、インターチェンジや新幹線駅、港湾、空港などの交通や物流の拠点に通じる道路や水産業等の復興を支援する道路の整備も進んでいます。

また、国内各地や海外との交流や物流の促進のため、東日本大震災津波により被災した港湾の機能が回復するとともに、港湾や空港が整備や利活用の取組により活発に利用されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①内陸部と沿岸部を結ぶルートなど における都市間平均所要時間 注) 内陸部～沿岸部（7ルート） 沿岸部の都市間（3ルート）	98分 70分	98分 70分	95分 70分	95分 69分	94分 69分
②高規格幹線道路等のインターチェンジに30分以内で到達可能な人口の割合	64.7%	64.7%	65.9%	65.9%	65.9%
③港湾取扱貨物量	556万ト	170万ト	230万ト	340万ト	450万ト
④いわて花巻空港の航空機利用者数	251千人	283千人	299千人	344千人	404千人

【目標値の考え方】

- ① 対象ルートの東北横断自動車道釜石秋田線宮守～東和、国道45号尾肝要道路、国道106号築川道路の供用により、平成26年度に「内陸部～沿岸部」で4分、「沿岸部の都市間」で1分の時間短縮を目指すもの。平均所要時間が1分短縮されることは、各都市間の平均距離が概ね1km短縮されることに相当し、産業への支援をはじめ、重篤な患者の救急搬送など県民生活にも直結した効果が期待できる。
- ② 三陸沿岸地域の交流や物流を促進するため、三陸復興道路（復興道路、復興支援道路^{※2}、復興関連道路^{※3}）の整備により、高規格幹線道路等のインターチェンジに30分以内で到達可能な人口の割合を概ね57%とすることを目指すもの。
- ③ 東日本大震災津波により港湾施設等が被害を受け、平成23年の港湾取扱貨物量は大幅な減少が見込まれることから、港湾施設の復旧を図りながら、平成26年に平成22年貨物量の80%程度の回復を目指すもの（数値は年集計）。
- ④ いわて花巻空港の国内定期便の多頻度化や新規路線の開設を目指し、平成26年度の航空機利用者数404千人を目指すもの。

注) 対象都市：新幹線駅を有する内陸部の6市と重要港湾を有する沿岸部の4市。
 対象ルート：対象都市を高規格幹線道路や主要な一般国道などを利用して最短時間で結ぶ10ルート。
 内陸部～沿岸部（7ルート）：一関市～大船渡市、奥州市～大船渡市、北上市～釜石市、
 花巻市～釜石市、盛岡市～宮古市、盛岡市～久慈市、二戸市～久慈市
 沿岸部の都市間（3ルート）：大船渡市～釜石市、釜石市～宮古市、宮古市～久慈市

現状

- 都市間平均所要時間は、平成22年度では、内陸部と沿岸部の都市間を結ぶ半数以上のルートにおいて

て、所要時間が100分を超えています。

- 東日本大震災津波では、三陸縦貫自動車道等の高規格幹線道路^{※4}や三陸北縦貫道路等の地域高規格道路^{※5}が避難や緊急物資輸送等の「命を守る道路」としての機能を発揮しましたが、未整備区間が多く残されており、平成22年度末の供用率は、49%にとどまっています。
- 港湾取扱貨物量は、景気低迷の影響に加えて東日本大震災津波の発生により岸壁等の港湾施設が被災したことなどにより、平成22年に比べて大幅な減少が見込まれます。
- 県内でコンテナ貨物を取扱っている港湾は、外貿コンテナ航路がある大船渡港、内航フィーダー^{※6}コンテナ航路がある宮古港及び釜石港の3港となっており、港湾の利活用促進に向けたポートセールス活動が進められています。
- いわて花巻空港の国内定期便の航空機利用者数は、平成20年度の349千人から平成21年度は356千人に増加しましたが、平成22年5月からの名古屋線の運休や機材の小型化・減便の影響により、平成22年度は245千人に減少しました。しかし、東日本大震災津波からの復興支援の一環として、平成23年5月からの名古屋（小牧）線が開設されたことに伴い、増加傾向となっています。
- いわて花巻空港の国際チャーター便の運航回数は、世界経済の低迷によりインバウンド^{※7}需要が減少したほか、国内線の空いている時間帯でなければ国際チャーター便を受け入れられないグランドハンドリング^{※8}の事情等により、平成20年度の80回から平成22年度は42回に減少しています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

工業製品や農林水産物の生産拠点などから、高速道路や港湾をより利用しやすくするとともに、観光客が平泉の文化遺産をはじめとする県内各地の観光地を気軽に周遊することができるように、道路等の社会資本整備を進めていく必要があります。

また、東日本大震災津波により被災した三陸沿岸地域の産業の復興を支援するため、港湾等の物流機能の早期回復や、内陸部や首都圏へのアクセス改善等に向けた取組を進めていく必要があります。

このため、復興道路をはじめとする高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの構築や地域間の交流・連携を支える道路の整備、湾口防波堤、岸壁等の港湾施設の復旧・整備等を推進するとともに、港湾や空港の利活用促進に向けた取組を展開していきます。

主な取組内容

① 復興道路等の整備推進☆

- ・ 復興道路として、高規格幹線道路である東北横断自動車道釜石秋田線や八戸・久慈自動車道、三陸縦貫自動車道、地域高規格道路である三陸北縦貫道路や宮古盛岡横断道路の整備を進めます。
- ・ 復興道路の整備に合わせて、内陸部から三陸沿岸地域へのアクセス道路やインターチェンジへのアクセス道路、水産業等の復興を支援する道路等の整備を一体的に進めます。

② 地域間の交流・連携や物流の基盤となる道路整備の推進

- ・ 圏域を越えた交流・連携を促進し、県内各地を周遊する観光客の利便性向上を図るため、平泉の文化遺産をはじめとする主要な観光地を結ぶ道路の整備を推進します。
- ・ 既存の高速道路を有効活用し、観光地へのアクセス改善や物流の効率化等により地域経済の活性化を図るため、スマートインターチェンジ^{※9}の整備を推進します。
- ・ 物流の効率化により産業の振興を支援するため、工業団地等が集積する内陸と港湾を結ぶ道路や、農林水産物の生産拠点から幹線道路へのアクセス道路等、企業のニーズ等を踏まえた物流の基盤となる道路の整備を推進します。

③ 港湾の復旧・整備と利活用の促進☆

- ・ 湾口防波堤や岸壁等の港湾施設を早期に復旧・整備し、物流機能の回復を図ります。

- ・ これまでに整備を進めてきた港湾施設を利活用しやすくするため、コンテナ貨物取扱等に対応した港湾施設の機能拡充を図るとともに、県と関係各市が連携して企業のニーズ把握を行いながらポートセールスなどを展開します。

④ いわて花巻空港の利用の促進

- ・ 空港利用者のニーズを踏まえて、国内線の路線、便数の維持・拡充やダイヤ改善等を航空会社に引き続き働きかけていくとともに、二次交通^{※10}アクセスの改善等、空港利用者の利便性向上に取り組みます。
- ・ 国際チャーター便等の誘致・拡大を図るため、グランドハンドリング体制の在り方の検討を進めるとともに、大型機の就航を可能とする平行誘導路や国際線専用チェックインカウンターなどの整備による充実した受入れ体制を航空会社にPRするとともに、他県や関係機関とも連携しながら、エアポートセールスを展開します。
- ・ スカifestaなどいわて花巻空港を活用したイベント開催等により、県民に親しまれる空港の実現を目指します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

本県の地域産業の競争力を高めるためには、東日本大震災津波からの復旧・復興を含めた道路などの社会資本の整備を国や県、市町村などが適切な役割分担のもとで計画的に進める必要があります。

また、これまでに整備してきた港湾や空港などが、県民や企業に活発に利活用されることが重要です。

このため、国や県、市町村等が相互に連携を図りながら社会資本の整備を進めるとともに、これまでに整備してきた社会資本については、より利便性を高めることなどにより、県民や企業の利活用を促進します。

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興道路（宮古西道路、築川道路）の整備 ・ 復興支援道路、復興関連道路の整備 ・ 圏域を越えた交流・連携や主要な観光地を結ぶ道路の整備 ・ スマートインターチェンジの調査設計・調整、アクセス道路の整備 ・ 企業のニーズ等を踏まえた物流の基盤となる道路の整備 ・ コンテナ貨物取扱等に対応した港湾施設の機能拡充 ・ ポートセールスによる港湾利活用の促進 ・ いわて花巻空港のエアポートセールスの展開 	
県以外の主体	（国）	（市町村）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興道路の整備 ・ 湾口防波堤の復旧・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般国道や県道等の整備と連携した市町村道整備 ・ スマートインターチェンジの調査設計・調整、アクセス道路の整備 ・ 県と連携したポートセールスの展開
	（高速道路会社）	
	（県民・企業等）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な物流推進のための県内港湾の活用 ・ 国内各地や海外への旅行に出かける際のいわて花巻空港の利用 	

※1 復興道路
三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク（縦貫軸：三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道、横断軸：東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路）。

2 復興支援道路
内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路（国道395号等14路線）

3 復興関連道路
三陸沿岸地域の防災拠点（役場、消防等）や医療拠点（二次・三次救急医療施設）へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路（主要地方道軽米種市線等22路線）

4 高規格幹線道路
全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路のこと。高速自動車国道、一般国道の自動車専用道路などからなる。県内では、東北縦貫自動車道（弘前線、八戸線）、東北横断自動車道（釜石秋田線）、三陸縦貫自動車道、八戸・久慈自動車道がある。

政策項目 No. 37 産業を支える社会資本の整備

- る。
- 5 地域高規格道路
高規格幹線道路と一体となって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、若しくは同様の規格を有する道路のこと。県内では、宮古盛岡横断道路（国道 106 号等）、三陸北縦貫道路（国道 45 号）、盛岡秋田道路（国道 46 号）が計画路線として指定されている。
 - 6 内航フィーダー
輸出入貨物の国内中継輸送のことであり、大型コンテナ船の寄港する港と寄港しない港の間を小型船で補助輸送すること。
 - 7 インバウンド
他地域からの入域客。旅行業界においては、主として海外から日本への観光客を指す。
 - 8 グランドハンドリング
航空輸送における空港（地上）業務の総称。誘導や貨物コンテナの搭降載、貨物や手荷物の取扱いなどがある。
 - 9 スマートインターチェンジ
高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りできるように設置されるインターチェンジ。E T C を搭載した車両が通行可能であり、料金徴収員が不要となるため、簡易な料金所の設置で済むことから、従来の I C に比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。
 - 10 二次交通
空港や鉄道の駅等から目的地までの交通のことで、複数の交通機関等を使用する場合の 2 種類目の交通機関を指す。

安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により市街地等が被災した沿岸地域では、「多重防災型」の復興まちづくりとともに、湾口防波堤や防潮堤などの津波防災施設の復旧・整備や、津波から安全かつ適確に避難するためのソフト施策などによる防災都市・地域づくりが進んでいます。

地震や洪水、土砂災害などから、県民の生命・財産を守る災害防止施設の整備や県民が不測の事態に対応して、自ら適切に判断し行動できるようにするためのソフト施策が進んでいます。

災害時の緊急輸送や地域医療を支援する信頼性の高い道路ネットワークの構築、通学路への歩道整備、住宅や学校施設の耐震化など、日常の生活を支える社会資本の整備が進んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
現在検討中					
◎②河川整備率	47.9%	48.0%	48.1%	48.2%	48.3%
③土砂災害のおそれがある区域に立地する災害時要援護者関連施設 ^{※1} の土砂災害警戒区域等指定率	30.0%	47.0%	65.0%	83.0%	100.0%
④通学路(小学校)における歩道整備率	73.7%	73.9%	74.1%	75.0%	75.6%
【目標値の考え方】 ① ② 洪水から県民の生命、財産を守るため、未改修河川の周辺の市街化が急速に進むなど、治水対策の緊急性が高い地域における河川整備等を重点的に進め、平成26年度の河川整備率48.3%を目指すもの。 ③ 土砂災害のおそれがある区域に立地する県内337施設の災害時要援護者関連施設について、土砂災害警戒区域等の指定を重点的に進め、平成26年度の指定率100%を目指すもの。 ④ 通学路(小学校)に指定されている県管理道路(総延長1,104.2km)への歩道整備を重点的に進め、平成26年度までに834.3kmの歩道設置を目指すもの。 注) 防潮堤の復旧・整備進捗率(事業費ベース)					

現状

- 平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」では、沿岸各地で大津波による甚大な被害が発生したほか、内陸部においても「平成20年岩手・宮城内陸地震」を上回る被害を受け、防潮堤や道路など県内2,666箇所の公共土木施設で約2,991億円の被害が発生しました。
- 大津波や地盤沈下により、津波防災施設として56.5kmが整備されていた防潮堤の約17%にあたる9.7kmが全壊したほか、満潮時等において市街地の冠水被害が発生するなど、沿岸地域の津波や高潮等に対する安全度が極めて低下しています。
- 東日本大震災津波からの復興に向けて、市町村が策定する復興まちづくり計画との整合を図りながら、被災した湾口防波堤や海岸保全施設等の復旧・整備、安全な避難路の確保などの「多重防災型ま

ちづくり」による防災都市・地域づくりを進めることが求められています。

- 今回の東北地方太平洋沖地震を教訓として、災害時における避難・救援活動等のための緊急輸送道路及び復興支援道路等の確実な通行の確保や、建物の耐震化の必要性が再認識されており、橋梁の耐震化の推進や道の駅の防災機能強化、木造住宅の耐震改修の促進に一層努めていく必要があります。
- 平成 23 年 9 月の台風 15 号による豪雨や、平成 22 年 7 月に岩手町など県北部で発生した局地的豪雨をはじめ、近年、全国で降雨の激化に伴う災害が多発しており、洪水・土砂災害に備えた防災施設の整備が求められています。(公共土木施設の年間災害発生額が全国上位 H18: 1 位、H19: 6 位、H20: 2 位)
- 土砂災害のおそれがある区域に立地している災害時要援護者関連施設は 337 施設であり、これらの施設に係る土砂災害警戒区域等の指定を重点的に進め、早期に警戒避難体制の整備を図る必要があります。
- 全域が特別豪雪地帯または豪雪地帯に指定されている本県では、冬季に度々、暴風雪による高速道路や幹線道路の通行止めが発生しており、平成 22 年度には約 50 回・区間、延べ約 2,100 時間の通行止めが発生するなど、冬季の道路通行を確実に確保していく必要があります。
- 学校施設は、東日本大震災津波により被害を受けましたが、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、災害発生時においては地域住民の避難所になるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っていることから、被災した学校施設の復旧整備を進めるとともに、早期の耐震化による安全・安心な教育環境の整備が求められています。
- 通学路における歩道整備率は、平成 22 年度末では 73.7%となっており、児童を交通事故から守るため、歩道整備を一層進めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波により、甚大な被害を受けた沿岸地域における今後の津波対策については、岩手県東日本大震災津波復興計画に基づき、市町村が策定する復興まちづくり計画と整合させた湾口防波堤や海岸保全施設の復旧・整備などのハード対策と、安全な避難体制の構築などのソフト施策を進め、「多重防災型まちづくり」の考え方により「安全の確保」を図っていきます。

地震や豪雨などの自然災害から県民の暮らしを守るため、学校施設の耐震化と住宅の耐震改修の推進、治水施設や土砂災害対策施設の整備、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定等を推進します。また、緊急輸送道路における橋梁耐震補強や高速道路等の幹線道路が通行止めになった場合の代替機能確保のための道路整備などにより、災害に強い道路整備を推進します。

さらに、子供から高齢者まで各世代の人々が、安全で安心して、生き生きと暮らせる社会を実現させるため、地域医療を支援する道路ネットワークの整備や自転車・歩行者環境に配慮した安全な通学路等の確保などについて、冬季の厳しい気象条件も踏まえて取り組みます。

主な取組内容

① 多重防災型まちづくりの推進☆**安**

- ・ 湾口防波堤や防潮堤等の早期の復旧・整備とともに、水門操作等の電動化や遠隔化、河川津波対策など、概ね数十年から百数十年に一度の頻度で発生する規模の津波に備える津波防災施設の整備を推進します。
- ・ ハード整備と併せて、安全な避難体制の構築等ソフト施策を効果的に進め、津波防災地域づくりを総合的に推進します。
- ・ 市町村の復興まちづくりを支援するため、高台等の移転地や、新たに整備される市街地等における洪水・土砂災害対策等に取り組みます。

② 地震・洪水・土砂災害対策の推進☆

政策項目 No. 38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備

- ・ 木造住宅の耐震診断・耐震改修への費用の助成や耐震診断・耐震改修を安心して依頼することができる事業者の情報提供を行うなど、住宅の耐震改修を促進します。
- ・ 河川改修やダム建設を進め、洪水災害に対する安全度の向上を図ります。
- ・ 災害時要援護者関連施設などへの土砂災害対策のため、砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設等の整備を進めます。
- ・ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定、がけ崩れによる被害のおそれがある住宅の移転促進などのソフト施策をハード整備と効果的に組合せて実施します。
- ・ 被災した学校施設等の復旧整備を進めるとともに、学校施設における耐震性の向上を図るため、耐震診断結果に基づき計画的に耐震補強等を実施します。

③ 日常生活を支える安全な道づくりの推進

- ・ 円滑な救急搬送を支える道路についてネットワークの構築を図るとともに、細やかな維持管理を行い、地域医療を支援します。
- ・ 冬期間の安全で円滑な道路通行の確保を図るため、道路除雪に必要な堆雪幅を確保した道路整備等を進めます。
- ・ 歩道などの交通安全施設等の整備を進め、日常生活を支える道路の安全性の確保を図ります。

④ 信頼性の高い道路ネットワークの確立☆

- ・ 地震発生後の救助・救援活動や緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うため、緊急輸送道路や復興支援道路等における橋梁の耐震化等を推進します。
- ・ 道路防災施設等の整備や道の駅の機能強化を進めるとともに、適切な除雪や道路情報を提供するなど、信頼性の高い安全な道路網の確保を図ります。
- ・ 暴風雪等による高速道路の通行止め時の代替機能を確保するため、高速道路に並行する道路の整備等を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備については、県や国、市町村の相互連携により、ハード整備・ソフト施策の両面から総合的な取組を進めます。

特に、「多重防災型まちづくり」の考え方に基づく津波避難対策として、ハード整備の水準を越える規模の津波の発生を想定し、住民や行政などあらゆる主体が連携して、情報伝達や安全な避難路の確保等ソフト施策を推進していきます。

また、災害発生時においては、応急復旧や被災状況調査の支援協定を締結している社団法人やボランティア団体等は、行政と一体となって被災地での活動等を行います。

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興まちづくり計画と整合した社会資本の復旧・整備 ・ 津波防災に関する啓発活動の実施 ・ 東日本大震災津波で被災した市町村への技術的支援 ・ 洪水、土砂災害対策等の防災施設の整備 ・ 住宅の耐震改修等を促進する市町村の取組への支援 ・ 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の指定、防災情報の提供 ・ がけ崩れによる被害のおそれがある住宅の移転促進 ・ 道路や河川の維持管理及び情報の提供 ・ 信頼性の高い道路ネットワーク整備 ・ 日常生活を支える安全な道づくり ・ 県立学校施設等の復旧整備及び耐震化の推進 ・ 学校施設の復旧及び耐震化の取組支援
---	--

県以外 の主体	(国) <ul style="list-style-type: none"> ・ 湾口防波堤等、国が管理する防災施設の復旧・整備 ・ 東日本大震災津波で被災した市町村への技術的支援 ・ 国道、一級河川の維持管理及び情報の提供 ・ 災害時における技術支援 	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・ 復興まちづくり計画に基づく社会資本整備 ・ 住民生活に直結した社会資本整備 ・ 住宅の耐震改修等への支援 ・ 津波からの避難方法や津波特性などの啓発活動の実施 ・ ハザードマップの作成 ・ 市町村立学校施設等の復旧整備及び耐震化の推進
	(住民) <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅、建築物の耐震化の取組 ・ 津波からの避難方法や津波特性などの啓発活動への参加 ・ 水防活動等への参加 	(団体等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波からの避難方法や津波特性などの啓発活動への参加 ・ 住宅、建築物の耐震改修等の普及啓発 ・ 災害時支援協定による応急対策 ・ 私立学校施設の復旧整備及び耐震化の推進

関連する計画

- ・ 特定交通安全施設等整備事業実施計画（計画期間 平成 20 年度～平成 24 年度）
- ・ 岩手の教育振興（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）

※ 1 災害時要援護者関連施設

災害時の一連の避難行動をとることに支援を要する「災害時要援護者」が利用している施設であり、老人福祉施設、病院、障害者支援施設、児童福祉施設、幼稚園等を指す。

豊かで快適な環境を創造する基盤づくり

1 みんなで目指す姿

住民一人ひとりが、自分の住んでいる地域に誇りや愛着を持ち、日々の生活に心地良さを感じ、生き生きと暮らしていくことができるよう、地域住民の主体的な参画を得ながら、多様な暮らしのニーズに応える快適な生活環境の整備や地域の魅力を高める基盤づくりが進んでいます。

また、東日本大震災津波により被災した地域の道路や污水处理施設等の生活基盤が復旧・整備され、安心して暮らせる住まいのもとで、故郷への思いや地域の歴史や文化・伝統を踏まえた新たな魅力あるまちづくりが進んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①水洗化人口割合	②161.9%	66.1%	67.7%	69.3%	70.9%
②県内の主要交差点における混雑多発箇所解消・緩和率	38.9%	41.7%	44.4%	47.2%	50.0%
③景観づくりに取り組む住民団体数 (累計)	29 団体	29 団体	31 団体	33 団体	35 団体
④災害公営住宅等への入居希望者に対する住宅供給割合 (累計)	—	0%	20.0%	60.0%	80.0%

【目標値の考え方】

- ① 将来にわたる県内の污水处理施設の整備方針を定めた「いわて污水处理ビジョン 2010」における目標値（平成 30 年度：77%）を達成するため、平成 26 年度の目標値 70.9%を目指すもの。
- ② 新たな渋滞対策プログラムにおける主要渋滞ポイントなど県内 36 箇所の主要交差点における混雑多発箇所の平成 26 年度の解消・緩和割合 50%を目指すもの。
- ③ 住民主体の美しいまちづくり活動を広げるため、景観づくりに取り組む住民団体数を、年間 2 団体ずつ増やし、平成 26 年度 35 団体とすることを旨とするもの。
- ④ 岩手県住宅復興の基本方針における災害公営住宅（県営及び市町村営）等の想定供給戸数約 5,000 戸について、平成 26 年度までに 80.0%の供給を目指すもの。

現状

- 公共公益施設の郊外移転や大規模な集客施設の郊外立地など、都市機能の拡散が進んでおり、まちの中心部の衰退や自動車依存度が高まるなど、都市を取り巻く環境が大きく変化しています。
- 東日本大震災津波により沿岸部の市街地に大きな被害が出ており、迅速な市街地の復旧・復興整備が必要です。
- 新たな渋滞対策プログラムにおける県内主要渋滞ポイント 31 箇所のうち 15 箇所で渋滞が解消・緩和されたが、市街地化の進展等により、新たな混雑多発箇所が発生しています。
- 岩手県をはじめ県内 6 市町で景観計画の策定等による主体的な取組が行われており、地域の景観点検を行うなど景観づくりに取り組む住民団体は、平成 22 年度 29 団体と着実に増えています。
- 平泉の世界遺産登録を契機とした観光振興を図るため、主要観光地の景観保全や、景観に配慮した道路環境の整備を進める必要があります。
- ひとにやさしいまちづくり条例で定める特定公共的施設において、事前協議を行った建築物のうち、整備基準全項目に対して実際に整備が行われた割合は、平成 22 年度は 60%にとどまっています。

- 県内の住宅着工戸数は平成 21 年度に 5,000 戸を割り込み（ピーク時（平成 8 年度）の約 30%）、加えて県内で住宅を年間 10 棟以上建設している県外大手業者は、平成 13 年の 9 社から平成 22 年には 13 社と増えており、県内各地に古くから伝わる地域の特色ある住宅が減りつつあります。
- 人口減少や少子高齢化の進展に伴い、空き家が増加しており、平成 20 年の住宅・土地統計調査では、県内の空き家件数は 77,300 戸（14.1%）となっており、5 年前に比べ 2.6 ポイント増加しています。
- 県が管理する河川においては、いわての水を守り育てる条例の理念に基づき、環境や親水性に配慮した「多自然川づくり」の取組が進められており、身近な水辺空間の環境保全等に主体的に取り組む団体数は、平成 22 年度 48 団体と着実に増えています。
- 下水道などの污水处理施設が整備された地域における水洗化人口割合は、平成 21 年度は 61.9% であり、整備量を表す污水处理人口普及率（平成 21 年度 71.9%）に比べ 10 ポイント低く、整備効果が十分に現れていない状況にあります。
- 東日本大震災津波により沿岸部市町村の污水处理施設は甚大な被害を受けており、7 箇所の污水处理施設では応急対応により処理している状況です。
- 沿岸部では 23,000 棟を超える家屋が倒壊し、約 17,000 世帯が応急仮設住宅や借上げ民間賃貸住宅など仮の住まいで生活を余儀なくされています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

岩手の豊かな自然環境と共生しながら、快適で心地よい暮らしを創造していくためには、これまでの拡大型の都市づくりから、環境負荷が小さく、持続可能でコンパクトな都市づくりへと転換を図っていく必要があります。

このため、都市計画により土地利用の適正な誘導を行いながら、道路等の都市基盤整備やユニバーサルデザインによる公共施設等の整備、快適で豊かに暮らせる居住環境づくりや良好な水辺空間の保全と整備、生活排水対策などを進めていきます。

また、地域の魅力を高めながら、次の世代に岩手の美しいまち並みや景観を引き継ぐため、観光地の魅力向上を図る道路等の整備や地元商店会や地域住民、NPO 等と協働して美しく魅力あるまちづくりを推進していきます。

さらに、東日本大震災津波により被災した市町村の復興計画に基づくまちづくりを促進するとともに、被災者が一日でも早く安定した生活に戻れるよう住宅確保対策を進めていきます。

主な取組内容

① 環境に優しいコンパクトな都市づくりの推進

- ・ バス、鉄道等の公共交通利用の支援や公共公益施設等へのアクセス性向上、県内の交差点における混雑多発箇所の解消・緩和に向けた道路整備を推進します。
- ・ 消費電力の少ない道路照明灯の採用や、市街地において移動しやすい歩行環境や自転車走行空間の改善に努めるなど、環境に優しい都市づくりを推進します。
- ・ 市街地の無秩序な拡散を抑制するとともに、大規模集客施設については、広域的見地から適切な立地を促進します。

② 美しく魅力あるまちづくりの推進

- ・ 岩手県景観計画に沿った取組を展開するとともに、津波により面影を無くした沿岸地域においては、景観と調和が図られた復興まちづくりとなるよう方向性を示しながら、良好な景観の保全と創造を推進します。
- ・ 地域の住民団体やNPOとの協働により、地域の景観点検や優良事例の表彰を行い、住民主体の美しいまちづくり活動を促進します。
- ・ 小中学生を対象に、地域の景観の魅力や個性を考える機会を創出し、次世代の景観づくりの担い手の育成を図ります。
- ・ かつて宿場町など交通の要衝として栄えた商店街の魅力を高め、「まちば」*¹の賑わいを取

り戻すため、地元商店会や地域住民との協働により、まちづくりの多様な取組と連動しながら、道づくりの視点から「まちば」の再生を支援します。

- ・ 県内各地を周遊する観光客の利便性や観光地の魅力の向上を図るため、自然・歴史・文化に配慮した道路整備や、景観に配慮した防護柵等の整備を推進します。

③ ひとにやさしいまちづくりの推進

- ・ 公共的施設を新築等する際の事前協議制度の充実により、ひとにやさしいまちづくり条例に基づく整備基準に適合した施設整備を促進します。
- ・ 歩道の段差解消・拡幅や市街地における幹線道路の無電柱化を推進します。

④ 環境に配慮し快適で豊かに暮らせる居住環境づくりの推進

- ・ 岩手らしさに省エネ性能を加えた岩手型住宅のブランド化などにより、地域特性を生かした住まいづくりや住宅・建築物の省エネ化を推進します。
- ・ 多様な居住ニーズが適切に実現されるため、リフォームに関する相談対応の充実や、各種支援制度等の情報提供などにより、安心して住宅リフォームができる環境整備を推進します。
- ・ 空き家を活用した大規模団地における再生モデルを市町村に提案し、普及を図るなど、ニュータウン等における空き家活用を促進します。
- ・ 高齢者が安心して快適に居住できる高齢化対応の公営住宅の整備や民間のサービス付高齢者向け住宅^{*2}の普及を推進します。

⑤ 良好な水辺空間の保全と整備の推進

- ・ 生物の生息・生育環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進します。

⑥ 衛生的で快適な生活環境の確保☆

- ・ 東日本大震災津波で甚大な被害を受けた沿岸部市町村の污水处理施設について、早期の通常処理への移行に向けた市町村の取組を支援します。
- ・ 持続可能な污水处理経営を図るため、経営改善に係る助言など市町村の生活排水対策を支援しながら、下水道等の集合処理施設への接続率の向上を促進します。
- ・ 浄化槽の普及拡大など污水处理に対する住民理解を深めるための啓発活動を進めながら、地域の実情に合った污水处理施設の整備を促進します。

⑦ 市町村の復興まちづくりの促進☆

- ・ 被災市町村の復興まちづくり計画策定の技術的支援を行うなど、復興の進捗や状況に応じて必要な支援を行うとともに、街路事業や土地区画整備事業等によるコンパクトな市街地整備を推進しながら市町村の復興まちづくりを促進します。
- ・ 犠牲者の追悼と鎮魂や、震災の経験や教訓を防災文化として醸成し継承していくため、地域の防災拠点としての機能を兼ね備えたメモリアル公園等の整備を促進します。

⑧ 住宅再建・確保対策の推進☆

- ・ 被災者が早期に安定した生活が営めるよう、安全で良質な災害復興公営住宅等の整備を推進するとともに、住宅再建に向けた各種支援制度の創設や充実を図りながら住宅再建・確保対策を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

豊かで快適な環境を創造するための基盤づくりや被災市町村の復興まちづくりを進めるに当たっては、県、市町村、団体、県民等が適切な役割分担のもとに連携を図りながら取り組むことが必要です。

このため、県は、市町村、団体、県民と連携しながら生活基盤の整備等を推進するとともに、団体等が行うまちづくりの取組を支援します。

市町村は、団体、県民等のまちづくりへの主体的な参画を得ながら、生活環境の整備や地域の魅力を高める基盤づくりを推進します。

県以外の主体	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の整備や道路環境の改善、歩道の段差解消・拡幅 ・ 市街地の無秩序な拡散の抑制 ・ 県景観計画に基づく取組、市町村景観計画の策定 ・ 公共的施設のユニバーサルデザイン化 ・ 住宅リフォームへの支援、空き家対策 ・ 生活排水対策 ・ 復興まちづくり計画の策定、復興まちづくり ・ 災害復興公営住宅の整備、住宅再建への支援 	<p>(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復興まちづくり計画策定の市町村への技術的支援 ・ まちづくりのための規制緩和や制度の拡充 ・ 県、市町村の社会資本整備等への支援
	<p>(団体・県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画や復興まちづくり計画への住民参加 ・ 美しいまちづくりや「まちば」の賑わい創出に向けた主体的な取組 ・ ひとにやさしいまちづくりへの主体的な取組 ・ 良好な水辺空間の環境保全等への主体的な取組 ・ 環境負荷軽減の取組 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の整備や道路環境の改善、歩道の段差解消・拡幅 ・ 市街地の無秩序な拡散の抑制 ・ 県景観計画に基づく取組、景観教育等による次世代育成 ・ 公共的施設のユニバーサルデザイン化 ・ 岩手型住宅のブランド化、住宅リフォームへの支援、市町村の空き家対策への支援 ・ 多自然川づくりの推進 ・ 市町村の生活排水対策への支援 ・ 復興まちづくり計画策定の市町村への技術的支援 ・ 災害復興公営住宅の整備、住宅再建への支援 	

関連する計画

- ・ 岩手県景観計画（計画期間 平成 23 年 4 月～）

- ※1 まちば
 人家や商店などが多く、町になっているところ。
- 2 サービス付高齢者向け住宅
 安否確認や見守りなどの生活支援サービスの付いた高齢者向けの賃貸住宅。

社会資本の維持管理と担い手の育成・確保

1 みんなで目指す姿

高齢化した橋梁等の社会資本については、地域の建設企業が担い手となり、予防保全型の維持管理による長寿命化や施設の更新等が適切な時期に行われ、安全性や信頼性が確保されています。

また、道路や河川等の身近な社会資本については、草刈や清掃等が県民との協働により進められています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①予防保全型の修繕が必要な橋梁の修繕率	17%	24%	37%	49%	62%
②社会資本の維持管理を行う協働団体数	326 団体	343 団体	352 団体	362 団体	372 団体
③経営革新アドバイザー派遣企業数	38 社	48 社	58 社	68 社	78 社

【目標値の考え方】

① 15m以上の長さの橋梁 1,156 橋を対象とした橋梁点検（平成 17 年度～20 年度）において、損傷が相当程度進行し「修繕が必要」と判定された橋梁 462 橋について、岩手県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成 29 年度までに修繕を完了させるため、平成 26 年度の修繕率として 62%を目指すもの。

② 道路、河川・海岸において、施設の維持管理に取り組む協働団体を毎年 10 団体程度増やし、平成 26 年度の協働団体数として 372 団体を目指すもの。

③ 県内の建設企業において、経営改善に取り組む企業に対し、経営革新アドバイザーを派遣し、経営基盤の強化に取り組むもの。（平成 15 年度以降の累計値）

現状

- 社会資本の整備による維持管理対象施設の増加と高齢化の進展に伴い、維持管理費は次第に増加しています。
- 県が平成 21 年度までに実施した橋梁点検において、修繕が必要とされた橋梁のうち、長さ 15m 以上については、平成 21 年度に長寿命化修繕計画を策定し、計画的な修繕を実施しています。また、長さ 15m 未満の橋梁については、平成 22 年度と平成 23 年度の 2 年間で長寿命化修繕計画の策定を進めています。
- 橋梁以外の河川や下水道施設等の社会資本においても、今後、高齢化が急速に進むことから、平成 22 年度までに「河川」、「海岸」、「県営住宅」の 3 分野で施設の長寿命化対策等を定めた維持管理計画を策定したほか、「下水道」や「公園」等の分野において、維持管理計画の策定を進めています。
- 県が管理している公営住宅等について、「岩手県公営住宅等長寿命化計画」を策定し、平成 22 年度から平成 32 年度までの 11 年間に、5,192 戸の県営住宅と 34 戸の特定公共賃貸住宅の合わせて 5,226 戸を対象として、423 戸については 320 戸に建替える（103 戸削減）とともに、528 戸については長寿命化型改善、4,275 戸については適切な維持保全を行うこととしています。
- 道路や河川等の県民にとって身近な社会資本については、県民との協働により草刈や清掃等の維持管理を行っており、平成 22 年度の協働団体数は 326 団体と平成 18 年度の 79 団体から 247 団体増えています。東日本大震災津波の影響を受けた沿岸地域においては、協働団体の再構築等が必要となっ

ています。

- 地域の建設業は、東日本大震災津波の発生直後から道路啓開等の応急対策を実施するなど、地域における重要な役割を果たしてきていますが、県内の建設投資額の落ち込み等から厳しい経営環境におかれており、今後の東日本大震災津波の復興に関連する建設需要の一時的な増大と、その後の需要減を見据えた中長期的な建設企業経営等を進め、地域の社会資本の維持管理の担い手として、引き続き地域に貢献していくことが求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

高度経済成長期以降に整備が進んだ道路や橋梁などの社会資本の多くは、高齢化が進行していることから、適切な維持管理を行うことにより、これらの安全性・信頼性の確保を図るとともに、東日本大震災津波の復旧・復興に伴い新設される社会資本が、将来一斉に更新時期を迎えることも踏まえ、長期的な視点に立って維持管理・更新費の増加を出来るだけ抑制していく必要があります。

このため、損傷が深刻化してから大規模な修繕を行う「事後保全型」維持管理から、適切に点検を行い、損傷が深刻化する前に修繕を行う「予防保全型」維持管理への移行を進めることにより、橋梁や河川水門などの長寿命化を推進するとともに、河川情報設備や下水処理場電気設備等の適切な時期の更新にも取り組みます。

道路や河川などの県民にとって身近な社会資本の維持管理については、東日本大震災津波の被災地域への配慮や、地域コミュニティの動向などを踏まえて、県民との協働を適確に推進することにより、地域の共有財産として適切な状態を維持します。

社会資本を良好に整備・維持していくためには、直接の担い手であり、地域を熟知し、災害時には迅速に対応できる建設企業の役割が重要であることから、技術力向上や経営革新への取組を支援するなど、技術と経営に優れた地域の建設企業を育成・確保するための環境整備を進めます。

主な取組内容

① 維持管理計画に基づく適切な維持管理の推進

- ・ 道路や橋梁(長さ15m未満)、下水道など社会資本の各分野において、効率的・効果的な維持管理を実現するため、東日本大震災の影響も踏まえた維持管理計画の策定を推進します。
- ・ 橋梁や県営住宅等、維持管理計画を策定した分野において、計画に基づく適切な維持管理を着実に推進します。
- ・ 市町村が橋梁や公営住宅などの維持管理計画を策定する際に、県が必要に応じて技術的支援などを行うことにより、市町村が管理する社会資本の適正な管理を促進します。
- ・ 行政サービス拠点の良好な状態を継続的に保つため、県有建築施設の老朽化の進展と維持管理費の増加を踏まえた、中長期的な計画に基づくストックマネジメント^{※1}を推進します。

② 住民との協働による維持管理の推進

- ・ 道路や河川・海岸等の身近な社会資本の草刈や清掃等の維持管理について、東日本大震災津波の影響も踏まえながら、住民団体等への委託やボランティア活動への支援等を行い、県民との協働を進めます。

③ 担い手としての建設企業の育成・確保

- ・ 県営建設工事の入札において、建設企業が持っている技術力も含めて評価し、落札者を決定する総合評価落札方式^{※2}の本格実施や、地域維持型契約方式^{※3}の導入等により、社会資本の整備や維持管理の直接の担い手である地域の建設企業の技術力向上を支援します。
- ・ 建設投資の低迷等で疲弊する県内建設業の総合対策として、県が策定した「いわて建設業対策中期プラン」に基づき、技術と経営に優れた地域の建設企業が将来にわたって存続できるよう、経営革新講座の開催や経営支援コーディネーター^{※4}による指導・助言、経営革新アドバイ

が^{※5}による経営診断等により、建設企業の経営革新や経営の根幹である建設事業の強化、農林業等の新事業等の取組を支援します。

- 建設企業が担う社会資本の整備や維持管理、災害復旧対応などの迅速化を図るため、建設企業と地域とのパートナーシップの確立を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

道路や河川などの社会資本を良好な状態に維持していくためには、国、県、市町村などの社会資本の管理主体が適切な役割分担と連携のもとで、それぞれが計画的に主体性を持って維持管理を進めていくことが重要です。その際、県は市町村に対して、維持管理計画の策定にあたっての技術支援を行うなど、適切な連携に努めます。

県民等は、行政との協働により、道路や河川等の県民にとって身近な社会資本の草刈やゴミ拾い等を進めます。

地域の建設企業は、経営基盤の強化と技術力の向上を図り、行政と連携して社会資本の維持修繕工事や災害発生時における応急対策等を行います。

県	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本の維持管理計画の策定と計画に基づく効率的・効果的な維持管理の実施 市町村の維持管理計画の策定への支援 住民協働による道路の維持管理の推進 「いわての川と海岸ボランティア」支援制度等を活用した住民協働による河川、海岸の維持管理の推進 建設企業が行う経営改革への取組を支援し、社会資本の担い手を育成・確保 		
県以外の主体	<p>(市町村・国)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会資本の維持管理計画の策定と計画に基づく効率的・効果的な維持管理の実施 道路や公園などの維持管理における住民協働の推進 建設企業が行う経営改革への取組を支援し、社会資本の担い手を育成・確保 	<p>(県民・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路や河川の草刈等における県等との協働 道路や河川、公園等の暮らしに身近な社会資本に愛着を持ち、利用しながら、次の世代へ引き継ぐ取組 	<p>(建設企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営基盤の強化や持続的な技術力の向上 人材の確保・育成 国、県、市町村と連携した社会資本の良好な整備や維持管理の実施 災害時における国、県、市町村と連携した社会資本の迅速な応急対策の実施

※1 ストックマネジメント

既存建築物ストックを有効に活用し、長寿命化を図るための体系的な施設管理手法。

個別施設ごとのライフサイクルコストを見据え、予防保全を理念とした維持保全計画に基づく施設管理により、合理的かつトータルコストを削減した維持保全を実現する。

2 総合評価落札方式

工事の入札において、価格だけではなく、予め定めた技術評価項目（簡易な施工計画や過去の工事実績、性能、機能の向上に関する個別の対応等）に対する提案も評価し、入札価格と技術力が総合的に最も優れた者を落札者として決定する入札方式。

3 地域維持型契約方式

地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、複数の種類や工区の地域維持事業の集約契約や、地域維持事業の実施を目的に構成される建設共同事業体等を実施主体とするなどの契約方式。

4 経営支援コーディネーター

県の助成により、(社)岩手県建設業協会が設置している経営改善支援センターに配置されているコーディネーター。

5 経営革新アドバイザー

経営支援センターが派遣する建設企業の要請目的に沿うアドバイザー。

公共交通の維持・確保と利用促進

1 みんなで目指す姿

県内の広域のかつ幹線的なバス・鉄道路線が維持されているほか、市町村では、地域の実情に応じたコミュニティバス等の交通体系が構築され、県民の日常生活に必要な、使いやすい安定した公共交通サービスが持続的に提供されています。

また、被災地域では三陸鉄道が全線再開するとともに、JR線は復旧が進んでいるほか、地域のニーズに応じたバス交通が確保されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H23)	(H23)	
◎三セク鉄道・バスの一人当たり年間利用回数 注)	20.8回	20.4回	20.4回	20.6回	20.8回
【目標値の考え方】 大震災により利用者が大幅に減少していることに伴い低下している1人当たり年間利用回数を震災前の状況に戻すことを目指すもの。 注) 三セク鉄道（三陸鉄道、IGRいわて銀河鉄道）及び一般乗合バスの利用者数÷岩手県人口					

現状

- 公共交通の利用者が減少し、交通事業者は厳しい経営環境におかれており、公共交通は、国、県及び市町村による財政支援によって支えられている状況です。
- 路線バスと行政目的バスの重複運行や交通空白地が生じてきており、また、沿岸市町村では、仮設住宅団地のニーズや、まちづくりの進展に対応した生活交通を確保するため、地域の実情に応じた効率的な交通体系を構築していく必要があります。
- 三陸鉄道、IGRいわて銀河鉄道は、沿線地域住民の強いマイレール意識によって支えられているとともに、地域を代表する資源として、話題性、独自の魅力を有しており、これらの資源を活用した公共交通の利用促進や利用価値の向上の取組が重要となっています。また、高齢者や障がい者など、誰もが使いやすい環境を整備するため、低床バスの導入などバリアフリー化を推進していく必要があります。
- 三陸鉄道及びJR線は、多くの区間で運行できない状況であることから、代替の輸送を確保しながら、早期の復旧を図っていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域社会基盤である公共交通は、人口減少や少子化が進む中で厳しい状況にあり、これまでのような財政支援のみでは公共交通を維持していくことは困難となります。

そのため、県と市町村が協力して交通事業者の経営改善等の取組の支援や公共交通の利用促進に努めるとともに、地域の実情に応じた市町村の交通体系構築の取組を支援します。

主な取組内容

- ① 広域的な交通基盤の維持・確保

政策項目 No.41 公共交通の維持・確保と利用促進

- ・ 国の補助制度を活用しながら、県と市町村が協力して、交通事業者のサービス向上や経営改善などの取組を支援し、広域的なバス路線、三陸鉄道、I G Rいわて銀河鉄道の維持・確保を図ります。

② 地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築支援

- ・ 路線の改善・再編等の支援を通じ、市町村におけるコミュニティバス等の地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築を促します。
- ・ 沿岸市町村の仮設住宅団地の状況や、まちづくりの進展に合わせた交通体系構築の取組を支援し、ニーズに応じた生活交通の確保を促します。

③ 公共交通の利用促進・利用価値の向上

- ・ モビリティ・マネジメント^{※1}の活用により県民一人ひとりの意識の変化を促しながら、市町村やNPO等と連携のうえ、公共交通の利用促進を図るとともに、観光面での誘客や公共交通のバリアフリー化等により利用価値の向上に努めます。

④ 沿岸地域の鉄道復旧支援☆

- ・ 三陸鉄道及びJR線の早期復旧に向け、鉄道施設の復旧に係る取組を支援していくとともに、運行再開までの間、他の交通手段による輸送が確保されるよう、代替輸送確保の取組を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

交通事業者は、経営改善の取組を行いながら、安全で安定した輸送サービスの提供に努めます。県民一人ひとりは、公共交通機関の積極的な活用に努めます。

市町村は、地域の実情に応じた交通体系の構築に関して、主体的な役割を担います。

県は、地域の生活を支える公共交通を維持・確保するため、市町村と連携しながら、広域的な交通基盤の維持・確保に努めます。

	(交通事業者)	(県民)	(市町村)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で、安定した輸送サービスの提供 ・ サービスの向上や経営改善の取組 ・ 利用促進策の展開による利用の拡大 ・ バリアフリー化の推進 ・ 被災地の状況等に応じた輸送サービスの提供 ・ 三陸鉄道、JR線の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスや鉄道などの公共交通機関の積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村内のバス路線の維持・確保 ・ コミュニティバス等の地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築 ・ 仮設住宅の状況等に応じた交通確保 ・ 県と連携した三陸鉄道、I G Rいわて銀河鉄道への支援 ・ 公共交通の利用促進 ・ 公共交通のバリアフリー化の支援 ・ 三陸鉄道・JR線の復旧に向けた支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なバス路線及び三陸鉄道、I G Rいわて銀河鉄道の維持・確保に係る支援 ・ バス事業者、三陸鉄道、I G Rいわて銀河鉄道の経営改善やサービス向上の取組への支援 ・ 地域の実情に応じた市町村内の交通体系構築の支援 ・ 公共交通の利用促進 ・ 公共交通のバリアフリー化の支援 ・ 沿岸地域の仮設住宅の状況等に応じた交通確保の支援 ・ 三陸鉄道・JR線の復旧に向けた支援 		

※1 モビリティ・マネジメント

直接、個人に対して移動方法に関する各種情報（環境への影響や健康との関連、公共交通の便利な使い方など）を提供して、主にクルマ利用から公共交通利用に誘導する交通施策。

情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進

1 みんなで目指す姿

情報通信基盤(ブロードバンド^{※1}、地上デジタルテレビ放送、携帯電話)が充実し、多くの県民が生活の様々な場面において、情報通信技術(ICT^{※2})を利活用しています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎ インターネット利用率	68.5%	69.1%	69.7%	70.3%	71.0%
【目標値の考え方】 本県の、1年間にインターネットを1回以上利用する人の割合を、平成22年度の北海道・東北平均(約71%)まで伸ばすことを目指し、インターネット利用率を、毎年度約0.6%ずつ引き上げることを目標とするもの。					

現状

- これまで、本県の情報化を進める上での基本指針である「イーハトーブ情報の森」構想(平成10～22年度)及び「岩手県高度情報化アクションプラン2010」(平成19～22年度)に基づいた取組を行ってきましたが、更なる情報化の推進のため、今後、情報化に関する新たなプランを策定する必要があります。
- 東日本大震災津波により被災した情報通信基盤の早期復旧を図る必要があります。また、県内の光ファイバ加入可能世帯率は約8割であり、市町村の意向に沿った計画的な整備の促進が必要です。
- 市町村が解消を要望している携帯電話不感地域の解消率は約8割であり、引き続き解消を促進する必要があります。
- 高齢化の進行等により、本県のブロードバンド世帯普及率やインターネット利用率は未だ低い状況にあることから、引き続き、多くの県民がICTを利活用できる環境の整備を進める必要があります。
- 地上デジタル放送への完全移行に対応し、辺地共同受信施設^{※3}の改修促進と、新たな難視^{※4}地区対策の促進が必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

県と市町村とが連携し、通信事業者や国への働きかけを行いながら、被災した情報通信基盤の早期復旧を図るとともに、引き続き、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備による高度化や、携帯電話不感地域の解消等を進めます。

また、ICTを活用した県民サービスの拡充を図るため、有識者等の知見を活用し、医療・福祉、産業等様々な分野における更なるICT利活用を推進します。

主な取組内容

① ブロードバンド基盤の復旧と整備

- ・ 国の支援制度の活用や関係者間の調整を図ることにより、被災したブロードバンド基盤の早期復旧に向けた市町村の取組を支援します。
 また、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤が未整備である地域について、地元市町村の意向を踏まえ、通信事業者に整備を働きかけるとともに、市町村と連携して計画的な整備を

促進します。

② 携帯電話不感地域の解消

- ・ 携帯電話不感地域のサービスエリア化に向けた課題及び条件を把握し、関係者間の調整を図ることにより、不感地域解消を促進します。

③ ICT利活用による地域活性化

- ・ ICT利活用推進に係る新たなプランを策定し、ICTを利活用した県民サービスの提供を推進するとともに、市町村との協働により作成した「市町村別ブロードバンド利活用工程表^{※5}」に基づき、市町村におけるICTを利活用した住民サービスの提供を促進します。
- ・ 学識経験者やサービス提供事業者等の知見を活用し、医療・福祉、産業等様々な分野におけるICT利活用を促進します。
- ・ 先進的なICT利活用の取組を行う市町村を積極的に支援し、その成果を普及します。
- ・ 利用可能なサービスについて、セミナーの開催等により県民への普及啓発を行います。
- ・ 地域でICT利活用をけん引する人材の発掘やネットワーク化を促進し、地域のICT利活用支援態勢の構築を図ります。
- ・ 防災・地域情報提供の重要なツールでもある地上デジタル放送への完全移行に対応し、残る辺地共同受信施設の改修及び新たな難視地区の対策を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

情報通信基盤整備は、通信事業者が主体的に行うべきものですが、採算面から通信事業者による整備が進まない地域においては、市町村が公設民営方式^{※6}により整備を行う必要があることから、県は、国や通信事業者との調整を図りながら、市町村による、情報通信基盤の復旧や、超高速ブロードバンド基盤の整備による高度化等の取組を支援します。

ICT利活用の促進のためには、県民・NPO、事業者及び行政等の各主体が、ICTの有用性を認識し、それぞれの立場で積極的にICTを活用したサービスを提供・利用することが必要です。

このため、県においては、県民サービスにICTを積極的に取り入れるとともに、市町村の先進的な取組の支援や普及に取り組みます。

	(事業者)	(市町村)	(国)	(県民・NPO)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信事業者単独及び補助事業による情報通信基盤の整備 ・ 県及び市町村への助言 ・ ICTを利活用したサービスの提供 ・ 住民への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信事業者への働きかけ ・ 公設民営方式による情報通信基盤の復旧・整備 ・ 国への支援制度拡充の提言 ・ ICTを利活用した住民サービスの提供 ・ 地域のICT利活用支援態勢の構築 ・ 住民への普及啓発 ・ 辺地共同受信施設組合の取組への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援制度の拡充 ・ 通信事業者及び放送事業者の指導 ・ 地上デジタルテレビ放送への完全移行対策の推進 ・ 住民への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット等を活用して情報収集や情報発信等を行うための知識や技能の向上 ・ ICTを利活用したサービスの積極的な活用
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国への支援制度拡充の提言 ・ 通信事業者及び放送事業者への働きかけ ・ 市町村への人的・財政的支援 ・ ICTを利活用した県民サービスの提供 ・ 地域のICT利活用支援態勢構築支援 ・ 県民への普及啓発 			

関連する計画

- ・ いわてICT利活用推進プラン(仮称) (平成24年度策定予定 期間：平成24～26年度)

政策項目 No. 42 情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進

- ※1 ブロードバンド
高速・大容量通信のこと。
- 2 ICT (Information and Communication Technology)
情報や通信に関する技術の総称。ITに代わる表現として広く用いられている。
- 3 辺地共同受信施設
地形的にテレビ電波を良好に受信できない場合に、共同でアンテナを設置して各戸にケーブルを引き込み、テレビを視聴するための施設。
- 4 新たな難視
アナログ放送は中継局から直接受信可能であったが、地上デジタルテレビ放送はこの方法での受信が困難となること。
- 5 市町村別ブロードバンド利活用工程表
市町村施策へのICT利活用を着実に推進するため、県と市町村が協働して策定した工程表。
- 6 公設民営方式
行政が整備し、民間が運営する方式。

【巻末資料】 目指す姿指標一覧表

基本政策	政策項目	指標名	単位	現状値 (H22)	年度目標 (H23)	年度目標 (H24)	年度目標 (H25)	計画目標値 (H26)	
Ⅰ 産業・雇用	1 国際競争力の高いものづくり産業の振興	1 ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	㉑11,779	㉒13,500	㉓13,000	㉔14,000	㉕15,300	
		2 食産業の振興	億円	㉑3,594	㉒3,313	㉓2,874	㉔3,195	㉕3,426	
	3 観光産業の振興	3 水産加工品製造出荷額	億円	㉑741	㉒683	㉓36	㉔296	㉕467	
		4 宿泊客数	万人	533.6	480.2	497.5	515.4	540.0	
		5 観光客入込数※12月上旬確定予定	万人	2,895.6	1,737.4	2,060.5	2,443.8	2,898.3	
	4 地場産業の振興	6 外国人宿泊客数	万人	8.3	1.3	2.4	4.4	8.3	
		7 伝統産業に係る製造品出荷額	億円	㉑24.4	㉒25.0	㉓25.5	㉔26.0	㉕26.5	
	5 次代につながる新たな産業の育成	8 製造業の従業員一人当たり粗生産付加価値額	万円	㉑720	㉒748	㉓776	㉔804	㉕832	
	6 商業・サービス業の振興	9	現在検討中						
		10 沿岸市町村 被災商業・サービス業者の営業再開率	%	-	51.8	70	75	80	
	6 ② 中小企業の経営力の向上	11 法人県民税における法人税納付事業者(黒字企業)の割合	%	30	30	30	31	32	
		12 沿岸地域における被災企業の事業再開率	%	-	61	65	71	80	
	7 海外市場への展開	13 東アジア地域への県産品(地場産品)輸出額	億円	13.4	5.7	6.9	10.2	13.5	
		14 外国人宿泊客数【再掲】	万人	8.3	1.3	2.4	4.4	8.3	
	8 雇用・労働環境の整備	15 求人不足数	人	18,934	20,250	18,500	16,750	15,000	
		16 離職者等の職業訓練受講者の就職率	%	61.9	65.0	66.0	66.0	67.0	
Ⅱ 農林水産業	9 農林水産業の未来を拓く経営体の育成	17 認定農業者等への農地集積面積	ha	81,735	83,000	85,000	87,000	89,000	
		18 地域けん引型林業経営体等により施策が集約化された森林経営面積	ha	80,812	84,000	140,000	195,000	235,000	
		19 養殖ワカメ経営体当たりの養殖施設数	台	7.8	4.4	6.8	8.7	8.7	
	10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	20 農業産出額	億円	㉑2,395	2,425	2,450	2,475	2,500	
		21 林業産出額	億円	㉑195	167	180	195	198	
		22 漁業生産額	億円	㉑399	140	250	310	330	
	11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大	23 6次産業化による販売額	億円	129	131	139	147	156	
		24 農林水産物の輸出額	億円	15	3	4	7	10	
		25 水産加工品製造出荷額	億円	㉑741	36	296	467	689	
	12 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立	26 農産物の加工等に取り組む個人や組織の数	経営体	439	445	460	475	490	
27 地域協働による保全活動の協定数		協定	595	606	626	636	646		
28 被災集落排水処理施設復旧率(復旧した施設数/被災した施設数)		%	-	0	57	100	100		
13 環境保全対策と環境ビジネスの推進	29 環境保全型農業に取り組む産地数(米及び野菜)	産地	33	40	50	60	71		
	30 産業分野の木質バイオマス導入事業者数	事業者	7	9	11	13	15		
Ⅲ 医療・子育て・福祉	14 地域の保健医療体制の確立	31 病院勤務医師数(人口10万人当たり)	人	㉑114.3	-	120.4	-	123.6	
		32 県立病院救急患者総数のうち当日帰宅措置患者の割合	%	78.3	77.9	77.6	77.3	76.9	
		33 就業看護職員数(常勤換算)	人	15,704.4	16,592.5	16,751.3	16,907.5	17,027.5	
		34 がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する男性の数(人口10万人当たり)	人	350.9	346.0	341.9	337.8	333.7	
		35 がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する女性の数(人口10万人当たり)	人	172.2	171.3	169.0	166.7	164.4	

基本政策	政策項目	指標名	単位	現状値 (H22)	年度目標 (H23)	年度目標 (H24)	年度目標 (H25)	計画目標値 (H26)	
Ⅲ 医療・子育て・福祉	15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備	36 合計特殊出生率	-	1.39	1.39	1.39	1.39	1.39	
		37 放課後児童クラブの設置数	箇所	275	279	283	287	290	
		38 「いわて子育て応援の店」協賛店舗数(累計)	店舗	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	
	16 福祉コミュニティの確立	39 地域福祉計画策定市町村数	市町村	13	16	19	21	23	
		40 元気な高齢者の割合	%	99.4 (H22未暫定)	99.4	99.4	99.4	99.4	
		41 地域密着型サービス拠点数	箇所	240	279	291	303	316	
		42 障がい者のグループホーム等利用者数	人	1,291	1,608	1,700	1,800	1,900	
		43 自殺者数(人口10万人当たり)	人	32.2	30.6	29.0	27.4	25.8	
	Ⅳ 安全・安心	17 地域防災力の強化	44 自主防災組織の組織率	%	73.6	76.5	79.3	82.2	85.0
		18 安全・安心なまちづくりの推進	45 人口10万人当たりの犯罪発生件数	件以下	552.0	550.0	540.0	530.0	520.0
46 年間交通事故死者数			人以下	67	(調整中)	(調整中)	(調整中)	(調整中)	
19 食の安全・安心の確保		47 営業施設のうち重点対象施設に対する岩手版HACCPの導入割合	%	31.3	35	40	45	50	
20 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化		48 元気なコミュニティ特選団体数	団体	97	97	110	120	130	
21 多様な市民活動の促進		49 NPO法人数(累計)	法人	349	365	383	401	419	
22 青少年の健全育成		50 いわて希望塾参加者数(累計)	人	125	290	460	630	800	
		51 メディア対応能力養成講座参加者数(累計)	人	156	320	480	640	800	
23 男女共同参画の推進		52 共働き世帯における女性の家事労働時間に対する男性の家事時間の割合	%	30.8	32.5	35.0	37.5	40.0	
		53 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合	%	50.0	56.0	62.0	68.0	74.0	
		54 DV相談員研修会参加者数	人	68	-	50	50	50	
Ⅴ 教育・文化		24 家庭・地域との協働による学校経営の推進	55 学校評価(自己評価及び学校関係者評価)結果等を踏まえて学校運営の改善に具体的に取り組んでいる学校の割合	%	②58	63	65	69	74
			56 「いわての復興教育」を学校経営計画等に位置付けて取り組んでいる学校の割合	%	-	-	70	80	100
	25 児童生徒の学力向上	57 学習定着度状況調査及び基礎力確認調査において、「授業の内容がわかる」と答えた児童生徒の割合	%	64	64	65	66	67	
	26 豊かな心を育む教育の推進	58 自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合	%	56	57	58	59	60	
		59 「人が困っているときは、進んで助けている」と答えた児童生徒の割合	%	78	79	80	81	82	
	27 健やかな体を育む教育の推進	60 児童生徒の「体力・運動能力調査」の全国平均値以上の項目割合(小・中学校全学年)	%	73.6	74.0	76.0	78.0	80.0	
		61 児童の「定期健康診断」の肥満度が正常の範囲内と判定される児童の割合(小学校全学年)	%	87.4	87.8	88.2	88.6	89.0	
	28 特別支援教育の充実	62 作成が必要な全ての児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合	%	38	53	68	84	100	
		63 特別支援学校高等部の就職希望者のうち、就職を達成した生徒の割合	%	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	
	29 生涯を通じた学びの環境づくり	64 生涯学習リーダー登録者数(累計)	人	614	630	660	690	720	
	30 高等教育の連携促進と機能の充実	65 県内市町村が高等教育機関と連携して行っている取組の件数(累計)	件	32	35	38	41	44	
	31 文化芸術の振興	66 県内の公立文化施設における催事数	件	(調査中)	H22×0.80	H22×0.90	H22×0.95	H22×1.00	
		67 民俗芸能ネットワーク加盟団体数	団体	343	350	360	370	380	

基本政策	政策項目	指標名	単位	現状値(H22)	年度目標(H23)	年度目標(H24)	年度目標(H25)	計画目標値(H26)	
V 教育・文化	32 多様な文化の理解と交流	68 多文化共生サポーター登録者数(累計)	人	310	335	360	380	400	
		69 外国文化紹介事業実施市町村数(累計)	市町村	10	16	22	28	33	
	33 豊かなスポーツライフの振興	70 スポーツ実施率(週1回以上のスポーツ実施率)	%	38.1	43	46	49	52	
VI 環境	34 地球温暖化対策の推進	71 再生可能エネルギーによる電力自給率	%	18.1	18.4	18.7	19.0	22.7	
		72 一世帯当たり年間二酸化炭素排出量(自動車を除く)	トン	⑳4.7	㉑4.6	㉒4.5	㉓4.4	㉔4.3	
	35 循環型地域社会の形成	73 産業廃棄物最終処分量	千トン	㉑64.0	㉒61.7	㉓59.4	㉔57.1	㉕54.8	
		74 一般廃棄物最終処分量	千トン	㉑49.9	㉒48.3	㉓46.7	㉔45.1	㉕43.5	
		75 県民一人1日当たりごみ排出量	グラム	㉑922	㉒912	㉓902	㉔892	㉕882	
	36 多様で豊かな環境の保全	76	現在検討中						
		77 大気の大気中の二酸化炭素等環境基準達成率	%	100	100	100	100	100	
78 公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率		%	95.6	96.5	96.5	96.5	96.5		
VII 社会資本・公共交通・情報基盤	37 産業を支える社会資本の整備	79 内陸部と沿岸部を結ぶルートなどにおける都市間平均所要時間(内陸部～沿岸部(7ルート))	分	98	98	95	95	94	
		80 内陸部と沿岸部を結ぶルートなどにおける都市間平均所要時間(沿岸部の都市間(3ルート))	分	70	70	70	69	69	
		81 高規格幹線道路等のインターチェンジに30分以内で到達可能な人口の割合	%	64.7	64.7	65.9	65.9	65.9	
		82 港湾取扱貨物量	万トン	556	170	230	340	450	
		83 いわて花巻空港の航空機利用者数	千人	251	283	299	344	404	
38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備	84	現在検討中							
	85 河川整備率	%	47.9	48.0	48.1	48.2	48.3		
	86 土砂災害のおそれがある区域に立地する災害時要援護者関連施設の土砂災害警戒区域等指定率	%	30.0	47.0	65.0	83.0	100.0		
	87 通学路(小学校)における歩道整備率	%	73.7	73.9	74.1	75.0	75.6		
39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	88 水洗化人口割合	%	㉑61.9	66.1	67.7	69.3	70.9		
	89 県内の主要交差点における混雑多発箇所解消・緩和率	%	38.9	41.7	44.4	47.2	50.0		
	90 景観づくりに取り組む住民団体数(累計)	団体	29	29	31	33	35		
	91 災害公営住宅等への入居希望者に対する住宅供給割合(累計)	%	-	0	20.0	60.0	80.0		
40 社会資本の維持管理と担い手の育成・確保	92 予防保全型の修繕が必要な橋梁の修繕率	%	17	24	37	49	62		
	93 社会資本の維持管理を行う協働団体数	団体	326	343	352	362	372		
	94 経営革新アドバイザー派遣企業数	社	38	48	58	68	78		
41 公共交通の維持・確保と利用促進	95 三セク鉄道・バスの一人当たり年間利用回数	回	20.8	20.4	20.4	20.6	20.8		
42 情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進	96 インターネット利用率	%	68.5	69.1	69.7	70.3	71.0		

岩手県政策地域部政策推進室

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

TEL019-629-5508 FAX019-629-5254

<http://www.pref.iwate.jp/>